伊勢市史

第一巻　古代編

新殿と古殿が並ぶ遷宮直前の内宮（昭和48年10月　神宮司庁提供）

近江国
尾張国
美濃国
三河国
伊賀国
伊勢湾
伊勢国
大和国
志摩国
紀伊国
熊野灘
宮川
五十鈴川
外城田川
勢田川
島路川
朝熊ヶ岳
ア 皇大神宮(内宮)
イ 豊受大神宮(外宮)
ウ 伊雑宮
エ 瀧原宮
オ 倉宮跡
カ 滝宮跡
現在の伊勢市域
伊勢市域拡大図

発刊のことば

このたび、「伊勢市史」の第四回配本として「第一巻古代編」を刊行することとなりました。これも皆様の温かいご支援、ご協力の賜と深く感謝申し上げる次第です。

伊勢市は「お伊勢さん」のあるまちとして全国的にも知られており、「神宮」とともに発展してきたまちであります。神宮がこの地に鎮座して以来、都市の形態が形成されてきました。まちの成り立ちとその後の拡がりには神宮が密接に関連しており、まちの歴史を考える上で殊に古代においては神宮抜きには語れないものです。また、古代における当地域の政治行政範囲は、現在の市域とは異なっており、神宮を中心としたその圏域はさらに広範なものに及びます。このため、本書では広い範囲で捉え、部分的に市外にも記述が及んでいます。

この「古代編」をより多くの皆様にご愛読、ご活用いただくことで、伊勢のまちの歴史を深くご理解いただき、さらなる市勢の発展に寄与することを切望いたします。また、伊勢市の古代史のみならず日本史全体の研究に役立てていただけますならば、幸甚に存じます。

最後に、本巻の刊行にあたり、調査・資料の提供などにご協力いただきました多くの皆様に対し、心からお礼を申し上げますとともに、市史の刊行にご尽力いただきました伊勢市史編さん委員、精力的に調査活動に携わり、執筆・編集にあたられました、専門委員会委員及び専門部会委員の方々に深く感謝を申し上げます。

平成二十三年　三月

伊勢市長　鈴木健一

凡　例

一、本巻は『伊勢市史』全八巻のうち、第一巻となる「古代編」であり、平安時代末までの伊勢市域の歴史を扱った。また、地域的関連上、広く三重県下にわたっても言及している。

一、人名の敬称は省略した。

一、文中の年代表記は、原則として和年号を用い、適宜西暦を（　）に補った。

一、引用史料、参照史料については、（　）を付けて出典を記した。

一、史料中に使用される歴史的な用語や用字については、できるだけそのまま表記した。

一、本巻の執筆は、論説並びに史料等を皇學館大学名誉教授・渡辺寛、年表を同大学助教・大平和典が担当した。そのほか、協力者については巻末に示した。

伊勢市史　第一巻　古代編　目　次

伊勢市長　鈴木健一

口絵
発刊のことば
凡例
論説
一、伊勢神宮の創祀……7
二、神宮式年遷宮制の成立……29
三、律令制と伊勢神宮……37
四、神宮諸宮社の来歴
1、大神宮……55
2、度会宮……77
3、荒祭宮……93
4、伊佐奈岐宮……97
5、月読宮……101
6、瀧原宮……107

7、高宮……114
8、磯神社……118
9、湯田神社……123
10、小俣神社……127
11、官舎神社……131

伊勢市関係古代年表……143

史料影印

一、皇大神宮儀式帳（神宮文庫蔵）……469
二、等由氣大神宮儀式帳（神宮文庫蔵）……707
三、延喜式　巻第四　伊勢大神宮（一條家旧蔵）……809
附、影印史料解題（皇大神宮儀式帳・等由氣大神宮儀式帳・延喜式）……843

あとがき……847
伊勢市史古代編協力者……848
伊勢市史編さん関係者……848
付録〔ＣＤ－ＲＯＭ〕（史料影印は、版権上の都合により収録していない。）……848

論

説

一、伊勢神宮の創祀

現在につながる伊勢市の歴史は、伊勢神宮の創祀をもってはじまる。それはまたヤマト王権の形成、すなわち古代における日本国家の成立史と深い関係を有する。崇神・垂仁・景行天皇朝、三世紀半ばから四世紀前半のことであった。以下諸書（国家の正史である『日本書紀』、伊勢神宮の史料である『皇大神宮儀式帳』・『止由氣宮儀式帳』・『神宮雑例集』、斎部氏の語る『古語拾遺』など）にみえる伊勢神宮鎮座伝承の具体相をみてみよう。

○『日本書紀』の所伝

1、『日本書紀』崇神天皇五年、六年条

五年。国内多二疾疫一。民有二死亡者一。且大半矣。

六年。百姓流離。或有二背叛一。其勢難二以レ徳治一レ之。是以晨興夕惕。請二罪神祇一。先レ是。天照大神。倭大國魂二神。並二祭於天皇大殿之内一。然畏二其神勢一共住不レ安。故以二天照大神一。託二豊鍬入姫命一。祭二於倭笠縫邑一。仍立二磯堅城神籬一。神籬。此云二比莽呂岐一。亦以二日本大国魂神一。託二渟名城入姫命一令レ祭。然渟名入姫命髪落體痩而不レ能レ祭。

五年の国内に疾疫多く、民の死亡者が「且大半（ナカバニスギナントス）」という状況のもと、「六年、百姓流離（さすらえ）ぬ。」つまり、ボートピープルが出てきたと。生活が不安定になって、あるいは反乱をおこす者が出てきたと。「背叛（そむ）くもの有り」と。「或ひは徳を以て之を治め難し」。天皇の徳をもってもなかなか国内が安定

しない。「是を以て晨に興り夕に惕りて、神祇に請罪申す」。崇神天皇は朝早くから夜遅くまで国内が安定するように天神地祇に祈られた。

「是より先、天照大神、倭の大国魂の二の神を、天皇の大殿の内に並祭る」。天照大神は皇祖神である（天皇・皇室の祖先神。『日本書紀』のあるいは『古事記』の叙述は神の代から人の代へという世界観をもっている。天照大神の子孫が筑紫の日向の高千穂峯に天孫降臨してその子孫が天皇・皇室となったという構想になっている。その王権は神武東征という伝承にみられる如く、天照大神を奉じて九州から東遷、大和に入った）。倭の大国魂というのは、もともと大和、今の奈良県、そこの土地の神。祖先神の天照大神、もともとあった土地の神、両方を「天皇の大殿の内に並祭る」と。天皇の日常の住まいの中にお祀り申し上げたと。いま各家庭に神棚があり、各家庭の祭祀が行われることが連想される（平成二十二年秋、奈良県桜井市の纒向遺跡で検出された大きな建物跡、私は「大殿の内」とある崇神天皇の大殿―磯城瑞籬宮（『古事記』では師木水垣宮）―そのものであると考えている）。

「然るに其の神の勢ひを畏れて共に住むに安からず」。であるが、これまで、家の内で、日常の生活空間の中で一緒に神祭りもしてきたけれども、やはり粗末になっていると。そこで国が治まらないのではないか、そういうことを案じられて、「故に天照大神を以て、豊鍬入姫命を託けて、倭の笠縫邑に祭る」。そこで皇祖神の天照大神は、豊鍬入姫――この姫は崇神天皇の皇女――その皇女に託して、倭の笠縫邑という所へ、宮中から外に出して、天皇の大殿から倭の笠縫邑。笠縫邑がどこかというの

は議論がある。大和の桜井市三輪の大神神社、三輪山の裾野の山の辺の道沿いを北上して、石上神宮へ続くその中間くらいの所の「檜原神社」に比定されている。いま大神神社の摂社、東から大和盆地を展望する好地に位置する。ただしもう一つ有力なのは、磯城郡田原本町秦庄（近鉄京都線笠縫駅の近く、旧笠縫村）の「笠縫神社」、大和盆地の中央部に位置する。いずれにしても天皇の日常の生活空間から治世下の大和の地に出たことに意味がある。天照大神の神威は皇室内の神から大和の神へ拡大したと読むべきであろう。

その祭りの形は、「仍りて磯堅城の神籬」、「神籬」と書いて「ひほろぎ」「ひもろぎ」と読ましている。「磯堅城の神籬を立てて」、「神籬、此れを比莽呂岐と云ふ」、と『日本書紀』の音注が付されている。「磯堅城神籬」というものを立てて祀らしめた。「磯堅城」、この「堅」については校訂上議論がある。「堅」がなければ「磯城」の神籬、「シキ」というのは地名である。「大和国磯城郡」。古代以来今も磯城郡は続いている（その磯城郡に存在するのが纒向遺跡である）。『日本書紀』と同様の伝承を語る『古語拾遺』も「磯城神籬」とあるので、崇神天皇の宮室は「磯城の瑞籬宮」であり、「堅」はない方がいいという議論がある。しかし、『日本書紀』の写本のほとんど「堅」は必ず存する。「磯堅城」というのは「立派な」「堅牢な」「しっかりした」というような意味であろう。

「亦日本の大国魂神を以て渟名城入姫命に託けて祭らしむ」、土地の神である倭の大国魂神については渟名城入姫という姫に――この姫も崇神天皇皇女――その人に託して祀らしめた。「然るに渟名入

姫命髪落ち體痩(やせかみ)て祭ふこと能はず」、ところが祀ることができなかった（ヤマト大国魂神のヤマトを、「日本」と書いたり「倭」と書いたり写本によって違うが同じこと）。ということは、これは、天照大神及び天皇の大和入り以前からの在地の土着の神は、天皇の皇女の奉斎を首肯しなかったということを意味する。すんなりとはいかなかった（結局、倭大国魂の神は大和の有力者・市磯長尾市をして祀らしむることとなる―『日本書紀』崇神天皇七年八月条―）。これは天皇を中心とする初期ヤマト王権が大和盆地を一つの政治的共同体すなわち古代国家を形成する時の実態を――表現はやや神話的表現・説話的表現であるが――反映した伝承と考えられる。

ともかく、この「倭笠縫邑」に祀った「磯堅城神籬」、これこそ原伊勢神宮、プロト伊勢神宮というべきであろう。神まつりをする祭場施設として、神代紀を除いて文献上の初見史料である。「磯堅城の神籬」こそは「神社の原型」と考えられる。

さて、ここにみえる「神籬」というのはどういうものか。これは神の「依代(よりしろ)」をさすものであり具体的には「玉串」であろう。社殿が形成される以前の日本の神社の原型（祭祀の場、施設）は、「神籬(ひもろぎ)」・「磐座(いわくら)」・「磐境(いわさか)」等と称されるが、それは、樹木であったり岩石であったり聖域であったりする。高天原にまします天神が時に応じて降臨する神の依り代である。

崇神天皇は、磯城の瑞籬宮において皇祖神を祭りつつヤマトの地を経綸していたが、祭政を分離し、「政(まつりごと)」は宮室で、「祭(まつりごと)」は宮室の外のヤマトの笠縫邑で、自らの分身ともいうべき皇女の豊鍬入姫

にその祭祀を託された。

崇神天皇紀には、天照大神の奉斎記事に続いて、王権の拡充記事が多い。

2、『日本書紀』崇神天皇七年十一月己卯条

十一月丁卯朔己卯。命二伊香色雄一而以二物部八十手所作祭神之物一。即以二大田田根子一。為下祭二大物主大神一之主上。又以二長尾市一。為下祭二倭大国魂神一之主上。然後卜祭二他神一吉焉。便別祭二八十万群神一。仍定二天社。国社。及神地。神戸一。於レ是疫病始息。国内漸謐。五穀既成。百姓饒之。

大物主大神（三輪大神）は大田田根子、倭大国魂神は長尾市をして主（かむぬし）とし、また八十万群神を祭って、天社・国社、神地・神戸の制を定め、祭事を整備しつつ政事を推進している。

3、『日本書紀』崇神天皇十年九月甲午条

九月丙戌朔甲午。以二大彦命一遣二北陸一。武渟川別遣二東海一。吉備津彦遣二西道一。丹波道主命遣二丹波一。因以詔之曰。若有下不レ受レ教者上。乃挙レ兵伐之。而共授二印綬一為二将軍一。

大彦命（おおひこ）以下のいわゆる四道将軍派遣記事である。大和を基点に王権の伸長拡大を伝えるものである。

4、『日本書紀』崇神天皇六十年七月己酉条

六十年秋七月丙申朔己酉。詔二群臣一曰。武日照命。一云。武夷鳥。又云。天夷鳥。従レ天将来神宝。蔵二于出雲大神宮一。是欲レ見焉。則遣二矢田部造遠祖武諸隅一。一書云。一名大母隅也。而使レ献。（以下略）

いわゆる出雲の神宝検校の問題である。ヤマト王権は、西方出雲まで進出のきざしをみせている。

磯城の瑞籬宮に宮室をもつ崇神天皇朝は、シキからヤマトへ、さらに四道から出雲へ王権の伸長拡大がみられるが、その最初に皇祖神天照大神の祭場がシキの宮室からヤマトの国中に遷すことからはじまっているのは暗示的である。崇神天皇の次は垂仁天皇である。磯城の「纏向（まきむく）の珠城宮（たまきのみや）」に都して、その志向は前代を継承発展して治世のエリアはさらに拡がる。

5、『日本書紀』垂仁天皇二十五年二月甲子条

廿五年春二月丁巳朔甲子。詔二阿倍臣遠祖武渟川別一。和珥臣遠祖彦国葺一。中臣連遠祖大鹿嶋一。物部連遠祖十千根一。大伴連遠祖武日一。五大夫一曰。我先皇御間城入彦五十瓊殖天皇（崇神天皇）。惟作レ聖。欽明聡達。深執二謙損一。志懐二沖退一。綱二繆機衡一。礼二祭神祇一。剋レ己勤レ躬。日慎二一日一。是以人民富足。天下太平也。今当二朕世一。祭二祀神祇一。豈得レ有レ怠乎。

垂仁天皇は、王権を支える五大夫（阿倍・和珥（わに）・中臣・物部・大伴）を前に前代を継承して、「朕が世に当りても神祇を祭祀（いはいまつる）こと、あに怠ること有るを得んや」と詔し、続いて

6、『日本書紀』垂仁天皇二十五年三月丙申条

三月丁亥朔丙申。離二天照大神於豊耜入姫命一。託二于倭姫命一。爰倭姫命求下鎮二坐大神一之処上。而詣二菟田筱幡一。筱。此云二佐佐一。更還之入二近江国一。東廻二美濃一到二伊勢国一。時天照大神誨二倭姫命一曰。是神風伊勢国。則常世之浪重浪帰国也。傍国可怜国也。欲レ居二是国一。故隨二大神教一。其

祠立二於伊勢国一。因興二斎宮于五十鈴川上一。是謂二磯宮一。則天照大神始自レ天降之処也。一云。天皇以二倭姫命一為二御杖一。貢二奉於天照太神一。是以倭姫命以二天照太神一。鎮二坐於磯城厳橿之本一而祠之。然後随二神誨一。取二丁巳年冬十月甲子一。遷二于伊勢国渡遇宮一。是時倭太神。著二穂積臣遠祖大水口宿祢一。而誨之曰。太初之時期曰。天照大神。悉治二天原一。皇御孫尊。専治二葦原中国之八十魂神一。我親治二大地官一者。言已訖焉。然先考御間城天皇。雖レ祭二祀神祇一。微細未レ探二其源根一。以粗留二於枝葉一。故其天皇短レ命也。是以。今汝御孫尊。悔二先皇之不及一而慎祭。則汝尊寿命延長。復天下太平矣。時天皇聞二是言一。則仰二中臣連祖探湯主一而卜之。誰人以令レ祭二大倭大神一。即渟名城稚姫命食レ卜焉。因以命二渟名城稚姫一。定二神地於穴磯邑一。祠二於大市長岡岬一。然是渟名城稚姫命。既身体悉痩弱以不レ能レ祭。是以命二大倭直祖長尾市宿祢一。令レ祭矣。

「三月丁亥朔丙申、天照大神を豊耜入姫命に離ちまつりて」、「倭姫命（倭姫命は垂仁天皇皇女）に託けたまふ」。崇神天皇から垂仁天皇に替わり、崇神天皇の皇女の豊鍬入姫命から垂仁天皇の皇女の倭姫命にバトンタッチして、「爰に倭姫命、大神の鎮坐（しづめま）させむ処を求めて、菟田の筱幡に詣（いた）る。更に還りて近江国に入り、東の方美濃を廻りて伊勢国に到る」。倭姫命は（前代の「倭笠縫邑」を出発して）、より相応しい、天照大神をお祀りする場所を求めて、まず「菟田（ウダ）の筱幡（ササハタ）」（奈良県宇陀市榛原町鎮座の筱幡神社がその伝承地である）、磯城をすこし南下して東進すれば宇陀、さらに東進すれば伊賀、その伊賀を北進すれば近江となる（倭姫命のこの巡幸伝承については、のちに述べる『皇大神宮儀式帳』の記事が詳細で

あるが、そこでは宇陀→伊賀→近江と伝えている）。その近江を東進して美濃、美濃を南下すれば、伊勢となる。「伊勢国に到る」、伊勢国（いせのくに）は北は員弁郡から南は度会郡まで南北に長く伊勢湾西岸一帯である。「神風の伊勢国」、「常世（とこよ）の浪の重浪帰国（しきなみよするくに）」、「傍国（かたくに）の可怜国（うましくに）」、大和から東進すれば伊勢の海に接する傍国であるが、その空気も神気たちこめる清浄の地で、（豊饒な伊勢の海からは）幸いが次から次へと送り込まれるまことにすばらしい理想郷である。「是国に居らんと欲す」という天照大神の御意向によって、伊勢の地に鎮座されることになったと伝える。

そして次からいよいよ神宮鎮座伝承のクライマックスである。「其祠（ホコラ）を伊勢国に立つ」。前代（崇神天皇）の「神籬」ではなく「祠」、祠というのは構築物である。社殿を建立したと読むべきであろう。「因りて斎宮（イハヒノミヤ）を五十鈴の川上（ホトリ）に興つ」。「斎宮」は「イハヒノミヤ」あるいは「イツキノミヤ」と訓み、祭りの主が忌み籠りする宮、清浄な宮という意味である。それを五十鈴川のホトリ（川辺）に興した（川上は川の上流という意ではなく、川のホトリ）。「是を磯宮という」、「天照大神の始て天より降之処（クダリマス）也」。高天原におられる神が、天降ってこられ、いつもこの磯宮におられることになる。磯宮（イソノミヤ）、これは伊勢宮（イセノミヤ）、イソからイセの原表記であり、今の皇大神宮（内宮）につながる宮とみられる。

なお、先にふれたがこの天照大神を奉じての倭姫命の巡幸に先立ちて、「阿倍ノ武渟川別・和珥ノ彦国葺・中臣ノ大鹿嶋・物部ノ十千根・大伴ノ武日」の「五大夫」に、神祇の祭祀の重視という詔が下されてい

ること（4、垂仁天皇二十五年二月甲子条）、後に言及するが、伊勢神宮側の創祀伝承である『皇大神宮儀式帳』においては、「阿倍武渟川別命・和珥彦国葺命・中臣大鹿嶋命・物部十千根命・大伴武日命」の「五柱命」は、倭姫命巡幸の「御送駅使」を命ぜられていること、これらを合せ考えると、ヤマトからイセへの倭姫命巡幸には、五大夫とか五柱命と称される崇神天皇朝を支える有力氏族が深く関与していたことが明白である。

以上総括すれば、垂仁天皇紀二十五年条の伝承は、天照大神の神威が大和から近江・美濃をへて伊勢に及んだこと、すなわち、のちの律令制下の地域表記でいえば、畿内からさらにそれに接する東方の東山道から東海道の一部、伊勢湾西岸まで、ヤマト王権の版図が拡大したことを物語るものである。天照大神を奉じて倭姫命巡幸のかたちで伝えられる伊勢神宮の創祀伝承は、垂仁天皇朝におけるヤマト王権の東方進出を物語るものに他ならない。

その祭祀の形態も、倭笠縫邑の「磯堅城神籬」から伊勢の「祠・斎宮・磯宮」へ、すなわち、「神籬祭祀」から「社殿祭祀」へ移行し、天照大神の「始て天より降之処」としての「磯宮」（伊勢宮）は、天照大神の祭祀の拠点となったのである。それはまたヤマト王権のさらなる東方進出の拠点ともなる。

なお、垂仁天皇紀二十五年条には一云の異伝があり、天照大神の祭祀について、垂仁天皇は、倭姫命を御杖として天照大神に貢奉（たてまつり）て、「磯城厳橿之本（シキノイツカシノモト）」で祀らしめ、丁巳年（垂仁天皇二十六年にあたる）、「伊勢国の渡遇宮」に遷ったとある。「磯城厳橿之本」は、神籬祭祀のことであろうが、それが崇神

天皇朝ではなく、垂仁天皇朝とすること、伊勢へ遷った年を丁巳とし、本文の垂仁天皇二十五年（丙辰）と異なること、宮号名が「伊勢国渡遇宮」と表記されている点、注目に値する。渡遇宮は度会宮のこととここでは文献上、皇大神宮（内宮）と解さなければならない。

ともかく、垂仁天皇朝、天照大神の神威（ヤマト王権の版図）は、ヤマトの東方伊勢まで進出したが、西方は出雲に及ぶことが次に続く。

7、『日本書紀』垂仁天皇二十六年八月庚辰条

廿六年秋八月戊寅朔庚辰。天皇勅二物部十千根大連一曰。屢遣二使者於出雲国一。雖レ検二校其国之神宝一。無二分明申言者一。汝親行二于出雲一。宜二検校定一。則十千根大連校二定神宝一。而分明奏言之。仍令レ掌二神宝一也。

「廿六年秋八月戊寅朔庚辰、天皇、物部十千根大連に勅して曰く、屢使者を出雲国に遣はして、其の国の神宝を検校せしめむと雖も、分明申言す者無し。汝親ら出雲に行りて、宜しく検校へ定むべし。則ち十千根大連神宝を校へ定めて、分明に奏して言ふ。仍て神宝を掌らしむなり」。

物部十千根、物部氏はヤマト王権を支える有力なナンバー2とでもいうべき氏族である。もともと大和盆地は物部氏の祖、椎根津彦が支配する地域であった。いわゆる神武東征の、『日本書紀』の伝承によれば、神日本磐余彦尊が九州から東行して椎根津彦を制圧。それから以降は物部氏はヤマト王権を支える強力な軍事氏族である。その物部氏を出雲に派遣して出雲の神宝を検校せしめた。

ヤマト王権の出雲への進出はすでに前代の崇神天皇朝にそのきざしがみられたが（4、崇神天皇六十年七月己酉条）、この度は物部氏を派遣しての出雲の「神宝検校」、ヤマト王権による出雲支配である。

先にのべた伊勢神宮の創祀伝承と、この出雲の神宝検校の伝承を合せ考えると、垂仁天皇（活目入彦五十狭茅天皇）の時代（後に言及するが、三世紀後半から四世紀初頭と考えられる）、ヤマト王権は、畿内を中心に、東は伊勢地方、伊勢湾西岸にまで達し、西は中国地方、出雲あたりまでその勢力を伸ばしていたと読みとることができるであろう。

崇神天皇紀・垂仁天皇紀の次は、景行天皇紀である。

8、『日本書紀』景行天皇二十年二月甲申条

春二月辛巳朔甲申。遣二五百野皇女一令レ祭二天照大神一。

景行天皇紀には天皇即位後すぐより、紀伊へあるいは美濃へ幸して、その地の有力者の媛を娶る記事があり、「纒向の日代宮」に宮室を営まれるも、天皇自ら筑紫日向方面への大遠征、そして、その二十年、「五百野皇女」を天照大神の祭祀に遣わしたあと、日本武尊の熊襲平定、さらに東国遠征となる。

9、『日本書紀』景行天皇四十年十月癸丑条・戊午条

冬十月壬子朔癸丑。日本武尊発路之。

戊午。枉レ道拝二伊勢神宮一。仍辞二于倭姫命一曰。今被二天皇之命一。而東征将レ誅二諸叛者一。故

辞之。於レ是倭姫命取二草薙釼一。授二日本武尊一曰。慎之莫レ怠也。

熊襲征伐を成し遂げ、続いて東国平定を命ぜられた日本武尊は、その出発に際し、まず伊勢神宮に立ち寄り、倭姫命から草薙釼を授けられる記事である。その釼を持って東国に向かうのである。ここからおそらく伊勢湾を渡り、三河、遠江をへてであろう、駿河に至る。ここで草薙釼の威力が発揮され相模・上総・陸奥へと進軍する。

この日本武尊の東国平定のスタートが伊勢神宮であることが注目される。伊勢神宮はヤマト王権の東方進出の拠点であった。この度の日本武尊の東国平定には、吉備武彦・大伴武日らを従えての進軍であったが、一行はさらに常陸・甲斐へ、そこより大伴は武蔵・上野へ、吉備は越（こし）へ、日本武尊は信濃から美濃をぬけて近江に至らんとするも膽吹山の荒神（アラブルカミ）にさえぎられて、尾張に還る。大和へ帰らんとするも病を得て叶わず、伊勢の能褒野で身罷った。壮大な日本武尊の東国平定伝承である。

草薙釼は尾張の宮簀媛のもとにのこされ、景行天皇五十一年八月壬子条に、「日本武尊所レ佩草薙横刀（ツルギ）、是今在二尾張国年魚市（あゆち）郡熱田社一」と伝える。

日本武尊の東国平定、それは天照大神の祭祀に奉仕する倭姫命を通じて授けられた草薙釼を奉じての東進であった。それはまた、ヤマト王権の象徴的なレガリア、その権威の宣布であったともいえよう。八坂瓊曲玉（ヤサカニノマガタマ）・八咫鏡（ヤタノカガミ）・草薙釼（クサナギノ）、これらは天孫降臨の際、天照大神が皇孫瓊瓊杵尊（ニニギノミコト）に授けた三種の宝物（三種神器）であり皇位のレガリアである。（『日本書紀』神代下、天孫降臨の段、第一の一書）

以上、景行天皇紀の記事は、西は九州、東は今の関東地方、北は北陸道の越（こし）に及ぶヤマト王権の版図のさらなる拡大を伝える。

以上『日本書紀』の所伝では、崇神天皇朝に形成された初期ヤマト王権は、大和盆地を中心にほぼのちの畿内に及び、垂仁天皇朝には、畿内を中心に、東は伊勢・西は出雲、景行天皇朝には、伊勢を基点に西は九州、東は関東地方、北は北陸方面までその権威が及んでいたと読みとることができる。そして、その要所に天照大神の祭祀、伊勢神宮が登場することが注目されるのである。

○『皇大神宮儀式帳』の所伝

10、『皇大神宮儀式帳』天照坐皇太神宮儀式並神宮院行事条

天照坐皇太神。所称天照意保比流売命。

同殿坐神。二柱。坐二左方一。称二天手刀男神一。霊御形弓坐。坐二右方一。称二万幡豊秋津姫命一也。此皇孫之母。霊御形剣坐。

御坐地。度会郡宇治里。伊鈴河上之大山中。（中略）御形鏡坐。供奉行事。天照坐皇太神乃伊勢国度会郡宇治里。佐古久志留伊須々乃川上爾。御幸行坐時儀式。磯城嶋（崇神天皇）瑞籬宮御宇御間城天皇御世以往。天皇同殿御坐。而天皇御世爾。以二豊耜入姫命一。為二御杖代一出奉支。豊耜入姫命。御形長成支。以次纏向珠城宮（垂仁天皇）御宇活目天皇御世爾。倭姫内親王遠為二御杖代一斎奉支。美和乃御諸原爾造二斎宮一。

出奉斎始メ奉支。爾時倭姫内親王。太神乎頂奉弖。願給国求奉時爾。従二美和乃御諸宮一発弖。令レ出坐支。爾時御送駅使。阿倍武渟川別命。和珥彦国葺命。中臣大鹿嶋命。物部十千根命。大伴武日命。合五柱命等為レ使弖令レ入坐支。彼時。宇太乃阿貴宮坐只。次佐々波多宮坐只。其爾即大和国造等。神御田并神戸進只。次伊賀穴穂宮坐只。次阿閇柘植宮坐只。其爾即伊賀国造等神御田并神戸進支。次淡海坂田宮坐只。次美濃伊久良賀宮坐只。次伊勢桑名野代宮坐只。其宮坐時爾。伊勢国造遠祖。建夷方乎。汝国名何問賜。曰久。神風伊勢国止白支。即神御田并神戸進支。次河曲次鈴鹿小山宮坐支。彼時。川俣県造等遠祖。大比古乎。汝国名何問賜只。白久。味酒鈴鹿国止白支。其即神御田并神戸進支。次安濃県造真桑枝乎。汝国名何問賜支。白久。草蔭安濃国止白支。即神御田并神戸進支。次壱志藤方片樋宮坐只。其在阿佐鹿悪神平。駅使阿倍大稲彦命。即御共仕奉支。彼時。壱志県造等遠祖。建呰子乎。汝国名何問賜支。白久。完往呰鹿国止白只。即神御田并神戸進支。次飯高県造乙加豆知乎。汝国名何問賜只。白久。忍飯高国止白支。即神御田并神戸進支。而飯野高宮坐支。彼時。佐奈乃県造御代宿祢乎。汝国名何問賜支。白久。許母理国志多備乃国。真久佐牟気草向国止白久。即神御田并神戸進支。而多気佐々牟迺宮坐支。彼時。竹首吉比古乎。汝国名何問賜只。白久。百張蘇我乃国。五百枝刺竹田乃国止白支。即櫛田根掠神御田進支。次玉岐波流磯宮坐只。次百船乎度会国。佐古久志呂宇治家田田上宮坐支。爾時。宇治大内人仕奉。宇治土公等遠祖。大田命乎。汝国名何問賜支。是川名佐古久志留伊須々乃川止申。是川上好大宮地在申。即所見好大宮地定賜比支。朝日来

向国。夕日来向国。浪音不聞国。風音不聞国。弓矢鞆音不聞国止。大御意鎮坐国止悦給弖。太宮定奉支。（下略）

延暦二十三年（八〇四）撰進の『皇大神宮儀式帳』の伝える神宮創祀伝承はそれまでの1～9『日本書紀』の所伝と根本的に矛盾するところはないが、若干異なるところもある。紀との相違点をあげると、①『日本書紀』にみえる崇神天皇朝の倭笠縫邑における神籬祭祀のことはみえず、「天皇同殿御座」から「出奉支」とだけある。②垂仁天皇朝、「美和乃御諸原」に「斎宮」を造ったとあること。③倭姫命の巡幸には阿倍・和珥・中臣・物部・大伴の「五柱命」が「御送駅使」となっていること。④その巡幸が、『日本書紀』より詳細である。大和の宇太→伊賀→淡海→美濃→伊勢、紀にみえない伊賀がみえる。各地の国造・県造らの貢進記事がみられ、伊勢壱志では阿佐鹿悪神の抵抗を受け、それを阿倍氏が平定したこと。『儀式帳』の所伝は倭姫命の巡幸がヤマト王権の東方進出の平定事業であることを具体的に暗示している。⑤紀にみえる最終の「磯宮」が『儀式帳』では多気と宇治の途中に位置すること。⑥宇治では大田命が出迎えたこと。の六点に要約できる。

○『止由気宮儀式帳』の所伝

11、『止由気宮儀式帳』等由気太神宮院事

天照坐皇太神。始巻向玉城宮（垂仁天皇）御宇天皇御世。国国処々大宮処求賜時。度会乃宇治乃伊須々乃河上乃

大宮供奉。爾時大長谷天皇（雄略天皇）御夢爾誨覚賜天。吾高天原坐弖。見志真岐賜志処爾。志都真利坐奴。然吾一所耳坐波甚苦。加以大御饌毛安不二聞食坐一故爾。丹波国比治乃真奈井爾坐我御饌都神。等由気太神乎。我許欲止誨覚奉支。爾時天皇驚悟賜弖。即従二丹波国一令二行幸一弖。度会乃山田原。下石根爾宮柱太知立。高天原爾知疑高知弖。宮定斎仕奉始支。是以御饌殿造奉弖。天照坐皇太神乃朝乃大御饌。夕大御饌乎日別供奉。

『皇大神宮儀式帳』と同じく延暦二十三年（八〇四）撰進された止由気宮（豊受宮、度会宮、外宮）の『儀式帳』では、外宮の創祀の由来が伝えられている。雄略天皇朝に、天照大神の御饌都神として丹波国の比治の真奈井から度会の山田原に迎え、御饌殿を造って日毎朝夕大御饌を大神に供奉したとある。『日本書紀』には全くみえないところであるが、『太神宮諸雑事記』に、雄略天皇の「即位廿一年巳丁」のこととして、天照大神の託宣があり、それによって「丹波国与謝郡真井原」から「御食津神」として伊勢国度会郡沼木郷山田原にお迎えすることとなり、翌廿二年戊午七月七日に迎えたとある。

雄略天皇朝、伊勢神宮および伊勢国では平常ならざる事件がおきた。雄略天皇が泊瀬（はつせ）朝倉宮に即位後まもなく、稚足姫皇女（更名栲幡娘姫皇女（タクハタイラツヒメ））が「侍二伊勢大神祠一」ことになったが（『日本書紀』雄略天皇元年三月是月条）、この栲幡皇女は密通の嫌疑をかけられ、皇女は「妾不レ識也」として「神鏡」をもって「五十鈴河上」に行き、「埋レ鏡経（クビレ）死」という大異変が起きた（雄略天皇三年四月条）。また「伊勢朝日郎」が反乱をおこし、「伊賀青墓」で戦闘、結局物部目連がこれを退治するという事件もおき

ている（雄略天皇十八年八月戊申条）。外宮の創祀はこの事件と深く関係しているであろう。これらの事件は王権における伊勢神宮および、伊勢地方の希薄化を意味するが、これを強化せんとするのが、御食神の奉遷（外宮の創祀）である。

○『神宮雑例集』の所伝

12、『神宮雑例集』巻第一、第一御鎮座事付改二宮地一事条

太神宮。在二五十鈴ノ河上一。

皇太神宮并皇御孫命。筑紫日向襲高千穂槵触嶽爾天降坐須。爾時天児屋根命。国常立尊八世孫。中臣遠祖。天牟羅雲命。国常立尊十二世孫。度会神主遠祖。御共二奉仕一ル。

神武天皇以後九代之間者。皇太神乎天皇乃同宮内相殿令レ坐奉レ斎也。崇神天皇御代爾波。宮中大庭ニ穂椋ヲ作令二出坐一奉レ斎。皇女以二豊鋤入姫命一供奉。

垂仁天皇即位二十五年丙辰歳。五十鈴宮爾鎮リ御マス。于時国摩大鹿嶋命。天児屋命十世孫。中臣遠祖。天見通命。天児屋根命十二世孫。荒木田神主遠祖。大若子命。天牟羅雲命七世孫。度会神主遠祖。御共二供奉。

『神宮雑例集』は、平安時代末から鎌倉時代初期に伊勢神宮が編纂したもの。その最初に御鎮座の由来が記されている。「皇太神」（天照大神）の奉斎は崇神天皇の御代、「宮中の大庭」に「穂椋」を作り、それまでの「宮内の相殿」から「令二出坐一」て奉斎したとする。宮中の大庭に「穂椋（ホコラ）」を作っ

て奉斎という所伝は、先にあげた伊勢神宮の『儀式帳』にみえず、『日本書紀』の倭笠縫邑に「立二磯堅城神籬一」て祭ったという所伝とも異なる。

○『古語拾遺』の所伝

13、『古語拾遺』

（前略）至二于磯城瑞垣朝（崇神天皇）一漸畏二神威一。同レ殿不レ安。故更令下斎部氏率二石凝姥神裔。天目一箇神裔二氏一。更鋳レ鏡造上レ剱。以為二護身御璽一。是今践祚之日所レ献神璽鏡剱也。仍就二於倭笠縫邑一。殊立二磯城神籬一。奉レ遷二天照大神及草薙剱一。令二皇女豊鍬入姫命奉一レ斎焉。（中略）泊二于巻向玉城朝（垂仁天皇）一。令二皇女倭姫命天皇第二皇女。母皇后狭穂姫。奉一レ斎二天照大神一。仍随二神教一立二其祠於伊勢国五十鈴川上一。因興二斎宮一令二倭姫命居一焉。（中略）至二於纏向日代朝（景行天皇）一。令三日本武命征二討東夷一。仍枉レ道詣二伊勢神宮一。辞二見倭姫命一。以二草薙剱一授二日本武命一而教曰。慎莫レ怠也。（下略）

『古語拾遺』は大同二年（八〇七）、斎部広成が撰上した斎部（忌部）氏の伝承である。崇神天皇朝に、斎部氏が先導して、「鏡」を鋳し「剱」を造り、それを「護身御璽」としたという忌部氏独自の見解を載せるが、伊勢神宮の創祀に関しては、崇神・垂仁・景行天皇朝と『日本書紀』の所伝と大きく異なるところはないが、ただ表記上次の二点が異なる。①「立二磯城神籬一」の表記が紀の「立二磯

堅城神籬」と異なる。「磯城」か「磯堅城」かである。②垂仁天皇朝、伊勢に「祠」を立てるところで、『日本書紀』は「故隨二大神教一。其祠立二於伊勢国一。因興二斎宮于五十鈴川上一。是謂二磯宮一。」と記すところ、『古語拾遺』では「仍隨二神教一立二其祠於伊勢国五十鈴川上一。因興二斎宮一令二倭姫命居一焉。」とあり、ここに「磯宮」の字はみえない。『日本書紀』では「祠」・「斎宮」・「磯宮」は同一のものと解さざるを得ないが、『古語拾遺』では「祠」とは別に（倭姫命が忌みごもりする）「斎宮」を興（た）てた、とも解することができる。

以上、『日本書紀』や『皇大神宮儀式帳』以下諸書にみえる伊勢神宮創祀伝承を検討してきた。若干の出入はあるが、『日本書紀』を中心にその大筋を整理すれば、次の様になろう。崇神天皇朝までは、皇祖神（皇室の祖先神・天照大神）は、大和の宮室内、すなわち天皇の大殿のうちにお祭りしていたが、崇神天皇の御代に、それを宮室の大殿の外に祭りの場を設け、そこにしっかりした「神籬」を立て、その祭祀は天皇の皇女が斎き祭るようになった。さらに、次の垂仁天皇の御代になるとヤマト王権の東方進出に伴って伊勢国に「祠」を立てて、それが天照大神の常にまし坐す神の宮となった。すなわち、伊勢国宇治の五十鈴の川上（かはら）に皇大神宮が鎮座し、以後、ヤマト王権の皇祖神祭祀の中心となった。次の景行天皇朝においては、この伊勢の神宮はヤマト王権のさらなる東方進出の拠点となり、ヤマト王権確立の中心となった。のち、雄略天皇朝には、天照大神を支える御食神が丹波国より遷さ

れ、止由気宮（豊受宮、外宮）がつくられ、伊勢神宮はさらに拡充された。

最後に崇神天皇朝、垂仁天皇朝、景行天皇朝の実年代・絶対年代について言及しておかなければならない。『日本書紀』の紀年については讖緯説に立脚しているので、そこにみえる伝承の実年代は、『日本書紀』の世界だけでは確定できないことはいうまでもない。しかし崇神天皇については、『古事記』にその崩年干支「戊寅」が伝えられており、垂仁天皇については『住吉大社神代記』に「辛未」（『住吉大社神代記』には崇神天皇の崩年「戊寅」もみえる。）とあり、前者の「戊寅」は西暦二五八年、後者の「辛未」は西暦三一一年に比定できる（田中卓博士の説）。従うべき見解と考えるが、これによって、崇神天皇朝は三世紀の前半から半ばということになり、垂仁天皇朝は三世紀後半から四世紀初頭ということになる。また埼玉県行田市の稲荷山古墳出土の「辛亥銘鉄剣」の銘文は決定的に重要である。「辛亥年」（四七一）に象嵌されたこの鉄剣にはワカタケル大王（雄略天皇・倭王武）のもと「杖刀人首」として奉事した「ヲワケノオミ」の八代に及ぶ系譜が記されており、その八代前の上祖の名は「オホヒコ」とある。この「オホヒコ」は、『日本書紀』崇神天皇十年条に四道将軍の筆頭に記されている「大彦命」と解され、崇神天皇紀にみえる人物の実在が確認できる。また『日本書紀』による皇統譜の崇神天皇～雄略天皇は世代間で八代であり、オホヒコ系譜と矛盾するものではない。

伊勢神宮の創祀については、三世紀半ばの崇神天皇朝に起源をもち、伊勢の地への鎮座は垂仁天皇朝三世紀後半から四世紀初頭であったといえよう。

二、神宮式年遷宮制の成立

1、神宮の建物―唯一神明造・特に忌柱と棟持柱―

伊勢神宮の創祀は、ヤマト王権の形成過程と軌を一にしながら、三世紀半ばの崇神天皇朝にその起源をもち、伊勢の地への鎮座は垂仁天皇朝の三世紀半ば過ぎから四世紀初頭のことであった。『日本書紀』垂仁天皇二十年条にみえる伊勢の国に立てられた「祠・斎宮・磯宮」とはどのようなものであったか、どのような構築物（建物）であったかを考えてみたい。

伊勢神宮の建物（御社殿）は「神明造」、ただ一つしかないから「唯一神明造」ともいわれる。建築学上の特徴として「掘立柱」・「高床」・「千木」・「賢木」、「萱葺」で「棟持柱」を持っていることなどがあげられている（私は以上の外に「忌柱」―「心御柱」―が床下に立てられていることを特にあげておきたい）。

二十年に一度の式年遷宮を通じて現在に持続されているその建物は、次頁の図版（皇大神宮正殿）の様なものである。平面図の中央に柱、柱の印の○印、これは床上にはでておらず床下に立てられている。「忌柱」、「心御柱」である。建築の構造上は意味をもたないが、これが大きな意味をもつと私は考えている。そして両脇に棟を支える「棟持柱」を有する。棟持柱をもつ建物は同じく次頁以下の伝香川県出土の「銅鐸」、奈良県唐古遺跡出土の絵画土器にみえ、さらに次々頁の鹿児島県鹿屋市の王子遺跡の建物群のなかにもみられる（建物群の中心に、両脇に棟持柱をもつ建物がある。建物25）。この銅

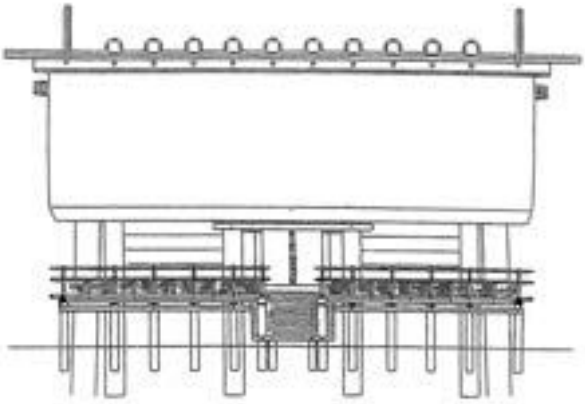

正　面

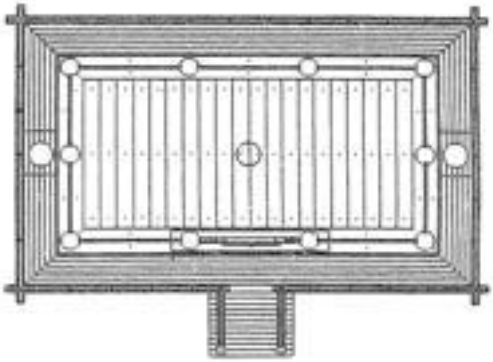

平　面

□ 皇大神宮正殿(神明造)

□ 唐古遺跡(奈良県)出土土器

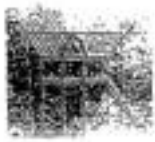

□ 銅鐸(伝香川県出土)

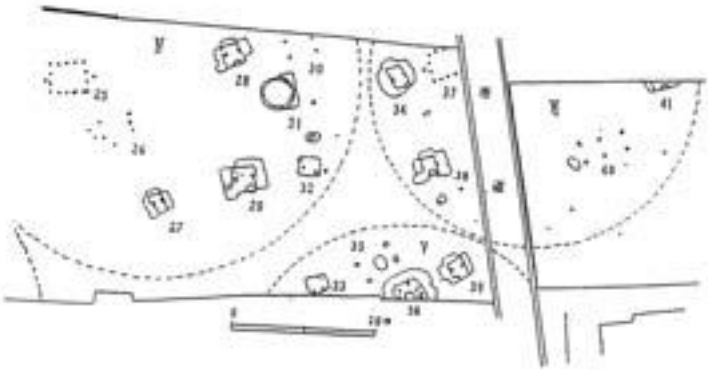

□ **王子遺跡**（鹿児島県鹿屋市）

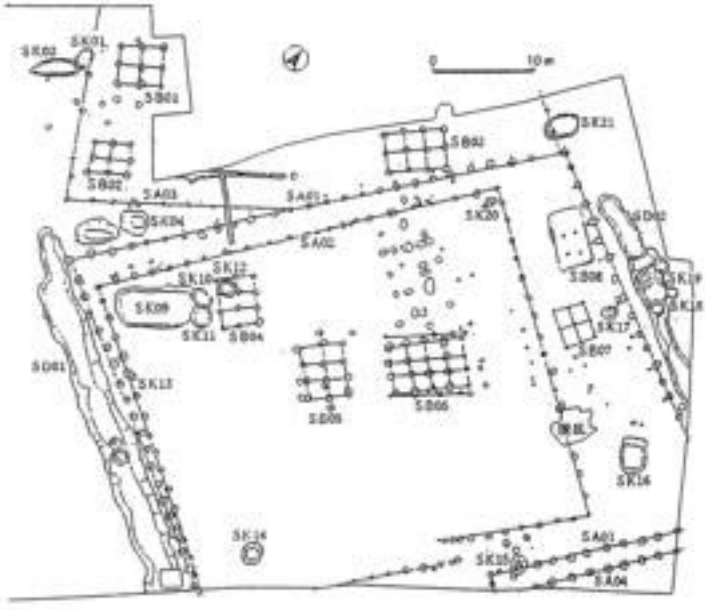

□ **松野遺跡**（神戸市長田区）

鐸、唐古遺跡、王子遺跡はいずれも弥生時代後期、紀元一世紀～二世紀と判断されている。

次に図版の神戸市長田区、松野遺跡。これは古墳時代後期の五世紀代の豪族居館跡とされている遺構図である。二重の板垣に囲まれた空間の中央に大型建物が二棟ありその柱間二間三間の一棟（ＳＢ０５）は両脇に棟持柱をもっている。私がこの問題に関心をもった前々回の式年遷宮の直前、昭和四十年代の後半には、このくらいしか棟持柱建物は知られていなかったが、その後各地の発掘でも検出相次ぎ、今では管見に及ぶ限りでも約五十例ほど知られている。いずれも弥生時代の一、二世紀～古墳時代の五世紀中葉ころまでに限定される。五世紀後半には消えてしまう建築様式である。伊勢神宮の創祀年代は、その建物からみても、この期間内に限定される。それが式年遷宮を通じ現在に及ぶまで持続しているのである。

さて正殿中央の床下に据えられる「忌柱（心御柱）」、これこそ私は「神籬（ひもろぎ）」であると考える。『日本書紀』崇神天皇六年条にみえる「磯堅城神籬」であろうと考える。それが伊勢に遷され、垂仁天皇二十六年条にみえる「祠・斎宮・磯宮」が構築されるとき、前代の「神籬」も尊重され「忌柱」としてその床下に据えられた、と考えるのである。式年遷宮の造営の折、『皇大神宮儀式帳』（新宮造奉時行事并用物事の条）の伝えるところによれば、遷宮の神事は山口祭、木本祭をもって始まるが、それは「為二正殿心柱造奉一」の祭であり、「忌柱造奉」、それを「置二正殿地一奉」、その後「宮地鎮謝」（地鎮祭）が斎行されるのである。もって神宮の建物における「忌柱」の意味を知ることができるであ

ろう。ヤマトからイセへ、神籬祭祀から社殿祭祀へ、その祭祀形態は移行したが、神籬は消えずその上に社殿が建てられた。重層的日本文化のあり方を神宮の建物にみることができる。

2、神宮式年遷宮制の成立

二十年を周期として斎行される神宮式年遷宮は神宮祭祀最大の重儀であり、天下無双の重儀である。

『太神宮諸雑事記』第一、天武天皇朱雀三年条～持統女帝皇即位六年条

朱雀三年（六八八）九月廿日。依二左大臣宣奉勅一。伊勢二所太神宮御神宝物等於差二勅使一被レ奉レ送畢。色目不レ記。宣旨状備。二所太神宮之御遷宮事。廿年一度応レ奉レ令二遷御一。立為二長例一也云々。抑朱雀三年以往之例。二所太神宮殿舎御門御垣等波。宮司相二待破損之時一奉二修補一之例也。而依二件宣旨一定二遷宮之年限一。又外院殿舎倉四面重々御垣等所レ被二造加一也。

持統女帝皇。　即位四年庚寅（六九〇）太神宮御遷宮。同六年壬辰（六九二）豊受太神宮遷宮。

ここにみえる朱雀三年は、持統天皇の称制二年（六八八）のことと考えられている。そのとし、「廿年一度応レ奉レ令二遷御一」ことが「立為二長例一」とされ、持統天皇四年（六九〇）に第一回太神宮（皇大神宮）遷宮が、六年（六九二）に第一回豊受太神宮遷宮が斎行された。

以下、紙幅の関係上、この式年遷宮の意味するところの一点に焦点をしぼり管見を述べてみたい。

そもそも遷宮とは、宮を遷す、天皇の居所としての宮室を遷すことであった。古代のヤマト王権以来

律令制以前の日本では、天皇はその代替りごとに新しい都（宮室）が設定された。天皇即位せば新宮の造営が必ずあり、前代の天皇の崩ぜられた旧宮で新しい御代がはじめられることはなかった。神武天皇（橿原宮）から天武天皇（飛鳥浄御原宮）に至るまで、新しい天皇が即位せば新しい政（まつりごと）の場としての宮室（都）に遷られた。これは歴代遷宮とでもいうべきことであるが、天武天皇から持統天皇にかけて、律令制の整備と共に、天皇を中心とする中央集権的官僚政治を展開する、より整備された政治的空間、恒久的な都――都城――への志向が高くなった。

天武天皇は大規模の都城の造営を志向されるも（例えば『日本書紀』天武天皇十一年（六八二）三月条にみえる、新城の地形の調査など）、在世中には成就せず、その事業は皇后であり四年間の称制をへて即位された持統女帝に継承された。『日本書紀』には持統天皇四年（六九〇）十月壬申条に「高市皇子観二藤原宮地一、公卿百寮従焉」とみえ、そして持統天皇八年（六九四）十二月乙卯条に「遷二藤原宮一」とある。我が国最初の都城、藤原京遷都である。以後、恒久的都として持統・文武・元明天皇と三代続く。

中央における天皇の「政（まつりごと）」の場としての「宮室」は「都城」へ展開し、歴代遷宮が終焉を迎えんとする同時期、伊勢における皇祖神の「祭（まつり）」の場としての伊勢神宮では、二十年を周期とする式年遷宮が制度化された。「歴代遷宮」から「神宮式年遷宮」へ、中央における歴代遷宮は、伊勢の神宮における式年遷宮へと、その意味が継承されたと考える。

三、律令制と伊勢神宮

わが古代法典たる律令には、現存するかぎりにおいて、律に三か所、令に一か所「大社」なる用語がみえる。すなわち、

（イ）、名例律、八虐（新訂増補国史大系本『律』三頁）

六曰。大不敬。謂。毀二大社一及盗二大祀神御之物乗輿服御物一。（以下略）

（ロ）、賊盗律、謀反条（新訂増補国史大系本『律』五六頁）

凡謀反及大逆者。皆斬。（中略）謀レ毀二大社一者。徒一年。毀者遠流。

（ハ）、衛禁律逸文、闌入大社門条（新訂増補国史大系本『律』一〇七頁）

凡【闌二入大社門一者。徒一年。○法曹至要抄　闌。謂。不レ応レ入而入者。○法曹至要抄解　中社小社各遞減二三等一。○法曹至要抄　神部不レ覚。減二二等一監神亦減二二等一。○職員令義解】

（ニ）、公式令、闕字条（新訂増補国史大系本『令義解』二五一頁）

大社　陵号　乗輿（中略）皇太子　殿下　右如レ此之類並闕字

この律令用語としての「大社」がいかなる意味をもち、具体的には何をさしているのかを明らかにすることは、律令解釈上の問題点のみならず、又わが神祇制度史上、特に伊勢神宮史の重要問題に関係する。律令制と伊勢の神宮をめぐっての瀧川政次郎博士と直木孝次郎博士との間できびしく応酬された論争を構成する重要なる争点の一つであった。

すなわち、『平戸記』『法曹至要抄』『式目抄』等にみえる記事（たとえば、『平戸記』寛元三年四月

十四日の条の「以二伊勢神宮一為二大社一云々。如二右答一者。大和大神等六社為二中社一。自余為二小社一」という記事など）を根拠として、律令にいう「大社」とは伊勢神宮であって、伊勢神宮のみにかぎるという瀧川博士説（「律令における太神宮」（『神道史研究』九―四））に対し、直木博士は、律令の成立（大宝律令）の時点においては、いまだ伊勢神宮の地位というものは諸社より特にすぐれていたとは認められないという視角から、主として瀧川博士の根拠とされる史料を利用しつつ、「大社」とは、伊勢神宮のみならず、他の諸社――たとえば石清水八幡宮など――をもさす（たとえば、『法曹至要抄』にみえる「称二大社一者、伊勢大神宮、八幡宮之類也。」という記事を根拠として）、と反論された（「律令制と伊勢神宮―瀧川政次郎氏の批判に答える―」（『史学雑誌』七一―四））。そしてさらにこの直木博士の見解に対しては、主として平安朝以降の諸書に引用されたる『律集解』逸文にみえる古答をふまえた上での、利光三津夫博士の再批判がよせられ、瀧川博士説が補強され支持されている（「律令にいう『大社』の意義と『大社』破壊の罪の性格―瀧川・直木両氏の論争に関連して―」（『史学雑誌』七三―七、のち同博士著『律令制とその周辺』にも所収）。尚、上記の論争とは別に曽我部静雄博士は、「唐律と日本律との比較研究」（『歴史教育』十一―五）なる論文の中で、神祇令天神地祇条の集解釈云の文中に「伊勢大社」の語を見いだされ、これをもって「当時は大社と言えば伊勢神宮を意味していたものと言えよう」と述べておられる）。私見においても結論からいえば瀧川博士説の如く、律令用語としての「大社」は伊勢神宮とシノニムと解するのであるが、その考察の視角において、従来の諸先学の分析が、主として前記（イ）（ロ）（ハ）の律の規定についての、後世の

法曹家の議論に注目しつつ展開されているのに対し、筆者は特に、（二）の令の規定に着目しつつ、具体的に再検討を加えてみんと試みるものである。

さて、前掲の如く「大社」については律の他、公式令闕字条にその語がみえるのであるが、直木博士はこの点について『令集解』に、

朱云、大社者神社也（新訂増補国史大系本『令集解』八五〇頁）

とある朱説の解釈をもって「大社」が伊勢神宮と同義語でない一つの根拠とされ、これに対して利光博士は、若干の疑問を残されつつも「大社者神社也」という〝神社〟は〝神宮〟の誤記であり、その上にたって「大社」イコール「伊勢神宮」という結論の一つの傍証とされている。しかしながらこの「大社者神社也」という朱説の見解は、令の解釈としてはあまりにも熟さない、意味の通じない不完全な文章であり、この点、何らかの節略があるかとも考えられ、これをもって直木博士の如くみなすことも危険であり、あるいは又、〝神宮〟としている古写本が一本もない現状においては、利光博士の如く解することも尚いっそう危険であろう。たとえ、〝神社〟とあるのは、〝神宮〟の誤記であったとしても、奈良時代ならともかく（奈良時代においては神宮の称号は伊勢に限り、それ以外の社は、ほとんどすべて神社ないし社に統一されているらしい。直木博士「奈良時代における伊勢神宮」（『続日本紀研究』二―二、六、十一、十二）。）、平安時代の成立とみられる朱説であってみれば（井上辰雄氏「『朱説』を中心として」（『新訂増補国史大系月報』五二））、平安時代においては〝神宮〟という表記が必ずしも伊

勢のみをさしてはいない事実（たとえば、『類聚三代格』に収められている平安時代の太政官符によれば「宇佐八幡宮」（便宜のため新訂増補国史大系本所載の頁、行を示すと、13頁／2、3行）、「春日」（9／13）、「賀茂」（10／1、2、3）、「鹿嶋」（22／5）、「気比」（13／13）、「宗像」（8／11）などにおいてみられるが如く、これらの社においては、〝神宮〟あるいは〝大神宮〟と呼称されており、平安時代になってくると〝神宮〟とは必ずしも「伊勢」のみをさすとはかぎらない。）を考えると、利光博士の見解にもかなりの無理があると考えられるのである。したがって『令集解』の朱説からは、ここに規定する「大社」なるものが具体的にいかなる意味をもつのかはこのかぎりでは判断できないというべきであろう。

ただ『令集解』には、「大社」について、

古記云。問。大祭祀者。若為処分。

（新訂増補国史大系本『令集解』八五〇頁）

という古記説もみえており、大宝令の注釈書である古記がひかれているところよりすれば、この「大社」については闕字の礼をとるという規定は、すでに大宝令において定められていたことが理解される。

さてそもそも律令法典というものは、そして又、広く法というものは、いつの時代においても、その条文だけの純理論的な解釈だけでは十分とはいえず、それが実際にどのように実施され運用されたかを具体的にあとづけることがより重要であろう。ここで問題としている「大社」についても、それについて、闕字の礼をとるという規定が実際、具体的にはどのように実施され、運用されていたのか、

これをあとづけるところに「大社」とは何かの問題を考える重要なキメ手が秘められていると考えられる。

そこで私は、当時の中央政府より出された公文書においては、伊勢神宮あるいはその他の有力諸社はその表記方法にどのような留意がはらわれていたかの具体相を検討することによって「大社」とのかかわりあいを考えてみようと思う。すなわち、当時の中央政府より出された公文書において伊勢神宮のみ闕字の礼をもって遇せられていれば、「大社」とは伊勢神宮のみをさすものであり、あるいは又、伊勢神宮のみならず、八幡、賀茂等も又、闕字せられているとすれば、「大社」とはそれらをもさす複数の存在であると考えられるであろう。

さて律令時代における中央政府より出された「詔」・「勅」・「太政官符」・「太政官奏」などの公式様文書類のうち重要なるものは幸い今日においても『類聚三代格』に収められ伝えられている。いうまでもなく、これは原文書ではなく、それらを類別してあつめた編纂物であるが、文書としての体裁・様式は、ここにおいても大略原型を尊重していると考えられるので（拙稿「類聚三代格の編纂方針」（『歴史教育』十八―八）。尚史料としての『類聚三代格』に対する検討は、拙稿「類聚三代格の基礎的研究」（『芸林』二十―三）、「類聚三代格の成立年代」（『皇学館論叢』二―三）、「類聚三代格の鼇頭標目」（『皇学館大学紀要』八））、以下そこにおける伊勢神宮はじめ、諸社の表記上のあつかいについて調べてみると次の如くである。（以下に掲げる一覧表においては、頁、行など便宜のため一応新訂増補国史大系本を使用した。しかし闕字

の有無については、活字になっている大系本だけでなく、前田家本はじめ、管見に及んだかぎりでの諸写本を検討した上での結果である。）

◎『類聚三代格』における〝伊勢神宮〟の表記法（闕字の礼の有無）

国史大系本 頁	行	項目	闕字の有無	年月日（文書様式）
8	15	天照大神	○	寛平5・10・29（太政官符）
〃	〃	大神	○	〃（〃）
12	11	伊勢大神宮封物	○	大宝2・7・8（詔）
15	2	伊勢大神宮司	×	弘仁12・8・22（太政官符）
15	3・10	大神宮司	×	〃（〃）
16	4	伊勢大神宮神戸百姓	○	貞観2・11・9（〃）
16	8	大神宮封戸	○	〃（〃）
16	11	大神宮封戸丁	○	〃（〃）
16	11	神宮	○	〃（〃）
16	12	大神宮事	×	〃（〃）

伊勢神宮奉幣帛使	伊勢大神宮司員	伊勢大神宮和琴生	大神宮司解	伊勢大神宮神郡	大神宮	大神宮司	大神宮	大神宮司	伊勢大神宮祢宜内人	大神宮司	伊勢大神宮司大小員	伊勢大神宮司員	伊勢大神宮	伊勢大神宮
229	178	177	40	40	40	40	39	36	33	25	25	25	21	21	20
7	6	16	12	11	6	1	11	6	8	9	6	1	2	1	10
○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○
神亀5・3・28（太政官謹奏）	貞観12・8・16（〃）	斉衡2・9・15（〃）	〃（〃）	寛平9・12・22（〃）	寛平9・9・11（〃）	〃（〃）	〃（〃）	弘仁8・12・25（〃）	延暦20・5・14（〃）	〃（〃）	元慶5・8・26（〃）	貞観12・8・16（〃）	〃（〃）	元慶6・9・27（〃）	貞観4・12・5（太政官符）

◎他の神社について

27	6	石清水八幡宮神主	×	貞観18・8・13（太政官符）	
27	9	宇佐宮	×	〃（〃）	
12	14	八幡大菩薩雑物	×	大同3・7・16（〃）	
12	15	大菩薩并比咩神封	×	〃（〃）	
12	16	比咩神封	×	〃（〃）	
〃	〃	大菩薩封物	×	〃（〃）	
〃	〃	神宮司	×	〃（〃）	
13	2・3	神宮	×	〃（〃）	
93	10	八幡大神	×	天長1・9・27（〃）	
93	12	宇佐神宮	×	〃（〃）	
93	12・14	大神	×	〃（〃）	
26	7	大和、大神、広瀬、龍田、賀茂、穴師等大神	×	貞観10・6・28（〃）	
12	2	大和神社神主大和人成解状	×	寛平7・6・26（〃）	

| | | |

10	10	17	17	17	17	28	〃	〃	22	22	22	13	13
8	11	5	7	10	11	11	〃	〃	1	2	5	13	7
御祖社	別雷社	賀茂神祭	賀茂神	賀茂祭騎兵	住吉、平岡、鹿嶋、香取、等	神主并祝祢宜	大神苗裔之神	大神封物	鹿嶋神宮司	大神宮封物	気比神宮	気比大神宮司中臣清貞解	住吉神社
×	×※	×※	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×
承和11・12・20（太政官符）	〃（〃）	和銅4・4・20（詔）	天平10・4・22（勅）	寛平9・4・10（太政官符）	貞観10・6・28（〃）		貞観8・1・20（〃）	〃（〃）	〃（〃）	〃（〃）	元慶8・9・8（〃）	寛平5・12・29（〃）	貞観13・5・2（〃）

13	41	
8	3	
住吉神社	住吉神財帳	
×	×	
〃（〃）	元慶3・7・22（〃）	

11	6	平野神社	×	貞観14・12・15（太政官符）
34	3	平野祭	×	延暦20・5・14（〃）
458	2	平野神社預	×	元慶9・2・8（〃）
8	11	宗像神社修理料	×	寛平3・10・29（〃）
〃	〃	宗像大神	×	〃（〃）
〃	〃	太神宮	×	〃（〃）
27	13	宗像大神宮神主	×	元慶5・10・16（〃）
31	11	宗像神主	×	延暦17・10・11（〃）

※国史大系本では闕字しているかの表記であるが、これは傍訓の都合から、このようになったのであろう。前田家本など闕字なし。

以上の律令時代における太政官符等の公式様文書での表記より理解できることは、神社あるいは神名のうち、闕字の礼をもつて尊せられているのは、ただ伊勢神宮のみであり、その他の石清水八幡、賀茂、住吉、宗像等においては闕字で尊せられている例は一例たりといえども存しないということである。もちろん前掲の調査でもわかる如く、伊勢神宮についても闕字のあつかいをうけていない例も少くない。これについては、伊勢神宮といっても、その中で特に問題としている対称によって（例えば伊

勢大神宮神郡とか伊勢大神宮和琴生など）、闕字するかどうかが判断されていたのかもしれないし、又別に、原文書を三代格として編集し、さらにそれを類聚する過程において略されたのか、あるいはおそらく、何度かの書写の過程において、闕字がつづめられて書写されたのではないか等考えられる。ともかくここで私は、神亀五年三月二十八日太政官謹奏とか、貞観二年十一月九日、元慶六年九月二十日等の太政官符に典型的にみられる如く、あきらかに伊勢神宮については闕字の例をもって表記されており、このような例は他の八幡・賀茂・住吉等にみられないことを指摘したい。

これを、公式令闕字条の大社の規定をふまえた表記と解すれば、ここにいう「大社」とは、すなわち伊勢神宮の他の何物でもなく、伊勢神宮にかぎるということができるであろう。

［以上、律令時代の公文書集としての『類聚三代格』所収の太政官符等における、伊勢その他の神社について、その表記上における闕字の有無を検討したのであるが、この他律令時代の原文書としては著名なる『正倉院文書』がある。この『正倉院文書』のうち、神亀六年の『志摩国輸庸帳』には「伊勢大神宮」なる語がみえ、あるいは又、延暦二年の『伊勢国計会帳』には「神宮司」「大神宮二処祢宜内人等」等の語がみえる。しかしこれらにおいてはいずれも闕字されていない。（マイクロフィルムによる。あるいはこれは、行頭にそれらの語がきているから闕字されないのかもしれない）。この点、ここに述べた私見の成立を妨げるかの如くであるが、しかし当時中央から出された公文書においてであればともかく、地方から中央に提出した文書のなかにおいては、しばしば細部における文書の形式、あるいは用語等、厳密な意味では律令用語ではない慣用語などが少なくなく見出される。たとえば、天平六年の『出雲国計

会帳』において、「大宰府」のことを「筑紫府」としたり、あるいは又「大宰帥」のことを、大宝以前の称呼と考えられる「筑紫大宰」等と表記している点などをもってみても理解されよう。これらのことを考慮すると、『正倉院文書』における伊勢神宮の表記も、さほど私見を妨げるものではないであろう。『九条家本延喜式祝詞』などをみても、伊勢神宮関係の語句に闕字の礼をとっていないが、ここにおいては天皇、皇孫などについても闕字しておらず（複製本による）、これより考えると相当に注意を要する以外の公文書・記録においては、闕字その他の表記上の諸規定は、さほど神経質ではなかったのかとも考えられる。『類聚三代格』は公文書中の最たる詔、勅、太政官符、太政官謹奏を収載した中央政府公布の公文書集である。小稿の材料として、『類聚三代格』を採用したゆえんである。」

さて、今問題にしている公式令闕字条の法文は、わが律令法典の常として、その範を唐のそれに求めている。『唐公式令』にも又闕字条があり、そこには、

宗廟　社稷　太社　太稷　神主　山陵　陵号　乗輿　車駕　制書（詔）　敕旨　明制（明詔）　聖化　天恩　慈旨　中宮　御前　闕廷　朝廷之類、並闕字。

（仁井田陞博士『唐令拾遺』五七二頁。）

とあり、

大社　陵号　乗輿　車駕　詔書　勅旨　明詔　聖化　天恩　慈旨　中宮　御謂。斥二至尊一　闕庭　朝庭　東宮　皇太子　殿下

右如レ此之類並闕字。

（新訂増補国史大系本『令集解』二五一頁）

という日本令は、この唐令に大きく学んでいることが知られ、又唐令に「太社」なる用語がみえることが注目せられよう。ここにいう「太社」とは、『礼記』祭法篇によれば、

王為群姓立社曰太社、王自為立社曰王社、諸侯為百姓立社曰国社、諸侯自為立社曰侯社、大夫以下成群立社曰置社。

（『十三経経文』（台湾開明書店版）九〇頁）

とあり、日本令における「大社」なる律令用語（そして今日では、有力なる神社のかなりの数が大社号をその称呼としている）は、この唐の「太社」をうけたものと考えられるが、両者の闕字条文上においては、唐令の「宗廟、社稷、太社、太稷、神主」にあたる部分、日本令では「大社」だけで代表させており、これらの要素を兼備するのは結局、伊勢神宮ということになるであろう。このことも、わが律令における「大社」が伊勢神宮とシノニムである証左として考えられるであろう。

以上、公式令闕字条の「大社」に注目しつつ、それが伊勢神宮に他ならないことを証明したのであるが、このような知識をもとに判断をすすめると、この「大社」は闕字せよという規定は、前にも述べた如く、大宝令条文においても存在していたということと合せ考えてみるとき、大宝律令制定時においては伊勢神宮の地位は、諸社にくらべてそれほど高いものではなかった、という直木博士の見解は、ここに成立しえなくなると申すべきではあるまいか。

少なくとも大宝元年（七〇一）の「大宝律令」制定の時点においては、すでに伊勢の神宮は、闕字の礼にみられるが如く、律令国家の「大社」として、その地位は確立されていたとみるべきであろう。

［以上、律令用語としての「大社」の実態の把握につとめたが、一般的に〝大社〟というとき、この他大きな問題が残っている。たとえば、『年中行事秘抄』によれば

松尾祭事旧記云。（中略）天平二年預二大社一者。

とあり、又『住吉大社神代記』には、

座二摂津国一住吉大社司解　申。（中略）従三位住吉大明神大社神代記云々。

とみえており、又、『出雲国風土記』においては、

意宇郡（中略）熊野大社。出雲郡（中略）杵築大社。

が知られるし、一般に偽格とみなされている宝亀二年二月十三日の太政官符（『類聚神祇本源』所引）においては大中少社差別事についての規定がある。

太政官符。神祇官・五畿七道諸国司。

応二早定置一。天下諸社大中少。神殿。雅舎。瑞垣。珠垣。鳥居。并四至内地町数事。

正一位正三位以上。為二大社一。

従三位従四位以上。為二中社一。

正五位従五位以上。為二少社一。

（中略）

正四位上行大弁兼右兵衛督藤原朝臣百川　左大史外正六位上阿部志斐連東人

宝亀二年二月十三日

これらの史料は、その文献としての成立年代その他、基礎的なことをより深く考えなければならぬ点少なくないが、ここにみえる大社はどのように考えるべきであろうか。あるいは又、『古語拾遺』には、

新羅王子海桧槍来帰。今在二但馬国出石郡一為二大社一也。

とみえ、『日本紀略』弘仁九年五月辛卯の条には、

山城国愛宕郡貴布祢神為二大社一。

という記事もみえている。さらに又最も一般的には『延喜式神名帳』における官幣・国幣の多数の明神大社・小社があり、これらと律令における「大社」とは一体全体どのような関係にたつのであろうか。この問題については、神祇史上の問題として、いまだ学界一般において満足すべき解決を得ていないようである。『類聚三代格』所収の貞観十年六月二十八日官符にみえる大社、小社の如く、一般的な大きい社、小さい社という意味のものはともかくとして、前記にあげた如き大社は、やはり律令との関係において考えるべきであろう。私見では、律令の制定以後、律令国家の神祇政策として、何度か大社に関する太政官符（すなわち〝格〟）が公布され、律令国家における神社の社格が決定され、又大社の範囲も広くなっていったとみられる。前記にあげた大社は、かかる意味での大社であろう。しかし、律令における「大社」の規定自体は、格が公布された後も、伊勢神宮のみに適応されたと考えられる。律令と格式の関係において、たとえば格において律令を修正した後も、もとの令は基本原則的として生きているばあいが多いという律令格式法の性格を考えると、十分に妥当なる見解と考える。」

四、神宮諸宮社の来歴

神宮（伊勢神宮・伊勢大神宮）は、旧の伊勢国度会郡多気郡に鎮座する皇大神宮（内宮）・豊受大神宮（外宮）の両宮以下、別宮十四宮、摂社四十三社、末社二十四社、所管社三十四社、別宮所管社八社、総計一二五の宮社をもって構成されている。

以下、現伊勢市内に鎮座する主要な神宮の諸宮社の来歴を調査検討する。伊勢市の歴史はこの宮社を中心に展開したといっても過言ではないからである。

尚、これらの宮社は、『延喜式』（巻第九、神名上）に登載されており、以下その宮社の名称は、その『延喜神名式』の表記をまず掲げて記述することとする。

1、大神宮三座（オホムカムノミヤ）

相殿坐神二座。並大。預二月次新嘗等祭一。

［宮号］

『延喜神名式』諸本、「オホカムノミヤ」と訓み異訓なし。但し「大神宮」の「大」は「太」に作る諸本も多いが、吉田家本『延喜神名式』、九條家本および一條家本『延喜大神宮式』などの古写本では「大」である。奈良時代の『正倉院文書』『平城宮木簡』でも「大」に作る。伊勢の大神、すなわち、天照坐皇大御神という当宮の御祭神に因むものであろう。

一般に「伊勢神宮」と称される伊勢の神宮は、当宮と度会宮（豊受宮）を中心に一二五のお社で構成されている。歴史的には種々の称呼がみられるが、明治四年（一八七一）七月の『神祇官達』によって「神宮」を正式名称とし、当宮（内宮）は「皇大神宮」・豊受宮（外宮）は「豊受大神宮」と定められた。現行の『宗教法人法』にもとづく『神宮規則』においても、その第一条に「この宗教法人は『神宮』という。」とあり、その第四条に、「神宮は、皇大神宮、豊受大神宮及びその所管の宮社云々」と規定されている。従って当宮の現在の正式宮号は「皇大神宮」であるが、一般には「内宮」、あるいは親しみを込めて「内宮さん」と称され、「外宮」をもふくめて「神宮」を「伊勢神宮」・「伊勢大神宮」・「大神宮」あるいは、「大神宮さん」・「お伊勢さん」等々種々の称呼がある。

和銅五年（七一二）撰進の『古事記』では、「伊須受能宮」・「伊勢大神之宮」・「伊勢大神宮」（二例）・「伊勢大御神宮」・「伊勢神宮」とあり、養老四年（七二〇）撰進の『日本書紀』では、「磯宮」・「伊勢神宮」・「神宮」・「五十鈴宮」・「伊勢大神祠」・「伊勢祠」・「天照大神宮」・「伊勢神祠」等と表記されている。伊須受・五十鈴は、五十鈴川の川上という当宮の御鎮座地に因む称呼であろうが、紀記の世界では一定していない。

養老二年（七一八）の『養老神祇令』では「伊勢神宮」とあるが、大宝二年（七〇二）七月八日の『詔』には「伊勢大神宮」（『類聚三代格』）、養老五年（七二一）九月十一日の太政官符案を引く『官曹事類』にも「伊勢大神宮」（『政事要略』）と表記されており、神亀六年（七二九）の『志摩国輸庸帳』（『正

倉院文書』）という原文書にも「伊勢大神宮」とみえる。律令体制下ではほぼ「伊勢大神宮」の称呼が定着していたと考えられる。神護景雲年間（七六七～七七〇）のものかとされる木簡にも「大神宮」と記されたものがある（『平城宮木簡』四六七九）。

『続日本紀』以下の正史においても「伊勢大神宮」あるいは「大神宮」の表記が多くみられ、それは当宮（内宮）をさす場合もあれば、度会宮（外宮）をふくめての全体の総称の場合も多い。『類聚国史』（『日本後紀逸文』）に「伊勢国天照大神宮」、『文徳実録』には「天照大神宮」・「豊受大神宮」の表記もみえるが、国史の世界では、概括すれば、全体および内宮の称呼は「伊勢大神宮」・「大神宮」、外宮の称呼は「度会宮」・「豊受宮」と表記されており、この時代の公文書でも同様の傾向がみられる。

延暦二十三年（八〇四）撰進の『皇大神宮儀式帳』では、その書き出しに「伊勢大神宮祢宜謹解申云々」とあり、文中では「天照坐皇大神宮」、そして多くは「大神宮」と表記しており、『延喜大神宮式』では、全体を「伊勢大神宮」、内宮を「大神宮」、外宮を「度会宮」、そして両宮を「二所大神宮」とも称呼している。

『延喜大神宮式』にみえる「二所大神宮」は、平安時代の文書の上でも延長三年（九二五）八月廿五日付の『伊勢大神宮司牒』（『東寺百合文書』）以降、しばしばみえ、この前後から、内宮は「伊勢皇大神宮」、外宮は「豊受大神宮」、そして全体を「伊勢大神宮」とするのが、現存する古文書上にみ

える傾向である。

「内宮」・「外宮」の称については、『神宮雑例集』によれば、天平十一年（七三九）に「内宮政印」が、貞観五年（八六三）に「外宮政印」が始めて置かれたとあるので、これに信をおけば、「内宮」・「外宮」の呼称はかなり古くからのこととなる。しかし、『大神宮諸雑事記』によれば、天平十一年（七三九）の印は「大神宮政印」とあり、『雑例集』の記事と矛盾する（現在、神宮徴古館に「内宮政印」・「外宮政印」が蔵されているが、前者は、承暦三〈一〇七九〉年・後者は承徳二〈一〇九八〉年の鋳造である。）。『神名秘書』では、内外宮の称は村上天皇の御宇、祭主公節の時から始まるというが、史料的には平安中期以降に多くみえる。延長七年（九二九）十一月廿七日付の『大神宮司解』（『吉田家文書』）に「内宮政印」が捺印されているので、少くともこのころにはその称呼が確立していたことが確認できる。

中世以降は、「伊勢皇大神宮」・「皇大神宮」・「天照坐皇大神宮」・「天照坐伊勢皇大神宮」等と称呼されているが、外宮が「皇」字を使用するに至っては、はげしく抗議し、その不当なるを主張している（『皇字沙汰文』）。

［鎮座地］

三重県伊勢市宇治館町の五十鈴川上に鎮座。伊勢国と志摩国との国堺の分水嶺に源を発する五十鈴川と島路川の合流点、神路山と島路山の谷間の地に鎮座する。ＪＲ参宮線伊勢市駅から東南約四・五キロメートル（近畿日本鉄道宇治山田駅から約四キロメートル）。御幸道路を経由して車で約十分。

『儀式帳』には「御座地、度会郡宇治里、伊鈴河上之大山中」とあり、『大神宮式』では「在二度会郡宇治郷五十鈴河上一、」と記す。

［祭神］

天照坐皇大御神　相殿神二座。

『儀式帳』には「天照坐皇大神（所称天照意保比流売命）」、「同殿坐神、二柱（坐二左方一、称二天手力男神一、霊御形弓坐。坐二右方一、称二万幡豊秋津姫命一也、此皇孫之母、霊御形劔坐。）」とあり、『大神宮式』にも「天照大神一座・相殿神二座」とある。

「天照大神」（延喜式の『祝詞』では、「天照坐皇大御神」）は、いうまでもなく記紀神話の高天原における最高神、日神ともオオヒルメノムチともいう。皇孫ニニギノミコトを下して葦原中国をひらかしめた皇祖神でもある。天照（アマテラス）という語や、日神という点から、この神は太陽神であり、原始日本人の太陽信仰という一種の自然崇拝にその起源を求めるのが、この神に対する通説的解釈である。しかし、天照という語は優れた様子をたたえる語で、大神に力点があり、太陽とかの機能神ではなく、いずれの民族にもみられる至上神的な存在であり、日本国の大神という意味であるという有力な説もある（原田敏明氏の説）。伊勢神宮の祭祀には太陽を祀る祭祀、あるいはそれに関係すると認められる祭祀は存在しないだけに今後も検討すべき重要な課題であろう。

「相殿神」の解釈についても『儀式帳』の説の他、『倭姫命世記』以下の異説、近世の諸説があり

一定しない。

［由緒］

『日本書紀』崇神天皇六年条に、それまで天皇の大殿の内に並祭していた天照大神と倭大国魂を、「畏二其神勢一共住不レ安」の故をもって、天照大神は豊鍬入姫命に託けて倭笠縫邑に磯堅城神籬を立てて祀らしめ、倭大国魂は渟名城入姫命に託けて祀らしめたとある。

さらに垂仁天皇廿五年三月条には、大神を倭姫命に託け、倭姫命は、「求下鎮二坐大神一之処上」て、菟田篠幡→近江国→美濃国と廻って伊勢国に到った。時に天照大神は、「是神風伊勢国、則常世之浪重浪帰国也、傍国之可怜国也、欲レ居二是国一。」と託宣せられ、そこで倭姫命は大神の教えのままに祠を伊勢国に立てられ、よって「興(立)二斎宮于五十鈴川上一、是謂二磯宮一、則天照大神始自レ天降之処也。」とある。当宮の創祀伝承である。『皇大神宮儀式帳』にもほぼ同様の伝承がある。

この伝承は、四道将軍の派遣（『崇神天皇紀』十年九月条）・五大夫への詔（『垂仁天皇紀』廿五年二月条）・出雲の神宝検校（同廿六年八月条）・ヤマトタケルの東征（『景行天皇紀』）など、大和朝廷（ヤマト王権・ヤマト政権）成立史の大勢と合せ考えると、それは大和朝廷の〝皇威の宣布〟であり、その時期は三世紀の終りから四世紀の初め頃と考えられている（田中卓博士の説）。すなわち、崇神・垂仁天皇紀に代表される神宮伝承は、大和朝廷の畿内から東国へ進出する版図の拡大を示すものであり、その大和朝廷による伊勢地方進出という政治的軍事的発展が可能な史的段階に、当宮鎮座の意義と時期を考え

られたのである。従うべき見解であろう。

その後、豊受宮が五世紀後半の雄略天皇朝に成立し（度会宮の項参照）、神宮はさらに発展をみた。この間、朝廷からは断続的に皇女が派遣され（のちの斎宮制度）、天照大神の祭祀に奉仕する記事が推古天皇朝までみえ、当宮と皇室との深い関係を窺い知ることができる。

大化改新の立評においては、度会評・竹評（のちの郡・神郡）が設置され、在地の新家・礒・麻続・磯部氏が、督領・助督に任ぜられると共に、当宮の行政機構である「大神宮司」も設けられ、中臣香積連須気が奉仕したという（『皇大神宮儀式帳』）。中臣氏は朝廷の祭祀氏族であり、中央と当宮の関係の深化を物語るものであろう。

壬申年（六七二）、いわゆる壬申の乱の際、大海人皇子（天武天皇）は、「望二拝天照大神一」（『天武天皇紀』元年六月丙戌条）に象徴される如く、当宮の存在を重視され、即位後には早速に皇女の大来皇女派遣を決定し（『天武天皇紀』二年四月己巳条）、推古天皇朝以来断絶していた斎宮制度を復活されている。式年遷宮の制度もこの御代を継承した持統天皇朝に立制された（『大神宮諸雑事記』）。斎宮制度と式年遷宮制は、神宮の有する大きな特色の根幹であるが、この制度が確立された天武天皇朝は、永い神宮史上の画期ともいえよう。この時期はまた、日本における律令国家体制の確立期でもあった。

『大宝律令』においては、当宮の祭祀である四月・九月の「神衣祭」と、九月の「神嘗祭」は、その「神祇令」に規定する国家祭祀と規定され、また律令国家の最高の神社として、律令条文中の「大

社」の適用を受けている（渡辺寛の説）。律令体制下の当宮の諸相は『儀式帳』や『大神宮式』に体系化されて、国家の最高神としての位置づけがなされている。

［祭祀］

当宮の年中の祭祀は『儀式帳』の「年中行事并月記事」の条に正月例～十二月例まで数多く載せられ、また『大神宮式』にもその主要な祭儀が登載されている。数多い祭祀のなかでも、九月の「神嘗祭」は最も重儀にして神宮祭祀の中核である。その年の新穀を由貴の大御饌として、大御神に献ずる。神の更新儀礼といえよう。『帳』・『式』によれば、まず豊受宮において十五日の夕（亥時）と十六日の朝（丑時）、祢宜内人物忌らによる大御饌供進の儀があり歌舞が奏される。十六日平旦に斎内親王（斎王）が参入され、太玉串を瑞垣門の西頭に立てられる。次いで奉幣使たる勅使の参入があり祝詞、続いて大宮司の祝詞、訖れば幣帛が瑞垣内の宝殿に奉られる。斎内親王以下、再拝して八開手を拍ち、次に短手を拍ちて再拝、これをくりかえして後退出、勅使・大宮司らは別宮の高宮へ向い、斎内親王は解斎殿へ。直会の後再び参入、倭舞・五節舞などが供されて豊受宮の祭祀は訖る。十六日の夕から十七日の朝、平旦と、今度は大神宮（内宮）において同様の儀が斎行される。

六月十二月の「月次祭」も、その祭儀はこの「神嘗祭」と同様であり、この三つの祭りを「三時祭」・「三節祭」といい、斎内親王はこの三時祭のみに奉仕される。

四月九月の「神衣祭」も、神宮特有の祭祀で大御神の更衣である。服部（はとり）氏から「和妙衣（にぎたへ）」（絹）、麻続（おみ）

氏から「荒妙衣（あらたへ）」が、大神宮と荒祭宮に供進される（豊受宮はなし）。またこの日、笠縫内人等からの「蓑笠」の供進もある。この他、二月の「祈年祭」も勅使の参向があり幣帛が奉献される。

神宮の祭祀は以上の様なものを中心として『儀式帳』・『大神宮式』の世界が、基本的には現在も継承されているが、永い歴史の間に退転廃絶されたものも少くない。中世初頭の実態は『神宮雑例集』所収の「年中行事」、あるいは建久三年（一一九二）の『皇大神宮年中行事』、室町期のそれは『氏経神事記』などによって伺うことができ、近世期の年中行事書を含めて、それらは大神宮叢書の『神宮年中行事大成』（二冊）に主要なものが収められている。

明治八年（一八七五）には、全十九巻の『明治神宮祭式』が編纂され、古儀の復旧がはかられた。現行の神宮祭祀は恒例祭と称されるものをも含めて、『神宮祭典並恒例式』（昭和二十四年一月一日、神宮告示）によって奉仕されている。祈年祭（二月十七日）・神嘗祭（十月十五日～十七日）・新嘗祭（十一月二十三日）には勅使が遣わされ、幣帛の奉献があり、月次祭（六月十五日～十七日、十二月十五日～十七日）には勅使の参向はないが奉献の儀がある。また神衣祭（五月十四日、十月十四日）も古儀を存して斎行され、風雨の災害なく年穀の豊穣を祈る風日祈祭（五月十四日、八月四日）も古来からの祭典である。また正月は元日に歳旦祭、三日に元始祭、十一日に一月十一日御饌があり、明治以降は建国記念祭・天長節祭が加わり、恒例式として、神武天皇祭・昭和天皇祭・春秋の皇霊祭の遙拝が行われる。また天皇御即位など皇室国家の重大事には勅使の参向があり臨時祭が斎行される。

以上の神宮祭典は、すべて外宮先祭が例であり、遷宮の諸祭および内宮のみの祭典以外はすべて外宮内宮の順で斎行される。

［式年遷宮］

『大神宮諸雑事記』によれば、朱雀三年（持統天皇二年〈六八八〉）、二十年に一度の遷宮の制が立てられ、持統天皇四年（六九〇）に第一回の式年遷宮が斎行された（豊受宮は二年後の持統天皇六年）。

『儀式帳』には「常限二廿箇年一。一度新宮遷奉」とあり、『大神宮式』には「凡大神宮、廿年一度、造二替正殿宝殿及外幣殿一。皆採二新材一構造、自外諸院新旧通用、宮地定二置二処一、至レ限、更遷、」とある。中央で「造宮使」が任命され、その構成は「長官一人・次官一人・判官一人・主典二人・木工長上一人（ニィ）・番上工四十人」よりなり、その「役夫」は「伊勢、美濃、尾張、三河、遠江等五国、国別国司一人、郡司一人、率二役夫一参向造奉」（『儀式帳』）であった。造替にあたっては、「山口神祭・採二正殿心柱一祭・鎮二祭宮地一・造二船代一祭」などが斎行され遷御に及ぶ。「営二造神宝并装束一使」も中央で任命され、弁官五位以上一人以下、雑工六三人に及ぶ専当所役が任命され、神祇官西院で事を行い（『大神宮式』）、遷御の日に神宝装束が奉献される。

この二十年毎に殿舎も神宝装束も新しく、しかも前と同じものが造替され奉献される式年遷宮の儀は、大御神の更新再生であり、意味的には毎年の神嘗祭と同義であり、二〇年に一度の大神嘗祭ともいうべきであろう。遷御は神嘗祭と同月であり、遷宮祭の斎行される年は、神嘗祭はないのが古例で

あった。

律令制下では、その費用の多くは「京庫」の負担であったが、古代末期からは「役夫工役」に支えられていた。戦国期には兵乱と皇室の式微により退転し、皇大神宮においては、第四十回の寛正三年（一四六二）以降、斎行されず、わずかに一部を修理する仮殿遷宮が続いたが、慶光院周養の勧進や織田豊臣両氏の寄進によって、天正十三年（一五八五）再興された。現在までの遷宮を一覧にすれば次の表の通りである（但し、仮殿遷宮は省略）。

皇大神宮式年遷宮一覧表

回数	歴代	遷宮年・月・日
1	持統	持統天皇4（六九〇）
2	元明	和銅2（七〇九）
3	聖武	天平2（七三〇）
4	聖武	天平19（七四七）
5	称徳	天平神護2（七六六）
6	桓武	延暦4（七八五）・9・18
※	桓武	延暦11（七九二）・3・24
7	嵯峨	大同5（八一〇）・9
8	淳和	天長6（八二九）・9
9	仁明	嘉祥2（八四九）・9
10	清和	貞観10（八六八）・9
11	光孝	仁和2（八八六）・9
12	醍醐	延喜5（九〇五）・9
13	醍醐	延長2（九二四）・9

14 朱雀 天慶6（九四三）・9
15 村上 応和2（九六二）・9
16 円融 天元4（九八一）・9・17
17 一条 長保2（一〇〇〇）・9・16
18 後一条 寛仁3（一〇一九）・9・17
19 後朱雀 長暦2（一〇三八）・9・16
20 後冷泉 天喜5（一〇五七）・9
21 白河 承保3（一〇七六）
22 堀河 嘉保2（一〇九五）・9
23 鳥羽 永久2（一一一四）・9・16
24 崇徳 長承2（一一三三）・9・16
25 近衛 仁平2（一一五二）・9
※ 高倉 嘉応1（一一六九）・12・16
26 高倉 承安1（一一七一）
27 後鳥羽 建久1（一一九〇）・9・16
28 土御門 承元3（一二〇九）・9・16

29 後堀河 安貞2（一二二八）・9・16
30 後深草 宝治1（一二四七）・9・16
31 亀山 文永3（一二六六）・9・16
32 後宇多 弘安8（一二八五）・9・16
33 後二条 嘉元2（一三〇四）・12・22
34 後醍醐 元亨3（一三二三）・9・16
35 後村上 興国4（一三四三）・12・28
36 後村上 正平19（一三六四）・2・16
37 後亀山 元中8（一三九一）・12・20
38 後小松 応永18（一四一一）・12
39 後花園 永享3（一四三一）・12・18
40 後花園 寛正3（一四六二）・12・27
41 正親町 天正13（一五八五）・10・13
42 後陽成 慶長14（一六〇九）・9・21
43 後水尾 寛永6（一六二九）・9・21
44 後光明 慶安2（一六四九）・9・25

※	後西	万治2（一六五九）閏12・2	53	仁孝	文政12（一八二九）・9・2
45	霊元	寛文9（一六六九）・9・26	54	孝明	嘉永2（一八四九）・9・2
※	霊元	天和3（一六八三）・3・10	55	明治	明治2（一八六九）・9・4
46	東山	元禄2（一六八九）・9・10	56	明治	明治22（一八八九）・10・2
47	中御門	宝永6（一七〇九）・9・2	※	明治	明治33（一九〇〇）・10・2
48	中御門	享保14（一七二九）・9・3	57	明治	明治42（一九〇九）・10・2
49	桃園	寛延2（一七四九）・9・1	58	昭和	昭和4（一九二九）・10・2
50	後桜町	明和6（一七六九）・9・3	59	昭和	昭和28（一九五三）・10・2
51	光格	寛政1（一七八九）・9・1	60	昭和	昭和48（一九七三）・10・2
52	光格	文化6（一八〇九）・9・1	61	今上	平成5（一九九三）・10・2

（尚、回数の欄の※は、正殿炎上のため等の臨時遷宮である。臨時遷宮は正遷宮と同様に斎行される。）

「神宝装束」は、『儀式帳』に「御装束」として四三種、相殿坐神に二種、宝殿に二種、御門に四種、「宝殿物」として一九種。『大神宮式』では「神宝」として二一種、「装束」として四七種、相殿神に二種、宝殿に一種、御門に一種が登載されており、『内宮長暦送官符』では「御装束」として五四種、「神財」として二一種がある。品目数量は時代によって若干の変遷があり、現行では、「御

装束」六六種、「神宝」一九種を数える。

［殿舎］

皇大神宮の殿舎は、『儀式帳』に大宮一区・幣殿一院・御倉一院・直会殿一院・斎内親王御膳殿一院・御酒殿一院・斎内親王川原殿一院・御膳宿一院・祢宜斎館一院・宇治大内人斎館一院・大内人二人宿館二院・物忌并小内人宿館五院の一二部をもって構成されている。

その「大宮一院」は、「正殿一区・宝殿二宇・瑞垣一重・宿衛屋四間・御門十一間・玉垣三重・斎内親王侍殿一間・番垣一重・女儒侍殿一間・板垣」よりなる。これを現在のものと比較すれば、宿衛屋の数と位置が異っている（本来は瑞垣と玉垣の間の南と北に東西一間ずつ配されていた）こと、玉垣と板垣の間にあった斎内親王侍殿と女儒侍殿がなくなっている（中世、斎宮制度廃絶によるものであろう）、玉垣内に四丈殿（斎内親王侍殿は『帳』に長四丈とある）と改称されていることなどが異っているが基本的には『儀式帳』の世界がよく継承持続されている。尚、「正殿」は「長三丈六尺、広一丈八尺、高一丈一尺」とあり、三間×二間の掘立柱高床、屋根は切妻で萱葺き、一〇本の堅魚木をのせ千木が天空に突き出、棟木の両端には棟持柱が支えている。「唯一神明造」と称されるが、このような様式の建物は弥生時代の銅鐸にも描かれており、近年では弥生時代や古墳時代の遺跡からも建物遺構として発掘検出されている。二〇年ごとの式年遷宮は持統天皇朝からではあるが、神宮の正殿がこのような古い土着的な様式であることは、その起源が古く、先に述べた神宮の創祀年代とも関係する重要な問題であ

ろう。

「幣殿一院」は「殿一宇・玉垣一重」よりなる。現在正宮の板垣外東北部に外幣殿がある。「御倉一院」は「倉四宇・御輿宿殿一間・御厩一間・船一隻」よりなる。現在は外幣殿の西に御稲御倉一宇が存するのみであるが、御輿宿殿・御厩・船の存在は興味深い。輿・馬・船の交通運送に関係すると考えられるが、当宮のすぐ前は島路川（五十鈴川）という立地からすれば、この船は御贄の貢進に使用されたものとも考えられる。

「直会殿一院」には「九丈殿・五丈殿・四丈殿」などがあったが、現在は九丈殿のみを存する。以下斎内親王関係の殿舎は現在存しないが、「御酒殿一院」関係としては、御酒殿・由貴御倉があり、「御膳宿一院」の系統と思われるものは忌火屋殿がある。最後に「祢宜斎館」以下の斎館宿館に関するものとしては現在はそれを統合した斎館がある。

以上、正殿以下『儀式帳』にみえる殿舎と現在のそれを比較しつつみてきたが、中世に廃絶した斎内親王関係のものを除くと、ほぼその構成も機能も継承持続されていることが理解できる。尚、現在の殿舎で、『儀式帳』の世界と大きく異るものは、「行在所」と「神楽殿」の存在である。行在所は明治二年、明治天皇の御参拝の節に設けられたもので、もとは文殿という殿舎であった（文殿は古く、『大神宮諸雑事記』の天平神護二年〈七六六〉十二月十八日条にみゆ）。神楽殿は、明治維新後、神宮御師制度廃止に伴い明治五年（一八七二）に祈祷所が設けられたのがその最初で、明治二十四年（一八九一）神

楽殿と改称された。国民奉賽の御神楽を奉奏し大麻等の授与も行われる。

また、神域内には荒祭宮以下の別宮摂末社があり（後掲）、饗膳所・参集殿それに神宮司庁がある。

［神域］

約二八三、二五四坪（皇大神宮神域）。

尚、神宮が所管する土地は、内宮外宮及び別宮の「神域」をはじめ、摂末社所管社の「社域」、神饌以下各種御料の「御料地」、工作場や萱地など遷宮のための「遷宮用地」、それに神域に続く「宮域林」、神宮徴古館農業館・神宮美術館・神宮文庫・神宮道場・神宮幼稚園などの「公益文化事業用地」、頒布部・旧林崎文庫などの「神宮用地」、祭主職舎以下の「職舎用地」、それに明治百年記念林の用地などがあり、その総計は、一九、二一三、六二八坪という厖大な面積に及ぶ。

［別宮・摂社・末社・所管社］

神宮は皇大神宮（内宮）・豊受大神宮（外宮）の両宮をはじめその所管の別宮（一四）・摂社（四三）・末社（二四）・所管社（三四）・別宮所管社（八）、総計一二五の宮社よりなる。皇大神宮所管の宮社は次の通りである。

○皇大神宮　別宮　一〇所

荒祭宮　皇大神宮域内
月読宮　伊勢市中村町
月読荒御魂宮　月読宮同域
伊佐奈岐宮　月読宮同域

伊佐奈弥宮　月読宮同域
瀧原宮　度会郡大紀町
瀧原並宮　瀧原宮同域

○皇大神宮　摂社　二七社　三三座

朝熊神社　伊勢市朝熊町
朝熊御前神社　朝熊神社境内
園相神社　二座　伊勢市津村町白木
鴨神社　二座　度会郡玉城町山神
田乃家神社　度会郡玉城町矢野
田乃家御前神社　田乃家神社御同座
蚊野神社　度会郡玉城町蚊野
蚊野御前神社　蚊野神社御同座
湯田神社　二座　伊勢市小俣町湯田
大土御祖神社　伊勢市楠部町尾崎
国津御祖神社　大土御祖神社同域
朽羅神社　度会郡玉城町原

伊雑宮　志摩市磯部町
風日祈宮　皇大神宮域内
倭姫宮　伊勢市楠部町

宇治山田神社　伊勢市中村町
津長神社　伊勢市宇治今在家町
堅田神社　伊勢市二見町江
大水神社　伊勢市宇治今在家町
江神社　伊勢市二見町江
神前神社　伊勢市二見町松下
粟皇子神社　伊勢市二見町松下
川原神社　伊勢市佐八町泉水
久具都比売神社三座　度会郡度会町上久具
奈良波良神社　度会郡玉城町宮古
捧原神社　二座　度会郡玉城町上田辺
御船神社　多気郡多気町土羽

坂手国生神社　度会郡玉城町上田辺
狭田国生神社　度会郡玉城町佐田
○皇大神宮　末社　一六社　一六座
鴨下神社　度会郡玉城町勝田
津布良神社　度会郡玉城町積良
葭原神社　月読宮域内
小社神社　度会郡玉城町小社
許母利神社　摂社　神前神社御同座
新川神社　摂社　津長神社御同座
石井神社　同右
宇治乃奴鬼神社　摂社　大土御祖神社御同座
○皇大神宮　所管社　三〇社　三〇社
瀧祭神・興玉神・宮比神・屋乃波比伎神（以上皇大神宮域内・石畳）
御酒殿神・御稲御倉神・由貴御倉神・四至神（以上皇大神宮域内）
神服織機殿神社・神服織機殿神社末社八所（以上松阪市大垣内町）
神麻続機殿神社・神　麻続機殿神社末社八所（以上松阪市井口中町）
多岐原神社　度会郡大紀町三瀬川
加努彌神社　伊勢市鹿海町
川相神社　摂社　大水神社御同座
熊渕神社　同右
荒前神社　摂社　神前神社御同座
那自売神社　摂社　宇治山田神社御同座
葦立弓神社　摂社　国津御祖神社御同座
牟彌乃神社　摂社　御船神社御同座
鏡宮神社　伊勢市朝熊町西沖

御塩殿神社（伊勢市二見町荘）・饗土橋姫神社（伊勢市宇治今在家町）
大山祇神社・子安神社（以上皇大神宮域内）

［社領］

『皇大神宮儀式帳』および『神宮雑例集』に、当宮四至の記載があり、東・南は志摩国との境界の山や海、西は、飯高の下樋小河（現在の金剛川、松阪市）を「神之遠堺」、飯野郡磯部河（現在の櫛田川）を「神近堺」とする。現在の松阪市以南の南伊勢地方全域であり古代における神宮領の根本である。

律令制下において多気・度会の二郡は神郡とされ、その全戸が神宮の封戸（神戸）であり、寛平九年（八九七）には飯野郡も寄進され神三郡と称された。宝亀十一年（七八〇）では一、〇二三戸（『続日本紀』）、大同元年（八〇六）では一、一三〇戸（『新抄格勅符抄』）とあるが、『延喜大神宮式』では、三神郡以外の伊勢国内の六郡、あるいは大和伊賀志摩尾張三河遠江等の諸国にも当宮神戸の戸数の記載がある。この後、天慶三年（九四〇）から文治元年（一一八五）までに、員弁三重安濃朝明飯高の諸郡も寄進され（但し全戸ではない）神八郡となった。また神田は、大和伊賀伊勢国の九郡内に三六町一段を有し（『大神宮式』）、この他、伊勢国内の六郡に御常供田五九町三段余があった（『神宮雑例集』）。

これら神戸・神田などが神宮経済の基盤であったが、律令制の解体、荘園制社会のもとでは、御園・御厨という新しい形態の所領に変っていった。『建久已下古文書』『神宮雑例集』『神鳳抄』などにみえるが、伊勢国を中心に東海・東山・山陰・山陽・南海の諸道に散在する。室町戦国期にはこれも

押領されることが多く退転していくが、文禄三年（一五九四）の太閤検地では宮川以東は神宮の神領として検地を免除され、宮川以西の多気郡度会郡内の有縁の地三千百余石が寄進された。江戸幕府の下でも豊臣氏を踏襲し、両宮領三千五百四十石、皇大神宮御領五百二十六石五斗が安堵された。寛永十年（一六三三）には二見郷二千三十二石余が寄進され、総計六千百九十八石五斗余となり明治に及んだ。

［神職］

神宮奉仕の最高の地位は古来「斎内親王」（斎王）であった。倭姫命を初代とし、天武天皇朝のころからは、歴代天皇即位のたびごとに内親王あるいは女王が卜定されてきたが鎌倉時代後半期から退転し、後醍醐天皇朝、戦乱の中で廃絶した。伊勢での居所（斎宮）には斎宮寮が設けられ、平安時代の隆盛期には五百数十人の官人女官が存在した。この宮跡（多気郡明和町大字斎宮）は昭和五十四年（一九七九）に国史跡に指定され、現在発掘調査と史跡整備がすすめられている。

この斎内親王以下、神宮奉仕者として、祭主・宮司（大少宮司）・祢宜・物忌・内人らがいる。

「祭主」についてはその起源不明な点が多いが、律令制下では「神祇少副」の中臣氏の兼官が多く、『大神宮式』には神祇官五位以上の中臣を以て任ぜよとあり、年中四度使に供し、神宮宛の神祇官符に署名するをその任務とする。大中臣姓の者がこれに任ぜられ、平安時代後期からは伊勢の地に在住した。中世末以降は大中臣の藤波家が世襲して明治に及んだ。

「宮司」、『儀式帳』によれば、もと「神庤司」と称していたが孝徳天皇朝に「大神宮司」と改称

し、その政庁も神庫から御厨に改めたとある。神宮の祭祀および行政を統轄する責任者である。初代の中臣香積連須気以来、代々中臣氏あるいはその同族が任ぜられた。もとは一員であったが、『大神宮式』では、「大神宮司二員、大宮司一員正六位官、少宮司一員正七位官」とあり権大司の名もみえる。中世後期からは一員に復し、中臣姓の河辺家が世襲して明治に及んだ。宮司の政庁（御厨）は、延暦十六年（七九七）、度会郡沼木郷高川原から湯田郷宇羽西村に移されて以来（『神宮雑例集』）、中世前期までその地にあった。斎内親王の離宮もあったので離宮院と称される。そこには中臣氏社が祀られ、現在はその継承と考えられる官社神社があり、旧跡は国史跡に指定されている（度会郡小俣町）。御厨の職員としては、案主十人・司掌一人・鑰取三人・厨女一人・仕丁一六人と『大神宮式』にみえ、また、寛平九年（八九七）には、伊勢大神宮神郡検非違使が置かれ神郡内の非違を検察した。中世後期、斎宮制度も廃絶し、神領も退転するにともなって、この政庁も衰え、祢宜の政庁にその機能の多くは移行した。明治の神宮改革以降は宇治に「神宮司庁」が設置され、明治二十九年（一八九六）には神宮司庁官制が公布され内務省の所管であったが、昭和二十一年（一九四六）以後は宗教法人となった。

「祢宜」は、祭祀奉仕の実務上の中心者である。『皇大神宮祢宜譜図帳』には神宮創祀以来、荒木田氏の奉仕せるものと主張するが、大化前代における神宮祭祀の実務は、大若子命以来、伊勢在地氏族で神国造・大神主とも称された度会氏の奉斎するところであったと考えられる（『神宮雑例集』所引『大同本記』）。孝徳天皇朝のいわゆる大化立評の際、中臣氏が宮司に任ぜられて以来、神宮祭祀と行

政に対する中臣氏の関与が強くなってくるが、荒木田氏はこの中臣氏とその始祖を同じくすると伝える。祢宜の設置は、『豊受大神宮祢宜補任次第』によれば、壬申の乱後の天武天皇即位元年（六七二）であり、両宮の祢宜には度会氏が任ぜられている。荒木田氏の祢宜補任はこれ以後のことであろう。

祢宜の定員は『帳』『式』ともに一員であったが、応和元年（九六一）に二員、天延二年（九七四）三員と序々に増員され、嘉元二年（一三〇四）には十員を数えるに至った。一祢宜は長官と称され、中世以降はその権能、祭主や大宮司を上まわり、その政庁には政所・公文所・家司・宮奉行などを置き、神宮の祭祀・行政の中心者であつた。代々荒木田姓出身者が任ぜられ、その中でも藤波・中川・井面・世木・佐八・澤田・薗田の七氏三〇家は神宮家として重きをなした。この祢宜職の下に平安中期以降「権祢宜」なる職もみえ、いずれも荒木田姓の者が就いている。

「物忌」・「内人」については、『儀式帳』に「大内人三人、物忌一三人、物忌父一三人、小内人一三人」とあり、宮守物忌・地祭物忌・酒作物忌・清酒作物忌・瀧祭物忌・山向物忌・宇治大内人・御笥作内人・忌鍛冶内人・陶器作内人・御笠縫内人・日祈内人・御巫内人・御馬飼内人などの名がみえている。神宮祭祀の実務に供奉する神職である。

神宮は古来、私幣禁断を宗としてきたが、権祢宜層以下の神職は、平安末以来、「御師」として活動することが多かった。神宮の神徳を説き私祈祷を行ったが、それは律令制解体期の神宮神職の自立の活動であった。御厨御園の拡大も彼らの努力に依るところが大きく、近世期には爆発的な伊勢信仰・

伊勢参宮を招来することとなった。

尚、神宮の職制は明治の神宮改革以後、神宮司庁のもと両宮以下諸別宮も統一して「祭主・大宮司（当初は宮司）・少宮司（当初は権宮司）・祢宜・権祢宜・宮掌」と改められ、今日に及んでいる。

※神宮については数多くの研究文献がある。それについては神宮司庁文教部教学課編『神宮関係著書・論文目録』（神宮文庫叢書Ⅶ　平成十三年）がある。

2、度会宮（ワタラヒノ）　四座　相殿坐神三座。並大。月次新嘗。

［宮号］

『延喜神名式』諸本「ワタラヒノ」と訓み異訓なし。但し、吉田家本「ワ」を古体の「禾」に作る。「度会宮」なる宮号は、「度会評」（『皇大神宮儀式帳』）・「度会県」（『伊勢国風土記逸文』）・「度会」（『伊勢国風土記逸文』・『万葉集』）・「渡相郡」（『令集解』所引、養老七年十一月十六日太政官処分）・「度会郡」（『続日本紀』・『延喜式』・『和名類聚抄』）などとみえる地名に因むものであろう。

一般に伊勢神宮と称される伊勢の神宮は、明治四年（一八七一）七月の『神祇官達』によって、「神宮」を正式名称とし、内宮は「皇大神宮」、外宮は「豊受大神宮」と定められ今日に及んでいる。従

って当宮の現在の正式宮号は「豊受大神宮」であるが、一般には「外宮」、あるいは親しみを込めて「外宮さん」と称呼されている。

しかし当宮については、歴史上、種々の称呼で表記されており一定していない。当宮の宮号がみえる確かな史料の初見は、『続日本紀』神護景雲元年（七六七）八月十六日条、改元の詔（宣命）の文中に「度会郡乃等由気乃宮」とみえるのがそれである。国史ではその後、「等由気宮」（『続日本紀』）・「豊受宮」（『三代実録』）・「豊受神宮」（『三代実録』）・「豊受大神宮」（『文徳実録』）、あるいは、「度会宮」（『続日本紀』・『日本後紀』・『三代実録』）と表記されており、『延暦儀式帳』でも内宮のそれには「止由気宮」・「度会宮」、外宮のそれでは「度会宮」・「止由気大神宮」とみえ、『延喜式』では「度会宮」（『大神宮式』・『斎宮式』・『神名式』）、「豊受宮」（『祝詞式』）と記されている（尚『政事要略』所引の『官曹事類』養老五年条に「度会神宮」の称がみえる。後掲）。

これら編纂物にみられる宮号は、転写上の追筆も考えられるので、確定的とはいえないが、奈良時代から平安前期のいわゆる律令制下においては、当宮の宮号は、地名に因む「度会宮」と、豊受神（等止）由気神）という御祭神に因む「豊受宮」（等止由気宮）の二者が併用されていたものの如くである。

尚、『古事記』上巻には、「登由宇気神」に関して、「此者坐二外宮之度相一神者也」とあり、「外宮」の称がみえるが、これは後人の傍書が転写のうちに誤って本文に入れられたと考えられる（青木紀元氏説）。「外宮」の称呼については『神名秘書』に、「村上天皇御宇、祭主公節之時、皇大神者、

奥坐之故号二内宮一、度会宮者、外坐之故申二外宮一、始出レ自二此時一」との説があり、史料的にも平安中期以降にみえる宮号である（但し、『止由気宮儀式帳』に「内宮」の称がみえる。転写上の追筆であろうか）。

『文徳実録』嘉祥三年（八五〇）九月十日条には、「天照大神宮祢宜」と並んで「豊受大神宮祢宜」の表記がみえる。神名の「豊受」に因む宮号の場合、豊受ノ大神ノ宮という意味であろうか、「豊受大神宮」の初見である。平安時代、皇大神宮あるいは両宮の総称として「大神宮」・「伊勢大神宮」の宮号が多用され、典籍のみならず、公文書中の用語としても定着してくるが（本書、大神宮の項、参照）、両宮の『儀式帳』や『延喜大神宮式』には「二所大神宮」の称呼もみられる。平安時代には伊勢の他、「鴨上下大神宮」（『類聚三代格』所収、承和十一年十一月太政官符）・「八幡大菩薩宮」（同、大同三年七月十六日太政官符）等にみられる如く、宮号に「大」が付けられる例が増加しており、「豊受大神宮」もそのような傾向のなかで考える必要があろうが、「豊受宮」→「豊受大神宮」への変化は、当宮の地位の上昇を物語るものといえよう。

確かな史料としては、延長四年（九二六）四月十一日の神祇官符（『神宮雑例集』第五、神宮四至事条所収）にも「豊受大神宮」の表記がみえ、平安中期以降は当社の表記としては、「度会宮」・「豊受宮」と共に「豊受大神宮」の宮号がしばしば用いられている。

中世になると当宮の祢宜達は当宮の宮号を「豊受皇大神宮」と称するようになり、この「皇」の字の使用をめぐって、内宮の祢宜と激しい論争が生じた。双方とも朝廷に訴え、勅裁を仰いだが決着を

見るには至らなかった。永仁四年～五年（一二九六～七）の両年に渡ったこの抗争に関する文書は、『皇字沙汰文』に収められているが、古代末期以降抬頭してきた外宮の度会神主の思想を背景としており、以後両宮の神主間に深刻な対立感情を生じ、近世期にまで及んだ。

近世期、『伊勢参宮名所図会』にみられるように「内宮」に対して「外宮」と称呼されるのが一般的であったが、「皇大神宮」に対して「豊受皇大神宮」、「天照皇大神宮」に対して「天照豊受皇大神宮」などとも称し（『伊勢二宮一社伝』）、あくまで外宮側は、両宮一体観・二宮一光の理への志向をこの宮号の称呼に秘めて明治に及んだ。

［鎮座地］

三重県伊勢市豊川町に鎮座。ＪＲ参宮線の伊勢市駅の南西約六〇〇メートル、近畿日本鉄道宇治山田駅の西方約一キロメートル。高倉山の北麓に鎮座する。

『止由気宮儀式帳』には「度会乃山田原、下石根爾宮柱太知立、高天原爾知疑高知弖、宮定斎仕奉始支」とあり、また「在二度会郡沼木郷山田原村一」ともみえる。『延喜大神宮式』にも「在二度会郡沼木郷山田原一、去二太神宮西一七里、」とある。律令制下の伊勢国度会郡沼木（ヌキ）郷に属し、山田原と称されていた地である。

［祭神］

「豊受大御神」並びに「相殿神」三座。

『止由気宮儀式帳』に「（天照坐皇大神の）御饌都神、等由気大神」とあり、「大宮壹院、正殿壹区、（中略）同殿坐神参前、称二相殿一」ともある。『延喜大神宮式』にも「度会宮四座、（中略）豊受大神一座、相殿神三座」とあり、いずれも『延喜神名式』と合致する。天照坐皇大神の御饌都神である豊受大神一座と相殿神三座、あわせて四座の神を祀る。尚、『神名秘書』には「豊受大神一座、霊御形鏡坐」・「相殿神三座。左方天津彦々火瓊々杵尊為大、霊御形鏡坐。右方天兒屋根命為前、霊御形笏坐。太玉命為前、霊御形瑞曲珠座。」とあり、相殿神三座の具体名と四座の神の霊御形が記されている。

［由緒］

『止由気宮儀式帳』によれば、天照大神は、垂仁天皇の御代に五十鈴の河上に鎮座されたが、大長谷天皇（雄略天皇）の御夢に大神が現われて、「然吾一所耳坐波甚苦、加以大御饌毛安不二聞食坐一故尓、丹波国比治乃真奈井尓坐我御饌都神、等由気大神乎、我許欲」と告げられた。天皇は大いに驚かれて、さっそく等由気大神を丹波国よりお遷し申し上げ、「度会乃山田原」に大宮をたてて奉斎し、御饌殿を造って「天照坐皇大神乃朝乃大御饌、夕乃大御饌乎日別供奉」と伝える。すなわち当宮は、雄略天皇の御代、天照大御神の御饌（ミケツ）都神として丹波国より迎えたと伝えられている。

同様な所伝は『神宮雑例集』所引の『大同本記』、『太神宮諸雑事記』、『倭姫命世記』などにもみえる。『雑事記』は、御託宣の年月を雄略天皇二十一年丁巳、『世記』では雄略天皇二十一年丁巳冬十月とし、御鎮座については、両書ともこの翌年の雄略天皇二十二年戊午七月七日と伝えている。

この点について田中卓博士は、神宮創祀を伝える『日本書紀』垂仁天皇二十五年条の「一云」にみえる所伝、「（前略）取二丁巳年冬十月甲子一、遷二于伊勢国渡遇宮一。」に着目されて、この「渡遇宮」は当宮であるとみて雄略天皇二十二年戊午御鎮座という所伝はふさわしいこと、さらにその絶対年代は西暦四七八年に比定できることを解明されている（『伊勢神宮の創祀と発展』）。

当宮御鎮座を伝える雄略天皇の御代は、『宋書』にみえる倭王武（雄略天皇）の上表文にある様に、大和朝廷の発展期であり、しかし国際関係は緊張していた時期である。また近年の稲荷山出土の「辛亥（四七一）銘鉄剣」にみられる如く「ワカタケル大王（雄略天皇）」の治世は、日本古代の画期ともみなされ、皇権の確立期でもある。当宮の御鎮座はこの様な大勢のなかで考えねばならないが、皇祖神を祀る伊勢の神宮は、御饌都神という新しい神を迎え、さらなる神格の高揚をみたといえよう。

当宮のことは、『日本書紀』には先にあげた垂仁天皇紀の一云にみえるのみであるが、『続日本紀』和銅四年（七一一）三月辛亥条に、磯部氏に対する「渡相神主」の賜姓記事がみえ、養老五年（七二一）九月十一日には「伊勢大神宮（皇大神宮）」と同時に「渡相神宮」に幣帛が奉られている（『政事要略』所引、『官曹事類』）。さらに神護景雲元年（七六七）八月癸巳条の宣命には「六月十七日亦度会郡乃等由気乃宮乃上仁当天五色瑞雲起覆天在」とあり、これによって天平神護は神護景雲と改元される。当宮の神の御神威の示現であり、これ以降、当宮の名はしばしば国史に登場することとなる。延暦廿三年（八〇四）には、皇大神宮と共に当宮の儀式や年中行事に関する解（げ）（『止由気宮儀式帳』）が中央に提出され

ている。当宮が皇大神宮と肩を並べる地位になっていることを示すものといえよう。『延喜大神宮式』では「二所大神宮」と称されている。

［祭祀］

当宮の年中の祭祀は、「神衣祭」を除いて「祈年・月次・神嘗祭」以下皇大神宮と同様に斎行される。これらの祭典はまず当宮において斎行された後、皇大神宮に及ぶ。いわゆる外宮先祭である。九月（明治以降は十月）の神嘗祭と、六月十二月の月次祭は三時祭（三節祭）として特に重儀とされること皇大神宮と同じである。

皇大神宮にはなく、当宮のみにおいて斎行されるものに「日別朝夕大御饌祭（ひごとあさゆうおおみけさい）」がある。毎日朝・夕の二度、皇大神御神に大御饌を供進する祭典で、当宮の御饌殿で斎行される。

『大神宮式』には「凡度会宮祢宜内人等、依レ例、供二進大神宮及度会宮朝夕御膳一、余宮不レ供、其御膳殿年料所レ須絹二疋、布八端、東席三枚、食単布二端、食薦三枚、神宮司充レ之」とあり（御饌は御膳、御饌殿は御膳殿と表記す）、また『止由気宮儀式帳』には、特に「二所大神朝御饌夕御饌供奉行事」の条がたてられ、殿舎・用物・供膳物・奉仕の職掌などが記されている。それによれば、御饌殿における神座は天照坐皇大神・止由気大神・相殿神の三座あり、御水・御飯・御塩・御贄等が供進される。御飯は大物忌父が佃せる抜穂田の稲、それを御炊物忌が舂炊し、塩は御塩焼物忌が焼奉り、御贄は志摩国神戸の奉進せるもの。これらを祢宜内人等が御饌殿の御前に持ちて参入し、大物忌御炊物

忌が神前に奉るとある（御膳器は、土師物忌并度会郡傜丁が造奉る）。

この「日別朝夕大御饌祭」は、当宮祭祀の特色であり、創祀以来の重儀として一日も欠かさず斎行されてきたが、明治五年（一八七二）以来、従来の三座に加えて、皇大神宮相殿神・皇大神宮別宮・豊受大神宮別宮の宮座をも設け、以後両宮以下諸別宮に至るまですべて当宮の御饌殿において供進することとなった。現行では朝は午前八時、夕は午後四時（但し十月～三月は、午前九時と午後三時）に斎行されている。神饌の品目は、飯・塩・水・清酒・乾鰹・生魚（あるいは干魚）・海菜・野菜・菓物である。

尚、「御饌殿」は正宮の北、板垣内東北の隅にあり、掘立柱・高床でいわゆる井楼組の建物。御階は一木。弥生時代以来の倉庫風の様式を有している。この「御饌殿」の存在は当宮の殿舎のなかでも最大の特色とされる。先に述べた『儀式帳』にみえる当宮創祀伝承においても、「是以御饌殿造奉弖、天照坐皇大神乃朝乃大御饌、夕乃大御饌乎日別供奉」とあり、当宮創祀と共にこの御饌殿が建てられ、朝夕の大御饌が斎行されたと伝えている。

ところが、この点に関して『大神宮諸雑事記』に注目すべき記事がみえる。『雑事記』は雄略天皇廿一年丁巳条に、さきの『儀式帳』と同じ様な所伝を載せながら、その神亀六年（七二九）三月十三日条には、「豊受宮外院、建二立御饌殿一宇瑞垣一重一、自レ爾以降於二件殿一供二進朝夕御饌物一、今号二御饌殿一是也」とあり、御饌殿の建立は神亀六年であり、これ以降、ここで朝夕の御饌の供進も斎行されたというのである。この記事に先行する神亀六年正月十日条以下に記すところによれば、御饌物

は例に依って豊受神宮において調備し、それを皇大神宮へ持参していた。ところがその途中の浦田山之迫道で死体に遭遇したのにそのまま供進した（正月十日）。一方、天皇が急に病気になられたので卜占したところ、天照大神が死に觸れたための祟であるとされ、大神宮で調べた結果、先の件が判明した（二月十三日）。そこで早速勅使が下され大神に謝すると共に、先の件の担当者である豊受宮の神主達に大祓を科し解任した。そして「其後依二宣旨一卜定、豊受神宮新建二立御饌殿一、可レ令レ供二奉大神宮朝夕御饌一之由、神祇官陰陽寮共卜申既了」とあり、先に掲げた御饌殿建立の記事に続くのである。

この『雑事記』の記事に信をおけば、当宮の御饌殿において、天照大神への大御饌供進は神亀六年（七二九）以降の制ということになる。創祀伝承との矛盾の解決が問題となるが今後の課題としておきたい。

［式年遷宮］

当宮も、持統天皇六年（六九二）を最初の例として、皇大神宮と共に二十年を式年として斎行される。当初は皇大神宮の翌々年が例であったが、天正以降は同年となっている。その一覧表は次の如くである（仮殿遷宮は除く）。

豊受大神宮式年遷宮一覧表

回数	歴代	遷宮年・月・日
1	持統	持統天皇6（六九二）
2	元明	和銅4（七一一）
3	聖武	天平4（七三二）
4	孝謙	天平勝宝1（七四九）
5	称徳	神護景雲2（七六八）
6	桓武	延暦6（七八七）
7	嵯峨	弘仁3（八一二）・9
8	淳和	天長8（八三一）・9
9	文徳	仁寿1（八五一）・9
10	清和	貞観12（八七〇）・9
11	宇多	寛平1（八八九）・10
12	醍醐	延喜7（九〇七）
13	醍醐	延長4（九二六）・9
14	朱雀	天慶8（九四五）・12
15	村上	康保1（九六四）・9

回数	歴代	遷宮年・月・日
16	円融	永観1（九八三）・9
17	一条	長保4（一〇〇二）・9
18	後一条	治安1（一〇二一）・9・16
19	後朱雀	長久1（一〇四〇）・9・15
20	後冷泉	康平2（一〇五九）・9
21	白河	承暦2（一〇七八）
22	堀河	承徳1（一〇九七）・9
23	鳥羽	永久4（一一一六）・9
24	崇徳	保延1（一一三五）・9
25	近衛	久寿1（一一五四）・9
26	高倉	承安3（一一七三）
27	後鳥羽	建久3（一一九二）・9
28	順徳	建暦1（一二一一）・9
29	後堀河	寛喜2（一二三〇）
30	後深草	建長1（一二四九）・9・26

31 亀山 文永5（一二六八）・9・15
32 後宇多 弘安10（一二八七）・9・15
33 後二条 徳治1（一三〇六）・12・20
34 後醍醐 正中2（一三二五）・9・16
35 後村上 興国6（一三四五）・12・27
36 長慶 天授6（一三八〇）・9・8
37 後小松 応永7（一四〇〇）・2・28
38 称光 応永26（一四一九）・12・21
39 後花園 永享6（一四三四）・9・15
40 正親町 永禄6（一五六三）・9・23
41 正親町 天正13（一五八五）・10・15
42 後陽成 慶長14（一六〇九）・9・27
43 後水尾 寛永6（一六二九）・9・23
44 後光明 慶安2（一六四九）・9・27
45 霊元 寛文9（一六六九）・9・28
46 東山 元禄2（一六八九）・9・13
47 中御門 宝永6（一七〇九）・9・5
48 中御門 享保14（一七二九）・9・6
49 桃園 寛延2（一七四九）・9・4
50 後桜町 明和6（一七六九）・9・6
51 光格 寛政1（一七八九）・9・4
52 光格 文化6（一八〇九）・9・4
53 仁孝 文政12（一八二九）・9・5
54 孝明 嘉永2（一八四九）・9・5
55 明治 明治2（一八六九）・9・7
56 明治 明治22（一八八九）・10・5
57 明治 明治42（一九〇九）・10・5
58 昭和 昭和4（一九二九）・10・5
59 昭和 昭和28（一九五三）・10・5
60 昭和 昭和48（一九七三）・10・5
61 今上 平成5（一九九三）・10・5

第三十九回の永享六年（一四三四）から、第四十回の永禄六年（一五六三）の間は、実に百三十年を隔てているが、戦国の世の故である。永禄の再興は慶光院清順の勧進に依るところが大きい。

「御装束」は、『儀式帳』では止由気大神御装束物として四十六種、相殿坐神三前御装束物として五種が掲げられ、『大神宮式』も同じである。「神宝」は『儀式帳』にはみえず、『大神宮式』では「三門幌三条」に続けて、戈・楯・弓・胡籙・箭・鞆の六種が記されている。

［別宮摂社末社所管社］

当宮には所管の宮社が三十二所を数える。『儀式帳』に「管高宮一院」をはじめ「所管度会郡神社事」として二十四処の神社が掲げられている（そのうち、「載二官帳名一社」は十六処、「未レ載二官帳名一社」は八処）。その後、加えられた宮社を合せて三十二所に及ぶ。その多くは当宮の宮域内かその周辺の旧度会郡内に鎮座するが、赤崎神社だけは遠く鳥羽市（旧志摩国）に鎮座する。それらの宮社名と鎮座地は次の通りである。

○豊受大神宮　別宮　四所

多賀宮　豊受大神宮宮域内

土宮　豊受大神宮宮域内・大治三年（一一二八）宮号宣下

月夜見宮　伊勢市宮後一丁目・承元四年（一二一〇）宮号宣下

風宮　　豊受大神宮宮域内・正応六年（一二九三）宮号宣下

○豊受大神宮　摂社　十六社　十七座

草奈伎神社　伊勢市常磐一丁目
大間国生神社二座　同右
度会国御神社　豊受大神宮宮域内
度会大国玉比売神社　同右
田上大水神社　伊勢市藤里町字大丸
田上大水御前神社　田上大水神社域内
志度美神社　伊勢市辻久留一丁目
大河内神社　志度美神社域内

○豊受大神宮　末社　八社　八座

伊我理神社　豊受大神宮宮域内
縣神社　摂社宇須乃野神社御同座
井中神社　井我理神社と御同座
打縣神社　摂社 志等美神社域内

○豊受大神宮　所管社　四社　四社

清野井庭神社　伊勢市常磐一丁目
高河原神社　別宮 月夜見宮域内
河原神社　伊勢市御薗町大字新開
河原渕神社　伊勢市船江一丁目
山末神社　豊受大神宮宮域内
宇須乃野神社　伊勢市御薗町大字高向
御食神社　伊勢市神社港字南小路
小俣神社　伊勢市小俣町字裏町

赤崎神社　鳥羽市鳥羽四丁目
毛理神社　摂社河原神社と御同座
大津神社　豊受大神宮宮域内
志宝屋神社　伊勢市大湊町字明神

御酒殿神　豊受大神宮宮域内　上御井神社　豊受大神宮宮域内
四至神　同右（石畳）　下御井神社　同右

［神域］

約二七一、八五七坪。『神宮雑例集』所収の延長四年（九二六）四月十一日神祇官符（伊勢大神宮司宛）に依れば、「可レ定二置豊受大神宮四至一事」として、「近四至、去二神宮大垣外四方一各肆拾丈」、「遠四至、東限二赤峯并樋手淵一、南限二宮山一、西限二粟尾岡并山幡淵一、北限二宮河一、」とある。赤峯は倉田山周辺（赤井の小字名あり）、宮山は藤里町の南の山、粟尾岡は辻久留の南の丘陵と考えられ、また当時の宮川右岸は今の中島町を越えて辻久留にせまり曽祢町あたりから右に大きく曲っていたと考えられるので、この官符で定められた当宮の宮域は、ほぼ現在の山田の市街の主要部を含む広大な範囲であったと考えられる。

［殿舎］

『儀式帳』には、当宮の殿舎として、

「大宮一院（正殿一区・同殿坐神参前・宝殿二宇・御饌殿一宇・幣帛殿一宇・斎内親王殿一宇・女孺侍殿一間・御門一間・瑞垣一重・宿直屋参間・玉垣二重・板垣一重・蕃垣参重）」

「御倉院一院（倉三宇・一宇納二正殿宝殿御鎰一、一宇納二懸税并御田苅稲一、一宇納二鋪設一、廻玉垣一重・御輿停殿一間・御厩一間）」

「直会所一院（五丈殿二間・九丈殿一間・直会御門）」

「斎内親王御膳殿一院（御膳殿一間・御炊殿一間・廻板垣一重）」

「御酒殿一院（御酒殿一間・務所庁一間・盛殿一間・斑宜斎院一間・斎火炊屋一間・倉一宇・一宇納二神酒并御贄等類一、一宇納二雑器并米塩等類一、厨屋一間・防往籬一重）」

「斎館一院（御饌炊殿一間・大内人三人宿館屋三間・物忌五人宿館屋五間・斎火炊屋五間・物忌父小内人等宿館五間・倉一宇・防往籬一重・惣宮廻防往籬二百七十余丈・幣帛御馬隠厩一間）」

とある（管高宮一院は省略する）。大宮・御倉院・直会所・斎内親王御膳殿・御酒殿・斎館・高宮の六院に区別されているが、特色は先にも述べた大宮内にある御饌殿である。この後、幾多の変遷をへて、御倉院以下は大きくかわるが、大宮は基本的には現在も持続されている。斎王制度の廃絶によって、斎内親王殿が四丈殿と名をかえ、女孺侍殿がなくなっているのみである。御倉院以下も斎内親王御膳殿を除いては、名称はかわっているが、その機能は現在の当宮の斎館以下の殿舎に受け継がれている。これ以外の現在の殿舎は、忌火屋殿・御竈木屋・御酒殿・五丈殿・九丈殿・斎館・御厩などがあり、明治の御師制度廃止以後、明治八年（一八七五）当宮内に祈祷所および大麻授与所が設立され、祈祷所は神楽殿と改称されて、明治二十六年（一八九三）神楽殿および大麻授与所が現在地に建立された。

［神職］

『大神宮式』には当宮の神主として、「祢宜一人従八位官、大内人四人、物忌六人、父六人、小内人八

人」が定められており、この他に「戸人」、「仕丁」、「馬飼丁」などの雑任が規定されている。また『儀式帳』には、祢宜・大内人・大物忌・父・御炊物忌・父・御塩焼物忌・父・菅裁物忌・父・根倉物忌・父・高宮物忌・父・御巫内人・木綿作内人・忌鍛冶内人・御馬飼内人・御笠縫内人などが掲げられ、延暦二十三年の時点での在任者の名前とその職掌が記されている。

祢宜一人は、その後天暦四年（九五〇）二人に、天延二年（九七四）に三人と増員され、その後も徐々に増員され、嘉元二年（一三〇四）には十人にまでなり、明治に及んだ。当宮の祢宜以下の神主は古くより度会姓の者が任じられてきた。『豊受大神宮祢宜補任次第』や『二所大神宮例文』に詳しいが、度会姓のうちでも檜垣・松木・久志本・佐久目・河崎・宮後の六氏凡そ三十家は、「神宮家」として重きをなし、この家から祢宜に補任された。

その一祢宜は長官とも称され、中世後期以降は大神宮司の弱体化とともにこの長官の権能は増大し、宮中に政庁を設け祭祀および行政の一切を管掌して明治に及んだ。平安中期以降、正員祢宜の他に権祢宜も出現した。これら権祢宜層は、あるいは口入神主として御厨御園の拡大につとめ、あるいは御師として神宮の御神徳をとき国民の神宮奉賽の仲介をするなど、神宮経済や信仰の中核となった。

天日別命を祖とする度会氏は、氏姓社会における伊勢国造の後裔氏族であり、皇大神宮鎮座以来磯部川（櫛田川）以東を賜わって神国と定め奉り、「神国造并大神主」に定められたという（『神宮雑例集』所引『大同本記』）。大化改新以降律令制下においては、中央からの中臣氏や、新たに皇大神宮祢宜職

を世襲した荒木田氏に抑えられるが、常にその誇りは強く先に述べた当宮宮号の一件などはその一例である。鎌倉時代には、この外宮の度会氏の神主達によって神宮の教理を説く神道説も形成され、それは伊勢神道として中世以降の思想界宗教界にひろまった。

［附近の遺跡］

当宮の南、宮域林の高倉山山頂に「高倉山古墳」がある。すくなくとも鎌倉時代には石室は開口され、「天の岩戸」として信仰の対象となっていた。径三二メートル、高七・五メートルの円墳であるが、内部構造は巨大な石室をもち注目される。その石室は、全長一八・五メートル。玄室長九・七メートル、幅三・三メートル、高四・一メートル。羨道長八・八メートル、幅二・六メートル、高三・三メートルを測る巨大なもので日本有数の石室の規模である。遺物から六世紀後半の築造と考えられるが、度会宮正宮とは眼下六〇〇メートルの位置にあり、当宮をふくむ神宮の創祀との関係が注目される。

3、荒祭宮（アラマツリノ）

大。月次新嘗。

［宮号］

『延喜神名式』諸本、「アラマツリノ」と訓み異訓なし。社名は祭神の荒御魂に由来するものか。「大神宮荒魂宮」（『儀式帳』）、「荒御魂宮」（『大同本記』）ともいう。皇大神宮別宮。また「皇大神宮之第一別宮」（『大神宮諸雑事記』）とも称されている。

［鎮座地］

皇大神宮宮域内に鎮座。皇大神宮正宮の北方の小丘上に位置する。『皇大神宮儀式帳』には「荒祭神一院、在二大神宮以北一相去廿四丈」とあり、『延喜大神宮式』にも「去二大神宮北一廿四丈」とある。現状と一致する。

［祭神］

天照坐皇大御神荒御魂。『儀式帳』には「称二大神宮荒魂宮一、御形鏡坐」、『大神宮式』には「大神荒魂」とある。

「荒魂」については「和魂」と共に、しばしば古典にみえるが、例えば『日本書紀』神功皇后摂政前紀に、「和魂服二王身一、而守二寿命一、荒魂為三先鋒而導二師船一」とあり、和魂は「ニギミタマ」、荒魂は「アラミタマ」と訓んでいる。『出雲国風土記』にも「大神之和魂者静而、荒魂者皆悉依給」とみえる。和魂・荒魂とは神の和・荒の二作用を神格化したものと考えられるが、天照大神の荒魂については、「天照大神誨之曰、我之荒魂、不レ可レ近二皇后一、当レ居二御心広田国一」（『神功皇后紀』、摂政元年二月条）とあり、それは「神風伊勢国之百伝度逢縣之柝鈴五十鈴宮所居神、名撞賢木厳之御魂天

疎向津媛命焉」（『神功皇后摂政前紀』）とある如く、神聖で威力あるみたま、と考えられよう。

［由緒］

『神宮雑例集』所引の『大同本記』には、「皇大神御鎮座之時、大幡主命乃部八十友諸人等率、荒御魂宮地乃荒草木根苅掃、大石小石取平天、大宮奉レ定支」とあり、皇大神宮御鎮座と同時に当宮も創祀されたと伝える。国史における初見記事は、『続日本紀』宝亀三年（七七二）八月甲寅条に「（前略）伊勢月読神為レ祟、於レ是、毎年九月、准二荒祭神一奉レ馬、（後略）」であるが、すでに当宮の地位の確立を物語るものといえよう。

『儀式帳』においては、「管神宮肆院行事」の最初に「造奉荒祭宮一院」と当宮があげられており、『大神宮式』においても「大神宮」に続けて登載されており、皇大神宮所摂の六別宮の第一に位置づけられている。天照大神の荒御魂という高い神格に依るものであろう。

この荒祭神はしばしばその神威をこの世に示現されている。長元四年（一〇三一）六月十七日、この神は月次祭の為参宮せんとする斎王にのりうつって託宣している。『大神宮諸雑事記』では、「斎王俄放レ音叫呼給、祭主輔親朝臣遠召須、仍祭主祢宜等引率斎王殿参、而爰斎王御託宣云、我皇大神宮之第一別宮荒祭宮也、而依二大神宮勅宣一天、此斎内親王仁所二託宣一也」とあり、以下、斎宮寮頭藤原相通とその妻や従者の「不忠之企」・「無体之企」を叱り、彼らの追放を託宣されている。『小右記』長元四年八月五日条には、この件に関する祭主輔親の報告が載せられており（これに関しては、早川庄八

氏の研究がある。『日本古代官僚制の研究』所収論文）、そこでは託宣の内容として、藤原相通等のこと以外に、近年の幣帛の疎略、裁判における公家の懈怠、近ごろの帝王に敬神の念がうすいこと等があげられている。世はまさに摂関政治の盛時、神祇と神宮の尊重を訴えるまことに厳しい託宣である。同様なことは、長暦三年（一〇三七）にも斎宮内侍の託宣があり、祭主大中臣佐国の不忠が咎められている（『大神宮諸雑事記』）。

また寿永二年（一一八三）、三種神器の一たる剣が失われた際、時の神宮祭主親俊は皇大神宮宝殿の御剣を後白河法皇に献進したが、この親俊の行為は「所下令レ申二付荒祭宮一給上也」（『百練抄』寿永二年六月条）という。ここにも国家非常の時の荒祭神の示現をみることができよう。

当宮の祭祀はすべて正宮に准じて斎行され、奉幣には勅使の参向があり、その祭典は正宮に引き続いて行われること、他の別宮と異るところである。『大神宮式』に「祈年・月次・神嘗・神衣等祭供レ之」とあるように、他の別宮にはない神衣祭が正宮と同じく斎行されるのも当宮の祭祀の注目すべきところである。専当の神主は『大神宮式』に、「内人二人　物忌、父各一人」と定められている。

［式年遷宮］

『大神宮式』にいう造宮使による造替の「神宮七院」の一院である。『大神宮諸雑事記』天平十九年（七四七）条には「九月、大神宮御遷宮」に続いて「十二月諸別宮同奉レ遷二天一、廿年一度御遷宮長例旨了」とあるから、当宮の式年遷宮は、この時期からであろう。中世後期以降退転中絶したが、慶長

十五年（一六一〇）仮殿遷宮、寛永八年（一六三一）に至って式年造替の制に復した。

正宮に准じて斎行され、その遷御は正宮に引き続いて行われる点、他の別宮とは異る。神宝装束については、『大神宮式』に装束一六種（神宝はない）。『儀式帳』では装束二〇種・神財八種、『内宮長暦送官符』では御装束一八種・神財七種、現行では御装束二八種・神宝一〇種である。

［殿舎］

『儀式帳』に、正殿一区・御床一具・瑞垣一重・御門一間・宿衛屋二間とあるが、正殿は長三丈一尺・弘一丈四尺五寸・高一丈三尺と、他の諸別宮と比較しても格段の相違があり、宿衛屋も他の別宮にはみえず、この点も当宮の地位を示している。現在は、正殿・瑞垣御門・瑞垣・玉垣御門・玉垣・幄舎各一よりなる。

4、伊佐奈岐宮（イサナキノ）　二座

伊佐奈弥命一座。並大。月次新嘗。

［宮号］

『延喜神名式』諸本「イサナキノ」と訓み異訓なし。応永十五年（一四〇八）の『頭工引付』には「いざなぎの宮」とあり。「伊弉諾宮」（『大神宮式』）、「伊佐奈岐伊佐奈弥宮」（『内宮長暦送官符』）と

表記する例もある。但し、「伊佐奈岐宮二座」は、現在は「伊佐奈岐宮」と「伊佐奈弥宮」の二宮となっている。いずれも皇大神宮別宮。

［鎮座地］

三重県伊勢市中村町字向垣内七二四番地に鎮座。「月読宮」と同域内にあり、東から西へ南面して、「月読荒御魂宮」・「月読宮」・「伊佐奈岐宮」・「伊佐奈弥宮」の四宮が並んで鎮座している。仁寿三年（八五三）、洪水によって社殿等を流失し、斉衡二年（八五五）、現在地に造立された（「月読宮」の項参照）。

『延喜伊勢大神宮式』に「去二大神宮一北三里」、『神名秘書』には「去二大神宮北一三里、東月読宮、西伊佐奈岐宮、各南向座」とある。

［祭神］

伊弉諾尊・伊弉冉尊。現在は、伊佐奈岐宮に伊弉諾尊、伊佐奈弥宮に伊弉冉尊が祀られている。イザナギイザナミノミコトは、周知の如く「群品之祖」（古事記序）と讃えられる二霊であり、天照大御神・月読尊の親神である。『儀式帳』では「月読宮一院（中略）正殿四区之中（中略）此一称二伊弉諾尊一、次称二伊弉册尊一」とあり、『大神宮式』にも「伊弉諾尊一座、伊弉册尊一座」、『神名秘書』には「伊弉諾尊一座、霊御形鏡坐左方。伊弉冉尊一座、霊御形鏡坐右方。」とある。

［由緒］

当宮の創祀については、『儀式帳』に「奈良朝廷御世、定レ祝」とあり、奈良時代に祝（はふり）、すなわち奉仕の神主を定めたと伝えるが、『続日本紀』宝亀三年（七七二）八月甲寅条に伊勢月読神の祟の記事に続いて、「（前略）伊佐奈岐命、伊佐奈彌命、入二於官社一」とみえるのは、このことであろうか。

続いて『日本三代実録』貞観九年（八六七）八月二日戊辰条に「勅、伊勢国伊佐奈岐伊佐奈祢神、改レ社称レ宮、預二月次祭一、并置二内人一員一、」とあり、この時、『儀式帳』にいう「月読宮一院」内に鎮座する神社から、独立して宮号宣下せられた。貞観十年（八六八）には、「遷宮、今度被レ増二作宝殿寸法一者也、但伊弉冉社如レ本、無二増作一也、今号二小殿一是也。」（『神名秘書』）とあり、『神名式』にも『大神宮式』にも当宮は「伊佐奈岐宮二座」と表記されている。全体を伊佐奈岐宮と称呼し、伊弉冉神は小殿と称されていたようである。「月読宮二座」もまた同様で、全体を月読宮と称呼し、月読尊荒魂は小殿と称されていた（「月読宮」の項参照）。

同域に並んで鎮座する二宮はこれ以後、「月読伊佐奈岐両別宮」（『類聚符宣抄』所収、長保五年〈一〇〇三〉十月十四日官宣旨）とか、「月読伊佐奈岐両宮御体」（『本朝世紀』康治元年〈一一四二〉七月十七日条）のようにセット関係で掲げられることが多い。

小殿はその後、『文永三年（一二六六）内宮遷宮記』古殿御倉分配事の条に「四祢宜分、伊佐奈岐宮小殿」とあり、応永十五年（一四〇八）十一月十六日の『頭工引付』に「（いざなぎの宮）おどの」など

とみえているが、その後衰微したものの如くで、「月読荒御魂宮」と同じく明治六年（一八七三）、「伊佐奈弥宮」として「伊佐奈岐宮」の西方に造立された。現在の同一御敷地における四宮の鎮座はそれ以来のことである。

尚、当宮の祭祀は、皇大神宮の別宮として正宮に准じて斎行される。（神宮の祭祀については大神宮の項参照）

［境内］

約一二、九四〇坪（月読宮と同域）。

［殿舎］

『儀式帳』は「月読宮」と同じ。前記の『頭工引付』（応永十五年）には「いちもとごぜん」・「おどの」・「ちやうしや」・「いんやでん」などの名がみえ、元禄九年（一六九六）の『神宮勘文』には、「正殿・瑞垣・同御門・鳥居」などが掲げられている。現在は、伊佐奈岐宮・伊佐奈弥宮ともに「正殿・瑞垣御門・瑞垣・鳥居・幄舎」よりなる。

［式年遷宮］

二〇年一度の神宮式年遷宮においては、正宮に准じて斎行される。『大神宮式』にいう、造宮使の造営する「神宮七院、社十二処」の一院である。

御装束・神宝については、『儀式帳』では、「月読宮」のそれに包含されるものと考えられるが、

『大神宮式』では「伊弉諾宮二座装束」として「十二種」、長暦二年（一〇三八）の『内宮長暦送官符』では「伊佐奈岐伊佐奈弥宮二所御装束」として「二十一種」、「神財」として「十七種」の品目があげられている。現行祭儀では伊佐奈岐宮御装束二五種・神宝一二種、伊佐奈弥宮御装束二五種・神宝一五種である。尚、遷御の期日は正宮の一年後が近年の例である。

［附近の遺跡］

当宮の南に猿田彦大神の旧地と伝える「興玉森」があり、また当宮の南東を走る国道二三号線に沿って北中村の集落内に「中村遺跡」・「刀根屋敷遺跡」がある。いずれも古墳時代以降、中世期までの土師器・須恵器・山茶椀等の散布がみられる。古代～中世の集落跡と考えられるが、当宮との関係が注目される。

5、月読宮（ツキヨミノ）　二座

荒御魂命一座。
並大。月次新嘗。

［宮号］

『延喜神名式』諸本、「ツキヨミノ」と訓み、異訓なし。土地の人は親しみをこめて「ツキヨミさん」ともいう。「月読」を「月夜見」と表記する例もある（『大神宮式』・『内宮長暦送官符』・『大神宮

諸雑事記』）。但し、「月読宮二座」は、現在は「月読宮」と「月読荒御魂宮」の二宮となっている。皇大神宮別宮。

［鎮座地］

三重県伊勢市中村町字向垣内七二四番地に鎮座。外宮と内宮を結ぶ御幸道路沿、北中村の集落の北辺、近畿日本鉄道五十鈴川駅の南約五〇〇メートルの地にあり、裏参道口には国道二三号線も通っている。皇大神宮（内宮）からは北方へ約一・八キロメートルの位置にある。「伊佐奈岐宮」も同域内にあり、東から西へ南面して、「月読荒御魂宮」・「月読宮」・「伊佐奈岐宮」・「伊佐奈弥宮」の四宮が並んで鎮座している。

『皇大神宮儀式帳』には「在二大神宮以北相去三里一」とあり、『延喜伊勢大神宮式』にも「去二大神宮一北三里」、『神名秘書』もまた「去二大神宮一北三里、東月読宮、西伊佐奈岐宮、各南向坐」とあり現在地と大きく矛盾するところはないが、当宮は洪水の難によって社殿等を流失している。

『大神宮諸雑事記』仁寿三年（八五三）八月廿八日条に、「大風洪水間、月夜見伊佐奈岐宮等神宝御装束玉垣瑞垣門等已流失并正殿二宇同以流亡御畢（以下略）」とあり、そこで同年九月二日には、「為レ遁二後代之厄一、可レ被レ改二建正殿於他所一之由上奏」と宮地の移転を請うている。九月八日には、「宇治郷十一条廿三布施里、同条廿四川原里之間」が穏便として宮地に決定され、十一月一日に改造の宣旨が下り、斉衡二年（八五五）九月二十日、遷宮が斎行されている。それが現在地である。旧地は

現在地の北方、久世戸坂下の二光の森と称されているところという伝承もある。

［祭神］

月読尊・月読尊荒御魂。現在は月読宮に月読尊、月読荒御魂宮に月読尊荒御魂が祀られている。月読尊は、周知の如く、イザナギイザナミノミコトの生みませる神であり、天照大御神（大日靈貴）について、「洗二右御目一時所レ成神名月読命」「汝命者所レ知二夜之食国一矣事依也」（『古事記』）、「次生二月神一（一書云月弓尊、月夜見尊、月読尊、）其光彩亜レ日可二以配レ日而治一故亦送二之于天一」（『日本書紀』）と伝えられる。

『儀式帳』では「月読宮一院」として「正殿四区之中」まず伊弉諾尊・伊弉册尊の二神を記し、「次称二月読命一、御形馬乗男形着二紫御衣一、金作帯大刀佩之、次称二荒魂一、」とあり、『大神宮式』では「月夜見命一座、荒魂命一座」とある。

［由緒］

当宮の創祀については、神宮の創祀を伝える諸書においてもふれるところがなく不明な点が多い。『続日本紀』神護景雲三年（七六九）二月乙卯条の「奉二神服於天下諸社一」の記事において、「其大神宮及月次社者、加レ之以二馬形并鞍一、」とみえる「月次社」を「月読社」とみなし、奈良時代には未だ月読社と称されておらず宮号は有していなかったとするのが通説であるが（『神宮要綱』）、この「月次社」は、月次祭に奉幣を奉られる社の意とも解され、ただちに月読社と結びつけるのは無理が

あろう。同じく『続日本紀』宝亀三年（七七二）八月甲寅条に、「是日異常風雨、抜レ樹発レ屋、卜レ之、伊勢月読神為レ祟、於レ是毎年九月准二荒祭神一奉馬、又荒御玉命、伊佐奈岐命、伊佐奈彌命、入二於官社一、」とあるが、ここにみえる「伊勢月読神」が当宮に関する確かな史料の初見記事である。荒御玉命以下の三神がこの時、官社に列せられているところより判断すれば、「月読神」はそれ以前に官社となっていたと考えられよう。

延暦二十三年（八〇四）撰進の『皇大神宮儀式帳』では、「管神宮肆院行事」の条に荒祭宮・月読宮・伊雑宮・瀧原宮の鎮座地・祭神・社殿等の記載がみえる（瀧原宮の竝宮は後の加筆であろう。瀧原宮の項参照）。また、「鎮二祭荒祭、月読、瀧原、伊雑四宮地一用物并行事」なども載せられており、『儀式帳』では荒祭宮・伊雑宮・瀧原宮と同じく、当宮は宮号をもつ皇大神宮所管の特別なお社として登載されている。また前述の如く、当宮では後に二宮に分立する（現在は四宮）。「伊弉諾尊・伊弉册尊・月読命・荒魂」の四神が「月読宮一院」の同所に祀られていた。

その後、貞観九年（八六七）八月二日「伊佐奈岐伊佐奈彌神」は「改レ社称レ宮」となり（『日本三代実録』）当宮から分立し、『延喜大神宮式』では荒祭宮・伊佐奈岐宮・月読宮・瀧原宮・瀧原並宮・伊雑宮の六宮が大神宮（皇大神宮）の、多賀宮（高宮）が度会宮（豊受大神宮）の「別宮」として規定されている。

仁寿三年（八五三）、当宮は洪水によって流出し、斉衡二年（八五五）移造されたことは先に述べた

が、この間、当宮の宮号宣下について貞観九年（八六七）「改二社号一称レ宮」（『神名秘書』）という記事がある。しかしこれに関しては正史にみえず、当宮の宮号宣下は、これより以降であり、『儀式帳』にみえる「月読宮」もそのまま信用しがたいという説がある（大西源一『大神宮史要』）。『神名秘書』の記事は、伊佐奈岐宮の宮号宣下との混同と考えられるが、正史に宮号宣下の記事がみえないことは、必ずしもその宮号宣下が後世に降ることを意味するものではないであろう。『儀式帳』において当宮と並ぶ荒祭宮・瀧原宮・伊雑宮・高宮のいずれも正史に宮号宣下の記事はない。『日本文徳天皇実録』天安元年（八五七）九月壬寅条に、「伊勢国荒祭、月読、瀧原、伊雑、高宮等神宮内人五人、始預二把笏一、」とある記事などに注目するとき、当宮の宮号宣下が貞観九年（八六七）以降とは全く考えられない。先に掲げた『儀式帳』にみえる「管神宮肆院」とか「四宮地」などの表記に信をおくならば、当宮は少くとも平安時代初頭には宮号を有していたと考えられよう。

貞観十年（八六八）、当宮は宝殿を増作したが、荒魂命社は増作も無く「今号二小殿一是也」（『神名秘書』）とあり、『文永三年（一二六六）内宮遷宮記』にも「月読宮小殿」の名がみえ、その古殿が八祢宜に分配されている。中世においては、当社の荒御魂は小殿と称されていたようであるが、その後退転衰微したものの如くで、明治六年（一八七三）七月、その再興の議が起り、同十二月「月読荒御魂宮」として「月読宮」の東方に造立された。この時、同時に「伊佐奈彌宮」も「伊佐奈岐宮」の西方に造立され、現在の同一御敷地における四宮の鎮座はそれ以来のことである。

当宮には専当の神主として「内人・物忌」が定められ、その祭祀は、皇大神宮の別宮として正宮に准じて斎行される。

［境内］

約一二、九四〇坪（伊佐奈岐宮と同域）。

［殿舎］

『儀式帳』に「正殿四区之中、三間、長各一丈七尺、弘一丈、高六尺、一間、長八尺、弘六尺、高六尺」とあり、当宮は三間の一と、後の一間に月読命と荒魂が鎮座していたと考えられる。また「御倉一宇、玉垣四重、御門二間」とある。『文永三年内宮遷宮記』には「忌火屋殿・一殿・瑞垣」もみえる。現在は「月読宮」・「月読荒御魂宮」ごとに各々「正殿・瑞垣御門・瑞垣・鳥居・幄舎」各一があり表・裏参道入口に各々「鳥居」、それに「宿衛屋」・「修祓所」がある。

［式年遷宮］

二〇年一度の神宮式年遷宮においては正宮に准じて斎行される。その用物は「官庫物」あるいは「神税」を以て充てられ（『儀式帳』）、造宮使の造営する「神宮七院、社十二処」（『大神宮式』）の一院である。

御装束・神宝については、『儀式帳』に「月読宮遷奉装束」として「十四種」、「神財」として「十六種」の品目が掲げられ、『大神宮式』では「月夜見宮二座装束」として「十種」（「神財」は記載な

し）、長暦二年（一〇三八）九月七日付の『内宮長暦送官符』では「月夜見宮正殿肆宇御装束」として「拾参種」、「神財」は「拾陸種」がみえている。現行祭儀では、月読宮御装束二三種、神宝一五種、月読荒御魂宮御装束二四種・神宝一二種である。尚、遷御の期日は正宮の一年後が近年の例である。

6、瀧原宮（タキハラノ）

大。月次新嘗。

［宮号］

『延喜神名式』諸本、「タキハラノ」と訓み、異訓なし。「瀧原」は、当宮の御鎮座伝承にみえる「大河之瀧原之国」（『倭姫命世記』）という地名に因むものであろう。「天照大神遙宮」（『皇大神宮儀式帳』）・「大神遙宮」（『延喜大神宮式』）とも称される。また長暦二年（一〇三八）の『内宮送官符』には「瀧原神宮」とあり、太政官符での神宮号の使用が注目される。さらに近世期、当宮の御師は「瀧原大神宮」とも称していた（大紀町郷土史料館蔵、大麻札版本の刻字）。土地の人は「野後（のじり）さん」ともいう。野後もまた近世以来の当地の地名である。皇大神宮別宮。

［鎮座地］

三重県度会郡大紀町大字瀧原字宮野八七二番地に鎮座。宮川の中流域、三瀬谷で合流する支流の大

内山川右岸の山間にある。皇大神宮からは直接距離にして南西約三〇キロメートルの地。当宮の一の鳥居前を旧熊野街道が走り、近くを国道四二号線も通っている。ＪＲ紀勢線瀧原駅から大内山川を渡って約一キロメートル。

『儀式帳』には「伊勢志摩両国堺大山中、在二太神宮以西一相去九十二里」、『大神宮式』は「在下伊勢与二志摩一境山中上、去二大神宮西一九十里」とあり、『新任弁官抄』には、「去二内宮一一日」とある。ここにみえる「西」は正確には「南西」「九十里」・「九十二里」は現在の約五〇キロメートル、内宮から宮川添いの場合はほぼそのくらいであろう。

尚、当宮からさらに大内山川沿いに南へ行き、錦峠（あるいは荷坂峠）を越えれば錦（あるいは紀伊長島）に至り、熊野灘に出る。この間、約二〇キロメートル。すなわち、当宮は紀州や熊野灘から伊勢路への入口の地にあたる。錦は神武天皇紀の伝承にみえる「丹敷浦」に比定される地であるだけに注目に値する。

また当宮の北方に「船木」なる地があるが、『神武天皇記』にみえる「伊勢船木直」、『住吉大社神代記』の船木等本記にみえる「伊西国船木」にいます「伊勢川比古乃命」の伝承と深い関係を有する地と考えられる。『伊勢国風土記逸文』にも、神武天皇朝に天日別命が熊野より伊勢に入り、在地の「伊勢津彦」を追放する伝承がみえるが、これら合せ考えると当宮の鎮座地は、大和朝廷成立史上あるいはそれと伊勢地方の関係を伝える諸伝承と密接につながる地域である。

［祭神］

天照坐皇大御神御魂。『儀式帳』には「御形鏡坐」とある。

［由緒・祭祀・神職］

『日本書紀』や『儀式帳』にみえる神宮創祀伝承には当宮のことはみえないが、『倭姫命世記』（垂仁天皇）二十五年三月条に次のように記されている。すなわち倭姫命は、大神の御鎮座地を求めて伊蘇宮からさらに川を溯り、相鹿瀬を越えて、真名胡神に迎えられるがその真名胡御瀬に至りて御瀬社を造立する。そして「従二其処一幸行、美地到給奴、真名胡神尓、国名何問給支、大河之瀧原之国止白支、其処宇太之大宗祢奈乎為天、荒草令二苅掃一天、宮造令レ坐支、」とあり、ここにみえる宮がすなわち当宮という。しかし続けて「此地波、皇大神之欲給地爾波不レ有悟給支」とあり、再び川を下って処々を巡幸し、翌二十六年十月、五十鈴河上に奉遷されたと記している。すなわち、当宮は倭姫命巡幸伝承に因む社である。

この『倭姫命世記』垂仁天皇二十五年条の巡幸記事は、伊蘇宮を基点として宮川流域を上下し、ほぼ度会郡内の全域を巡っている（この条の前の二十二年の記事は、飯野高宮を基点として飯野郡多気郡を巡っている）のは、律令制下の神宮の神郡との関係を考えるとき注目に値する。そして、ここにみえる神社は、そのほとんどが式内社であり、また皇大神宮の摂社である。これらのなかで、当宮は宮川流域の最上流部、郡内では最も西に位置し、唯一別宮である。

『儀式帳』では「管神宮肆院行事」の条に「瀧原宮一院」とあり、『大神宮式』では「別宮」とされている。これはおそらく[鎮座地]の項でも述べた如く、当社の鎮座地と深く関係するものであろう。皇大神宮宮域の西南端に位置し、紀州あるいは熊野灘から伊勢への入口という重要地点なるが故に「別宮」という特別な扱いを受けたのではあるまいか。志摩の的矢湾から伊勢への入口に伊雑宮が鎮座する。この宮もまた皇大神宮の別宮にして御祭神も天照坐皇大神御魂、そして瀧原宮・伊雑宮の二宮はともに「天照大神遙宮」（『儀式帳』）とされている。

皇大神宮を中心に、その東南部の入口に伊雑宮が、西南部の入口に瀧原宮が、大神の御魂を祀る遙宮・別宮として鎮座しているのである。

尚、『神名式』では「瀧原宮」は一座のみであるが、『大神宮式』では「瀧原宮一座」に加えて「瀧原並宮一座」とあり、ともに別宮とされている。この点、『延喜式』内部で矛盾する。『儀式帳』にもまた「並宮」の存在が記されている。しかし『儀式帳』は「管神宮肆院行事」の条に、荒祭宮一院・月読宮一院・伊雑宮一院・瀧原宮一院・並宮一院の五院が記載されており「並宮一院」が不自然であり、他に「鎮二―祭荒祭月読瀧原伊雑四宮地一用物並行事」とか、「所管四宮」などの表記もあり、これよりすれば、『儀式帳』における瀧原並宮の存在は、書写の過程における追筆かとも考えられよう。一方、『延喜式』の矛盾の解釈は難解である。『延喜式』には同一項目につき矛盾した記事の存在が若干例存在するが、本例もその一つである。『延喜式』は、その編纂の着手が延喜五年（九〇五）、奏

進は延長五年（九二七）、そしてその施行は康保四年（九六七）である。この間、六十余年。奏進後も修正加筆がなされていたようであり（虎尾俊哉氏『延喜式』）、おそらく本件もそれに起因するものではなかろうか。すなわち、奏進後に「並宮」が「瀧原宮」から分立し、『大神宮式』には登載されたが『神名式』の訂正はなされなかったと。一応の仮説として提示しておきたい。並宮もまた祭神は天照坐皇大御神御魂であり、瀧原宮と併立して祀られている。

当宮の祭祀は他の別宮と同じく祈年・月次・神嘗などに預り正宮に准じて斎行される。専当の神主も内人・物忌・物忌父がおかれていたが（『大神宮式』）、祭典には皇大神宮の祢宜が参向し、奉幣の儀も斎行された様子が『大神宮諸雑事記』や、『建久年中行事』等にみえる。しかし、中世後期以降退転し神宮との関係も希薄となり、祭祀をはじめ当宮の運営は在地の野後の神人達の手になっていた（『野後中興来歴覚』）。ために当宮の神領をめぐって争論が絶えず、神宮と野後神人達は種々の面で対立すること近世半ばに及んだ。このように当宮は中世以降、在地の勢力が強く、その実態は先の『野後中興来歴覚』に詳しいが、明治初年の『瀧原宮同並宮内人并神役人師職等名前』なる報告によれば、宮人として七人・神役人として一七人、さらに師職として一八人の名前が載せられている。いずれも在地の人々であり、特に、当宮にも「御師」の存在が確認できるのが注目されよう。これらはすべて、明治の神宮改革によって廃絶させられたが、現在でも土着の信仰が強く、神宮の公の祭典以外に、七月二十二日と十月二十二日には「御祭（ごさい）」と称され地元の人々が参集する。また瀧原宮崇敬会も結成せ

られ種々の奉賛行事が行われている。

［式年遷宮］

当宮も『大神宮式』にいう「造宮使」の造営する「神宮七院」の一院であり、「神宝」はないが「装束」一六種があげられている（並宮は一〇種）。『儀式帳』には装束一七種・神財一一種（並宮は装束のみ一一種）、長暦二年（一〇三八）の『内宮送官符』では御装束一六種・神財一一種（並宮は御装束のみ一二種）の品目が記されている。中世後期以降退転し、寛文二年（一六六二）再興されたが、近年の祭儀では御装束二四種・神宝一一種（並宮は、御装束一九種・神宝一一種）と、両宮ともに御装束・神宝が奉献され、殿舎の造替と遷御は他の別宮と同じく正宮の翌年に斎行されるのが例となっている。

［境内］

約一一三、一〇五坪。

［殿舎］

『儀式帳』には「正殿一宇・御船殿一宇・御床一具・瑞垣一重・御門一間・玉垣一宇」とみえ、並宮についても御船殿以外の同様の殿舎の記載がある。『大神宮諸雑事記』貞観十三年（八七一）三月八日条には「瀧原宮焼亡了」とあり、同じく延喜十七年（九一七）四月十三日条に「瀧原宮神館」の名もみえ、そこには「修行僧」が寄宿していて、その中の一人が死亡したとある。いずれも内人の責任が問われて祓を科されており注目されるが、当宮の殿舎のうち特に注目されるのは「御船殿」の存在で

ある。このような殿舎は正宮はじめ他の別宮摂末社に存在しないものである。あるいは先に述べた当宮の起源伝承にかかわるものであろうか。当宮の下流六キロメートル、大紀町三瀬川の地、宮川の河岸に皇大神宮摂社多岐原神社が鎮座しており、近年までここには宮川渡河の「三瀬の渡し」があったが、当社の「御船殿」は、あるいは古代以来の宮川の水上交通を象徴するものでもあろうか。先に述べた船木氏の存在とも関係して興味深い。

現在の殿舎は、正殿・瑞垣御門・瑞垣・玉垣御門・玉垣・鳥居・幄舎・鳥居、それに御船倉・御倉・忌火屋殿・蕃塀・宿衛屋・斎館・修祓所・橋・一鳥居等がある。

向って左側に並宮が建ち正殿から鳥居まで同じである。参道に沿って頓登川（大内山川の支流）が流れ、斎館の裏手が自然の御手洗（みたらし）となっている。参道の両側および境内には老杉がそそり立ち、まことに神気たちこめる聖域である。

［所管社］

当宮には所管社として宮域内に、一、若宮神社、二、長由介神社、三、川島神社の三社が鎮座している。このうち、三の川島神社は二の長由介神社と御同座。一は正殿・瑞垣御門・瑞垣・鳥居、二は正殿・玉垣御門・玉垣・鳥居よりなる。いずれも中世以降の史料にその名がみえる（『皇大神宮年中行事』『氏経神事記』）。

［附近の遺跡］

当宮の参道入口、旧熊野街道に面して、旧神宮寺跡がある（現、瀧原小学校内）。先の『大神宮諸雑事記』延喜十七年条の記事、通海の『大神宮参詣記』にみえる当宮の記事等、当宮をめぐる神仏関係は、熊野信仰とも絡んで今後解明せねばならない問題点である。

尚、当宮については、当宮こそがもとの伊勢神宮であるとする説以下多くの議論がある。それらについては、田中卓博士『伊勢神宮の創祀と発展』に批判があり、また当宮全般については、『大宮町史』（歴史篇）所収の岡田登氏の論考に詳しい。

7、高宮（タカノ）

大。月次新嘗。

［宮号］

諸本「タカノ」と訓み異訓なし。『止由気宮儀式帳』と『文徳実録』天安元年（八五七）九月八日条にも「高宮」とあるが、『延喜大神宮式』では「多賀宮」とする。また『新任弁官抄』には「高宮、或云二多賀宮一」とあり、『神名秘書』では「多賀宮」に作る。「高宮」・「多賀宮」に二通りの表記があるが、現在の正式宮号は「多賀宮」としている。豊受大神宮別宮。

［鎮座地］

三重県伊勢市豊川町、豊受大神宮宮域内に鎮座。豊受大神宮の大前の御池にかかる石橋を渡ると左手に風宮、右手に土宮が鎮座している。その正面中央の石段（九七段）を登ったところ、高倉山の尾にあたる山上に鎮座する。『延喜大神宮式』や『神名秘書』に「去二神宮（豊受大神宮）南一六十丈、」、『新任弁官抄』では「去二外宮一一町許在二山上一」とある。

［祭神］

豊受大御神荒御魂

「等由気大神宮之荒御玉神也」（『止由気宮儀式帳』）、「豊受大神荒魂」（『延喜大神宮式』）、「豊受宮荒魂也」「霊御形鏡坐」（『神名秘書』）とあり、皇大神宮における荒祭宮と同様である。

［由緒］

雄略天皇二十二年（四七八）、天照大神の託宣によって、豊受宮（度会宮）が山田原に鎮座された時、その豊受大神の荒魂として同時に祀られたという。『大同二年神事供奉本記』には、「爾時天皇（雄略天皇）警給、度会神主等先祖大佐佐命召天差レ使布理奉止宣支、仍退往布理奉支、是豊受大神也、即度会乃山田原爾荒御魂和御魂宮造奉天、令二鎮理定理坐一、」とあり、「和御魂宮」が豊受宮であり、「荒御魂宮」が当宮という。また『倭姫命世記』には、「荒魂多賀宮乎波豊受大神宮仁奉二副従一給者也」とみえる。

『止由気宮儀式帳』には「等由気大神宮院事」の条に、「菅高宮壹院」とあり、『延喜大神宮式』

では、度会宮の「別宮」とされている。以来、当宮は豊受大神宮の第一の別宮として正宮についで尊崇されてきた。神宮諸祭の祭儀にあたっては正宮の奉仕後引続き斎行され、勅使も参向し奉幣の儀も行われる。

当宮には専当の神主として、「内人二人、物忌、父各一人」（『延喜大神宮式』）がおかれていた。『止由気宮儀式帳』には「高宮物忌、無位神主種刀自女」とあり、「右人行事、卜定任日、後家雑罪事祓浄弖、立二忌庤一造、御刀代田従二春始時一至二于秋時一佃奉弖、其稲乎春炊奉弖、御塩焼物忌焼備奉御塩以弖、朝御饌夕御饌乎毎月六度供奉、高宮、又三節祭、湯貴乃御饌毛如二上件一供奉、又三節祭并、時々幣帛使参入時、与二大物忌一共、第二御門斎敬侍、」とみえる。これによれば、当宮においても、本来は毎月六度、「朝御饌夕御饌」が奉られていたようである。物忌父についても「父、無位神主夫献」、「右人行事、与二物忌一共副、雑行事仕奉、」とあり、また「高宮乃朝御饌夕御饌供奉」の文言もみえる。また同書「御巫内人」の条に、その行事として「高宮御井神祭仕奉年中六度、」とあるところよりすれば、当宮には「御井」があったことが知られる。現在、当宮への石段入口の南に下御井神社（社殿なし、豊受大神宮所管社）が鎮座しているが、これがそれに該当すると考えられる。

この朝御饌夕御饌と御井の存在は、当宮が正宮（豊受大神）の荒魂を祀るという性格に深く関係するものであろうが、中世以後退転した。

［式年遷宮］

神宮における二〇年毎の式年遷宮においては、当宮は正宮と同様に斎行される。『止由気宮儀式帳』の「新宮奉造時行事并用物事」の条に、正宮に続いて「高宮地鎮祭用物并行事」の規定が記されており、また「新造宮御装束用物事」の条に「高宮坐神御装束」として、「帛御被一具、生絁御被一具、緋一尺、綿二丈、絁一疋、蚊屋帳二張、天井帷一張、御幌一張」など八種の「御装束」の品目が掲げられている（『延喜大神宮式』では、この他、絹衣一領、櫛笥一合、髻結紫絲二条、帯二条など総計一二種）。

社殿の造替は、中央の造宮使に依るものであったが、南北朝以後退転し、個人の篤志による仮殿遷宮が時折行われるのみであった。寛永八年（一六三一）八月、正遷宮があり、以後式年の造替に復したが、全き社殿は明治四十二年（一九〇九）の遷宮で漸くほぼ『儀式帳』のかたちに復旧した。

現行祭儀は、正宮に引き続き遷御の儀が斎行され、御装束も二三種に増加し、『帳』や『式』にはみえないが、神宝も御鏡・御胡籙・御靫・御弓・御箭・御太刀・御鉾・御楯の八種が奉られている。

［社殿］

『止由気宮儀式帳』に「正殿一区、瑞垣一重、玉垣一重、御門一間」とあり、それぞれ寸法が記されている。現在は、正殿・瑞垣御門・瑞垣・玉垣御門・玉垣・幄舎、各一よりなる。

［附近の遺跡］

当宮より南西方向、直線距離約五〇〇メートルの高倉山山頂部に「高倉山古墳」がある。すくなくとも中世初頭には盗掘を受け、「岩窟」・「天の岩戸」として近世末まで信仰の対象となっていた。

当宮より山坂を登り岩戸に到る参道も存在していて、古墳の前には茶屋などもあり大変な賑わいであったという。当宮あるいは、度会宮と深い関係を有する古墳であろうか（度会宮の項参照）。

8、磯（イソノ）神社

［社名］

『延喜神名式』諸本「イソノ」と訓み、異訓なし。伊勢国度会郡十三郷の一郷として「伊蘇以曽」があり（『和名類聚抄』）、当社の社名は鎮座地の郷名に由来するものであろう。

［鎮座地］

伊勢市磯町一、〇六九番地に鎮座。

大台原に源を発する南伊勢地方の中心的大河、宮川の最下流域左岸の河岸段丘上に位置する。また多気町玉城町小俣町を流れ、宮川左岸に及ぶ外城田川の最下流域右岸でもあり、この両河川に挟まれた細長い段丘上の中央部に鎮座する。国道二三号線の宮川大橋西詰より東北へ約一キロメートル、磯町の集落内に在る。旧度会郡伊蘇郷に属し、字名は「権現前」という。

［祭神］

『社記』によれば、正殿一座、天照大神御霊、相殿二座、豊受毘売神・木花佐久夜毘売神。その他、合祀の祭神として宇都志国玉神・菊理比売神・大山津見神などの諸神を祀る。

［由緒］

当社は、神宮の摂末社にはふくまれていないが、伊勢神宮の創祀と深い関係の伝承を有する社である。すなわち、『皇大神宮儀式帳』の倭姫命巡行記事のなかに、壱志・飯野・多気と続いて、「次玉岐波流磯宮坐只次百船乎度会国云々」とあり、また『倭姫命世記』には、「（垂仁天皇）廿五年春三月、従二飯野高宮一遷二幸于伊蘇宮一令レ坐支、于レ時、大若子命間給久、汝此国名何、白久百船度会国玉掇伊蘇国止白天、御塩浜並林定奉支、此宮坐天供奉御水在所波御井国止号支、云々」ともある。ここにみえる「磯宮」あるいは「伊蘇宮」という行宮の跡に建てられたのが、当社「磯神社」の起源であると伝えられている。

しかし、当社については『延喜神名式』や『延喜斎宮式』にその名がみえるが、皇大神宮・豊受宮の管摂する社のうちにはその名がみえず、先の「磯宮」・「伊蘇宮」との関連を示す直接的な史料もまた存在しない。「磯宮」・「伊蘇宮」については、『神名秘書』には「伊蘇国伊蘇宮、在二多気郡逢鹿村字古宮本古宮処一也、磯殿相去十五里許云々是則御麻圃四処内也」という書入れがあり、その旧跡を多気郡逢鹿村の古宮の地に比定している。本居宣長も、磯宮と磯神社の関連を認めつつも、磯宮は度会郡ではなく「多気郡の相可郷のあたりなりとも云へり」（『古事記伝』）としてその判断を留

保しており、また荒木田経雅は多気郡の伊蘇上神社の存在に注目している（『太神宮儀式解』）。

これらに対し、「磯宮」・「伊蘇宮」と「磯神社」との関連性を主張したのは御巫清直で、それは当社の地勢や、古老の伝承をふまえた上での判断であった（『太神宮本記帰正鈔』・『二宮管社沿革考』）。ともかく当社については『神名式』以外に確たる史料を欠き、出口延経の『神名帳考証』には、「磯神社、倭名抄云、伊蘇、今云磯村八王子社乎」と記されている如く、近世期には伊蘇郷磯村の産土神として「八王子社」と称されていたようであり、あるいは又、『勢陽雑記』『背書国記』『式内案内記』などには「磯村ニ坐テ権現ト称ス」ともみえ、「権現」なる社もあったらしい。「此社今伊蘇郷磯村ノ権現祠ノ域内北方ニ在テ、里民産神トシ八王子ト唱フ」、御巫清直が『二宮管社沿革考』に述べるところであるが、南に「権現」、北に「八王子社」の社殿が隣接していたようである（『太神宮本記帰正鈔』）。そしてこの「八王子社」はもと「宝殿ノワキ」と字する地にあったが、後に「権現」の域内に遷した由である。「八王子社」が式内社の「磯神社」であり、『外宮子良館旧記』の延徳二年（一四九〇）条にもみえる「権現」こそが行宮の遺跡であるとするのが御巫清直の見解である。

明治になって「八王子社」は「磯神社」と改称され、明治八年（一八七五）、郷社に列せられた。明治四十一年（一九〇八）には境内社の清浜神社並に本殿社・白山社・山神二座を合祠し、磯町の産土神として奉祀されている。

さて当社については、伊勢神宮創祀伝承上さらに大きな問題が残されている。『日本書紀』垂仁天

皇二十五年三月丙申条にみえる「磯宮」との関係である。天照大神を奉じて伊勢国に到った倭姫命は、大神の教えに随って、「其祠立二於伊勢国一、因興二斎宮于五十鈴川上一、是謂二磯宮一、」とある。これについて、伊勢国のイセは、磯・伊蘇（イソ）の転訛であること、古来指摘されているところであるが、五十鈴（イスズ）もイソと同じとみなされ、五十鈴川は磯川（宮川）であり、「磯宮」は宮川左岸の伊蘇郷鎮座の式内社「磯神社」をさすのではないかという見解である（喜田貞吉「伊勢皇大神宮の御鎮座について」、『歴史地理』四十四ノ一、大正十三年）。大胆な仮説で、にわかには成立しがたいが当社に関する一説としてあげておく。

［境内・社殿］

境内は九二七坪。社有地の山林に囲まれて、本殿（神明造、板葺）・拝殿・祭器庫・手水舎があり、鳥居は神社東の道路に面し、その向いに社務所がある。

［祭祀］

例祭は四月二十一日。

［附近の遺跡］

当社の鎮座する宮川下流域左岸や、外城田川下流域には注目すべき遺跡が多い。

まず先土器時代の遺跡としては、当社から外城田川を逆上ること約一・五キロメートルの「マ、田遺跡」からは、サヌカイト製の国府型ナイフ形石器をふくむ二、〇〇〇点にも及ぶ各種石器類が採集

されており、宮川下流域の文化の黎明を告げるものとして注目される。縄文時代の遺跡としては「大藪遺跡」から押型文土器・晩期条痕文土器が検出されており、「小御堂前遺跡」からも晩期の土器が出土している。これらの遺跡はいずれも当社と至近距離に立地し、前者は西南約一キロメートルの外城田川右岸、後者は外城田川をへだてて西方約七〇〇メートルの位置にある。弥生時代になると、先の「大藪遺跡」からは遠賀川亜式の弥生土器が検出されており、弥生前期からの大遺跡として注目され、宮川流域における弥生文化の拠点とも考えられている。以上の遺跡の様相は、当社の鎮座する宮川下流域左岸・外城田川下流域の開発と発展の具体相を何よりも雄弁に物語るものといえよう。

古墳時代では、まず当社の北方、外城田川の対岸に位置する丁塚古墳が注目をひく。あるいは前方後円墳かとも考えられるが現状では径二七メートル、高さ四・五メートルを測るやや腰高の円墳である。墳頂部からは須恵器器台小型壺などが採集されており、五世紀末から六世紀初頭のものと考えられている。この丁塚古墳は当社と外城田川をはさんで指呼の間にあり、あるいは当社奉斎氏族とその墳墓かという推定も可能であろう。由緒の項で掲げた『倭姫命世記』には、「伊蘇宮」での「大若子命」の伝承が記されているが、この「大若子命」は度会氏の祖と伝えられる存在であるだけに（『元徳度会系図』）、この「丁塚古墳」は当地域の古代氏族度会氏との関係も、視野に入れておく必要があろう。尚、「丁塚古墳」の他にもこの周辺には少なくとも十数基の古墳がかつて存在していたことが確認されている。

歴史時代では、当社の西方約七〇〇メートル、外城田川左岸の「小御堂前遺跡」・「野垣外遺跡」が注目される。先年発掘調査されたが、緑釉陶器や青磁が出土し、奈良時代から鎌倉時代の大型の掘立柱建物等も検出されている。『太神宮諸雑事記』にみえる大宮司の「伊蘇館」との関連が注目されるが、この遺跡は律令制下における「伊蘇郷」の中心的存在とも考えられ、当社はその郷名にちなむ社であるだけに、この遺跡との関係が注目されるのである。

尚、磯町の地は、文禄三年（一五九四）、秀吉より慶光院に寄進され明治に及んでいる。

9、湯田（ユタノ）神社

［社名］

『延喜神名式』諸本「ユタノ」と訓み、異訓なし。鎮座地に由来する社名であろう。

［鎮座地］

三重県伊勢市小俣町湯田九八三番地に鎮座。

小俣町の西部、湯田の集落の西南端に位置し、県道伊勢松阪線（旧国道二三号線）の南、約二〇〇メートル。『神名秘書』には「湯田社、（中略）在二湯田郷一」とあり、当地は旧の度会郡湯田郷に属す

る。

［祭神］

『皇大神宮儀式帳』に「称二鳴宸電一、又太歳御祖命、形無」とあり、『神名秘書』にも「鳴震雷、又大歳御祖命也」とある。

［由緒］

『皇大神宮儀式帳』の「菅度会郡神社行事」条に、「合四十処之中、官帳社廿五処」の一処として登載されている。大長谷天皇御宇（雄略天皇朝）に創祀され、「正殿二区、長各四尺五寸、弘四尺、高三尺、玉垣一重、長三丈五尺、高七尺、御門一間、高九尺弘八尺、坐地二町五段、四至、東南、川、北、公田、西已上六箇処社、造神宮使造奉也」とある。また『延喜伊勢大神宮式』の「諸社四十座」条にも「太神宮所摂廿四座」の六番目に「湯田社」とある。

すなわち当社は、皇大神宮（内宮）の管摂する社の一つであり、しかも神宮式年遷宮においては、造神宮使が造替する六社の一つに数えられていた。当社の鎮座する湯田郷は、「官舎神社」の項でも記す如く、延暦十六年（七九七）以降、伊勢神宮の行政官衙である「大神宮司」の政庁や、斎宮の「離宮」が設置されていたところでもあり、伊勢神宮と深い関係を有する地域であった。『神鳳抄』や『外宮神領目録』にも「湯田郷」の名がみえる。

『文永三年（一二六六）遷宮沙汰文』に収める「文永四年（一二六七）太神宮神主注進状」によれば、

当社の造替に関して、「湯田神社、件神社子細、同二前于田辺神社一之由、祝徳千与申之、早被二造替一矣、」とあり、田辺神社と同じとは「御材木少々雖レ奉レ付二社頭一、依レ無二作料沙汰一、不二造替一之由」である。このころから退転の兆がみえはじめ、その後、暦応三年（一三四〇）の『造替記』、応永十五年（一四〇八）の『請屋日記』等にも当社の名がみられるが、その修造は「請屋」、在地の有力者の手になっていたようである。文明三年（一四七一）の『役夫工米記』にもまた、当社の名が掲げられているが課する国が記されていない。

中世末期以降は所伝を欠くが、神宮との関係は希薄になり、当社は土地の産土神として奉祀されていたようである。寛文三年（一六六三）、大宮司大中臣精長は、当時廃絶していた両宮摂末社等三十九社を再興したが、当社もその一社であった。精長の『寛文摂末社再興記』にはその子細を、

寛文三年八月廿八日、此社ハ湯田郷湯田村ニ参、村ノ南三町程、南凡半町四方程ノ森有レ之、西北ハ野、南東溝並田也、扨在所罷付、百姓一両人呼遣候処、折節百姓等七八人寄合候処使参、各へ尋度事候ト申候へハ、庄屋ノ弟佐衛門ト申者罷出申様ハ、大宮司様之御衆ニテ候哉ト申、扨此方ノ使ノ様子承、湯田社へ案内仕、委ク社ノ様体教エ、（以下略）

と記している。この産土神の敷地内に「湯田神社」を再興し、二社併立して奉祀され明治に及んだ。産土神の方は明治二十三年、隣接する「八柱神社」に合祀され、この「八柱神社」は、明治四十一年、周辺の諸社を合祀した後、さらに明治四十三年坂本鎮座の八柱神社と合併し、新たに「有田神社」と

改称して湯田集落の西北端、西浦の地に遷された。「八柱神社」の旧地は「湯田神社」の北に隣接する竹林となっている。

尚、当社には、毎年十二月十二日、「摂社日待」として地元民が参拝する慣行が残っている。

［境内・殿舎］

境内は、四六三坪。社域の東南部は石垣がめぐり、殿舎は、他の皇大神宮摂社と同様の、正殿一区（神明造、板葺、南面）、玉垣御門一間（猿頭門）、玉垣一重、鳥居一基よりなる。『儀式帳』には「正殿二区」となっているが、一区は再興されていない。現在の殿舎は昭和五十六年五月に大修繕されたもの。参道入口に「享保甲辰（一七二四）、禁殺生」の石碑がある。

［附近の遺跡］

当社の周辺には古墳時代から歴史時代にかけての遺跡が少なくない。それらはいずれも当社から四、五百メートルの至近距離にあり注目に値する。

まず北東には「との藪遺跡」、北西には「西裏遺跡」と「西浦遺跡」がある。これらの遺跡からは古墳時代から歴史時代の土師器・須恵器・灰釉陶器・青磁・山茶椀・天目茶椀・陶磁器、などが採集されており、特に相合川右岸の「西浦遺跡」は、これらの他一部弥生後期のものからはじまり中世期に及ぶ。また東南の外城田川左岸の段丘上には先の遺跡と同様な「野田遺跡」、それに「野田古墳」と「湯田遺跡」がある。「野田古墳」は、全長三三・五メートル、周溝をめぐらす前方後円墳、古墳

時代前期末かとも考えられる古墳である。「湯田遺跡」からは、先の遺跡と同様な遺物の他、平安時代の緑釉陶器・瓦などが採集されている。さらに又、北方一キロメートルの大仏山には五十三基の大仏山古墳群がある。「湯田神社」はこれらの遺跡や古墳のちょうど中心点に位置しているだけに、当社の創祀と発展を考える上で注目しておく必要があるであろう。

10、小俣（ヲマタノ）神社

［社名］

『延喜神名式』諸本「ヲマタノ」と訓み、九条家本は「オマタノ」とす。現在は「ヲバタ」と称している。おそらく鎮座地に由来する名称であろう。別に地元の古老は、「イナメ（稲女）さん」・「イナベ（稲嘗）さん」とも称し、「イナベの社」とも云う。この俗称は、祭神に由来するものであろう。

［鎮座地］

三重県伊勢市小俣町字裏町七、二八一番地に鎮座。

度会郡を流れる南勢地方の中心的大河、宮川左岸の下流域、汁谷川左岸の河岸段丘上に位置する。

ＪＲ参宮線宮川駅より東南東約七〇〇メートル、近畿日本鉄道山田線小俣駅より南南西約一キロメー

トル、小俣町内東部、中小俣（裏町）の町並のなかに鎮座する。

『神名秘書』には「小俣社、（中略）在二湯田郷小俣村一」とあり、当地は旧の度会郡湯田郷に属する。

［祭神］

『神名秘書』に「宇迦神、一名稲女大明神」、『御鎮座本縁』には「宇賀之御魂」とある。

［由緒］

『止由気宮儀式帳』の「所管度会郡神社事」条に、「合貳拾肆処」のうち、「載二官帳名一社十六処」の一処として、「小俣社」とあり、「正殿一区（長五尺、広三尺、高三尺）・玉垣一重（廻長六丈、高八尺）・御門一間（高八尺広六尺）」という記述がある。『延喜伊勢大神宮式』にも、その「諸社四十座」条に、「度会宮所摂十六座」の一座として「小俣社」の名が登載されている。古くから止由気宮（度会宮）、すなわち豊受宮（外宮）の管摂する社であったことが知られよう。現在も、豊受大神宮摂社十六社のうちの一社である。

また先の『儀式帳』には、「右十六社、官幣帛宛奉。但十三社者国宛レ料。令レ造二奉於祝人一。春秋并三度祭者、節別、祢宜内人等率二祝等一供奉。此祝死闕替、祢宜等申二送大神宮司一。即卜食定。其後家祓清、預二供奉事一。」とあり、『大神宮式』には、「右諸社並預二祈年神嘗祭一。」とある。したがって当社には「祝」が置かれ、律令制下においては、祈年祭神嘗祭の節、伊勢国司から幣帛が奉られることになっていた。

当社の鎮座する小俣の地は、「官舎神社」の項で記す如く、延暦十六年（七九七）以降、伊勢神宮の行政官衙である「大神宮司」の政庁や、斎宮の「離宮」の存するところでもあり、伊勢神宮と深い関係を有する地域である。保延五年（一一三九）には、大宮司の一族、大中臣頼忠が「小俣村惣刀祢職」の補任を申請しており（『公文抄』所収、「刀祢補任状下様」）、『神鳳抄』にも「小俣御厨」、『外宮神領目録』には「小俣御薗」の存在が知られる。『神名秘書』においても「小俣社」の見えること先に掲げた通りである。古代末期から中世においても、当社および当地と伊勢神宮の密接な関係を窺い知ることができよう。

しかし中世末期以降は所伝を欠き、神宮との関係は希薄になり、当社は土地の産土神として「八王子」と称されて奉祀されていたようである。慶長十七年（一六一二）、当時の領主（田丸領）稲葉大夫通吉より「八王子領」として「五反壹畝貳拾四歩、此分米六石七斗四升」が寄進されている（官舎神社蔵、『稲葉大夫寄進状』、慶長十七年六月四日付、離宮および八王子神主宛）。

寛文三年（一六六三）、大宮司大中臣精長は、当時廃絶していた両宮摂末社等三九社を再興したが、当社もその一社であった。精長の『寛文摂末社再興記』によれば、その寛文三年六月条には、「天晴同廿七日、小俣社造営、精長終日奉行、小俣村百姓上下数多出合馳走、」とある。ここの再興は、小俣村の「八王子」を「小俣社」と認め、その同一境内に社殿を造営したのであった。以後、豊受大神宮摂社としての「小俣神社」と、小俣村の産土神としての「八王子」とは二社併立して奉祀され明治

に及んだ。

明治四年、「八王子」は「八柱神社」と改称され、さらに明治四十三年、「八柱神社」は同じ町内の「官舎神社」に合祀されたが、その旧跡には、「小俣神社」の東側に隣接して、現在も本殿・拝殿・石積の蕃塀・鳥居・社標などがあり、地元民によって祀られている。

［境内・殿舎］

境内は三三三坪。社地の周りは石垣をめぐらせ、殿舎は神明造の正殿・猿頭門の玉垣御門・玉垣・鳥居がある。当社も二十年に一度造替される（前回は昭和五十一年二月）。東に八柱神社が隣接し、また神宮寺なる浄土宗の寺院も隣接していた（明治二年廃寺）。

［附近の遺跡］

当社が鎮座する宮川下流域左岸の河岸段丘東縁部は、汁谷川にそって弥生中期から後期の遺跡がベルト状に連続して存在する。すなわち、小社・中楽山・野垣内・掛橋・離宮山・ママ田・袴田の各遺跡であり、弥生時代における宮川左岸の段丘上に大規模な集落の存在と、当地域の開発の進展を窺い知ることができる。当社はそのベルト内に在り、その祭神が稲に係る「ウカノミタマ」であるだけに、この弥生遺跡との関係が注目される。

尚、三二社を数える豊受大神宮（外宮）の別宮摂社末社所管社のほとんどは山田原と称される宮川右岸の低湿地に存するのに対し、当社だけ唯一宮川左岸に存する。宮川左岸にも神宮摂末社は多いが、

それらは当社を除いてはいずれも皇大神宮（内宮）に属する社である。

11、官舎神社（ミヤケノカンシヤ）

［社名］

『延喜神名式』諸本傍訓なし。新訂増補国史大系本は『神祇志料』に據って「ミヤケノ」の訓みを載せている。但し、栗田寛の『神祇志料』以前に、伴信友が「ミヤケ」と訓み（『神名帳考證』）、また御巫清直も「ミヤケノ」と訓んでいる（『二宮管社沿革考』）。いずれも『延喜神名式』古写本に依據したものではなく、鈴鹿連胤の『神社覈録』では「官舎は音読也」とするが、「官家（ミヤケ）」（『雄略天皇紀』二十年冬条）などの例もあり、「ミヤケ」の語義はミは接頭語、ヤケは宅、すなわち屋舎・倉庫の意であるから、「官舎」は「ミヤケ」と訓んでも差し支えはない。

但し現在は、「カンシャジンジャ」と称されており、土地の人は多く「離宮さん」という。「官舎」なる社名の由来は、当社の鎮座地との関係から「離宮院」、すなわち伊勢大神宮司の官衙や斎内親王の離宮などの官舎に因むものとも考えられるが、後述する如く、「中臣氏祖社」との関連など、不明な点が残る。

［鎮座地］

三重県伊勢市小俣町字離宮山に鎮座。宮川下流域汁谷川左岸の河岸段丘上に位置し、ＪＲ参宮線の宮川駅の南に隣接する。当社の境内は全て「離宮院跡」として国の史跡に指定されており、平安時代以降、伊勢大神宮の御厨（庁院）・斎内親王の離宮・勅使などの駅使院等があった場所であり、当時は「度会郡湯田郷宇羽西村」（『神宮雑例集』離宮院条）という地であった。

［由緒］

管見に及ぶかぎりであるが、当社の名は『延喜神名式』に見えるのみで、古代・中世・近世を通じて全く見当らない。神宮の摂末社のうちにも含まれていない。ただ当社には『慶長十七年（一六一二）六月四日、稲葉大夫通吉寄進状』（離宮と八王子の神主宛）、および『元和三年（一六一七）十月廿六日、藤堂和泉守寄進状』（離宮の神主宛）があり、前者では「壹町八反　此分米貳拾三石四斗」、後者でも「勢州度会郡小俣村之内高貳拾三石四斗離宮江令二寄進一訖」と、時の領主より寄進を受けている。また『寛文九年（一六六九）九月、久野丹波守安藤帯刀長連署の禁制』もあり、「勢州度会郡離宮境内林中一図、停二止殺生一、不レ可レ有二違犯一者也、依レ仰如レ件」とある。

これら当社所蔵の三通の古文書より判断すれば、近世期当社は「離宮」と称され、時の当地の領主の保護を受けていたことがわかる。尚、稲葉大夫通吉は近世初頭の田丸城主、藤堂和泉守は津藩初代の高虎、久野丹波守・安藤帯刀長は和歌山藩家老にして、久野氏は歴代田丸城主である。

寛政九年（一七九七）閏七月の奥付をもつ『伊勢参宮名所図会』にはその巻之三に「小俣離宮院旧跡」なる絵図が載せられている。それによれば二社あり、一社は「中臣氏社・春日明神」とあるが、一社は社殿がなくただ板垣のみである。この社殿なき板垣のみの一区が「離宮」であろうか。明治二年の『小俣村大指出』（徳川林政史研究所蔵）にも「離宮」の名がみえているが、その後廃社となり、明治十二年九月廿四日、「官舎神社」として再興され、村社に列せられた（『明治十六年地誌調』小俣町織家家蔵、『明治廿一年三月地誌調書上控』小俣町新出奥野家蔵）。

明治以前、直接当社に関係する史料上からは右の如くであり不明な点が多いが、当社は延暦十六年（七九七）以降、離宮院西方に鎮座していた「中臣氏祖神」と同一の神社と考えられている。度会延佳の『神名帳考證』以降諸家の一致して説くところである。

「中臣氏祖神」については、『神宮雑例集』巻一、「改二宮地一事」の条に、「一、中臣氏祖神」として、

孝謙天皇天平勝宝八年（七五六）丙申三月十一日、春日御社奉レ祭二鎮伊勢国度会郡津嶋崎一也、是宮司従五位下津嶋朝臣子松所二申請一也。

桓武天皇延暦十六年（七九七）丁丑八月三日官符、移二立離宮院於度会郡湯田郷一之時、件社、自二津島崎一奉レ遷二鎮彼院西方一也、于時祭主参議正四位下行神祇伯大中臣諸魚、宮司正六位上中臣朝臣真魚也、

とある。伊勢神宮の宮司（大宮司）は歴代中臣氏の任ぜられるところであったが（津嶋朝臣も中臣氏の一族）、その宮司が自らの氏神である春日神を勧請して、まず天平勝宝八年（七五六）に津嶋崎に、さらに延暦十六年（七九七）離宮院の湯田郷移転にともなって院の西方に遷座したと伝える（「津嶋崎」の旧地は、大仏山の南端部に「津嶋湯」・「津嶋堰」なる地があり、今、相合川に「津島湯橋」が架かる。その西方二〇〇メートルの地には、奈良時代の須恵器土師器を出土する西裏遺跡がある。）。

「離宮院」については、同じく『神宮雑例集』に、

延暦十六年（七九七）丁丑八月三日官符、従二度会郡沼木郷高川原一移二造於同郡湯田郷宇羽西村一畢、云々

とあり、また、洞院公賢の『園太暦』延文二年（一三五七）十二月九日条に引く、延暦十六年八月廿三日神祇官符によれば、それは「大神宮御厨并斎内親王離宮諸司宿舎」よりなるものであった。すなわち、離宮院は、伊勢大神宮司の行政官衙であり斎内親王の離宮でもあったが、ここに宮司の氏神として「中臣氏祖神」が祀られた。

『大神宮司神事供奉記』（一名『長則神事供奉記』）によれば、延応二年（一二四〇）正月元日条に、

（前略）其後参二離宮院一、祢宜遅参之間、先参二氏神一、手水如レ例、神拝八度拝也、

とみえており、仁治四年（一二四三）、寛元四年（一二四六）の正月元日条にも、それぞれ「離宮神事并氏神神事」、「離宮朝拝神事幷氏神神事有レ之」とあるから、平安・鎌倉時代、離宮院内の「中臣氏

祖神」は、大宮司によって祀られていたことがわかる。

しかし、南北朝期に斎王制度は廃絶し、そのころから大神宮司の行政官衙も退転し、応永三十一年（一四二四）には、わずかに庁院の仮屋が修造されたのみで、十五世紀後半の文明年中にはすっかり廃絶してしまっていた（御巫清直『離宮院考證』）。「中臣氏祖神」の名もまた史上にみえない。離宮院の廃絶にともなって、この社も廃れたのであろうか。

近世に入り、大宮司大中臣（河辺）精長は、中世以来廃絶していた神宮摂末社を再興したが、その折、摂末社ではないが当社をも再興した。寛文三年（一六六三）十一月二十日のことであったが（『寛文摂末社再興記』、『司家引付』）、それは小俣の村人が、春日と申し伝えていた場所で、古い石積みなどのあったところを旧跡として「中臣氏社」を再興したのであった（『神境紀談』）。先に掲げた『伊勢参宮名所図会』にみえる「中臣氏社（春日明神）」は、すなわちこれであろう。江戸時代中期以降における大神宮司家の年中行事を記した『司庁月例』によれば、その正月十五日条に、

一、離宮院氏神エ幣八串調進、近来彼宮祢宜頼ニ依テ十本調進、此幣串ハ去六日高向村ヨリ来ル篠ヲ用ユ、又櫛餅一重子調進ス、彼宮祢宜エ中啓一本下行、

とあり、また大宮司家による氏神祭祀が復活していることが窺われる。

以上、史料にみえる「官舎神社」、「離宮」、「中臣氏祖神（中臣氏社）」についてみてきたが、これらが同一の社であることを証明する史料は存在しない。度会延佳が、「官舎神社、離宮院坐中臣氏

社四座、或云春日社」（『神名帳考証』）として以来、薗田守良も、官舎とは離宮院のことなりという前提で、「中臣氏社、此は神名式、度会郡官舎神社といふならんか」（『神宮典略』五）とし、御巫清直に至って「其氏神社ハ官舎（離宮院）ノ隣比ニ在テ官舎ヨリ管摂スル社ナル故、官舎ノ号ヲ冒ケタルナリ」（『二宮管社沿革考』）と断定している。

しかし、近世初頭、稲葉氏・藤堂氏・久野氏など当地の領主より寄進を受け安堵された「離宮」の存在と、中世以来廃絶したるによって離宮院跡に再興された「中臣氏社」、そしてそれらが、延喜式内社の「官舎神社」の後身なのかどうか、不明である。「離宮院」内には、「内院」、「禊殿」などの祭祀的殿舎があり、しばしば祭祀が行われているが（『延喜斎宮式』）、それらはいずれも斎内親王のためのものである。『延喜斎宮式』には、その祈年祭（二月四日）の際、斎宮内の大社十七座と、多気度会郡内の小社九十八座の神々を祀る規定がみえ、その度会郡内の小社のすべては延喜式内社（四十六社）であるが、「官舎神社」はそこに加列されておらず、当社と斎内親王の関係は見出せない。

一方、「離宮院」内には、湯田郷に移建以来、大宮司の氏神が祀られていたことは確かであり、またこの神以外、院内に社の存在は古代・中世の史料上は認められない。明治十二年にいたり村社格として離宮院跡内の現在地に再興された現在の「官舎神社」は、その祭神を建御雷神・経津主神・天兒屋根命・相殿姫神として祀られている。

これらを総合すると、延喜式内「官舎神社」は、離宮院内の大神宮司御厨に隣接していた社で、そ

の祀る神は大宮司の「中臣氏祖神」であった。歴代の大宮司によって祀られていたが、離宮院の退転とともに衰退し、中世末から近世にかけては社殿もないままに「離宮」の神として祀られていた。大中臣精長は、寛文年中、その「離宮」の一角に「中臣氏社」の社殿を再興したが、それは「離宮」と別のものではなく一体のものとして明治に及んだ。そしてそれらは明治維新後の神社の整備のなかで、『延喜神名式』に依って「官舎神社」として再興された。不明な点が多いが一応右の如く考えておきたい。

明治以降は旧小俣村全域の産土神的存在となり、「離宮」さんと親しまれる他、「旅宮」とも「大漁宮」とも称され、交通安全や漁民の信仰もあつい。

［祭神］

建御雷神・経津主神・天兒屋根命・相殿姫神、この他、明治四十三年（一九一〇）、旧小俣村内全域の各集落の神々を合祀している。

［祭祀］

例祭は九月十五日、「エシキ（会式）」という。この他、二月十一日の「ジンジ（神事）」、十一月二十三日の「モノトウ（諸祷）」も大祭としている。

「ジンジ」では「御頭神事」というシシ舞が奉納され氏子各地域を廻る。もとは旧正月に行われていたが近年では二月十一日となっている。この神事に用いられるシシの御頭は天狗面と共に当社の神

宝として丁寧な扱いを受けており、もとは明治四十三年（一九一〇）に合祀前の八王子社（八柱神社）に伝えられていたものという。

「モノトウ」は、本来は合祀以前の各地区地区での頭屋（当屋）祭祀をその起源にもつものと思われるが、近年では、各地区の代表が当社に参集して行われている。明治末までは十二月二十二日がその日であったが、近年は新嘗祭の十一月二十三日となっている。

［境内・社殿］

境内は一一、六五〇坪。鳥居は境内の東と西の両方にあり、本殿（南面、神明造）・拝殿・神宝殿・社務所、それに結婚式場を備えた参集殿がある。尚、当社の境内は、「史跡離宮院跡」として、大正十三年十二月九日付で内務大臣の指定を受けている。

［氏子］

小俣町内の湯田地区を除く全域。一、七〇〇世帯。

［神職］

前掲の『大神宮司神事供奉記』に、「神主宣時権神主元忠対面」とみえ、近世初頭の当社への寄進状にも「離宮、神主中」とあり、また『司庁月例』にも「彼宮祢宜」とあるから、当社専当の神主（祢宜）の存在が知られる。明治二年の『大指出』（前掲）には、「離宮神主」として、「小林八大夫・吉村武大夫・岩尾四郎大夫・宇羽西右大夫・岩尾伝大夫・吉村政大夫・岩尾弥大夫・岩尾吉大夫・岩尾

岩大夫・吉村恒大夫」の十員の名が掲げられている。この十員の神主の存在は、先の『司庁月例』に、大宮司家から調進する幣串が、「近来彼宮祢宜頼ニ依テ十本調進」とあるのと符合して興味深い。明治十六年の『（小俣村）地誌調』にも「此社ニ古来ヨリ十員ノ祢宜アリ（ママ）ニ、近頃、之モ廃セラレタルカ、子孫今尚存ス」と記されており合致する。明治の社家制度の廃止にともなって廃せられたが、すくなくとも近世～明治初年には十員の神主（祢宜）家の存在が知られるのである。

［附近の遺跡］

前述の如く、当社の境内は「史跡離宮院跡」として国の史跡の指定を受けている。「離宮院」は、大神宮司の御厨（政庁）・斎内親王の離宮の他、『新任弁官抄』には「離宮院、駅家也、勅使著レ之、云々」ともあり、駅家の機能も有していたようである。また天長元年（八二四）九月十日には「常斎宮」とされたが（『類聚国史』）、十五年後の承和六年（八三九）十一月五日、火災によって「焼二官舎一百余宇一、」（『続日本後紀』）と焼失した。中世後期以降、この離宮院は退転廃絶し、今はただ林間に若干の土塁を残すのみであるが、昭和五十四年、町道四号線の拡張に伴う発掘調査が試みられ、弥生中期の遺物をはじめ、あるいは離宮院の南門かとも推定される八脚門・柵列・焼土層・焼け残った柱根などの遺構や緑釉陶器など、離宮院および斎宮にふさわしい成果が得られた（『離宮院跡発掘調査報告』、小俣町教育委員会、昭和五十五年刊）。その遺構から判断すれば、本来の離宮院の規模は現ＪＲ宮川駅構内からさらに北方の市街地に及ぶものと推定される。

伊勢市関係古代年表

神代

神武天皇朝

崇神天皇　六年

垂仁天皇二十二年

垂仁天皇二十五年　三月

天津彦彦火瓊瓊杵尊の天降ります時、猨田彦大神、迎え奉り相待つ。後、伊勢の狭長田の五十鈴の川上に到る。天鈿女命、猨田彦神の乞う所のままに侍送る。（日本書紀・古事記）

神武天皇東征の時、天日別命、勅を奉りて伊勢に入り、伊勢津彦を追い此の国を懐柔す。天皇、この地を国神の名を取りて伊勢と号し、天日別命の村地国と為す。又、天日別命の賀利佐に到る時、大国玉神、弥豆佐佐良比売命を資し参り来り、土橋郷の岡本村に迎え、「刀自に曰く度会焉」と申すに依り、この地を度会を名と為す。（万葉集註釈・釈日本紀・倭姫命世紀所引、伊勢国風土記逸文）天日別命、度会氏の遠祖なり。（豊受太神宮祢宜補任次第）

天日鷲命を以て伊勢国造と定む。（先代旧事本紀）

天照大神を以て豊鍬入姫命に託けて倭笠縫邑に祭らしむ。（日本書紀・皇太神宮儀式帳・古語拾遺。倭姫命世記は九月とす）

天照大神を飯野の高宮に遷し奉り、四年奉斎す。櫛田社・魚見社・真名胡社・佐佐牟江社・大与度社を定む。（倭姫命世記）

倭姫命、天照大神を伊勢に移し、祠を建て、斎宮を五十鈴川上に興す。（日本書紀・皇太神宮儀式帳・止由気宮儀式帳・古語拾遺・

同年　三月

垂仁天皇二十六年　十月

垂仁天皇二十七年　九月

垂仁天皇二十八年秋

景行天皇　三年

景行天皇　二十年　二月　四日

景行天皇　四十年　十月　七日

太神宮諸雑事記）

天照大神を伊蘇宮に遷し奉る。速河狭田社・御船神社・御瀬社・瀧原宮・久求社・園相社・水饗神社・堅多社・江社・神前社・田上社等を定む。（倭姫命世記）

天照大神を伊勢国の度遇宮に遷し奉る。（日本書紀・倭姫命世記）

宇治機殿（磯宮）を建て、島国の国崎島を御膳御贄の処、神堺を戸島・志波崎・佐加太岐島に、又津長社を定む。（倭姫命世記）

伊雑宮を造り奉る。（倭姫命世記）

八握穂社・神田を定む。（倭姫命世記）

祭官職を定む。（太神宮諸雑事記）

五百野皇女を遣わして天照大神を祭らしむ。（日本書紀・太神宮諸雑事記・帝王編年記・倭姫命世記。太神宮諸雑事記は二十八年九月十三日とす）

倭姫命、伊勢神宮に詣でた日本武尊に草薙剣を授く。東夷を征つのち、俘虜の蝦夷を神宮に献ず。この蝦夷ら、昼夜喧譁き出入に礼なし。倭姫命、神宮に近づくべからずとして、朝庭に進上す。（日本書紀・古事記・古語拾遺。倭姫命世記は二十八年二月七日とす）

景行天皇朝頃

伊己呂比命、度会郡大貫に居住するに依り、大貫連の姓を賜う。（伊勢天照皇太神宮祢宜譜図帳）

成務天皇朝

皇太神宮祢宜最上、大神の朝夕御饌料田三千代を奉るの労功に依り、荒木田の姓を賜う。（伊勢天照皇太神宮祢宜譜図帳）

仲哀天皇朝

伊和志真内親王を斎王となす。（二所太神宮例文・斎宮記）

仁徳天皇四十年　二月

隼別皇子、雌鳥皇女を率て伊勢神宮に納らんと欲し、天皇之を追わしむ。使吉備品遅部雄鯽等、伊勢の蒋代野に追い及びて殺し、二王の屍を廬杵河（雲出川）の辺に埋む。（日本書紀）

雄略天皇元年～三年　是頃

稚足姫皇女を伊勢大神祠に侍らしむ。（日本書紀・一代要記・二所太神宮例文・斎宮記）

雄略天皇　三年　四月是月

稚足姫皇女、蘆城部武彦と通ずるの疑いを以て、五十鈴川上に詣り、神鏡を埋め経死す。（日本書紀）

雄略天皇　十八年　八月　十日

物部菟代宿祢・物部目連を遣わして、伊勢朝日郎を伐つ。（日本書紀）

雄略天皇二十一年　是歳

雄略天皇の御夢に、豊受大神を伊勢国度会郡山田原に鎮め奉れとの天照大神の託宣あり。（太神宮諸雑事記・止由気宮儀式帳。倭姫命世記は十月とす）

雄略天皇二十二年　七月　七日　豊受大神を豊受神宮に迎え奉る。（太神宮諸雑事記）

内外七言事忌を定む。（大田命訓伝）

九月　豊受太神宮に多賀宮を副え従え奉る。大佐佐命をもって二所太神宮大神主の職を兼ねしめ、丹波道主命の子始めて物忌を奉る。道主貴社・大間社・田辺氏神社を定む。豊受太神宮先祭の託宣あり（倭姫命世記）

是頃　倭姫命薨ず。（倭姫命世記）

倭姫命物忌等に神託を宣す。（大田命訓伝）

雄略天皇二十三年　二月　摂社四十四前を崇め祭る。（倭姫命世記）

雄略天皇朝

顕宗天皇　二年　十一月　神託に拠り、月夜見命・荒魂命を魚見社に遷す。（最世社記）

継体天皇元年（五〇七）　三月　十四日　豊角皇女を伊勢大神祠に侍らしむ。（日本書紀・帝王編年記・二所太神宮例文・斎宮記）

欽明天皇朝

磐隈皇女、伊勢大神に侍え祀る。後に皇子茨城に奸されたるにより解かる。（日本書紀・一代要記・帝王編年記・二所太神宮例文・斎宮記）

太神主小事の女宮子を以て内親王の御杖代に立たしむ。（豊受太神宮禰宜補任次第）

敏達天皇七年（五七八）　三月　五日　朝熊岳金剛証寺を創立すと伝う。（神都年表）

敏達天皇十四年（五八五）九月　十九日　菟道皇女を以て伊勢の祠に侍らしむ。池辺皇子に奸されて解かる。（日本書紀）

用明天皇二年（五八七）是歳　酢香手姫皇女を以て伊勢神宮に拝して日神に奉らしむ。用明・崇峻・推古天皇三代替わらず。（日本書紀・上宮聖徳法王帝説）

用明天皇朝　大連中臣御食子を遣わして伊勢太神宮に祈請せしむ。（祭主補任裏書。太神宮諸雑事記は勅使を祭主中臣国子とす）

聖徳太子、度会郡国束山国東寺に十一面観音像を安置すと伝う。（神都年表）

推古天皇元年（五九三）是歳　大連中臣御食子を祭官と為す。（二所太神宮例文）

舒明天皇元年（六二九）是歳　大連中臣国子を祭官と為す。（二所太神宮例文）

皇極天皇四年（六四五）　正月是月　猿の呻き声聴ゆ。時の人、伊勢大神の使者なりという。旧本によるに、板蓋宮の墟となる兆しなりと。（日本書紀）

大化　元年（六四五）　是歳　蘇我入鹿謀反の企てを為すにより、御祈として伊勢太神宮に御神宝物等を進む。（太神宮諸雑事記）

是歳　中臣国足を祭官と為す。（二所太神宮例文・尊卑分脈）

大化　二年（六四六）　是歳　伊勢太神宮に御神宝物等を進む。（太神宮諸雑事記）

大化　五年（六四九）　是歳

孝徳天皇朝

孝徳天皇朝

白雉　二年（六五一）　九月

天智天皇元年（六六二）　是歳

天智天皇三年（六六三）　是歳

天智天皇朝

弘文天皇二年（六七二）　六月二十六日

多気の有尓の鳥墓に郡を立つる時、始めて度相郡を立て、大建冠神主奈波を以て督造に、少中山中神主針間を以て助造に任ず。（神宮雑例集）

天下に評を立て給う時、十郷を分けて度会郡山田原に屯倉を立て、新家阿久多を督領に、磯牟良を助督とす。また十郷を分けて竹村に屯倉を立て、麻績広背を督領に、磯部真夜手を助督とす。（皇太神宮儀式帳）

神庤司中臣香積須気を伊勢太神宮司に任ず。是の人の時、度会の山田原に御厨を造り、神庤を改めて御厨と号し、神庤司を太神宮司と号す。（皇太神宮儀式帳）

洪水の難に依り、瀧原伊雑両宮御祭の事は便所にして遙拝勤仕し、官幣は追って進納す。（太神宮諸雑事記）

中臣大嶋を祭主に任ず。（二所太神宮例文）

多気郡の四郷を割きて飯野の高宮村に屯倉を立て、公郡と為す。（皇太神宮儀式帳）

度会郡棚橋村に蓮華寺を創建すと伝う。（神都年表）

大海人皇子、朝明郡の迹太川辺に、天照大神を望拝み給う。（日

本書紀）

是歳　祭官を改め祭主と為し、中臣意美麻呂を祭主に任ず。（二所太神宮例文）

是歳　大神主職を停め、祢宜職各一員を置く。度会氏遠祖志己夫を太神宮祢宜、同兄虫を豊受太神宮祢宜に任ず。（二所太神宮例文・皇字沙汰文・豊受太神宮祢宜補任次第）

天武天皇二年（六七三）　四月　十四日　合戦の際の願いにより、大来皇女を天照太神宮に侍らしめんと欲し、泊瀬斎宮に居らしむ。（日本書紀・扶桑略記・太神宮諸雑事記）

天武天皇三年（六七四）　十月　九日　大来皇女、泊瀬斎宮より伊勢神宮に向かう。（日本書紀・扶桑略記）

天武天皇四年（六七五）　二月　十日　祈年祭。（年中行事秘抄）

二月　十三日　十市皇女・阿閉皇女、伊勢神宮に参る。（日本書紀。十市皇女がこの時詠める歌、万葉集にあり）

大に旱す。使を四方に遣わし、幣帛を捧げて、諸の神祇に祈らしむ。然れども、雨降らず。（日本書紀）

天武天皇五年（六七六）　是夏　幣帛を相新嘗の諸の神祇に祭る。（日本書紀）

天武天皇十年（六八一）　正月　二日　幣帛を諸の神祇に頒つ。（日本書紀）

正月　十九日　畿内・諸国に詔して、天社地社の神宮を修理せしむ。（日本書紀）

朱鳥　元年（六八六）　四月二十七日　多紀皇女・山背姫王・石川夫人を伊勢神宮に遣わす。（日本書紀）
九月　三十日　是頃、大津皇子、伊勢神宮に下る。（万葉集）
十月　二日　祭主中臣臣麻呂、大津皇子の謀反に坐し捕められる。（日本書紀）
十月二十九日　大津皇子の謀反に坐す者、皆赦さる。（日本書紀）
十一月　十六日　大来皇女、還りて京師に至る。（日本書紀。この時詠める歌、万葉集にあり）
荒木田石敷の頃、荒木田氏、二門に別る。（二所太神宮例文）
大朽馬養を太神宮大宮司に任ず。（二所太神宮例文）
豊受太神宮祢宜君麿を任ず。（豊受太神宮祢宜補任次第）
二所太神宮の御遷宮の事、二十年に一度遷御せしめ奉るべきことを立てて長例と為す。（太神宮諸雑事記）

天武天皇朝

持統天皇元年（六八七）　是歳　百官、神祇官に会集りて、天神地祇の事を奉宣る。（日本書紀）
是歳　御即位により、畿内の天神地祇に幣を班ち、神戸・田地を増し給う。（日本書紀）

持統天皇二年（六八八）　九月　二十日　幣を天神地祇に班つ。（日本書紀）
是歳　皇太神宮、御遷宮。（太神宮諸雑事記）

持統天皇三年（六八九）　八月　二日　神祇官の長上より以下、神部等に至るまで、饗を給い、并びに絹

持統天皇四年（六九〇）　正月二十三日

持統天皇五年（六九一）　十一月　三十日

等を賜う。（日本書紀）

持統天皇六年（六九二）　三月　六日　伊勢に幸す。（日本書紀。この時の柿本人麻呂等の歌、万葉集にあり）

三月　十七日　過ぎる所の神郡及び伊賀・伊勢・志摩の国造等に冠位を賜い、併せて今年の調役を免ず。（日本書紀）

五月二十六日　使者を遣わして、四所の伊勢・大倭・住吉・紀伊の大神に幣帛を奉り、新宮のことを告ぐ。（日本書紀）

閏五月　十三日　伊勢大神、伊勢国の今年の調役を免じ、二神郡より輸すべき赤引糸三十五斤は来年に其の代を折ぐべきことを奏す。（日本書紀）

十二月二十四日　新羅の調を奉る。（日本書紀）

是歳　豊受太神宮、御遷宮。（太神宮諸雑事記）

持統天皇七年（六九三）　四月　十七日　大夫・謁者を遣わして、諸社に詣でて雨を祈る。（日本書紀）

七月　十四日　大夫・謁者を遣わして、諸社に詣でて雨を祈る。（日本書紀）

七月　十六日　大夫・謁者を遣わして、諸社に詣でて雨を請う。（日本書紀）

持統天皇八年（六九四）　三月二十二日　近江国益須郡都賀山より醴泉井づるにより、幣を諸社に奉る。（日本書紀）

文武天皇元年（六九七）　是歳　豊受太神宮祢宜小君を任ず。（豊受太神宮祢宜補任次第）

文武天皇二年（六九八）　正月　十七日　新羅の貢物を諸社に供す。（続日本紀）
五月　一日　諸国旱するにより、幣帛を諸社に奉る。（続日本紀）
六月二十八日　諸社に祈雨す。（続日本紀）
七月二十五日　高橋島麻呂を伊勢守に任ず。（続日本紀）
八月　十九日　藤原朝臣の姓は不比等に承けしめ、意美麻呂等は神事に供するにより、中臣姓に復せしむ。（続日本紀・中臣氏系図）
九月　十日　当耆皇女を遣して、伊勢の斎宮に侍らしむ。（続日本紀・扶桑略記）
十二月二十九日　多気太神宮を度会郡に遷す。（続日本紀）

文武天皇三年（六九九）　八月　八日　南島の献物を伊勢太神宮及び諸社に奉る。（続日本紀）

大宝　元年（七〇一）　二月　十六日　泉内親王を遣して、伊勢斎宮に侍らしむ。（続日本紀・斎宮記・二所太神宮例文）
四月　十五日　幣帛を諸社に奉り、名山大川に祈雨す。（続日本紀）
八月　四日　斎宮司は寮に准じ、属官は長上に准ぜしむ。（続日本紀）
十二月二十七日　大伯内親王薨ず。（続日本紀）

大宝　二年（七〇二）　正月　十七日　当麻橘を斎宮頭に任ず。（続日本紀）
正月是月　村山糠麿を伊勢太神宮大宮司に任ず。（二所太神宮例文）
三月　十二日　幣帛を畿内及び七道諸社に頒つ。（続日本紀）

四月　十日　秦広庭、杠谷樹の八尋桙根を献ずるにより、使者を遣して伊勢太神宮に奉る。（続日本紀）

七月　八日　詔して、伊勢太神宮の封物は、神事に供するに准じて濫りに穢すことなからしむ。（続日本紀・類聚三代格）

八月二十八日　勅して、伊勢太神宮の服料に神戸の調を用いしむ。（続日本紀）

六月　五日　引田広目を斎宮頭兼伊勢守に任ず。（続日本紀）

正月二十二日　伊勢国多気・度会二郡の少領已上の者、三等已上の親を連任することを聴す。（続日本紀）

皇太神宮祢宜佐祢麿を任ず。（二所太神宮例文）

六月二十二日　幣を奉りて諸社に雨を祈る。（続日本紀）

七月　九日　使を遣わして雨を諸社に祈る。（続日本紀）

八月　五日　伊勢・伊賀二国蝗あり。（続日本紀）

十一月　八日　忌部子首を遣して、幣帛・鳳凰鏡・窠子錦を伊勢太神宮に供えしむ。（続日本紀）

十二月　十日　幣帛を諸社に供う。（続日本紀）

六月二十七日　幣帛を諸社に奉りて雨を祈る。（続日本紀）

九月　二十日　当麻桜井を伊勢守に任ず。（続日本紀）

大宝　三年（七〇三）

大宝　四年（七〇四）

大宝年間

慶雲　元年（七〇四）

慶雲　二年（七〇五）

十一月　四日　当麻楯を斎宮頭に任ず。（続日本紀）
十二月　十九日　天下の婦女、神部・斎宮の宮人・老嫗以外は皆、髻髪せしむ。（続日本紀・扶桑略記）

慶雲　三年（七〇六）
閏正月　十三日　新羅の調を伊勢太神宮及び七道の諸社に奉る。（続日本紀）
閏正月二十八日　泉内親王、伊勢太神宮に参る。（続日本紀・一代要記）
八月二十九日　田形内親王を遣して伊勢太神宮に侍らしむ。（続日本紀・斎宮記・一代要記）
十一月　八日　大市王を伊勢守に任ず。（続日本紀）
十二月　六日　多紀内親王を遣して伊勢太神宮に参らしむ。（続日本紀・扶桑略記・斎宮記）

和銅　元年（七〇八）
三月　十三日　大宅金弓を伊勢守に任ず。（続日本紀）
十月　二日　犬上王を遣して幣帛を伊勢太神宮に奉り、平城宮を営む状を告げしむ。（続日本紀・七大寺年表）
是歳　中臣東人を祭主に任ず。（二所太神宮例文）
是歳　豊受太神宮祢宜知加良を任ず。（二所太神宮例文）
和銅　二年（七〇九）
是歳　伊勢太神宮、式年の遷宮をなす。（太神宮諸雑事記・二所太神宮例文。神宮史年表は九月十六日とす）

是歳　伊勢太神宮外院の乾方に、はじめて宮司の神館を立つ。（太神宮諸雑事記）

是歳　中臣田長を伊勢太神宮祢宜に任ず。（二所太神宮例文）

是歳　遷都の由を太神宮に祈り申す。勅使祭主中臣東人、神宮に参る。（神宮雑例集）

和銅　四年（七一一）　三月　六日　伊勢国の人磯部祖父・高志二人に、渡相神主姓を賜う。（続日本紀・豊受太神宮祢宜補任次第）

閏六月二十二日　元祭主・中納言兼神祇伯中臣意美麻呂卒す。（続日本紀）

是歳　豊受太神宮、御遷宮。（太神宮諸雑事記・二所太神宮例文。神宮史年表は九月十五日とす）

和銅　五年（七一二）　四月是月　長田王を伊勢斎宮に遣わす。（万葉集）

和銅　六年（七一三）　五月　十一日　大倭以下十三国の輸調は、以後、鉱石を献ぜしむ。伊勢は水銀を献ず。（続日本紀）

和銅　七年（七一四）　六月二十三日　詔して、諸社に幣帛を奉り、名山大川に祈雨す。（続日本紀）

十月　十三日　津島真鎌を伊勢守に任ず。（続日本紀）

霊亀　二年（七一六）　十二月二十六日　大家豊穂を大宮司に任ず。（二所太神宮例文）

霊亀　三年（七一七）　四月　六日　久勢女王を伊勢太神宮に侍らしめんがため、是日発入す。猪名法

麻呂を斎宮頭に任ず。（続日本紀・扶桑略記）

養老　元年（七一七）　八月　十六日　大風洪水により、豊受神宮の瑞垣并びに御門一宇流散す。（太神宮諸雑事記）

養老　二年（七一八）　是歳　度会龍を豊受太神宮祢宜に任ず。（豊受太神宮祢宜補任次第）

養老　三年（七一九）　八月　十三日　斎宮寮の公文に始めて印を用う。（続日本紀）

七月　十三日　始めて按察使を置き、伊勢国守門部王に伊賀・志摩二国を管せしむ。（続日本紀）

養老　四年（七二〇）　十二月　七日　津島大庭を大宮司に任ず。（二所太神宮例文）

養老　五年（七二一）　九月　十一日　内安殿に御したまい、使を遣して幣帛を伊勢太神宮に供せしめ、皇太子の女井上王を以て斎内親王と為し給う。（続日本紀・扶桑略記・政事要略・一代要記・帝王編年記）例幣使の初見記事。

養老　六年（七二二）　五月　七日　太神宮執幣丁を打損ぜし県吉宗を隠岐国に配流す。（太神宮諸雑事記）

養老　七年（七二三）　五月　十五日　制を下して、神戸の籍帳を造るに当りては、戸は増減することなく、本に依りて定む。（続日本紀・類聚三代格）

神亀　元年（七二四）　九月是月　中臣広見を祭主に任ず。（二所太神宮例文）

神亀　二年（七二五）　九月是月　行基、田宮寺を創建すと伝う。（神都年表）

神亀　三年（七二六）　三月　一日　高良比千上を伊勢太神宮司に任ず。（二所太神宮例文）

神亀　四年（七二七）　八月二十三日　斎宮寮の官人一百二十一人を補す。（続日本紀）

九月　三日　井上内親王を遣わして伊勢太神宮に侍らしむ。（続日本紀・帝王編年記・斎宮記）

神亀　五年（七二八）　七月二十一日　斎宮寮の職員、並びに官位相当を定む。（類聚三代格）

神亀　六年（七二九）　正月　十日　御饌物を豊受神宮に置いて調備し、太神宮に参るの間、宇浦田山の迫道に死穢あり。（太神宮諸雑事記）

三月　十三日　太神宮、死触不浄の咎によりて祟り、天皇俄かに御薬したまえば、勅使を下して謝遣す。（太神宮諸雑事記）

四月　三日　勅して、毎年、伊勢神の調の絁三百疋を割き取りて、神祇官に任ぜらるる中臣朝臣らに賜わしむ。（続日本紀）

神亀年中　宇治浦田に建国寺を創建すと伝う。（守夏日記）

天平　元年（七二九）　九月　十三日　二所太神宮御神宝等使、参宮す。（太神宮諸雑事記）

是歳　皇太神宮、式年遷宮。（二所太神宮例文。神宮史年表は九月十六日とす）

是歳　度会安麿を豊受太神宮祢宜に任ず。（豊受太神宮祢宜補任次第）

是歳　志摩国、神亀六年の輸庸帳を申上す。（正倉院文書）

天平　二年（七三〇）　閏六月　十一日　制を下して、伊勢太神宮に幣を奉る者は、卜食五位已上を使に充てしむ。（続日本紀）

閏六月　十七日　去月霹靂に縁り、使を遣わして幣を畿内七道諸社に奉り、以て礼謝せしむ。（続日本紀）

七月　十一日　詔して、斎宮に供給する年料は、官物を用いしむ。また太神宮祢宜・内人の位階を進ましむ。（続日本紀）

八月二十四日　村山豊家を大宮司に任ず。（二所太神宮例文。太神宮諸雑事記は天平三年とす）

天平　三年（七三一）　六月　十六日　御祭に、豊受太神宮の近辺で二見郷長石部嶋足死亡するの死穢により、皇太子不予の祟りありて、度会郡大領神主乙丸・少領新家人丸等に大祓、太神宮祢宜神主野守・豊受神宮祢宜神主安丸等に中祓を科す。（太神宮諸雑事記）

是歳　中臣人足を祭主に任ず。（二所太神宮例文）

天平　四年（七三二）　七月　五日　詔して京及び諸国をして天神地祇名山大川に幣帛を致し、雨を請わしむ。（続日本紀）

是歳　豊受太神宮、御遷宮。（二所太神宮例文。神宮史年表は九月十五日とす）

天平　六年（七三四）　八月二十五日　尾張国、斎宮寮へ米を送る。（正倉院文書）

天平　七年（七三五）　七月二十七日　忌部虫名・烏麻呂らが訴えに依りて、時々の記を検じ、忌部らを差して幣帛使とすることを聴す。（続日本紀）

天平　八年（七三六）　八月　十日　中臣家主を大宮司に任ず。（二所太神宮例文）

天平　九年（七三七）　四月　一日　伊勢神宮以下六社に使を遣わし、幣を奉りて新羅無礼の状を告ぐ。（続日本紀）

十二月是月　行基、天竺の僧に請い得し三角柏を度会郡河内の奈津に植えて祭事を執行すという。東禅仙宮院是なり。（仙宮秘文）

天平　十年（七三八）　五月二十四日　右大臣橘諸兄らを使わして、神宝を齎ちて伊勢太神宮に奉らしむ。（続日本紀・二所太神宮例文）公卿勅使の初見記事。

閏七月二十一日　引田虫麻呂を斎宮長官に任ず。（続日本紀）

天平十一年（七三九）　十二月二十三日　太神宮政印一面を始めて置く。（太神宮諸雑事記・神宮雑例集）

天平十二年（七四〇）　四月　十一日　榁宜毛人を伊勢太神宮大宮司に任ず。（二所太神宮例文）

九月　十一日　三原王らを遣わして幣帛を伊勢太神宮に奉らしむ。（続日本紀）

十月是月　中臣清麻呂を祭主に任ず。（祭主補任・中臣氏系図）

十一月　三日　大井王と中臣・忌部らを遣わして、幣帛を太神宮に奉る。（続日本紀）

天平十三年（七四一）　正月　十一日　伊勢太神宮及び七道諸社に使を遣わし奉幣し、新京に遷るの状を告げしむ。（続日本紀）

是歳　聖武天皇の勅に依り、行基、世義寺を創建すと伝える。（宇治山田市史）

是頃　度会足床を豊受太神宮祢宜に任ず。（豊受太神宮祢宜補任次第）

天平十四年（七四二）　十一月　三日　右大臣橘諸兄、勅使となり伊勢太神宮に参入し、天皇の御願寺を建立せらるべき由を祈る。（東大寺要録・太神宮諸雑事記）

是歳　聖武天皇の勅願に依り、度会郡前山に光明寺を創建すと伝う。（神都年表）

天平十五年（七四三）　正月二十三日　津島小松、度会郡城田郷字石鴨村に新たに固池一処を築く。（太神宮諸雑事記）

七月　十九日　祭主中臣清麻呂の母多治比阿伎良卒す。清麻呂、解任せられず供奉すること故の如し。（中臣氏系図）

天平十七年（七四五）　二月二十四日　佐伯毛人を伊勢守に任ず。（続日本紀）

五月　八日　四月より雨ふらず。種芸の得ざるによりて、幣を諸国の神社に奉りて雨を祈る。（続日本紀）

六月　四日　佐伯浄麻呂を遣わして、幣帛を伊勢太神宮に奉らしむ。（続日本紀）

七月　五日　使を遣わして雨を祈らしむ。（続日本紀）

天平十八年（七四六）

二月　十一日　津島家虫を大宮司に任ず。（二所太神宮例文）

八月二十一日　斎宮寮を置き、路野上を長官に任ず。（続日本紀）

九月　三日　これより先、県女王を斎王と為し、是に至りて発入す。（続日本紀・一代要記）

天平十九年（七四七）

正月是月　中臣清麻呂祭主・神祇大副の両職を辞し、中臣益人を祭主に任ず。（祭主補任・二所太神宮例文）

二月二十二日　伊勢・志摩等十五国飢饉、賑恤を加う。（続日本紀）

九月是月　皇太神宮、式年遷宮。下野国、金上分を進めしむ。（太神宮諸雑事記・二所太神宮例文。神宮史年表は十六日とす）

十二月是月　伊勢太神宮諸別宮、二十年一度の御遷宮を長例となす。（太神宮諸雑事記）

天平二十年（七四八）

五月　九日　津島小松を大宮司に任ず。（二所太神宮例文・太神宮諸雑事記）

是歳　度会忍人を豊受太神宮祢宜に任ず。（豊受太神宮祢宜補任次第・二所太神宮例文）

天平二十一年（七四九）

三月是月　中臣清麻呂を祭主に任ず。（二所太神宮例文）

四月　一日　勅して、太神宮始め諸社に神田を奉る。（続日本紀）

四月　五日　陸奥国、黄金を貢ずるにより、民部卿紀麻路らを遣わして伊勢太神宮に奉幣せしむ。（続日本紀・太神宮諸雑事記）是日、黄金出で来たる御祈賞に依り、二所太神宮祢宜始めて朝恩叙爵に浴す。（続日本紀・二所太神宮例文）

天平年中　行基、二見に大江寺を創建すと伝う。（神都年表）

天平感宝元年（七四九）閏五月　十一日　伊勢斎王・県女王、二親の喪に遭うが為に斎宮より退出す。（続日本紀）

天平勝宝元年（七四九）八月　十一日　豊受宮の物忌父神主世真の神舘焼亡し、中祓を科す。（太神宮諸雑事記）

九月　六日　小宅女王を斎宮と為す。（一代要記・二所太神宮例文・斎宮記）

是歳　豊受太神宮、御遷宮。（二所太神宮例文。神宮史年表は九月十五日とす）

天平勝宝三年（七五一）四月　四日　参議石川年足を遣わして遣唐使を平安ならしめんが為に、幣帛を伊勢太神宮、畿内・七道諸社に奉る。（続日本紀・二所太神宮例文）

天平勝宝四年（七五二）十月　八日　伊勢国飯野郡の飯麻呂ら十七人に秦部の姓を賜う。（続日本紀）

天平勝宝五年（七五三）正月　五日　二所太神宮祢宜に一階を叙し、内人、物忌男四十五人・女十六人に位を授く。（続日本紀・豊受太神宮祢宜補任次第・二所太神宮

是歳　例文）左大弁紀麻麻呂を遣わして伊勢太神宮の界を限り、標を樹たしむ。（続日本紀）

天平勝宝六年（七五四）四月是月　元祭主中臣益人を造宮介に任ず。（大中臣氏系図）

六月二十六日　豊受宮御稲御倉の御稲十八束、御炊内人神主元継に盗み取らる。元継に大祓を科し、番直内人五人に中祓を科す。（太神宮諸雑事記・二所太神宮例文）

天平勝宝七歳（七五五）十一月　二日　厚見王を遣わし、伊勢太神宮に奉幣す。（続日本紀）

天平勝宝八歳（七五六）三月　十一日　春日社を伊勢国度会郡津島崎に祭鎮す。（神宮雑例集）

四月二十二日　使を遣わして伊勢太神宮に幣帛を奉らしむ。（続日本紀）

五月　二日　左大弁大伴古麻呂并びに中臣・忌部らを遣わし、伊勢太神宮に幣帛を奉る。（続日本紀）

天平勝宝九歳（七五七）六月　十日　菅生忍人を大宮司に任ず。（二所太神宮例文）

六月　十九日　始めて制を下して、伊勢太神宮幣帛使に中臣朝臣を差し、他姓を用いることを得ざらしむ。（続日本紀・古語拾遺・西宮記）

天平宝字二年（七五八）八月　一日　御即位により、太神宮を始め諸社の祢宜祝に大御物を賜う。又、中臣・忌部は久しく太神宮の常祀に預かるをもって、両氏六位以

下に位一級を加う。（続日本紀・正倉院文書）

八月　十九日　池田王を遣わして斎王に阿陪内親王を卜定せしことを伊勢太神宮に告ぐ。また、皇太子位に即き給うを以て太神宮・諸国神社に奉幣す。（続日本紀・一代要記・二所太神宮例文・斎宮記）御即位由奉幣の初見記事。

九月是月　祭主中臣清麿参宮時に度会川浮橋で船乱れ、忌部随身の馬船より放流し斃亡す。これより以後、勅使参宮の時、大宮司騎用の馬四疋を貸すことを定む。（太神宮諸雑事記）

十一月是月　沙弥道行、伊勢大神の奉為に大般若経を書写す。（三重県伊賀市常楽寺所蔵大般若経奥書）

天平宝字三年（七五九）　十月　九日　丈部大麻呂を斎宮頭に任ず。（続日本紀）

十月　十五日　伊勢・志摩の両国、伊勢太神宮の界を相争うにより、尾垂剗を葦淵に遷し、巨勢関麻呂らを遣わして、幣帛を神宮に奉らしむ。（続日本紀・二所太神宮例文）

天平宝字四年（七六〇）　正月是月　皇太后、急に御薬し給うにより、祭主中臣清麿を遣わし伊勢皇太神宮に祈り申さしむ。（太神宮諸雑事記）

三月　十三日　皇太后御礼不予によりて、詔して聖体の安穏平復を諸社に祷らし

め、太神宮祢宜・内人・物忌以下諸社祝部に爵一級を賜う。（続日本紀・伊勢天照皇太神宮祢宜譜図帳・太神宮諸雑事記）

十月　十三日　菅生虫麿を大宮司に任ず。（二所太神宮例文。群書類従本、天平宝字十四年とするは衍字か）

天平宝字五年（七六一）　正月　十六日　粟田足人を斎宮長官に任ず。（続日本紀）

八月二十九日　斎王安陪内親王伊勢に向かわんとするを以て大祓す。（続日本紀）

是歳　中臣氏、撰氏族志所の宣に依り、本系帳を勘造し進む。（中臣氏系図）

天平宝字六年（七六二）　七月　八日　榁宜山守を大宮司に任ず。（二所太神宮例文）

九月　十五日　洪水、太神宮御前の御川の御橋を造り渡り奉る度会郡司、御川に落入し鹿海まで流さるも、身命を存す。自今以後、神郡司の宍を食用するを禁ず。（太神宮諸雑事記）

九月二十二日　大風洪水、瀧原宮祭使、太神宮大内人神主世安并びに宮内人等、参宮するに堪えずして、倶留万川の辺りにおいて御祭の勤めを奉仕す。（太神宮諸雑事記）

九月二十七日　瀧原宮祭使等、瀧原宮に参宮し正殿を開き幣帛を奉納し、封を付す。（太神宮諸雑事記）

十一月　三日　御史大夫文室浄三等を遣わして、幣を伊勢太神宮に奉らしむ。（続日本紀）

天平宝字七年（七六三）

正月　九日　石川名足を伊勢守に任ず。（続日本紀）

四月二十七日　豊受宮御炊内人神主元継、右大臣の宣により本職に復任す。（太神宮諸雑事記）

七月　十四日　忌部呰麻呂を斎宮頭に任ず。（続日本紀）

天平宝字八年（七六四）

九月　十三日　正親正荻田王等を遣わして、伊勢太神宮に幣帛を奉り、恵美押勝の乱逆平定を祈る。（続日本紀）

十月　二十日　藤原小黒麻呂を伊勢守に任ず。（続日本紀。公卿補任は十一日とす）

天平神護元年（七六五）

正月　七日　改元。藤原仲麻呂を誅戮するにより、諸国の神祝に位一級を加う。祭主中臣清麿を勲四等に叙し、二宮祢宜に一階を叙す。（続日本紀・伊勢天照皇太神宮祢宜譜図帳・二所太神宮例文）

二月　二日　菅生諸忠を大宮司に任ず。（二所太神宮例文）

天平神護二年（七六六）

二月　十七日　菅生水通を大宮司に任ず。（二所太神宮例文）

七月　十一日　皇太神宮祢宜に把笏せしむ。（太神宮諸雑事記）

七月二十三日　使を遣わして、丈六仏像を伊勢太神宮寺に造らしむ。（続日本紀）

九月是月　皇太神宮、式年遷宮。（太神宮諸雑事記。神宮史年表は十六日とす）

九月是月　度会郡湯田大仏山に丈六の仏像を鋳造す。（村誌）

十二月　十八日　太神宮司神舘五間・萱葺二宇焼亡し、日本紀二巻・神代本記二巻・当年以往記文及び雑公文焼失す。（太神宮諸雑事記）内宮文殿の初見記事。

天平神護三年（七六七）　四月　十四日　伊勢国多気郡の人敢磯部忍国、銭百万・絹五百疋・稲一万束を献ず。外正五位下に叙す。（続日本紀）

六月　十七日　等由気宮の上に五色の瑞雲起つ。伊勢守阿倍東人ら彼の形を書き写して奏上す。（続日本紀）

七月　七日　五色の雲立ちて、宇治五十鈴川上の宇治山の峰頂にかかる。伊勢太神宮司菅生水通、子細を録して神祇官に言上す。（太神宮諸雑事記）

神護景雲元年（七六七）　八月　十六日　改元し、太神宮祢宜・大物忌・内人等に位二級、御巫以下の人・伊勢国神郡二郡司及び諸国祝部らに一級を賜う。（続日本紀・伊勢天照皇太神宮祢宜譜図帳）

十月　三日　逢鹿瀬寺を永く太神宮寺となす。（太神宮諸雑事記）

十二月是月　月次祭使に別に勅使を差し副え、逢鹿瀬寺を永く太神宮寺となすべきの由を皇太神宮に祈り申す。（太神宮諸雑事記）

是歳　度会五月麿を豊受太神宮祢宜に任ず。（豊受太神宮祢宜補任次第）

神護景雲二年（七六八）　四月二十七日　伊勢太神宮祢宜に季禄を賜う。其の官位は従七位に准じ、度会宮祢宜は正八位に准ず。（続日本紀）

九月是月　豊受太神宮御遷宮。（太神宮諸雑事記・二所太神宮例文。神宮史年表は十五日とす）

神護景雲三年（七六九）　二月　十六日　大炊頭掃守王・左中弁藤原雄田麻呂を以て伊勢太神宮使となす。社ごとに男神の服一具、女神の服一具、太神宮及び月次社にはこれに加うるに馬形并びに鞍を以てす。（続日本紀）

六月　十九日　中臣清麻呂に大中臣朝臣の姓を賜う。（続日本紀）

神護景雲四年（七七〇）　八月　一日　参議藤原継縄等を遣わして、幣帛及び赤毛馬二疋を伊勢太神宮に奉らしむ。（続日本紀）

八月二十二日　藤原楓麻呂を伊勢守に任ず。（続日本紀）

宝亀　元年（七七〇）　十月　一日　改元に依り、太神宮を始め諸社の祢宜に位一階を賜う。（続日本紀）

十二月二十一日　瀧原宮御体并びに御装束等湿損するにより、物忌父石部千妙に大祓を科し解任す。（太神宮諸雑事記）

十二月是月　中臣比登を伊勢太神宮大宮司に任ず。（二所太神宮例文）

宝亀　二年（七七一）　五月　十四日　阿倍毛人を伊勢守に任ず。（続日本紀）

九月二十一日　大風洪水、瀧原宮祭使并びに内人物忌等、参宮するに堪えずして、逢鹿瀬の西小野において奉仕す。（太神宮諸雑事記）

十一月　十八日　気太王を遣わし、斎宮を伊勢国に造る。（続日本紀）斎宮造営使の初見記事。

十二月二十三・二十四日　大雪降りて、伊雑宮祭使参らず、太神宮の一殿にて奉仕す。（太神宮諸雑事記）

宝亀　三年（七七二）

正月　四日　大宮司中臣比登の宿館焼亡す。太神宮司印并びに代々公文焼亡す。（太神宮諸雑事記）

四月二十九日　浄庭女王を斎王となす。（一代要記）

八月　六日　伊勢月読神崇りをなすにより、毎年九月荒祭神に准じ馬を奉り、又荒御玉命・伊佐奈伎命・伊佐奈弥命を官社に列す。度会郡神宮寺を飯高郡度瀬山房に移す。（続日本紀）

十一月　十三日　酒人内親王を斎王となし、春日斎宮に居す。（続日本紀）

宝亀　四年（七七三）

四月　十九日　大中臣子老を祭主に任ず。（祭主補任・二所太神宮例文）

九月二十三日　瀧原宮内人石部綱継・物忌父同乙仁等、逢鹿瀬寺の僧海円と争うにより、怠状を科せしむ。（太神宮諸雑事記）

十月　十三日　志摩国目代伴良雄、伊雑宮の近辺にて狩をなすにより、大祓を科

せらる。又、国司に中祓を科す。（太神宮諸雑事記）

十月是月　大中臣子老を祭主に任ず。（二所太神宮例文）

是歳　沼木郷高河原の太神宮司御厨・離宮院を改造す。（園太暦）

是歳　皇太子山部親王、元従四位下屋部王家領を伝領す。後の川合荘。（平安遺文二四二号）

宝亀　五年（七七四）

二月二十一日　中臣広成を大宮司に任ず。（二所太神宮例文）

三月　五日　藤原鷲取を伊勢守に任ず。（続日本紀）

七月二十三日　太政官符し、多気・度会二郡の内、寺田・王臣位田・他郡百姓口分田は神郡より割り出でて他郡の田を授けしむ。二郡の逃走せる百姓口分田地子、国司官稲に混合せるは、神税に収む。太神宮祢宜祝内人物忌等の触穢は勘問の上、犯科に准じて祓を科すことを定む。（神宮雑例集）

八月　三日　斎王酒人内親王伊勢に向かわんとするを以て、使を遣わして天下諸国を祓い浄めしむ。（続日本紀）

八月　十五日　広上王を斎宮長官に任ず。（続日本紀）

八月二十七日　太政官符し、多気・度会二郡の逃亡せる百姓の口分田地子を神税となす。（類聚三代格）

宝亀　六年（七七五）

九月　三日　斎内親王、伊勢に向かう。（続日本紀）

二月　十三日　使を遣わして度会郡の堰溝を繕修せしめ、多気・度会二郡の耕種に宜しき地を行り視せしむ。（続日本紀）

五月　一日　伊勢国多気郡の人、敢磯部忍国等五人に敢臣の姓を賜う。（続日本紀）

六月　五日　神民石部楯桙等、二所太神宮朝夕御膳料のため逢鹿瀬にて鮎を漁る間、逢瀬鹿寺の僧出で来りて打凌ぐ。（太神宮諸雑事記）

八月二十二日　風雨あり。使を遣わして伊勢の斎宮を修理せしむ。（続日本紀）

八月　三十日　伊勢・美濃等国に風雨の災有るを以て大祓す。（続日本紀）

十月　十一日　笠名麻呂を斎宮頭に任ず。（続日本紀）

十月二十五日　風雨および地震有るを以て、幣帛を伊勢太神宮に奉る。（続日本紀）

宝亀　七年（七七六）

二月　三日　先に逢鹿瀬寺の僧に打凌がれし神民等、神祇官に訴え申す。これにより、神宮寺を停止し、飯野郡に移す。（太神宮諸雑事記）

三月　六日　大伴家持を伊勢守に任ず。（続日本紀）

宝亀　八年（七七七）

十月　十三日　安倍草麻呂を斎宮長官に任ず。（続日本紀）

宝亀　九年（七七八）

三月二十七日　皇太子山部親王不平により、使を遣わして伊勢神宮及び天下諸神に奉幣す。（続日本紀）

十月二十五日　皇太子山部親王、宿祷を賽するため伊勢に向かい、神宮を拝す。（続日本紀）

宝亀　十年（七七九）

八月　五日　太神宮正殿・東西宝殿及び外院殿舎焼亡す。御正体并びに左右相殿御体を仮殿に安鎮す。（太神宮諸雑事記・兵範記）

八月　七日　太神宮焼亡を神祇官に言上す。十日を以て勅使神祇大副右大史及び官掌等を差し下し、焼亡する所の神宝殿装束物等の色目を勘記して上奏す。又、官符を伊賀伊勢美濃尾張三河五ヶ国に下して、正殿東西宝殿及び重々御垣門外院殿舎等を造り奉らしむ。（太神宮諸雑事記。兵範記、十日を十五日に作る。）

宝亀十一年（七八〇）

正月　二十日　両宮祢宜を長上の例に准じ四考成選を以て内位に叙せらる。（小右記・太神宮諸雑事記）

二月　一日　伊勢太神宮寺を飯野郡を除くの外、便地に移し造るを許す。（続日本紀）

五月二十九日　伊勢太神宮の封一千廿三戸、旧に随いてこれを復す。（続日本紀）

九月　十日　種々の御神宝、色々の御装束物等を進めらる。（太神宮諸雑事記）

九月二十六日　大宮司中臣広成・番直の大内人三人・小内人七人に大祓を科し解任す。祢宜神主首名は怠ることなきにより上祓を科し解任せず。

大工物部建麿を外従五位下に叙し、小工長上、皆勅禄に預かる。（太神宮諸雑事記）

天応　元年（七八一）

十二月　二日　中臣継成を大宮司に任ず。（太神宮諸雑事記）

正月　一日　伊勢斎宮に美雲あらわるるにより、改元す。斎宮寮の主典已上及び太神宮司并びに祢宜・大物忌・内人、多気・度会二郡司に位二級を加う。（続日本紀・扶桑略記）

四月　十一日　使を伊勢太神宮に遣わして、皇太子山部親王の御即位を告げしむ。（続日本紀）

四月　十五日　御即位により、太神宮を始め諸社の祢宜・祝等に位一級を賜う。（続日本紀）

四月　二十日　多治比長野を伊勢守に任ず。（続日本紀。公卿補任は十七日とす）

六月　二十日　紀作良を伊勢守に任ず。（続日本紀）

天応　二年（七八二）

七月二十九日　伊勢大神及び諸神社、祟を為す。詔して諸国の服を釈ぐ。（続日本紀）

八月　一日　朝原内親王を斎王に卜定す。（一代要記）

是頃　朝原内親王斎奉るの日、斎宮寮主神司中臣斎部は元七位官なるを、斎部を降し八位官と為す。（古語拾遺）

延暦　元年（七八二）　八月　十九日　改元により、伊勢太神宮の祢宜・大物忌・内人、諸社の祢宜・祝等に爵一級を賜う。（続日本紀）

延暦　三年（七八四）　三月　十四日　多治比長野を伊勢守に任ず。（続日本紀）

延暦　四年（七八五）　四月二十三日　紀作良を造斎宮長官に任ず。（続日本紀）

七月二十一日　賀茂人麻呂を斎宮頭に任ず。（続日本紀）

八月二十四日　朝原内親王、斎期終わりて伊勢神宮に向かわんとするにより、天皇平城京に行幸して親臨さる。（続日本紀）

延暦　五年（七八六）　九月　七日　斎内親王、伊勢神宮に向かう。（続日本紀）

九月　十八日　皇太神宮、御遷宮。大風洪水の難に依りこの日に延引、斎内親王参仕す。（太神宮諸雑事記）

正月二十四日　藤原宗嗣を伊勢守に任ず。（続日本紀）

三月是月　大中臣諸魚を祭主に任ず。（祭主補任・二所太神宮例文）

三月是月　大中臣野守を大宮司に任ず。此の時始めて任限六年に定む。（二所太神宮例文）

延暦　六年（七八七）　九月　十六日　神嘗祭。内侍藤原栄子、父の喪に遭い離宮院より退出す。斎王、主神司を召し祓い清めて参宮す。（太神宮諸雑事記）

九月是月　豊受太神宮、式年遷宮。（太神宮諸雑事記。神宮史年表は十五日

延暦　七年（七八八）　五月　二日　使を遣わして雨を伊勢神宮及び七道の名神に祈らしむ。是の夕、大いに雨ふる。（続日本紀）

七月二十八日　元祭主大中臣清麻呂薨ず。（中臣氏系図）

延暦　八年（七八九）　三月　十日　使を遣わして伊勢神宮に幣帛を奉り、蝦夷を征するの由を告ぐ。（続日本紀）

延暦　九年（七九〇）　七月二十四日　藤原今川を伊勢守に任ず。（続日本紀）

九月　十一日　伊勢太神宮相嘗幣帛を奉る。諒闇に在るに依り、大極殿に御して遙拝せず。（続日本紀）

延暦　十年（七九一）　正月二十二日　斎宮頭賀茂人麻呂を兼伊勢守に任ず。（続日本紀）

八月　三日　夜、盗ありて、伊勢太神宮正殿一宇・財殿二宇・御門三間・瑞垣一重を焼く。御正体并びに左右相殿御体は御前の里山頂に光明を放ちて懸りませる。錦綾・色々の御装束物の辛櫃八合、調の絹千四百疋、同糸四百六十絇、太刀六百九十腰、弓箭楯桙御鏡、種々の神宝物等千万具焼失す。大宮司、仮殿を急造し御体を奉鎮し、神祇官に言上す。十三日、勅使・神祇少副・左少史等を差し下され、御焼亡の根元并びに神宝物等の色目を勘記し上奏す。二十三

日、官符を伊賀・伊勢・美濃・尾張・三河国等に下して、当年の正税官物を以て元の如く正殿に奉らしめ、内外殿舎等造り進めしむ。（続日本紀・太神宮諸雑事記・兵範記。太神宮諸雑事記は八月五日とす）造宮使の初見記事。

十月　五日　宣旨に依り、大内人三人・度会郡司・番の小内人五人等に大祓を科して解任し、大宮司大中臣野守に中祓を科し、祢宜に上祓を科す。大工物部建麿を内階に叙し、小工番長等、勅禄を賜う。（太神宮諸雑事記）

十月二十七日　皇太子安殿親王、久しく平復せず。是の日、宿祷に縁りて伊勢太神宮に向かう。（続日本紀）

十一月　十一日　皇太子安殿親王、伊勢太神宮より還る。（続日本紀）

十二月二十六日　太政官符し、造太神宮司長官鍛冶正広上王以下五人を任じ、正殿一宇・財殿二宇・御門三間・瑞垣一重を造らしむ。（兵範記）

延暦十一年（七九二）是歳

二月　二十日　大宮司大中臣野守、太神宮焼亡の事に依り解却せらる。（二所太神宮例文）

三月二十三日　大中臣若麿を大宮司に任ず。（二所太神宮例文）

失火により伊勢国天照大神の宮を造る。（類聚国史）

七月　三日　太政官符し、斎内親王の禊の用度を神郡より供給することを停止し斎宮寮をして儲けしめ、また斎宮寮年料の乾薬を神郡百姓輸するを停め、斎宮寮神戸を差し、其の粮食料は正税を充て用いることを定む。（類聚三代格）

閏十一月　四日　祭主大中臣諸魚の母多治比子姉卒すにより、諸魚等家牒を進め、中臣朝臣の神祇伯に任ずる者は喪に遭えども解かざるべきを申す。勅すらく、神事に供すべからず、其の服を修せしむべしと。（日本紀略・祭主補任）

是歳　皇太神宮、臨時御遷宮。炎上に依るなり。（二所太神宮例文）

延暦十二年（七九三）　三月　十日　参議壱志濃王等を遣わして伊勢太神宮に奉幣せしめ、遷都の由を告ぐ。（日本紀略）

延暦十三年（七九四）　正月　十八日　大監物石淵王・参議大中臣諸魚等を遣わして幣帛を伊勢太神宮に奉らしむ。（類聚国史）

十二月　二日　斎宮寮物を献ず。曲宴あり。斎宮寮助三島年継・斎内親王の乳母朝原大刀自等に叙位。（類聚国史）

延暦十四年（七九五）　八月　三十日　伊勢太神宮の装束物を奉らんが為、宮中及び左右京・畿内・近江・伊賀・伊勢等の国に大祓す。（類聚国史）

延暦十五年（七九六）

二月　十五日　斎内親王退くを以て、使を遣わして伊勢太神宮に奉幣せしむ。（類聚国史）

三月　五日　橘入居等を遣わして斎内親王を迎えしむ。（類聚国史）

十一月　十四日　始めて新銭を用い、伊勢神宮・賀茂上下二社・松尾社に奉る。（日本後紀）

延暦十六年（七九七）

二月二十一日　祭主大中臣諸魚卒す。（日本後紀）

三月　十一日　是より先、菅野真道を伊勢守に任ず。（日本後紀。公卿補任は七月二十三日任とす）

四月　十八日　布勢内親王を以て伊勢太神宮の斎と為す。（類聚国史）

五月　四日　大中臣真魚を大宮司に任ず。（二所太神宮例文）

六月　十八日　使を遣わして畿内・七道諸国の名神に奉幣せしめ、万国の安寧を祈る。（類聚国史）

八月　三日　離宮院を度会郡沼木郷高川原より同郡湯田郷宇羽西村に移造す。造宮使大中臣豊庭。（神宮雑例集）

同日　春日社を津島崎より離宮院の西方に遷し鎮め奉る。（神宮雑例集）

八月二十一日　斎内親王、葛野川に祓し、野宮に入る。（類聚国史）

延暦十七年（七九八）

正月二十四日　諸国の神宮司・神主・神長等、限りて六年を以て相替うことを定

む。神祇官の神封の物を以て伊勢太神宮司の季禄に賜う。（類聚国史・類聚三代格）

延暦十八年（七九九）

四月　十六日　中臣丸豊国を斎宮頭に任ず。（日本後紀）

五月二十八日　神祇大祐大中臣弟枚を遣わして伊勢太神宮の正殿を改作せしむ。（日本後紀）

七月　七日　伊勢斎宮の新嘗会を停む。但し歌舞伎を以て九月の祭に供す。（日本後紀）

七月二十八日　斎内親王伊勢に入らんとするを以て、使を遣わして畿内・七道諸国を祓わしむ。（日本後紀）

八月二十五日　斎内親王斎宮に入らんとするを以て、幣帛を伊勢太神宮に奉る。（日本後紀）

九月　三日　斎内親王野宮を発ちて伊勢に赴く。侍従中臣王・参議藤原乙叡等を遣わして送らしむ。（日本後紀）

九月是月　斎内親王伊勢斎宮に入るを以て、京畿の百姓の北辰に燈を奉るを禁ず。（日本後紀）

延暦十九年（八〇〇）

八月　二十日　太神宮祢宜公成本系帳を進む。（皇字沙汰文）

十一月　三日　斎宮主神司は神祇官をして管摂せしむ。（類聚三代格）

十二月二十二日　制を下して、神宮司喪に遭えども替わりを補せずして、服闋りて復任せしむ。（類聚国史）

延暦二十年（八〇一）

正月　十三日　太神宮大物忌父磯部鯵丸・内人同田丸等の神館焼亡するにより、当番直の大内人三人・小内人六人・鯵丸等二人に上祓を科す。（太神宮諸雑事記）

四月　十四日　太政官符し、神戸は二町に限り、田租を十五束と定む。太神宮の事は諸社に異なり、余剰有ると雖も改減の限りにあらず。（類聚三代格・太神宮諸雑事記）

五月　十四日　太政官符し、祓の料物を定む。新嘗祭・鎮魂祭・神嘗祭・祈年祭・月次祭・神衣祭等の事を闕怠し、伊勢太神宮の祢宜・内人を殴ち、御膳物を穢し、新嘗等の諸祭の斎日に喪を弔い疾を問う等六色の禁忌を犯す者は上祓を科す。（類聚三代格）

九月　十三日　太政官符し、伊勢大神封戸の調庸を斎宮寮に納め、雑用に充てしむ。（新抄格勅符抄）

十月　十九日　多気・度会二郡司等、神事に託して常に闕怠多きにより、郡堺の外に於いて決罰を加うことを許す。（類聚国史・類聚三代格）

延暦二十二年（八〇三）

正月　五日　斎宮寮に史生四員を置く。（日本紀略）

正月　七日　東寺、遮那丈六夜燈日供及び毎七月十五日施貲料として川合荘六十六町を勅施入せらる。（平安遺文二四二号）

五月　二日　大中臣真継を大宮司に任ず。（二所太神宮例文）

延暦二十三年（八〇四）

三月　十四日　『止由気宮儀式帳』を上申す。（止由気宮儀式帳）

五月二十三日　斎宮寮白雀を献ず。（日本後紀）

八月二十八日　『皇太神宮儀式帳』を上申す。（皇太神宮儀式帳）

是歳　度会財麿を豊受太神宮祢宜に任ず。（豊受太神宮祢宜補任次第）

延暦二十四年（八〇五）

四月　七日　国司等用帳を勘知し神物を報収するは旧例に違い、事において穏やかならずして、旧例に依り国司預かるを禁ず。（類聚三代格）

延暦二十五年（八〇六）

正月二十八日　和入鹿麻呂を伊勢守に任ず。（日本後紀）

二月　三日　藤原大継を伊勢守に任ず。（日本後紀）

三月二十九日　斎内親王の京に帰らんがため、大和・伊賀両国をして行宮を造らしむ。（日本後紀）

四月　十五日　右兵庫頭佐伯王・左衛士佐百済王教俊等を遣わして斎内親王を伊勢国に迎えしむ。（日本後紀）

四月　十六日　斎内親王の京に帰るを以て、使を遣わして伊勢太神宮に奉幣せしむ。（日本後紀）

大同　元年（八〇六）　八月　十日　是より先、中臣・忌部両氏各相訴うること有り。是日、勅して、常祀の外、奉幣の使は両氏を取用して必ず相半に当て、自余の事は令条に依らしむ。（日本後紀）

十一月　十三日　大原内親王を伊勢の斎内親王と為す。（類聚国史）

十一月　二十日　斎内親王を易うる事を以て、近衛権中将藤原真夏等を伊勢太神宮に遣わす。（類聚国史）

是歳　二俣正法寺を建立すと伝う。（山田三方会合記録）

是歳　空海、悉曇文字を石に刻みて、菩提山太神宮寺境内に安置すと伝う。世、之を曼陀羅石という。（勢陽五鈴遺響）

大同　二年（八〇七）　二月　三日　大宮司大中臣真継卒す。（皇字沙汰文）

二月　十日　大宮司并二宮祢宜等、二宮供奉神事上代本紀十四ヶ条を注進す。（皇字沙汰文）

八月　八日　使を遣わして神宝并びに唐国の信物を伊勢太神宮に奉らしむ。（類聚国史）

八月二十四日　斎内親王葛野川に禊し、野宮に入る。（類聚国史）

九月　十七日　荒祭宮御前に牛一頭斃るにより、十八日彼宮御祭を太神宮主神司殿に於いて奉仕し、宮司に代わりて大中臣氏安を以て供奉せしむ。

宿直の内人三人に中祓を科す。（太神宮諸雑事記）

大同　三年（八〇八）

十二月二十四日　大中臣豊庭を大宮司に任ず。（二所太神宮例文・皇字沙汰文）

五月　九日　藤原伊勢臣を斎宮頭に任ず。（日本後紀）

八月　三日　太政官符し、炊部司の長官・主典の官位を舎人・蔵部等の司の官位に准ず。（類聚三代格・日本後紀）

八月二十二日　文室正嗣を斎宮頭に任ず。（日本後紀）

八月二十六日　斎内親王葛野川に禊し、野宮に入る。（日本後紀。神宮史年表は野宮を出られたことの誤りならんかとす）

九月　二日　太政官符し、伊勢大神并びに度会二宮の大内人各三員、元是れ白丁なるを、外考并びに把笏に預けしむ。（日本後紀・太神宮諸雑事記）

九月　四日　斎内親王、伊勢に向かう。斎宮に参着し、本院宮と号す。（日本後紀・太神宮諸雑事記）

十一月　十四日　大嘗の事を行うを以て、幣帛を伊勢太神宮に奉る。（日本後紀）

大嘗会由奉幣の初見記事。

大同　四年（八〇九）

正月　十六日　斎宮頭文室正嗣を兼上総守に任ず。（日本後紀）

二月　八日　斎宮大原内親王に山城国乙訓郡の地六町を賜う。（日本後紀）

大同　五年（八一〇）

二月　十三日　藤原伊勢人を斎宮頭に任ず。（日本後紀）

五月　　一日　使を遣わして諸国の天神地祇に奉幣せしめ、御即位のことを告げしむ。（日本紀略）

六月　　十日　伊勢斎内親王の京に帰るを以て、摂津国をして頓宮を造らしむ。（類聚国史）

八月　十一日　仁子内親王を定めて、伊勢の斎と為す。（類聚国史）

正月二十八日　吉備泉を伊勢守に任ず。（公卿補任）

四月　十九日　使を伊勢太神宮に遣わして斎内親王を定むるの状を告げしむ。（類聚国史）

七月　　五日　大中臣諸人を祭主に任ず。（祭主補任）

七月　三十日　聖体不予を以て、右大弁藤原藤嗣を遣わして伊勢太神宮に奉幣せしむ。（類聚国史）

七月是月　藤原真夏を伊勢守に任ず。（公卿補任）

八月二十九日　藤原仲成を伊勢守に任ず。（公卿補任）

九月　十一日　伊勢守藤原仲成、射殺せらる。（日本後紀）

九月　十六日　皇太神宮、御遷宮。（太神宮諸雑事記）

同日　御長広岳を伊勢守に任ず。（日本後紀）

弘仁　元年（八一〇）　十二月　十九日　太神宮大内人宇治土公石部小綱・山向内人神主乙公の館焼亡し、二人に大祓を科し解任す。（太神宮諸雑事記）

弘仁　二年（八一一）　五月　十日　小野真野を斎宮頭に任ず。（日本後紀）

六月　三日　伊勢太神宮に奉幣す。（日本後紀）

八月二十九日　斎内親王、葛野川に禊す。（日本後紀）

九月　一日　斎内親王伊勢に入るを以て、今月、北辰を祭ること、挙哀、改葬等の事を禁ず。（日本後紀）

九月　四日　斎内親王伊勢に入る。（日本後紀）

十一月　九日　伊勢国頃年多事にして、百姓労擾するにより、今年の田租を免ず。（日本後紀）

是歳　度会牛主を豊受太神宮祢宜に任ず。（豊受太神宮祢宜補任次第）

是歳　宇治大橋を造立すと伝う。（内宮会合年寄宇治橋起源覚書）

弘仁　三年（八一二）　正月　十二日　斎宮頭小野真野を権伊勢権介に任ず。（日本後紀）

二月　七日　大中臣浄持を大宮司に任ず。（二所太神宮例文）

五月　四日　伊勢国多気・度会及び飯高・飯野等の七郡の神戸百姓等に明年より神税の外、正税十三万三千束を挙して、其の息利を斎宮の用に充てしむ。（日本後紀）

七月　二日　疫旱を救わんが為、大極殿に御したまい伊勢太神宮に奉幣す。（日本後紀）

九月　十五日　豊受太神宮、御遷宮。祭主大中臣諸人、当日暇日有るに依りて供奉せず。（太神宮諸雑事記）

十一月二十七日　布勢内親王の墾田一八五町九反一八〇歩、伊勢国大国庄として東寺に施入さる。（日本後紀・平安遺文三五号・七八号）

六月是月　仙宮院主最澄、太神宮の為に蓮華会を修す。（仙宮秘文）

九月　十六日　豊受宮大内人神主真房妻、彼宮の御祭に参詣して玉垣の下に祇候して坐しながら産生するにより、真房夫婦に大祓を科し解任す。（太神宮諸雑事記）

九月二十九日　散位節職王等を勅使として豊受宮の非常の産穢の由を祈り申す。自今以後、妊胎の女鳥居内に参入することを禁ず。（太神宮諸雑事記）

弘仁　四年（八一三）

十月　三日　名神に奉幣し、豊稔に報ゆ。（日本紀略）

正月是月　大中臣淵魚を祭主に任ず。（二所太神宮例文。祭主補任は弘仁四年或は六年正月、中臣氏系図は弘仁十四年とす）

弘仁　五年（八一四）

二月　十日　安倍寛麿を斎宮頭に任ず。（公卿補任）

六月　十七日　太神宮御祭夜直会三献の間、斎宮寮頭藤原尚世、祢宜公成と口論す。（太神宮諸雑事記）

七月　十日　斎宮頭安倍寛麻呂を兼伊勢権介に任ず。（日本後紀）

七月二十三日　官使下され、斎宮寮頭藤原尚世と祢宜公成とに対問するに、祢宜に過怠無く、寮頭官人共の状怠状を弁ず。（太神宮諸雑事記）

八月　十五日　斎宮大盤所より祢宜公成を召し恩言を賜い、被物御衣一襲を給う。（太神宮諸雑事記）

九月　十五日　明神に奉幣し、豊稔に報ゆ。（日本後紀）

是歳　度会虎主を豊受太神宮祢宜に任ず。（豊受太神宮祢宜補任次第）叙位。（二所太神宮例文）

弘仁　六年（八一五）

六月　九日　太政官符し、伊勢国の神税残る所少なきにより、他国の神税を年中雑用の料に充てしむ。（類聚三代格）

八月　三日　霖雨晴れざるを以て、使を遣わして伊勢太神宮并びに賀茂大神に奉幣せしむ。（日本後紀）

弘仁　七年（八一六）

六月二十二日　大宮司大中臣浄持犯穢有りて、并せて仏事を行う。神祇官卜するに祟有るにより、大祓を科して見任を解く。（類聚国史）

八月　二日　伊勢太神宮に奉幣す。（類聚国史）

九月　六日　去る八月十六日の夜、大風を停めんがため祷る所なれば、伊勢太神宮に奉幣す。（類聚国史）

十二月二十一日　是月の御卜崇に依り、伊勢国司が多気・度会二神郡正税を出挙し并せて刑罰を行う事を旧例に依り停止せしむ。（類聚三代格）

弘仁　八年（八一七）

六月　四日　使を天下の諸国に遣わして、祈雨せしむ。（類聚国史）

八月　一日　斎宮頭安倍寛麿を兼伊勢権守に任ず。（公卿補任）

十二月二十五日　太政官符し、伊勢国多気度会両郡の神社の修理・溝池の修理・駅家の修理・桑漆の催殖・正倉官舎の修理・百姓の訴訟の決等の雑務を太神宮司に預けしむ。（類聚三代格。類聚国史は二十六日とす）

弘仁　九年（八一八）

四月二十二日　祈雨のため伊勢太神宮に奉幣す。（日本紀略）

九月　十一日　疫癘を除くを祈るため、幣帛を伊勢太神宮に奉る。（類聚国史）

弘仁　十年（八一九）

七月　十七日　祈雨のため、使を伊勢太神宮・大和国大后山陵に遣わして並びに奉幣す。（日本紀略）

弘仁十一年（八二〇）

六月二十六日　名神に走幣し、祈雨す。（日本紀略）

弘仁十二年（八二一）

八月　三日　勅して、名神に奉幣せしめ、秋稼を祷る。（類聚国史）

八月　十八日　名神に奉幣し、豊稔に報ゆ。（日本紀略）

八月二十二日　太政官符し、国司が神郡の田租に預かることを停め、神宮司旧に

依り検納せしめ、預め支用を以て其の祭事を済ませ、正税を借り請けて欠析に充つることを停止せしむ。（類聚三代格）

弘仁十三年（八二二）　五月　四日　伊勢守藤原藤成卒す。（類聚国史）

弘仁十四年（八二三）　四月二十一日　伊勢太神宮に奉幣して御即位を告ぐ。（日本紀略）

六月　三日　斎内親王を停め定むにより、大極殿に御したまい幣帛を伊勢太神宮に献ず。（類聚国史）

六月是月　菅生道成を大宮司に任ず。（二所太神宮例文）

七月　七日　祈雨のため、幣帛を伊勢太神宮に奉る。（日本紀略）

八月　八日　大極殿に御したまい、幣帛を伊勢太神宮に奉る。（類聚国史）

九月　十一日　大極殿の後殿に御したまい幣帛を伊勢太神宮に奉る。（類聚国史）

十一月　三日　大嘗を御さんがため、大極殿に御したまい幣帛を伊勢太神宮に奉献す。（類聚国史）

是頃　氏子内親王を斎王に卜定す。（一代要記は弘仁十四年、二所太神宮例文・斎宮記は天長元年とす）

天長　元年（八二四）　四月　六日　崇有る故、大極殿の後殿に御したまい、少納言継野王・神祇大副大中臣淵魚・大祐忌部雲梯等を差して、御剣并びに幣帛を伊勢太神宮に遣わし奉らしむ。（類聚国史）

四月是月　大中臣磯守を祭主に任ず。（祭主補任・二所太神宮例文）
五月　二日　五畿内・七道諸国の諸神に奉幣し、疫気を謝す。（類聚国史）
八月　十四日　斎内親王の野宮に入るの次第司を任ず。（類聚国史）
八月　十七日　風雨を調えんが為、使を遣わして伊勢大神に奉幣せしむ。（類聚国史）
九月　十日　詔して、多気の斎宮は太神宮と離れて遠くして便無きに因り、度会の離宮を常の斎宮とす。（類聚国史）
十二月　二十日　詔して、高志内親王の石作山陵を今月二十日に移し奉らんと定めたるも、障ありて来年の冬時に延引し、斎内親王を矜み恵み賜うとして、左大弁直世王を使に遣わして山陵に告ぐ。（類聚国史）

天長　二年（八二五）　十月二十六日　詔して、高志内親王の石作山陵を今年冬に遷し奉らんと定めたるも、斎内親王の参り入り賜う年にして、種々の事繁く恐しくして、明年春に延引する事を、左大弁直世王・大蔵大輔藤原浄本等を使に遣わして山陵に告ぐ。（類聚国史）

是歳　勅使を伊勢に差し遣わして、多気郡の勝地を撰定し、斎宮寮院を建て、氏子内親王群行す。（神宮雑例集）

天長　三年（八二六）　正月二十一日　藤原吉野を伊勢守に任ず。（公卿補任）

七月　十三日　去る六月十一日、豊受太神宮朝御膳汚穢により、大宮司菅生道成・大物忌父子三人に大祓を科し解任す。祢宜は上祓を科し、祓い清めて供奉せしむ。（太神宮諸雑事記）

九月　十一日　八省院に御したまい幣帛を伊勢太神宮に奉る。（類聚国史）

九月是月　大中臣久世主を大宮司に任ず。（二所太神宮例文）

天長　四年（八二七）

二月二十六日　制を下して、斎内親王病により斎き奉るの事に堪えずと奏さるにより、京都に還り参り上る事を、中納言清原夏野等を使に差して奏せしむ。（類聚国史）

二月二十九日　参議南淵弘貞等を遣わして、斎内親王の京に帰る状を石作山陵に申さしむ。（類聚国史）

四月　二日　大極殿に御したまい幣帛を伊勢太神宮に奉る。勅使参議直世王等、制を下して斎内親王退出さしむる状、斎内親王は卜食して追いて進むべき状を申す。（類聚国史）

天長　五年（八二八）

五月二十一日　使を畿内・七道諸国に遣わし奉幣して、祈雨せしむ。（日本紀略）

二月　十二日　宜子女王を斎王に定め奉る。（類聚国史）

二月二十五日　小安殿に御したまい、散位三継王・神祇大祐大中臣天品・少史斎部友主等を遣わして太神宮に奉幣せしめ、氏子親王に替わりて仲

野親王の女冝子女王を斎王に卜定せしことを申す。（類聚国史）
大中臣毛人を祭主に任ず。（祭主補任・二所太神宮例文）
度会後河を豊受太神宮祢宜に任ず。（豊受太神宮祢宜補任次第）

天長　六年（八二九）

是歳　斎王の位記を遣わす。使蔵人所源国興。（西宮記）
是歳　大宮司大中臣久世主、父喪により解任す。（二所太神宮例文）
正月　十日　五畿・七道諸国の名神に奉幣し、春雨を祈る。（日本紀略）
正月是月　大中臣逸志を大宮司に任ず。（二所太神宮例文は三月二十六日とす）
二月　二十日　皇太神宮、御遷宮。（太神宮諸雑事記・二所太神宮例文）
二月二十二日　参宮勅使信忠王等参宮、奉幣す。（太神宮諸雑事記。群書類従本は天長六年に作るも神道大系本により改む）
九月　十六日　天皇御薬切々なり。五月三日信忠王等参宮の前日、離宮院宿坊に随身の駄落胎せるも隠忍して参宮せる祟なれば、七月十九日を以て信忠王に上祓を科す。（太神宮諸雑事記。前条に同じ）
五月　三日　聖体不和により、伊勢大神に奉幣す。（類聚国史）

天長　七年（八三〇）

六月　五日　斎女王、伊勢太神宮に参入せんが為、賀茂川に禊す。（類聚国史）
七月二十四日　斎女王の伊勢太神宮に参入せんが為、建礼門の南庭に大祓す。（類聚国史）
八月二十七日
八月　三十日

九月　四日　斎女王の伊勢に参入するに、旧例の外、去留の状を外記に挙申せしむ。（類聚符宣抄）

九月　六日　斎女王参入するに依り、大極殿に御したまい幣帛を伊勢太神宮に奉献す。（類聚国史）

八月　十三日　風雨の災を防ぐを祈るにより、大極殿に御したまい伊勢太神宮に奉幣す。（類聚国史）

九月　十一日　大極殿に御したまい伊勢太神宮に奉幣す。（日本紀略）

九月　十五日　豊受太神宮、御遷宮。（太神宮諸雑事記・二所太神宮例文）

是歳　藤原家雄を伊勢守に任ず。（類聚国史）

天長　九年（八三二）

二月　十六日　飯野郡浪人をして東寺川合・大国両庄田開発料に充て行う。（平安遺文二四一号）

三月二十四日　長田王を伊勢守に任ず。（続日本後紀）

七月二十二日　風雨を防がんがため、八省院に御したまい幣帛を伊勢太神宮に奉る。（類聚国史）

天長　十年（九三三）

八月　十一日　幣を明神に頒ち、止雨を祈る。（類聚国史）

三月　四日　御即位により、大極殿に御したまい伊勢太神宮に奉幣す。（続日本後紀）

三月　六日　御即位により、太神宮を始め諸社の祢宜祝等に位一階を賜う。（続日本後紀）

三月二十六日　久子内親王を以て伊勢斎宮と為す。（続日本後紀）

四月　七日　内匠頭楠野王を伊勢太神宮に遣わして斎宮宜子女王に替えて久子内親王を定むることを告げしむ。（続日本後紀）

八月二十三日　伊勢太神宮に奉幣す。（続日本後紀）

十一月　八日　大嘗会の事を行うにより、伊勢太神宮に幣帛を奉る。（続日本後紀）

辻久留に威勝寺を建立す。（山田三方会合記録）

天長年中

正月　十二日　丹墀清貞を伊勢守に任ず。（続日本後紀）

承和　元年（八三四）

六月二十八日　伊勢太神宮及び畿内七道名神に幣を奉り、雨を祈る。（続日本後紀）

八月二十七日　久子内親王、伊勢斎宮に侍すべき為、賀茂川に禊祓し、野宮に入る。（続日本後紀）

九月　十一日　大極殿に御したまい、伊勢太神宮に幣帛を奉る。（続日本後紀）

是歳　大中臣国雄を祭主に任ず。（祭主補任・二所太神宮例文）

承和　二年（八三五）

三月　五日　大中臣真仲を大宮司に任ず。（二所太神宮例文）

三月　十五日　大国・川合両庄司坂田川成の解状により、大国庄内の公田と庄田、毎年二季方に付き争論甚だ繁きにより、大国庄内の公田二十一町

二段百四十歩、川合庄田の内を以て公田と相博し、円田一処となす。（平安遺文七六号）

七月　五日　風雨の災を防がんがため、伊勢太神宮に奉幣す。（続日本後紀）

八月　二日　斎内親王伊勢に入るべきを以て、京畿の内来月北辰灯を供うるを禁ず。（続日本後紀）

八月二十八日　斎内親王伊勢斎宮に入るべき為、賀茂川に禊す。（続日本後紀）

九月　五日　斎内親王を伊勢太神宮に発遣するにより、天皇大極殿に御し給う。（続日本後紀）

承和　三年（八三六）

二月是月　仙宮院主空海、太神宮の為に大仁王会を修す。（仙宮秘文）

四月二十六日　遣唐使の事有る為、幣帛を五畿内・七道の名神に頒ち奉る。（続日本後紀）

五月是月　斎宮助豊澄永貞、復任す。（西宮記）

八月　十七日　両宮祢宜に叙位。（続日本後紀）

九月　十一日　左兵庫頭岡野王等を伊勢太神宮に遣わして、今月九日宮中に穢れ有りて神嘗幣帛を奉献することを得ざるの状を申す。（続日本後紀）

十二月　六日　建礼門南に御したまい、使を遣わして伊勢太神宮に幣帛を奉る。（続日本後紀）

承和　四年（八三七）

三月二十二日　遣唐使進発に依り、内匠頭楠野王等を差して幣帛を伊勢太神宮に奉る。（続日本後紀）

六月二十八日　勅して、五畿内・七道諸国をして名神に奉幣せしめ、風雨を防ぎ年穀を損することなからしむ。（続日本後紀）

七月是月　斎宮助豊澄永貞、服解す。（西宮記）

七月二十二日　勅して、秋稼を期して伊勢太神宮に奉幣すべきことを定む。（続日本後紀）

七月二十九日　八省院に御したまい、伊勢太神宮に奉幣し、以て豊年を祷る。（続日本後紀）

十月　四日　左兵庫頭岡野王等を遣わして神宝を伊勢太神宮に奉る。（続日本後紀）

承和　六年（八三九）

正月二十三日　伊勢守丹墀清貞卒す。（続日本後紀）

二月　十八日　岡於王を斎宮長官に任ず。（続日本後紀）

三月　八日　度会土主を豊受太神宮祢宜に任ず。（豊受太神宮祢宜補任次第）

四月二十一日　高原王等を遣わして伊勢太神宮に奉幣し、雨を祈らしむ。（続日本後紀）

九月　七日　和気仲世を伊勢守に任ず。（続日本後紀）

九月二十七日　豊受太神宮祢宜神主土主、汚穢の過怠に依り上祓を科し、五ヶ月の間釐務を停止し職掌を解却さる。（太神宮諸雑事記）

十月　十三日　唐物を伊勢太神宮に奉る。（続日本後紀）

十月二十五日　三原春上を伊勢守に任ず。（続日本後紀。公卿補任は五日とす）

十一月　二日　大極殿に御したまい、使を遣わして伊勢太神宮に奉幣せしむ。（続日本後紀）

十一月　五日　伊勢斎宮に災あり、官舎一百余宇を焼く。左衛門権佐田口房富を遣わして、絹百疋・綿三百屯・調布五十端を賚し斎内親王を存問せしむ。（続日本後紀）

十二月　二日　斎宮焼損するにより、参議文室秋津を遣わして伊勢大神に珍幣を奉る。又、多気の宮地を卜定して常の斎宮となす。（続日本後紀）

是歳　豊受太神宮祢宜後河に叙位。程なく卒す。（豊受太神宮祢宜補任次第）

承和　七年（八四〇）

正月二十八日　豊受神宮祢宜神主土主、本職に還復せらる。（太神宮諸雑事記）

三月是月　中臣穐守を祭主に任ず。（祭主補任・二所太神宮例文）

六月　十五日　幣帛を伊勢太神宮及び賀茂上下・松尾等の社に奉り、霈沢を祈る。（続日本後紀）

七月　五日　伊勢太神宮に幣帛を奉り、秋の実りを祈る。（続日本後紀）

九月　十一日　淳和太上天皇崩ずるに依り、伊勢に幣を奉る。（西宮記・類聚国史）

十二月　七日　使を遣わして、国家諒闇により幣帛を供え奉ること果たせず、又、肥後国神霊池涸れ尽きることを祈謝す。（続日本後紀）

十二月　十四日　離宮の寮司院に牛斃せるにより、寮頭并びに次第の官人等、彼の院に寄せずして祓殿并びに然るべき便宜の所に寄宿して参宮す。（太神宮諸雑事記）

承和　八年（八四一）

二月二十八日　大中臣豊歳を大宮司に任ず。（二所太神宮例文）

六月二十二日　肥後国神霊池涸れ竭き、伊豆国に地震あり、旱疫及び兵事有るとトすれば、大監物島江王等を遣わして幣を奉る。（続日本後紀）

七月　十五日　伊勢斎内親王離宮を造らしめ、伊勢・尾張両国の正税稲を以て料に充つ。（続日本後紀）

七月二十六日　八省院に御したまい、幣帛を伊勢太神宮に奉らしめ、豊年を祈る。（続日本後紀）

承和　九年（八四二）

二月　四日　使を遣わして伊勢太神宮及び諸社に奉幣せしめ、年を祈る。（続日本後紀）

六月　五日　陰陽寮物怪を占うに疫気ありと奏するにより、使を遣わして伊勢

太神宮に奉幣せしむ。（続日本後紀）

七月　十七日　斎宮主馬長伴水上、伴健岑・橘逸勢等の謀反に座して捕らえらる。（続日本後紀）

七月　十九日　炎旱旬に渉り秋稼焦枯るにより卜筮するに、伊勢・八幡等大神祟を為すを以て、神祇伯大中臣淵魚に命じて祈祷せしむ。（続日本後紀）

八月　十一日　伊勢太神宮に奉幣せしめ、豊稔を祈らしむ。（続日本後紀）

九月　十一日　散位雄豊王等を遣わして伊勢太神宮に奉幣せしむ。（続日本後紀）

九月　二十日　去る四月四日御卜に曰く、来年春夏の間疫気有るべしというにより、伊勢太神宮に奉幣せしめ、兼ねて幣を天下名神に奠ぜしめ、災を未然に防がしむ。（続日本後紀）

承和　十年（八四三）

正月　十二日　長岑高名を伊勢守に任ず。（続日本後紀）

七月二十三日　使を遣わして伊勢太神宮に奉幣せしめ、秋稼を祈る。（続日本後紀）

八月　七日　大極殿に御したまい、使を遣わして幣帛を伊勢太神宮に奉らしむ。（続日本後紀）

承和十一年（八四四）

九月　十一日　伊勢太神宮に奉幣す。（続日本後紀）

二月　八日　並山王を斎宮頭に任じ、伊勢守長岑高名を兼権頭に任ず。（続日

本後紀）

閏七月二十一日　伊勢太神宮に奉幣し、風雨の災を防ぐを祈る。（続日本後紀）

十月　六日　八省院に御したまい、伊勢太神宮に奉幣する使を発遣す。（続日本後紀。原十二月に作るも、新訂増補国史大系本に従う）

六月　八日　斎宮寮頭并びに助をして太神宮并びに多気度会両神郡の雑務を検校せしむ。（続日本後紀）

承和十二年（八四五）

七月二十七日　民部大輔長田王を遣わして伊勢太神宮に奉幣せしめ、止雨を祈らしむ。（続日本後紀）

八月　七日　文室助雄を斎宮頭に任ず。（続日本後紀・文徳実録）

八月　八日　大国・川合両庄司坂田良成解状に云うに、承和二年大国庄内の公田を川合庄田の内と相博するも、神民・国司等神威を募り、相博の残り川合庄田四十余町を併せて公に輸す。相博の代りの公田を庄田と為し、残川合庄田を東寺に勘入せんことを請う。よって、民部省符して、旧の如く東寺に川合勅旨田六十六町を勘入せしむ。（平安遺文七六号）

九月　十一日　大極殿に御したまい、使を遣わして伊勢太神宮に奉幣せしむ。（続日本後紀）

十一月是月　大宮司大中臣豊歳を神事の違例に依り解任す。（二所太神宮例文）

承和十三年（八四六）　正月是月　大中臣新作を大宮司に任ず。（二所太神宮例文）

承和十四年（八四七）　三月　己卯　八省院に御したまい、幣を伊勢太神宮に奉る。（続日本後紀。乙卯なれば二十日、閏三月なれば十四日なり）

是頃　多気河、西北一里許移流す。多気郡司、新河（櫛田川）をもって郡堺とし、東寺田を収公せんとす。（平安遺文二四二号）

承和十五年（八四八）　二月　十四日　豊住永貞を斎宮頭に任ず。（続日本後紀）

嘉祥　元年（八四八）　六月　十三日　幣帛を伊勢太神宮及び賀茂上下・松尾社に奉り、改元せしことを告げしめ、兼ねて水殄を防ぐを祈らしむ。（続日本後紀）

七月　十七日　大宰府白亀を献ずるに依り、幣を五畿内・七道諸国の天神地祇に奠して、彼の賽報を賀す。（続日本後紀）

嘉祥　二年（八四九）　正月　十三日　藤原仲統を伊勢守に任ず。（続日本後紀）

六月二十一日　元祭主大中臣磯守卒す。（中臣氏系図）

九月　七日　左少弁文室助雄等を遣わして神宝を伊勢太神宮に奉らしむ。（続日本後紀）

九月　十一日　八省院に御したまい、伊勢太神宮に奉幣す。（続日本後紀）

九月　十六日　皇太神宮、御遷宮。（二所太神宮例文）

九月是月　大中臣逸志を兼神祇大副・祭主に任ず。（祭主補任。中臣氏系図は是日任権少副、三年五月転大輔とす）

九月是月　仙宮院主大法師円仁、太神宮の為に始めて鎮守会を修し、三時祭大御饌の時、瑞柏を以て供進す。（仙宮秘文）

是歳　班田を行う。多気郡司、空閑地と称して東寺田を収公せんとす。（平安遺文二二二号）

嘉祥　三年（八五〇）

正月　十五日　藤原長良を伊勢守に任ず。（続日本後紀）

四月　十七日　即位により、太神宮を始め諸社の祢宜祝等に位一級を賜う。（文徳実録）

五月　二日　侍従嶋江王等を遣わして、伊勢太神宮に向かい、斎内親王を迎えしむ。（文徳実録）

六月二十一日　散位利見王等を遣わして伊勢太神宮に参らしめ、即位の由を告ぐ。（文徳実録）

七月　九日　皇女晏子内親王を伊勢斎と為し、建礼門前に大祓す。（文徳実録）

八月　八日　散位楠野王等を遣わして、伊勢太神宮に迎わしめ、晏子内親王を斎と為すことを告ぐ。（文徳実録）

九月　十日　二宮祢宜等に一階を叙す。（文徳実録）

仁寿　元年（八五一）

九月　十一日　少納言鎌蔵王・内蔵頭中臣壱志等を遣わして伊勢太神宮に向かわしめて幣を奉り、別に細馬五疋を献ず。（文徳実録）

九月二十六日　侍従嶋江王を遣わして伊勢太神宮に向かわしめ、賀瑞の由を告ぐ。（文徳実録）

同日　伊勢斎内親王鴨川に禊す。右中弁藤原氏宗修禊の事に従う。（文徳実録）

六月　三日　使者を伊勢・賀茂・松尾・乙訓等の神社に遣わして、霽を祈らしむ。（文徳実録）

八月　三日　大風。夜、豊受宮祢宜神主土主の住宅に豺入り来たり、十三歳の童男一人を喰う。明朝家主祢宜急ぎ住宅を退出するの後、三七日を経て、宅に帰入して、神事に供奉す。而る間、九月十四日を以て土主の男子死亡し、同月二十三日を以て家女頓滅す。（太神宮諸雑事記）

八月二十六日　斎内親王鴨川に禊し、野宮に入る。（文徳実録）

九月　十一日　使者を伊勢太神宮に遣わして細馬八疋を奉らしむ。（文徳実録）

九月　十五日　豊受神宮、御遷宮。（二所太神宮例文）

十月二十二日　使者を伊勢太神宮に遣わして大嘗祭の事を告ぐ。（文徳実録）

仁寿　二年（八五二）

十二月　八日　使者を伊勢太神宮に遣わして奉幣せしむ。（文徳実録）

二月二十一日　大中臣伊度人を大宮司に任ず。（二所太神宮例文）

五月　十日　伊勢斎宮諸司を叙す。（文徳実録）

八月　一日　少納言鎌蔵王を伊勢太神宮に遣わして幣を奉り、風雨止むを請う。（文徳実録）

八月　十九日　六・七月の間天変頻りの上、天皇御薬度々なるを以て卜食せしむるところ、昨年八月三日豊受神宮祢宜神主土生不浄の身を以て神事に供奉するの由御祟すと。是日、土生に大祓を科し、見任を解却す。（太神宮諸雑事記）

閏八月二十四日　伊勢斎内親王将に太神宮に参らんとするにより、建礼門前に大祓す。（文徳実録）

閏八月二十五日　伊勢斎内親王鴨川に於いて禊す。（文徳実録）

閏八月　三十日　伊勢斎内親王将に太神宮に参らんとするにより、朱雀門前に大祓す。（文徳実録）

九月　七日　伊勢斎内親王太神宮に参る。天皇、大極殿に御したまい之を遣わす。中納言安倍安仁等を長奉迎使と為す。（文徳実録）

九月是月　度会河継を豊受太神宮祢宜に任ず。（太神宮諸雑事記）是歳叙位。

（二所太神宮例文）

仁寿　三年（八五三）

十一月　三日　太神宮司、公文田図名籍符返抄等に太神宮の印を捺すを停め、太神宮司の印を分附し下さることを解す。（太神宮諸雑事記）

四月　十日　侍従島江王等を伊勢太神宮に遣わして災疫を除くを請う。（文徳実録）

七月　十八日　散位全世王等を伊勢太神宮に遣わして奉幣せしめ、災殄を攘うを請う。（文徳実録）

八月二十八日　大風洪水により月夜見・伊佐奈岐宮等の神宝物御装束・玉垣瑞垣門等流失し、正殿二宇流亡す。内人神主正見、両宮の御躰を奉戴し鎮め奉る。参会せざる内人私（和）氏、不忠の咎を蒙り永く職掌を停止せらる。（太神宮諸雑事記）

九月　二日　大宮司解を神祇官に進め、月夜見・伊佐奈岐宮の正殿を他所に改め建つるべき由上奏す。（太神宮諸雑事記）

九月　八日　同月二日の大宮司の解により、便所を尋ね、且つは注進し且つは吉凶を卜定すべき由、宣旨を神祇官に下す。（太神宮諸雑事記）

九月二十七日　大宮司、月夜見・伊佐奈岐宮正殿につき宇治郷十一条二十三布施里・同条二十四川原里等の間が穏便有る由を上奏す。（太神宮諸

雑事記）

十一月　一日　大宮司伊度人、月夜見・伊佐奈岐両宮の正殿を改め造り奉るの賞により、延任すべきの宣旨を下さる。（太神宮諸雑事記）

仁寿　四年（八五四）

七月二十七日　使者を伊勢太神宮に遣わして風雨止むを請う。（文徳実録）

八月二十八日　源融を伊勢守に任ず。（文徳実録）

九月　十日　使者を伊勢太神宮に遣わして奉幣せしむ。（文徳実録）

斉衡　元年（八五四）

十一月　三十日　改元により、伊勢太神宮祢宜大物忌内人、諸社禰宜祝等に爵一級を賜う。（文徳実録）

十二月　十三日　諸国に詔して、諸神に幣を奉り、賀瑞の由を告ぐ。（文徳実録）

斉衡　二年（八五五）

八月　十日　去る仁寿二年十一月三日太神宮司の解により、太政官、中務省に符して太神宮司印を鋳作せしむ。（太神宮諸雑事記）

九月　十五日　太政官符し、神戸の中より道に堪える者を簡びて和琴生二人を置く。（類聚三代格）

九月　二十日　月夜見・伊佐奈岐宮を遷し奉る。（太神宮諸雑事記）

斉衡　三年（八五六）

二月二十七日　太神宮司印一面を下し置かる。（太神宮諸雑事記）

四月二十三日　飯野郡浪人四十人を東寺多気郡川合・大国両庄田開発料に充て行う。（平安遺文二四二号）

斉衡　四年（八五七）

正月　十四日　豊住永貞を斎宮頭に任ず。（文徳実録）

二月　十七日　使を内外の諸名神社に遣わして、木連理・白鹿等の瑞を賀す。（文徳実録）

天安　元年（八五七）

二月二十一日　改元し、伊勢太神宮祢宜大物忌内人、諸社の祢宜等に爵一級を賜う。（文徳実録）

五月　八日　紀有常を伊勢権守に任ず。（文徳実録）

九月　八日　荒祭・月夜見・伊佐奈岐・瀧原・並宮・伊雑宮・多賀宮等の内人五人を把笏に預からしむ。（太神宮諸雑事記・文徳実録）

天安　二年（八五八）

正月　十六日　菅原是善を伊勢守に任ず。（文徳実録）

二月二十三日　正六位上葭原神社を官社に預く。（文徳実録）

四月　六日　伊勢太神宮祢宜に位を授く。（文徳実録）

四月　十一日　使を遣わして諸大神社に奉幣し、天下平安を祈らしむ。（文徳実録）

六月　一日　源多を伊勢権守に任ず。（公卿補任）

六月　十四日　源多を伊勢守に任ず。（文徳実録）

九月　二十日　大中臣良人を伊勢太神宮に遣わし、斎内親王退出を告ぐ。（三代実録）

十月　八日　散位内宗王等を遣わして伊勢斎内親王を迎えしむ。建礼門前に大

祓して使発す。（三代実録）

十月　三十日　明日伊勢太神宮使発するにより、建礼門前に大祓す。（三代実録）

十一月　一日　越中権守房世王等を伊勢太神宮に遣わして天皇御即位すべきを告ぐ。（三代実録）

十一月　七日　御即位により、太神宮を始め諸社の祢宜祝等に位一級を賜う。（三代実録）

天安　三年（八五九）

正月二十九日　明日班幣諸神使発するにより、建礼門前に大祓す。（三代実録）

二月　一日　使を伊勢国太神宮及び五畿七道に遣わし、諸神に班幣し、即位の由を告ぐ。（三代実録）

貞観　元年（八五九）

九月　十日　使を遣わして伊勢太神宮に奉幣せしむ。（三代実録）

十月　五日　恬子内親王を伊勢斎と為す。（三代実録）

十月　十二日　斎内親王を定めるを以て、朱雀門前に大祓す。（三代実録）

十月二十八日　散位並山王を伊勢太神宮に遣わして、斎内親王を定めるを告ぐ。（三代実録）

十一月是月　御贄川より妙見星像を獲、小田岡崎宮の霊地に堂祠を建てて安置す。（岩屋本縁）

十二月二十五日　伊勢斎恬子内親王、鴨水辺六条坊門末に於いて禊を修め、初斎院

に入る。（三代実録）

貞観　二年（八六〇）

五月二十八日　先月二日、瀧原宮物忌子、彼の宮より退出するの間、字御瀬川に於いて流れ死ぬにより、父石部高益を解任す。（太神宮諸雑事記）

八月　十五日　伊勢斎内親王行禊の前後次第司を任ず。（三代実録）

八月二十四日　明日伊勢斎内親王禊を行う為、建礼門前に大祓す。（三代実録）

八月二十五日　伊勢斎恬子内親王鴨水に臨み、禊を修め、野宮に入る。（三代実録）

九月　十一日　大舎人頭嶋江王等を遣わして、伊勢太神宮に幣を奉る。（三代実録）

十一月　九日　延暦二十年四月十四日格により、太神宮封戸は改減の限に非ずと為すも、国司は神戸に死有りても帳を除かず、茲に因り丁数の空五六丁を過ぎ、国司除丁と号して神戸より出で官戸に貫す。太政官符して、延暦二十年の格に依りて永く改減することを禁ず。（類聚三代格）

貞観　三年（八六一）

正月　十三日　源冷を伊勢守に任ず。（三代実録）

二月　十八日　元祭主中臣蕤守卒す。（中臣氏系図）

五月　二十日　高階岑緒を伊勢権守に任ず。（三代実録）

五月二十九日　散位藤原諸房を斎宮頭に任ず。（三代実録）

六月　九日　伊勢斎内親王装束使を任じ、建礼門前に大祓す。（三代実録）

六月二十一日　来たる九月四日伊勢斎内親王太神宮に入るを以て、近江・伊賀・伊勢等の国司に下知して役夫百人・馬二百九十五疋を点儲せしむ。豊受宮祢宜神主河継・同宮大内人神主真雄・同宮副大内人神主伊勢雄等、一祖より分かれて争い、又神事を闕く。詔して之を宥す。（三代実録）

八月　十八日　伊勢斎内親王太神宮に入るべき故、建礼門前に大祓す。（三代実録）

八月二十四日　伊勢斎内親王葛野河に臨みて禊を修む。中納言藤原氏宗を遣わして禊の事を監せしむ。（三代実録）

八月二十九日　伊勢斎内親王九月一日将に太神宮に入るべき故、朱雀門前に大祓す。（三代実録）

九月　一日　右大臣藤原良相・尚侍源全姫を遣わして、八省院に向かわしめ、伊勢斎内親王発遣す。（三代実録）

九月是月　伊勢斎内親王太神宮に入る。宣命を用いること無く、音楽を挙げず靴を着けず。（三代実録）

十月　四日　使者を遣わして伊勢太神宮に奉幣せしめ、国の祈りを為す。（三代実録）

貞観　四年（八六二）

六月　十一日　内宮祢宜に位を授く。（三代実録）

九月　十一日　使を伊勢太神宮に遣わして奉幣せしむること常の如し。（三代実録）

十一月　十一日　散位末良王を遣わして伊勢太神宮に奉幣せしむ。（三代実録）

十一月是月　大内人高至、双児を生み、冬綿・春彦と名づく。春彦は即ち北野天満宮末社に祀られたる白大夫なり。（勢国見聞集）

十二月　五日　太政官符し、九月十一日神嘗祭・二月四日祈年祭・六月十二月月次祭及び臨時幣帛使等を遣わす毎に、国司一人祇承し穢悪を掃い清めしめ、怠ること有らば祭事を闕くに准じて上祓を科せしむ。（類聚三代格・政事要略）

十二月　十一日　両宮祢宜に位を授く。（三代実録）

貞観　五年（八六三）

二月　四日　穢に依り、祈年祭を停む。三月五日、神祇官に於いて祈年祭を修す。（三代実録）

二月　二十日　大中臣峯雄を大宮司に任ず。（二所太神宮例文。類聚大補任は四年二月七日とす）

三月　九日　使者を遣わして伊勢太神宮に奉幣せしむ。（三代実録）

七月　二日　去月流星有り、神祇官卜して云うに、天照大神祟を成すと有るに依り、参議春澄善縄等を遣わして、大極殿に於いて伊勢大神に祷り奉らしめ、不祥を防ぐを祷る。（三代実録）

八月　八日　度会真水を豊受太神宮祢宜に任ず。（太神宮諸雑事記）
九月　十日　明日奉幣伊勢太神宮使を発するにより、建礼門前に大祓す。（三代実録）
九月　十一日　使者を伊勢太神宮に遣わす。（三代実録）
九月　十三日　太神宮の例に准じて、豊受神宮の政印一面を下し置かる。（太神宮諸雑事記）
十一月　三日　大中臣氏新撰氏族本系帳を勘造し官に進む。（中臣氏系図）
十二月　六日　散位内宗王等を遣わして伊勢太神宮に奉幣せしむ。（三代実録）
是歳　旱魃疾病洪水により年穀登らず損年なり。（太神宮諸雑事記）

貞観　六年（八六四）

正月　七日　天皇御元服により太神宮を始め諸社の祢宜祝等に位一階級を賜う。（三代実録）
正月　十六日　源興を伊勢守に任ず。（三代実録）
正月二十九日　銅印一面を鋳し伊勢斎宮主神司に充つ。（三代実録）
二月二十一日　伊勢大宮司、度会郡の山中に木連理を獲たることを上申す。（三代実録）
七月　十日　使者を遣わして伊勢太神宮に奉幣せしむ。（三代実録）
九月　十一日　例に依り使者を遣わして伊勢太神宮に奉幣せしむ。（三代実録）

九月　十五日　例に依り斎内親王離宮院に御行する途中、斎宮東字鉗田橋の桁損じて女官一人乗馬共落入す。（太神宮諸雑事記）

九月二十六日　大宮司峯雄、斎王参宮の時路次道椅を修造する勤め無きにより、怠状を進め宮司の釐務を停止す。（太神宮諸雑事記）

十二月　十日　豊受神宮御馬飼内人一人を加え置く。（三代実録）

是歳　失火の穢は人死に准じ忌三十日なるが、伊勢宮一屋失火の事有りて忌み慎む為相救わず、遂に数屋に及ぶ。卜食に依り失火の穢を七箇日忌となす。（西宮記）

貞観　七年（八六五）

正月二十七日　藤原宜を伊勢権守に任ず。（三代実録）

五月　十三日　大宮司峯雄、復職す。（太神宮諸雑事記）

五月　十六日　伊勢権守藤原宜を斎宮権頭に任ず。（三代実録）

九月　十一日　御在所穢有るに依り、伊勢太神宮奉幣を停止す。散位岑行王・神祇伯中臣逸志を遣わして事の由を告ぐ。（三代実録）

十一月　四日　使者を伊勢太神宮并びに明神十一社に遣わして奉幣せしめ、天皇内裏に遷御し給うを告ぐ。（三代実録）

十二月　九日　両宮祢宜に位を授く。（三代実録）

貞観　八年（八六六）

正月二十三日　制を下して、伊勢太神宮及び豊受神宮の祢宜に五位を授くは、神

税を以て位禄を給わしむ。（三代実録）

正月二十四日　伊勢太神宮并びに豊受神宮の祢宜五位を帯ぶる者、其の資人は神郡の人を以て之を補す。（三代実録）

二月　十三日　藤原諸藤を斎宮頭に任ず。（三代実録）

五月二十六日　勅して、疫病繁く発し神郡百姓病死する者多く邪穢に触れ駈役する人無きに依り、斎内親王の六月祭に神宮に参るを停む。祭祀の礼は大宮司供奉す。（三代実録）

五月二十九日　太政官処分し、度会郡の駅馬は国内駅馬の直を割き、太神宮司之を買い充てしむ。（三代実録）

七月　四日　伊勢太神宮封多気・度会両郡の百姓飢饉、使を遣わして賑給せしむ。（三代実録）

七月　六日　応天門并びに東西楼に火災在りて焼き尽くし、其の後頻りに物怪有るに依り卜するに、御体に御疾の事、火災兵事等の事有りと卜せば、大舎人頭磯江王等を伊勢太神宮に遣わしむ。（三代実録）

七月　十日　使を遣わして伊勢太神宮に奉幣せしむ。（三代実録）

九月　十日　斎宮寮允以上並びに穢有り、供祭に堪えざる故、中務少輔藤原諸房を太神宮に遣わして事を行わせしむ。（三代実録）

貞観　九年（八六七）

九月　十一日　使を遣わして伊勢太神宮に奉幣せしむ。（三代実録）
正月二十四日　祭主神祇伯中臣逸志卒す。（三代実録・祭主補任。二所太神宮例文は二十九日とす）
二月　三日　斎宮寮火あり、官舎十二宇を焼く。（三代実録）
二月　十一日　斎宮頭藤原諸藤を伊勢介に任ず。（三代実録）
二月二十八日　神祇少副大中臣豊雄を大副に転じ、祭主に任ず。（類聚大補任。祭主補任は大副に転ずるを六年三月とす）
八月　二日　伊勢国伊佐奈岐・伊佐奈弥神、社を改めて宮と称し、月次祭に預かり、内人一員を置く。（三代実録）
九月　十二日　斎宮助藤原豊本、史生県造富世に殺さる。（三代実録）
十月　七日　去月内裏に犬産穢有りて奉伊勢太神宮幣使を発せず明日発するにより、建礼門前に大祓す。（三代実録）

貞観　十年（八六八）

正月　十六日　多治貞岑を伊勢守に任ず。（三代実録）
六月是月　大宮司大中臣峯雄、神事違例に依り大祓を科し解任す。（二所太神宮例文・類聚大補任）
八月　十四日　大中臣有範を大宮司に任ず。（二所太神宮例文）
九月　七日　右少弁藤原千乗等を伊勢太神宮に遣わして、大神神宝を奉る。建

礼門前に大祓して使発す。（三代実録）

九月　十六日　皇太神宮、御遷宮。（太神宮諸雑事記）

十月二十八日　斎宮助藤原豊本を刀殺せる史生県造富世・貞雄は死一等を減じ遠流に処せらる。（三代実録）

是歳　月読宮式年遷宮に付き、和御魂奉斎の神殿を増大し、荒御魂奉斎の神殿を小殿と称す。（神宮大綱）

貞観十一年（八六九）

正月　十三日　藤原有蔭を伊勢権守に任ず。（三代実録。或は十一月十一日とす）

六月　十七日　大舎人頭磯江王・主殿権助大中臣国雄・神祇少祐斎部伯江を伊勢太神宮に遣わして奉幣せしめ、雨を祈る。（三代実録）

八月二十四日　大宮司大中臣有範喪服解の間、大中臣澤松をして大宮司を執行せしむ。（二所太神宮例文）

九月　十一日　使を遣わして伊勢太神宮に奉幣せしむ。（三代実録）

十一月　十三日　豊受神宮大内人実世伊勢国河曲郡に向かうの間、伊勢守目代源栄相に会い、是非を論ぜず実世を凌轢す。（太神宮諸雑事記）

十二月　十四日　六月以来新羅の賊舟筑前国に到来し豊前国の貢調船の絹綿を掠奪し、肥後・陸奥国等に災有るに依り、弘道王等を伊勢太神宮に遣わして奉幣せしむ。（三代実録）

貞観十二年（八七〇）

十二月二十一日　源栄相に大祓を科し、位記を進めしめ、国司に中祓を科す。（太神宮諸雑事記）

八月　十六日　伊勢太神宮司一員を加え置く。（三代実録・類聚三代格）

八月二十八日　大宮司大中臣有範復任し、大中臣澤松と共に補任す。（二所太神宮例文）

九月　七日　明日使を伊勢太神宮に遣わすを以て、建礼門前に大祓す。（三代実録）

九月　八日　左中弁広階八釣を伊勢太神宮に遣わして、神宝を奉らしむ。（三代実録）

九月　十一日　去る八日、内裏に犬産穢有りて奉伊勢太神宮幣使を停むに依り、大舎人頭磯江王等を遣わして事の由を告げしむ。建礼門前に大祓して発す。（三代実録）

九月　十五日　豊受神宮、式年遷宮。（太神宮諸雑事記）

十一月　八日　去る九月十一日、内裏に犬産穢有りて奉幣伊勢太神宮使を停む。是日、大舎人頭磯江王を遣わして常の幣并びに鋳銭司及び山城国葛野郡鋳銭所等新鋳する銭を奉らしむ。（三代実録）

十二月二十五日　制を下して、斎宮寮并びに所管の諸司始めて任ずる者に籤符を給

わしむ。（三代実録）

貞観十三年（八七一）　是歳　元祭主大中臣豊雄卒す。（中臣氏系図）

正月二十八日　強盗兵杖を帯びて乱れ来り、高宮正殿より調絹糸等捜し取る。彼宮の内人・直丁十人、及び豊受神宮番検の内人等に中祓を科し、捜し取りたる御調絹糸等を替え進めしむ。（太神宮諸雑事記）

三月　八日　瀧原・並宮焼亡す。（太神宮諸雑事記）

五月　十六日　三月八日瀧原・並宮焼亡するにより、彼宮内人神主是次に大祓を科し、解任す。（太神宮諸雑事記）

九月　十一日　大監物興我王等を伊勢太神宮に遣わして奉幣せしめ、兼ねて宿祷を賽す。（三代実録）

貞観十四年（八七二）　九月　十一日　太政大臣藤原良房薨ずるに依り、伊勢太神宮に幣を奉らず。建礼門前に大祓す。（三代実録）

貞観十五年（八七三）　是歳　大中臣有本を祭主に任ず。（祭主補任・中臣氏系図）

二月　四日　例に依り祈年祭、別に使者を伊勢太神宮に遣わして奉幣せしめ、天下及び年穀を祈る。（三代実録）

五月二十五日　制を下して、伊勢太神宮司の年料絹各五十疋、米各百斛と定む。（三代実録）

六月　三日　十三年五月大祓を科し解任せらるる瀧原宮内人神主是次を太神宮司の解に依り復任せしむ。（太神宮諸雑事記）

七月　十九日　散位好風王等を伊勢太神宮に遣わして幣を奉り雨を祈らしむ。（三代実録）

八月　十三日　大風洪水の間、豊受宮重々御垣流失す。（太神宮諸雑事記）

九月　十六日　朝外宮一鳥居の下に髑髏を犬咋持ち来たる。然して祭使参宮し、斎宮例の如く供奉す。（太神宮諸雑事記）

十二月二十四日　十月十七日より天皇御薬御坐す。神祇官・陰陽寮勘申するに、九月十六日の事に依り巽方太神汚穢の事に依り祟せしむと。是日、祢宜・宿直の内人等に中祓を科し、勅使参宮し其の由を祈り申せしむ。（太神宮諸雑事記）

貞観十六年（八七四）

十二月二十七日　多気郡の人阿閉臣次子・同雄継等に朝臣の姓を賜う。（三代実録）

三月　二十日　大中臣有範に替り、大中臣如道を大宮司に任ず。（二所太神宮例文）

閏四月　四日　四月中、日体常に変るに依り、卜するに御体の為に驚く事有るべしと申すに依り、使を伊勢太神宮に遣わして奉幣せしむ。（三代実録）

八月　十三日　玄蕃頭弘道王を伊勢太神宮に遣わして奉幣せしめ、災蝗去るを祷

る。（三代実録）

九月　十日　是より先、八月二十三日、薬師寺僧薬仁紫宸殿転経六十僧の内に在り、二十五日命終るも、弟子等秘して言わず。此の穢を以て、明日奉幣伊勢太神宮使を発するを停廃す。建礼門前に大祓す。（三代実録）

十二月　五日　去る九月十一日穢有りて停止するに依り、是の日、散位真宗王を遣わして伊勢太神宮に奉幣せしむ。（三代実録）

十二月　十一日　右近衛府失火の穢に依り、月次祭を停む。（三代実録）

貞観十七年（八七五）

二月　四日　冷泉院失火に依り、祈年祭を停む。三月五日、追行す。（三代実録）

三月　二十日　大宮司大中臣如道を神祇伯に任ず。（類聚大補任）

六月　九日　大舎人頭有佐王を伊勢太神宮に遣わして奉幣せしめ、雨を祈る。（三代実録）

六月是月　伊勢太神宮祢宜神主徳雄を任ず。（類聚大補任）

八月二十五日　伊勢以下七社に奉幣して秋稔を祈る。（三代実録）

九月　十日　皇太神宮祢宜に位を授く。（三代実録）

九月　十一日　例に依り伊勢太神宮に奉幣す。（三代実録）

十二月　十一日　左近衛府人死の穢に依り、月次祭を停む。（三代実録）

貞観十八年（八七六）　三月　六日　瀧原宮の幣御被二条・生絹被二条・天井絹一条・蚊屋絹一条・幣絹七疋等、盗み取らる。宿直の内人・物忌父石部全雄等に中祓を科し、内人等を以て盗失物等を納めしむ。（太神宮諸雑事記）

五月　三日　神祇伯棟貞王を遣わして伊勢太神宮に向かわしめ、大極殿の災を告ぐ。（三代実録）

六月　十一日　内裏の穢に依り、月次祭を停む。（三代実録）

六月二十二日　大宮司大中臣如道、病を得る。（類聚大補任）

九月　十一日　内裏に犬死すを以て、奉伊勢太神宮幣使を停む。建礼門前に大祓す。（三代実録）

十月　三日　九月十一日に例幣を奉るを停止するに依り、散位基棟王等を遣わして伊勢太神宮に奉幣せしむ。（三代実録）

十一月二十五日　大宮司大中臣如道卒す。（類聚大補任）

十二月　十七日　前山城守忠範王・散位大中臣是直等を遣わして伊勢太神宮に奉幣せしめ、明年正月三日将に即位すべきを告ぐ。天皇建礼門に御したまい使を発す。（三代実録）

貞観十九年（八七七）　正月　三日　天皇御即位、太神宮を始め、諸社の祢宜祝等に位一級を賜う。（三代実録）

二月　七日　度会真雄を豊受太神宮祢宜に任ず。（豊受太神宮祢宜補任次第・類聚大補任）

二月　十七日　伊勢斎に識子内親王を卜食す。（三代実録）

二月二十三日　散位実世王・神祇少副大中臣常道・斎部良岑を伊勢太神宮に遣わして、天皇即位并びに斎内親王卜定を告ぐ。（三代実録）

三月　一日　刑部大輔弘道王・右中弁藤原保則を遣わして前伊勢斎内親王を迎えしむ。（三代実録）

四月　九日　伊勢太神宮以下諸社に奉幣し、大極殿構造するを告ぐ。（三代実録）

四月　十一日　大中臣如道に替り、大中臣安棟を大宮司に任ず。（類聚大補任）

此頃、貞純親王、宇治大橋を造立すと伝う。（内宮会合年寄宇治橋起源覚書）

貞観年中

元慶　元年（八七七）

四月二十七日　大中臣澤松に替り、大中臣貞世を大宮司に任ず。（二所太神宮例文。類聚大補任は十一月二十五日とす）

七月　十九日　刑部卿弘道王を伊勢太神宮に遣わし、改元の由を告ぐ。（三代実録）

九月　十三日　使を遣わして伊勢太神宮に奉幣せしむ。去る九日、内裏に犬産あり、十一日に此の事を行わざるに依る。（三代実録）

十一月　二日　使を遣わして伊勢太神宮に奉幣せしむ。（三代実録）

元慶　二年（八七八）

正月　五日　大宮司大中臣貞世、父喪に遭い解任す。（二所太神宮例文）

三月　七日　使を遣わして伊勢太神宮に幣并びに神宝弓桙剣等の物を奉らしむ。（三代実録）

八月　十四日　藤原諸藤を伊勢権守に任ず。（三代実録）

八月　二十日　伊勢斎内親王行禊の前後次第司を任ず。（三代実録）

八月二十四日　神祇伯棟貞王等を遣わして、伊勢太神宮に奉幣せしむ。（三代実録）

八月二十六日　伊勢斎内親王明日を以て野宮に入るを以て、建礼門前に於いて大祓を修む。（三代実録）

八月二十八日　伊勢斎内親王雅楽寮仮宮より出で、鴨河に禊し野宮に入る。（三代実録）

九月　十一日　昨日弁官に人死穢有り、今日奉幣伊勢太神宮使を発することを得ず。故に建礼門前に大祓す。（三代実録）

九月　十六日　例幣、御祭使資公王等。度会河洪水、勅使并びに大宮司大中臣貞世等渡る間、河中に死人流下り、件の船流れ懸けて早く流下さず。之に因りて他船に乗替え、東岸に渡り届きて祓い清めて参宮す。使帰京し奏聞し、卜食せらるに、天下疾疫兵革の事有るべしというに依り、祈謝使を立てらる。（伊勢勅使部類記）

十一月　三日　散位恒基王を遣わして伊勢太神宮に奉幣せしむ。去る九月十一日穢有りて停廃するに依る。（三代実録）

十二月　十一日　橿日宮に託宣ありて新羅の虜船我が国に向かわんと欲するというに依り、刑部大輔弘道王を遣わして伊勢太神宮に向い冥助を祈請せしむ。（三代実録）

元慶　三年（八七九）

二月　四日　左馬寮の牛死の穢を以て、月次祭を停む。（三代実録）

五月二十三日　度会郡太神宮氏人、荒木田神主・根木神主・度会神主の三神主姓有り。荒木田神主首麻呂より以後、荒木田の三字脱漏す。今、首麻呂の裔孫披訴し、旧に因り之を加う。（三代実録）

七月　五日　中監物藤原最実を従五位下に叙し斎宮頭に任ず。左中弁藤原春景・神祇大副大中臣有本等、并びに六位六人を以て、伊勢斎内親王装束司に任ず。（三代実録）

八月　十九日　伊勢斎内親王行禊の前後次第司を任ず。（三代実録）

九月　三日　伊勢斎内親王斎宮に入るべきを以て、御斎焼燈の事を停む。（三代実録）

九月　八日　明日伊勢斎内親王進発すべきを以て、朱雀門前に大祓す。（三代実録）

九月　九日　伊勢斎内親王斎宮に入る。是日早朝、葛野河に臨みて禊事を修む。天皇豊楽殿に御したまい、内親王発せしむ。天皇幼少にして、右大臣摂政此の事を行う。斎内親王輿に駕し、朱雀門掖門より出ず。（三代実録・西宮記）

九月　二十日　送伊勢斎内親王使参議在原行平復命す。（三代実録）

閏十月　十九日　伊勢高宮物忌、諸宮物忌に准じ、永く月粮を充て、神封物を以て之を給う。（三代実録）

元慶　四年（八八〇）

二月　四日　武蔵権守弘道王を遣わして伊勢太神宮に奉幣せしめ、大極殿成るを告ぐ。（三代実録）

三月二十七日　伊勢太神宮に歌長一人を置く。（三代実録）

四月　十六日　大宮司大中臣貞世復任す。（類聚大補任）

八月　十六日　武蔵権守弘道王を遣わして伊勢太神宮に奉幣せしむ。（三代実録）

九月　十一日　禁中に犬死するに依り、奉伊勢太神宮幣使を発せず、建礼門前に大祓す。（三代実録）

九月　十九日　大宮司安棟、京下の間鈴鹿山に於いて落馬し、死去。（類聚大補任）

十月　七日　興基王を伊勢守に任ず。（公卿補任。或は二月八日以前か）

十二月　七日　伊勢斎内親王宮を出でて京に帰るに依り、大和・伊賀・伊勢等の

国に下知して行宮を造る。（三代実録）

十二月　十一日　太上天皇崩日近きを以て、月次祭を停む。（三代実録）

十二月　十三日　左少弁巨勢文雄を奉迎伊勢斎内親王の使に遣わす。（類聚符宣抄）

元慶　五年（八八一）

正月　十五日　大中臣安棟に替り、大中臣有輔を大宮司に任ず。（二所太神宮例文。類聚大補任は四年十一月十一日とす）

同日　太政官符を山城・摂津等の国に下して、前伊勢斎内親王来る二月二十二日首途、大和道より山城河陽宮を経て摂津難波海にて除服し都に入るにより、例に依り準備せしむ。（三代実録）

正月　十九日　符を山城・大和・伊賀・伊勢等の国に下して、前伊勢斎内親王京に入る陪従二百十九人の行宮の飲食乗馬担夫弁設を供給せしめ、又、河内・摂津両国に下して、斎内親王神宮を出で、河陽宮より水路を取り難波宮に赴き三処に祓除し、三島道を取り河陽宮に向かう陪従一百人・検校并びに奉迎等の使六十二人の酒食夫馬等の類を祇供せしむ。（三代実録）

正月二十三日　絹二百四疋・調布三百六端を斎宮寮に賜い、命婦女孺等の入京装束料に充つ。（三代実録）

正月二十八日　散位恒基王等を遣わして伊勢太神宮に向かわしめ、前斎内親王を

迎う。山城・大和・伊賀三国に夫八十人を課す。（三代実録）

二月二十一日　伊勢国正税一万稲を太神宮司出挙し、其の息利を以て斎宮雑舎を修理せしむ。（三代実録）

八月二十六日　制を下して、伊勢太神宮司を二員に分ち、大宮司一員正六位上階、少宮司一員正七位上階と定む。（三代実録・類聚三代格）

九月　十一日　散位興我王等を遣わして伊勢太神宮に奉幣せしむ。（三代実録）

十一月　十一日　散位大中臣有本等を遣わして、太神宮に奉幣せしむ。（三代実録）

十二月　十一日　天皇明年元服を加うべきにより、使を伊勢太神宮に遣わし奉幣す。（三代実録）

元慶　六年（八八二）

正月　七日　天皇御冠加え賜うにより、太神宮を始め諸社の祢宜祝等に位一階を賜う。（三代実録）

二月　四日　去月大炊寮に人死穢あるに依り、祈年祭を停む。九日、追行す。（三代実録）

四月　七日　伊勢斎内親王を卜定し、无品掲子内親王卜食せらる。（三代実録）

五月　十五日　散位時景王を伊勢太神宮使と為し、伊勢太神宮に奉幣せしめ、斎内親王を定むるを告ぐ。（三代実録）

九月　十三日　今月十一日内裏に犬産の穢れあり奉幣使を停廃するにより、是日、

元慶　七年（八八三）

九月二十七日　武蔵権守弘道王を遣わして伊勢太神宮に奉幣せしむ。（三代実録）

伊勢太神宮に奉る神嘗祭・祈年祭・月次祭及び臨時奉幣使等京極より出で近江堺に至るに祇承する人無く汚穢を掃わざるにより、山城国司をして境内を祇承せしむ。（類聚三代格。三代実録は十月二十七日とす）

正月二十三日　太神宮大内人荒木田益延と太神宮司鎰取麿近貞互いに口論し益延近貞を打凌せしより、益延に中祓、近貞に下祓を科す。（太神宮諸雑事記）

七月　十三日　是より先六月二十七日鷺大極殿鴟尾に集い、今月三日已往霖雨旬淹れ、陰陽寮占奏言するに天皇疾病を患い天下風水を憂うと有るに依り、神祇伯棟貞王を遣わして伊勢太神宮に奉幣せしむ。（三代実録）

八月二十二日　伊勢斎内親王野宮に入るべきを以て、建礼門前に大祓す。（三代実録）

八月二十四日　伊勢斎掲子内親王鴨河に臨み禊を修め、野宮に入る。（三代実録）

九月　十一日　伊勢太神宮に奉幣す。（三代実録）

十月二十五日　伊勢国飯野郡神戸百姓秦貞、太神宮司大中臣貞世神物を犯用し多

気郡擬大領麻績豊世人を故殺することを官に愁訴するに依り、推問使を遣わさず伊勢国宰に付して真偽を推察せしむることを定む。（三代実録）

十一月　五日　伊勢太神宮及び豊受宮の酒立女各二人、三節祭日儛女の例に准じて禄を給う。（三代実録）

同日　伊勢斎内親王野宮を造る工夫の数を工一千四百六十五人半、夫五千二百七十二人半に減定す。（三代実録）

元慶　八年（八八四）

二月　十三日　伊勢斎掲子内親王、野宮より本家に還る。（三代実録）

二月　十八日　明日伊勢太神宮に幣を奉るを以て、建礼門前に大祓す。（三代実録）

二月　十九日　散位興我王を遣わして伊勢太神宮に奉幣せしめ、即位すべきを告ぐ。（三代実録）

二月二十二日　天皇即位により、太神宮を始め諸社の祢宜祝に位一階を給う。（三代実録）

三月　二日　斎内親王野宮を出づるにより、伊勢・尾張・三河・遠江等の国司に神宮工夫を雇送するを停む。（三代実録）

三月　九日　藤原有文を伊勢権守に任ず。（三代実録）

三月二十二日　伊勢斎に皇女繁子を卜定す。（三代実録・一代要記・帝王編年記）

四月　九日　皇女伊勢斎繁子を内親王とす。（三代実録）
四月　十日　神祇伯棟貞王等を遣わして伊勢太神宮に奉幣せしめ斎内親王を定むるを告ぐ。（三代実録）
四月二十一日　繁子内親王等に絹等を賜う。（三代実録）
八月　十三日　斎内親王鴨水に臨み、禊事を修め、初斎院に入る。（三代実録）
九月　十一日　神祇伯棟貞王等を遣わして伊勢太神宮に幣を奉らしむ。（三代実録）
十一月　十日　散位良末王を遣わして太神宮に奉幣せしめ、大嘗会を修すべきを告ぐ。（三代実録）

仁和　元年（八八五）

五月　十五日　大中臣貞世に替り、大中臣浜行を少宮司に任ず。（類聚大補任・二所太神宮例文）
八月　十五日　藤原継蔭を伊勢守に任ず。（古今和歌集目録）
八月　十九日　典薬大属蜂田岑範、去十一日斎宮寮中に頓死するにより、斎内親王の祓事を停止す。（三代実録）
九月　十一日　典薬大属蜂田岑範死穢に依り、奉伊勢太神宮幣使を発せず。（三代実録）
九月　十八日　斎内親王鴨水に臨み祓事を修め、野宮に入る。（三代実録）
十一月　二十日　使者を伊勢太神宮に遣わして奉幣せしむ。（三代実録）

十一月二十一日　散位大中臣罕雄・判官一人・主典一人を遣わして式年遷宮にあたらしむ。（三代実録）

是歳　飯高諸氏、近長谷寺を建立す。（近長谷寺資財帳）

仁和　二年（八八六）

五月　十八日　在世王に従四位下を授け、伊勢斎内親王家別当と為す。（三代実録）

五月　三十日　在世王を斎宮頭に任ず。（三代実録）

六月　七日　伊勢斎宮記文三巻（仁寿・貞観・元慶并せて三箇年）を弁官に下し写し取らしむ。（類聚符宣抄）

六月二十一日　伊勢斎内親王近江国の新道を取りて太神宮に入らしめ、又伊賀国旧路の頓宮を停止す。（三代実録）

六月二十三日　神祇大副大中臣有本・左近衛少将藤原有穂・六位已下六人を伊勢斎内親王装束司に任ず。（三代実録）

八月　十四日　斎内親王行禊次第司・送斎内親王使・長奉迎使等を任ず。（三代実録）

八月　二十日　兵部大輔四友王等四人を斎内親王伊勢太神宮に入る前駈と為す。（三代実録）

八月二十九日　斎内親王来月伊勢太神宮に入るを以て、朱雀門前に大祓す。（三代実録）

九月　三日　御潔斎焼燈を停む。（三代実録）

九月　四日　伊勢斎内親王禊事のため大蔵省葛野河辺に建てたる幄、雷により忽然破割す。（三代実録）

同日　明日伊勢太神宮神宝使進発すべきにより、建礼門前に大祓す。（三代実録）

九月　五日　去二日中務省犬死穢有るにより斎内親王行禊の事を停む。（三代実録・西宮記）

同日　奉太神宮神宝使左大史善世有友・史生二人・官掌一人進発す。（三代実録）

九月　七日　斎内親王月事有り、亦太政大臣堀川辺第に犬死の穢有るより、禊を葛野河に修むることを停む。（三代実録・西宮記）

九月　十一日　犬死穢有るにより伊勢太神宮例幣を奉るの使を停む。（三代実録）

九月　十二日　奉伊勢太神宮幣使を発遣す。犬死の穢有るにより天皇臨御したまわず、散位幸世王に告文を授く。（三代実録）

九月　十六日　伊勢太神宮、御遷宮。（太神宮諸雑事記）

九月　十七日　内裏犬死の穢により斎内親王の禊を停め、二十四日を期と為す。（三代実録・西宮記）

仁和　三年（八八七）

九月二十三日　斎内親王行禊、二十四日を改め二十五日と定む。（三代実録）

九月二十五日　天皇大極殿に御したまい、伊勢斎内親王発遣す。（三代実録・西宮記）

九月　三十日　斎内親王近江国垂水頓宮より出で伊勢国鈴鹿頓宮に到るに、舎人長磯部豊瀧の宿舎より火発し、四屋に延焼す。内親王更衣滋野直子の車に乗り頓宮を出ず。（三代実録）

十月二十七日　伊勢国正税三千斛を用いる例にかえ、伊予国の正税千斛・讃岐国千斛を以て斎宮寮に充て、新居の費に資す。（三代実録）

正月　十日　瀧原宮神宝、尺御鏡一面・梓一基・弓一張・金桶一口・幣絹二疋・糸三絇等盗み取らるにより、宿直内人石部千永・同忠良等に大祓を科し解任す。（太神宮諸雑事記・壬生家文書）

二月　二日　藤原継蔭を伊勢守に任ず。（三代実録）

二月　十七日　源興基を伊勢権守に任ず。（三代実録。公卿補任は三日とす）

三月是月　少宮司大中臣浜行、大宮司に転任す。（二所太神宮例文・類聚大補任）

三月　二十日　大中臣本抹を少宮司に任じ、是日着任す。（類聚大補任）

四月　六日　参議源是忠を伊勢太神宮に遣わして幣を奉らしむ。（三代実録）

六月　十一日　禁中の穢に依り、月次祭を停む。（三代実録）
九月　　二日　大和・伊賀等の国に斎内親王の行宮を造らしむ。（日本紀略）
九月　十一日　奉迎斎内親王使に散位幸世王を定む。（類聚符宣抄）
十月　十一日　使を遣わして伊勢斎内親王を迎えしむ。（日本紀略）
十一月　十三日　使を伊勢太神宮に遣わして即位を告げしむ。（日本紀略）
十一月二十七日　瀧原内人石部千永・同忠良等、本職に復任す。（太神宮諸雑事記・壬生家文書）
十二月二十八日　度会貞河を豊受太神宮祢宜に任ず。（豊受太神宮祢宜補任次第・二所太神宮例文）

是歳　四月四日流星、五月十三日日蝕あり、陰陽寮勘申するに巽方太神神事違例に依り崇し給うに依り、勅使を差して二宮に祈り申す。（太神宮諸雑事記）

仁和　四年（八八八）

二月二十五日　御即位に依り、伊勢并びに五畿七道諸社に奉幣す。（日本紀略）
十月　七日　伊勢太神宮及び諸社に奉幣す。（日本紀略）
十一月　八日　大神宝使を発遣す。（日本紀略）一代一度大奉幣の初見。
十一月　十日　大嘗会を行うべき由を太神宮に奉告す。（北山抄）
十一月是月　始めて前山に外宮山宮祭を行う。（神都名勝誌）

十二月二十三日　王神祇伯雅望王等勅使参宮、度会川御祓の間、祐雄が従者童俄に馬に踏まれ頓死す。仍ち馬を乗り替え参宮す。（太神宮諸雑事記）

仁和　五年（八八九）　二月　十六日　伊勢斎王に元子女王を卜定す。（日本紀略）

三月　十三日　伊勢国飯野郡を以て一代の間太神宮に寄せ奉る。（日本紀略）

寛平　元年（八八九）　九月　二十日　伊勢斎王鴨河に於いて祓を行う。（日本紀略）

十月　九日　使を伊勢太神宮に遣わして神宝を奉る。（日本紀略）

十月　十二日　式年遷宮により、臨時幣帛使を伊勢豊受太神宮に奉遣す。（砂巌）

十月是月　豊受神宮、式年遷宮。去月穢に遭い是月に延引せしものなり。（砂巌）

寛平　二年（八九〇）　九月　五日　伊勢斎内親王禊を鴨河に行い野宮に入る。（日本紀略）

九月　十七日　伊勢奉幣。（日本紀略）

寛平　三年（八九一）　二月　十九日　七社奉幣。（日本紀略・西宮記）

三月　九日　藤原高藤を伊勢権守に任ず。（公卿補任）

四月　十九日　大中臣良臣を大宮司に任ず。五月三日参宮。（類聚大補任）

六月　十五日　去十四日太神宮の乾方路頭に死穢あり、祢宜内人等道を違いて贄海に供奉す。祭使大中臣時常等、本道より参宮す。（太神宮諸雑事記）

六月　十八日　三社に奉幣し雨を祈る。（日本紀略）

八月　五日　七八月の間天皇御所に物怪頻りなるに依り卜食せしむるところ、巽方太神六月死穢事に依り御祟す。之に因り勅使を差して二宮に祈り申し、六月祭使時常・宮司良臣等に上祓を科す。（太神宮諸雑事記）

九月　四日　伊勢斎宮野宮より出で葛野河に禊し、伊勢に参向す。天皇大極殿に御したまい発遣す。（日本紀略・西宮記）

九月　十一日　去四日斎王参向に依り、伊勢使を発せず。（日本紀略）

是歳　斎宮頭以下の司を任ず。（貞信公記抄）

寛平　四年（八九二）

正月二十三日　藤原清経を伊勢権守に任ず。（公卿補任）

六月　十六日　太神宮坤方の淵に男子一人水溺するに依り、斎内親王并びに月次祭使・宮司等岩田山の西腰に新道を造りて参宮す。（太神宮諸雑事記・園太暦）

八月　十四日　旱魃怪異に依り、太神宮及び諸社に奉幣す。（日本紀略・西宮記）

九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略）

寛平　五年（八九三）

三月是月　大中臣罕雄を少宮司に任ず。（類聚大補任）

閏五月　十一日　三社奉幣。（日本紀略）

閏五月二十六日　度会冬雄を豊受太神宮祢宜に任ず。（豊受太神宮祢宜補任次第）

十一月二十七日　豊受太神宮の近くに居住する百姓の宅失火の事殆ど宮内に及ぶにより、四方四十丈の内に居住することを禁ず。（神宮雑例集）

寛平　六年（八九四）　二月　八日　祭主神祇大副大中臣有本卒す。（祭主補任）

同日　大宮司大中臣良臣、父の喪に遭いて服解す。（類聚大補任）

四月　十八日　大中臣安則を祭主に任ず。（祭主補任）

四月　十九日　新羅賊追討に依り、太神宮に奉幣し、尋で諸社に奉幣す。（日本紀略・師守記）

寛平　七年（八九五）　九月　三日　伊勢太神宮及び諸社に奉幣す。（日本紀略・西宮記・小右記）

九月　五日　大中臣臣善を大宮司に任ず。（類聚大補任）

寛平　八年（八九六）　九月二十二日　大中臣臣善を兼造斎宮使に任ず。（二所太神宮例文）

三月是月　太神宮の御井涸るるに依り、勅使を遣わして之を祈らしむ。（太神宮諸雑事記）

寛平　九年（八九七）　八月二十三日　伊勢太神宮に奉幣す。（日本紀略）

正月　十一日　伊勢守藤原清経、備中守に転任す。（公卿補任）

三月　十九日　伊勢斎元子内親王下重（座カ）す。（日本紀略）

七月　九日　諸社に奉幣使を発遣し、天皇の冠礼を奉告す。（日本紀略）

八月　十三日　奉幣使を伊勢太神宮に発遣して、御即位の由及び斎宮柔子内親王

の卜定を告ぐ。（日本紀略・柳原家記録）

八月　十七日　祈雨、諸社に奉幣す。（日本紀略）

八月二十八日　諸社に奉幣して、十一月大嘗会を行う由を告ぐ。（日本紀略）

八月是月　少宮司大中臣罕雄、神事違例の咎に依り大祓を科し解任す。（類聚大補任）

九月　十一日　伊勢太神宮に例幣を奉り、飯野郡を以て神宮に寄す。（日本紀略・類聚三代格）

十二月二十二日　伊勢太神宮の神郡に検非違使を置き、豊受太神宮権祢宜春彦を任ず。（類聚三代格・類聚大補任）

十二月是月　大中臣本真を少宮司に任ず。（類聚大補任）

是歳　大宮司大中臣臣善、斎宮院を造るの功に依り重任さる。（類聚大補任）

寛平　十年（八九八）

四月　十三日　京中・外国の疫癘を消す為、使を八社に遣わして奉幣す。（日本紀略）

四月二十五日　斎内親王鴨河に禊し野宮に入る。（日本紀略）

昌泰　元年（八九八）

五月　十五日　伊勢太神宮に奉幣し雨を祈る。（日本紀略・祈雨記）

七月　三日　二十一社に奉幣して雨を祈る。（日本紀略）

八月　十六日　是より先寛平七年、東寺・東大寺の伊勢飯野郡内施入田を奪妨することを訴うに依り、是日、官符を下して実に依り東寺に領掌せしむ。（平安遺文二三三号・東大寺文書・東寺文書）

八月二十二日　斎内親王鴨河に禊し野宮に入る。（日本紀略）

八月二十三日　太神宮・宇佐宮及び諸国の名神に神宝を奉る。（日本紀略・西宮記）

十二月　十三日　伊勢祭使の郎従一人、鈴鹿山の内白川にて強盗に射殺せらる。（伊勢公卿勅使雑例）

十二月二十一日　祈謝使を立つ。（伊勢公卿勅使雑例）

昌泰　二年（八九九）

二月　十三日　左右検非違使に野宮の群盗を捜捕せしむるも之を獲ず。（日本紀略）

二月二十一日　伊勢臨時奉幣。（太神宮諸雑事記）

九月　八日　伊勢斎王柔子内親王、葛野河に禊し、太神宮に参向す。天皇八省院に御したまい発遣す。（日本紀略・西宮記）

九月　二十日　穢に遭い是日幣使等奉幣す。（西宮記）

昌泰　三年（九〇〇）

四月　九日　斎宮寮に権史生一員を加う。（類聚三代格）

七月　五日　伊勢飯野郡内寺田仏地を神地と為す。（平安遺文二三三号）

十一月是月　少宮司大中臣本真所職を辞退す。（類聚大補任）

昌泰　四年（九〇一）

正月是月　大中臣利範を少宮司に任ず。（類聚大補任）

二月　四日　諸社に奉幣して、菅原道真左遷の事を申す。（日本紀略）
二月　十五日　諸社に奉幣して、東国群盗の事を祈る。（日本紀略）
六月是月　大中臣頼基を神祇少祐に任ず。（三十六人歌仙伝）
八月二十九日　伊勢以下八社に奉幣して改元の由を告ぐ。（西宮記・革命。日本紀略は十九日とす）
十月　九日　三社に奉幣す。（日本紀略）
六月　十五日　離宮院内に犬死事有り、斎王祓殿院に宿して参宮、豊明の神事は川原殿院に於いて勤仕す。（太神宮諸雑事記）
九月　十三日　太神宮に始めて権大宮司を置き、大中臣文通を任ず。（類聚大補任・伊呂波字類抄）
是歳　伊勢国に於いて、班田を行う。（平安遺文二二二号）

延喜　三年（九〇三）
正月　十一日　十世王を伊勢権守に任ず。（公卿補任）
二月　十三日　三合の災に依り、太神宮に奉幣す。（西宮記）
九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略）
十二月　九日　祭主の署なきものは宮司等奉行することを得さることと定む。（祭主補任）

延喜　四年（九〇四）
正月二十五日　源湛を伊勢守に任ず。（公卿補任）

延喜　元年（九〇一）

延喜　二年（九〇二）

閏三月　七日　諸社に奉幣して、天下疾疫の難を攘わしむ。（日本紀略）
七月　二日　諸社に奉幣す。（日本紀略）
九月　十一日　伊勢例幣。（西宮記）
十一月　三十日　太神宮及び諸社に奉幣す。（日本紀略）

延喜　五年（九〇五）

二月　十五日　恠異に依り、諸社に奉幣す。（日本紀略）
四月二十四日　彗星に依り、諸社に奉幣す。（日本紀略）
七月　十八日　旱に依りて伊勢太神宮に奉幣す。（日本紀略・扶桑略記）
九月　五日　神宝を伊勢太神宮に奉る。（日本紀略）
同日　太神宮祢宜荒木田莖貞を任ず。（類聚大補任）
九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略・北山抄・園太暦）
九月　十六日　伊勢太神宮、御遷宮。（二所太神宮例文）
十月二十二日　伊勢太神宮司を除目文に載せしむ。（西宮記）

延喜　六年（九〇六）

二月　四日　左近衛府に死人あるの穢に依り、祈年祭を延引す。（日本紀略）
六月　八日　祭主神祇大副大中臣安則等、新撰氏族本系帳を上る。（中臣氏系図）
六月是月　太神宮臨時奉幣。（西宮記）
九月　五日　皇太神宮祢宜荒木田徳雄に替えて同莖貞を任ず。（皇太神宮祢宜補任次第）

延喜　七年（九〇七）

正月二十八日　大中臣利世を大宮司に任ず。（類聚大補任）
二月　十九日　源長猷を伊勢守に任ず。（一代要記）
六月　十一日　皇太后温子崩御に依り、月次祭を停む。（勘仲記）
九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略・西宮記・撰集秘記）
九月　十五日　豊受太神宮、御遷宮。（西宮記裏書）
九月　十七日　皇太神宮禰宜荒木田莖貞等、伊勢天照皇太神宮祢宜譜図帳を上る。（伊勢天照皇太神宮祢宜譜図帳）
十月　十八日　法皇、紀伊熊野に御幸あらせらる。是日、伊勢以下諸社に法皇の道中平安を祈る。（西宮記）
十一月　四日　大中臣氏弊少宮司に任ぜられ、是日着任す。（類聚大補任）
十二月　五日　臨時諸社奉幣。（貞信公記抄・北山抄・西宮記）

延喜　八年（九〇八）

三月　十三日　大中臣全臣を権大宮司に任ず。（類聚大補任）
五月　十一日　渤海国使を宴し、伊勢に奉幣す。（北山抄）
七月　十六日　伊勢太神宮に奉幣す。（日本紀略・貞信公記抄）
九月　十一日　伊勢例幣。（西宮記）
十月　　九日　豊受太神宮に、神宝并びに遷宮使を発遣す。（扶桑略記・砂巌）
十二月　十一日　月次祭使に付して新銭を太神宮に奉る。（西宮記）

是歳　伊勢守源長猷、近江守に転任す。（一代要記）

延喜　九年（九〇九）　六月二十二日　伊勢太神宮に奉幣す。（貞信公記抄。日本紀略は二十三日とす）

八月　三日　太神宮及び諸社に奉幣す。（日本紀略・貞信公記抄）

九月　十一日　伊勢例幣。（扶桑略記・貞信公記抄）

十二月　九日　太神宮奉幣。（貞信公記抄）

延喜　十年（九一〇）　八月　五日　皇太神宮炎上す。（久志本左近家神宮年代記）

九月　十一日　伊勢例幣。（貞信公記抄）

延喜十一年（九一一）　正月二十八日　内宮相殿神二座・外宮相殿神三座を四度幣に預らしむ。（類聚神祇本源）

六月　十六日・十七日　太神宮月次祭、馬斃れ損う穢有りて朝使斎内親王二宮に参入せず。（伊勢公卿勅使雑例）

九月　十一日　伊勢例幣。（貞信公記抄）

延喜十二年（九一二）　二月　四日　穢に依り祈年祭を延引す。十九日、追行す。（日本紀略）

四月　十日　祈雨奉幣使。（日本紀略）

六月　二日　諸社に奉幣して雨を祈る。（日本紀略）

六月　十一日　内裏の穢に依り、月次祭を延引す。十五日、追行す。（日本紀略）

七月　七日　太神宮に奉幣す。（貞信公記抄）

九月　十一日　内裏の穢に依りて伊勢例幣を延引す。（日本紀略）
九月　十七日　延引の伊勢例幣使を発遣す。（日本紀略・貞信公記抄）
十二月　六日　伊勢臨時奉幣。（日本紀略）
十二月　十一日　祈年穀幣を伊勢に奉る。（貞信公記抄）

延喜十三年（九一三）

七月　三日　祭主大中臣安則をして、年穀を太神宮に祈らしむ。（西宮記）
九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略・貞信公記抄）
九月二十七日　中納言藤原定方等を伊勢斎宮に遣わして、柔子内親王の病を問わせ給う。（日本紀略）

延喜十四年（九一四）

正月二十七日　豊受太神宮祢宜等、新撰本系帳を上る。（皇字沙汰文）
三月是月　大中臣利範を大宮司に任ず。但し着任せず。（二所太神宮例文）
三月是月　大中臣正廉を権大宮司に任ず。（類聚大補任。全臣に替えるとするも、全臣は八月或は九月に離任のため三月は誤りならん）
五月　十五日　伊勢并びに諸社に奉幣して雨を祈る。（扶桑略記・貞信公記抄）
八月　十六日　伊勢奉幣、秋稼を祈る。（扶桑略記）
八月　二十日　太神宮権大宮司大中臣全臣を大宮司に任ず。（二所太神宮例文。類聚大補任は九月一日とす）
十一月二十七日　斎宮柔子内親王の病に依り、太神宮に奉幣す。（貞信公記抄）

延喜十五年（九一五）

正月是月　中臣高基を斎宮主神司に任ず。（西宮記）

四月　十九日　賀茂祭、斎院恭子内親王月の事に依り供奉せず、神祇大副大中臣安則に斎宮の例を問う。（西宮記）

五月是月　権大宮司大中臣正廉、父の喪に遭い服解す。（類聚大補任）

七月二十四日　九社奉幣を立てられ、雨を祈る。（扶桑略記）

七月是月　権大宮司大中臣正廉復任す。（類聚大補任）

九月　十一日　伊勢例幣。（西宮記）

延喜十六年（九一六）

四月二十二日　斎宮柔子内親王、凡河内躬恒をして和歌を詠進せしめ給う。（躬恒集）

五月是月　斎宮主神司中臣高基服解す。（西宮記）

六月　十一日　伊勢臨時奉幣使を発遣す。（西宮記・類聚符宣抄）

七月是月　斎宮主神司中臣高基復任す。（西宮記）

延喜十七年（九一七）

四月　九日　是より先、伊勢太神宮に奉幣して雨を祈る。（西宮記）

四月　十三日　瀧原宮に寄宿の修行僧一人頓滅するに依り、番直の内人五人に怠状を進めしめ中祓に科す。（太神宮諸雑事記）

四月二十二日　伊勢太神宮に奉幣して雨を祈る。（西宮記）

六月　十一日　伊勢臨時幣。（西宮記）

十月　十一日　伊勢太神宮に奉幣す。（小野宮年中行事）
十二月二十六日　京畿の井泉枯尽すに依り、祭主大中臣安則を召して祭文を給い太神宮以下諸社に祈り申さしむ。（日本紀略）

延喜十八年（九一八）
六月　十一日　豊受太神宮祢宜度会冬雄卒す。（豊受太神宮祢宜補任次第）
六月　二十日　豊受太神宮祢宜度会春彦を任ず。（豊受太神宮祢宜補任次第）

延喜十九年（九一九）
七月　十二日　祈年穀奉幣。（貞信公記抄）
六月二十二日　祈雨に依り、伊勢太神宮に奉幣す。（扶桑略記・西宮記）
九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略・貞信公記抄）

延喜二十年（九二〇）
正月　三十日　源悦を伊勢守に任ず。（公卿補任）
七月　七日　大中臣恒瀧を太神宮少宮司に任ず。（類聚大補任）
七月　十九日　咳病并びに祈雨に依り、太神宮臨時奉幣。（扶桑略記）
十二月　八日　大中臣頼行を太神宮大宮司に任ず。（類聚大補任）

延喜二十一年（九二一）
正月　三十日　伊勢守源悦、近江守に転任す。（公卿補任）
正月是月　大中臣安則を伊勢権守に任ず。（類聚大補任）
三月　六日　太神宮祢宜荒木田神主最世を任ず。（類聚大補任）
八月　十日　伊勢臨時奉幣。（園太暦）
十月是月　少宮司恒瀧父の喪に遭い解任す。（類聚大補任）

是歳　斎宮の召に叶わざるに依り、太神宮権大宮司良扶の釐務を停む。（西宮記）

是歳　大中臣良佐を太神宮権大宮司に任ず。（類聚大補任）

延喜二十二年（九二二）　六月二十一日　祭主洪水の難に依り離宮院に坐し、是日二宮に参入す。（太神宮諸雑事記）

十月　十四日　斎宮寮失火の事に依り、伊勢臨時幣帛使を遣わす。（扶桑略記）

十一月是月　少宮司大中臣恒瀧復任す。（類聚大補任）

延喜二十三年（九二三）　正月　十二日　伴保平を伊勢守に任ず。（公卿補任）

正月二十一日　祭主大中臣安則を召して、京中咳病の災を諸社に祈らしむ。（日本紀略）

正月二十三日　少宮司恒瀧母の喪に遭い服解す。（類聚大補任）

三月　六日　是より先、皇太神宮祢宜荒木田神主茎貞卒す。是日、茎貞に替えて荒木田神主最世を任ず。（皇太神宮祢宜補任次第）

延長　元年（九二三）　閏四月二十二日　疫癘に依り、諸社に奉幣す。（扶桑略記）

八月　十四日　伊勢幣使の斎に依り、釈奠の三牲を停め其の代を進めしむ。（西宮記）

八月　三十日　霖雨に依り、諸社に奉幣す。（扶桑略記）

延長　二年（九二四）

十二月二十五日　豊受太神宮祢宜等、本系帳を注進す。（皇字沙汰文）

八月　一日　左大臣忠平、太神宮遷宮料物のことを奉行す。（貞信公記抄）

八月二十九日　平伊望左大臣忠平の元に来たりて伊勢神宮の事を仰す。（貞信公記抄）

九月　四日　左大臣忠平、伊勢神宮の事を定め行う。（貞信公記抄）

九月　五日　太神宮神宝使を発遣す。（貞信公記抄）

九月　十三日　穢に依り延引せる伊勢例幣を追行す。（貞信公記抄）

九月　十六日　皇太神宮御遷宮。（二所太神宮例文・中右記）

十一月　十一日　官奏、斎宮の事を定む。（定信公記抄）

是歳　大中臣恒瀧少宮司に復任す。（類聚大補任）

大中臣良扶を大宮司に任ず。（類聚大補任）

延長　三年（九二五）

七月是月　東寺使、沙汰無く相伝田を虜掠するに依り、太神宮司、本の如く大国庄内公田を各戸主等に進退領掌せしむべきことを東寺政所に牒す。（平安遺文二二二号）

八月二十五日　伊勢例幣、金銀鏡剣等の神宝を加う。（日本紀略・西宮記）

九月　十一日　奉勅上宣の諸職等の事を定む。伊勢太神宮司は奉勅官符、造伊勢太神宮使・造斎宮使は上宣に依り補任す。（洞院家記）

十月　九日

延長　四年（九二六）

二月　七日　左大臣忠平、豊受宮勘文過状の事を奏す。（貞信公記抄）
四月　十一日　豊受太神宮の四至を定む。（神宮雑例集）
五月　五日　伊勢臨時奉幣に依り、端午節を停む。（小野宮年中行事）
七月二十六日　祈年穀奉幣。（師守記）
八月　十五日　太神宮鑰事を定め行う。（貞信公記抄）
八月　二十日　伊勢并びに諸社に奉幣して止雨を祈る。（貞信公記抄）
九月　五日　伊勢臨時奉幣。（貞信公記抄）
九月　十一日　伊勢例幣。（西宮記・貞信公記抄）
九月　十五日　豊受太神宮、御遷宮。（二所太神宮例文・中右記）
十一月　八日　斎宮闘乱の事を紀光朝に勘問せしむ。（貞信公記抄）
十一月　十日　斎宮闘乱の事を奏す。（貞信公記抄）
十二月二十五日　官奏、斎宮闘乱の事を仰す。（貞信公記抄）

延長　五年（九二七）

二月　四日　伊勢臨時奉幣。（貞信公記抄）
二月二十二日　大中臣恒瀧を大宮司に任ず。（類聚大補任。二所太神宮例文は延長七年二月二十五日とす）
二月二十七日　大中臣滋行を少宮司に任ず。（類聚大補任）
四月二十三日　太神宮に盗参入し、御壁代絹・御調絹・御絲等を盗む。仍ち神祇

大副大中臣奥生を差し下して盗失せる御調物を実検し祈謝せしむ。（太神宮諸雑事記）

六月　三日　四月二十三日盗に依り、大宮司大中臣良扶并びに宿直の大内人物忌等九人に大祓を科し見任を解却せしめ、祢宜神主最世等に中祓を科す。（太神宮諸雑事記。類聚大補任は大小内人物忌等五人とす）

六月　九日　太神宮の盗失物を替え進む。（太神宮諸雑事記）

六月二十七日　祈雨に依り、臨時に諸社に奉幣す。（扶桑略記）

九月　十一日　斉世親王の薨去に依り伊勢例幣を延引す。（貞信公記抄）

九月二十三日　時明親王の薨去に依り伊勢例幣を延引し大祓を行う。（貞信公記抄）

十月　十三日　伊雑宮御祭料、調備せざるに依り、志摩守氏胤に上祓を科し、御贄を調進せしめ、釐務を停む。（太神宮諸雑事記）

十一月是月　内裏に穢有るに依り、伊勢例幣を延引す。（貞信公記抄）

十二月　十五日　伊勢例幣。（貞信公記抄）

延長　六年（九二八）

正月　十日　斎宮柔子内親王に位記を賜う。（西宮記）

正月二十四日　祭主神祇伯大中臣安則卒す。（祭主補任・二所太神宮例文。類聚大補任は延長三年及び承平三年の両年とす）

正月二十九日　伊勢守伴保平、大和守に転任す。源是茂を伊勢権守に任ず。（公

卿補任）

二月是月　神祇大副大中臣奥生を祭主に任ず。（祭主補任・大中臣氏系図。類聚大補任は延長三年二月及び承平三年二月・七月二十三日の両年、二所太神宮例文は承平三年七月とす）

四月　十三日　一志神戸嶋抜御厨預等、御塩浜の内に死人有りて、二宮御塩調備の勤を懈怠せし状を申す。（太神宮諸雑事記）

十月二十八日　八月中旬頃天皇御薬したまい、卜食せしむるところ巽方太神神事違例に依る御祟とあり。伊勢二宮御塩浜の死人の条を注進し、是日、国司并びに郡司等に上祓を科す。（太神宮諸雑事記）

延長　七年（九二九）

六月　七日　伊勢以下諸社に奉幣す。（日本紀略）

七月　十四日　太神宮司、伊勢国飯野・多気両郡内の寺田雑田等を勘申す。（平安遺文二三三号）

八月二十九日　止雨の為、諸社に奉幣す。（扶桑略記）

九月　十一日　伊勢例幣。（西宮記）

十一月二十七日　豊受宮の神口分田の事を解す。（平安遺文二三六号）

十二月二十九日　明年三合に当るに依り、神社に奉幣す。（扶桑略記）

延長　八年（九三〇）

正月二十九日　伊勢権守源是茂、紀伊権守に転任す。（公卿補任）

五月　一日　疫癘を祈る為、太神宮并びに諸社に奉幣す。（扶桑略記）
六月　二十日　大中臣奥生をして、雨を祈らしむ。（扶桑略記）
八月　十一日　天皇御薬に依り、来る十三日諸社奉幣使を定む。（扶桑略記）
九月　十一日　伊勢例幣。（政事要略）
十一月　十四日　御即位の由を伊勢太神宮に告ぐ。（西宮記）
十二月是月　斎宮柔子内親王、御退下あらせらる。（日本紀略）

延長　九年（九三一）

三月二十四日　伊勢太神宮以下六社に奉幣して、御即位の由を告ぐ。（日本紀略）
三月二十六日　神宝を奉る。（扶桑略記裏書）
四月　十二日　伊勢正殿開かざるに依り御卜有り。（貞信公記抄。扶桑略記裏書は十四日とす）

承平　元年（九三一）

四月是月　大中臣定臣を権大宮司に任じ、この月到来す。（類聚大補任）
九月　十二日　伊勢例幣、十日犬産穢有るに依り是日発遣す。又、物怪に依り臨時奉幣す。（貞信公記抄）
十二月二十五日　雅子内親王を斎王に卜定す。（日本紀略・貞信公記抄・小右記・北山抄）

是歳　聖体御卜を行い、伊勢太神宮神郡地を仏地と称し濫々妨掠するに依り神の祟ありと奏す。即ち、官符を下して、旧の如く神領を還

承平　二年（九三二）

正月　三日　太神宮に奉幣して、斎宮卜定を告ぐ。（日本紀略）

三月　十六日　斎宮の初斎院を宮内省と定む。（貞信公記抄）

六月　十日　斎宮雅子内親王、鴨川に禊して宮内省庁に入らせ給う。（日本紀略・貞信公記抄）

六月　十六日　祭主大中臣奥生随身駄髭の穢に依り、参宮せず。（伊勢公卿勅使雑例）

六月二十二日　大中臣奥生延引の官幣を奉納す。（伊勢公卿勅使雑例）

八月　五日　是より先、僧真演、川合・大国両庄に下り、国司・神宮司・両郡司と共に図籍・官符・本公験に任せて両庄を勘定し、公田と称する妨作十五町・土浪人の私治田と号する隠作二十四町五段百四十歩を本公験に依り寺家領田と定め、諸田堵を散田せしむ。この日、太政官符によりこれを聴さる。（平安遺文二四二号）

八月　三十日　源宗于を伊勢権守に任ず。（三十六人歌仙伝）

九月　十一日　穢に依り伊勢例幣を延引し、大祓を行う。（貞信公記抄）

九月　二十日　延引の伊勢例幣を立つ。（貞信公記抄）

九月二十二日　大嘗祭に依り、一代一度の大神宝使を伊勢及び諸社に奉る。（日

本紀略・貞信公記抄）

九月二十八日　斎宮雅子内親王、御禊し野宮に入る。（貞信公記抄）

十一月　一日　大嘗会の事に依り、伊勢并びに諸神に使を立つ。（貞信公記）

三月　四日　正六位上大中臣頼行を造斎宮使に任じ発遣す。（類聚符宣抄）

承平　三年（九三三）

八月二十九日　禁中に死穢有るに依り、大祓す。（本朝世紀）

九月　三日　斎王伊勢に参向するに依り、御燈を止む。（日本紀略）

九月二十六日　斎宮雅子内親王、伊勢に参向す。天皇八省院に御し給う。（日本紀略・西宮記）

十一月　五日　斎王御病に依り、伊勢奉幣のことを定む。（扶桑略記）

十一月　二十日　豊受太神宮祢宜度会春彦辞職し、晨晴譲を請う。（豊受太神宮禰宜補任次第）

承平　四年（九三四）

閏正月　十一日　大中臣時用を大宮司に任ず。（類聚大補任）

二月　十三日　豊受太神宮祢宜度会晨晴を任ず。（豊受太神宮祢宜補任次第）

六月　十六日　大洪水に依り太神宮月次祭使祭主大中臣奥生是日到着す。（太神宮諸雑事記）

九月　十七日　太神宮神嘗祭、神宮酒殿預荒木田希継、斎宮寮門部司長佐伯真道と口論し、神民と斎宮寮官人等闘乱するに至る。神祇権大祐大中

臣頼基・宮主卜部茂行等を差し下して祈り申せしめ、祢宜に上祓、寮頭に中祓を科し、門部司長貞道に大祓を科して寮中を追却す。（太神宮諸雑事記）

十一月　十九日　伊賀国名張郡夏見郷刀祢等太神宮所領地山河四至を注進し、太神宮司使を遣わして牓示を建つ。（光明寺文書）

承平　五年（九三五）

六月　十五日　月次祭使祭主大中臣奥生、随身の駄落胎の穢に依り参宮せず。（太神宮諸雑事記）

六月二十一日　大中臣奥生延引の官幣を奉納す。（太神宮諸雑事記）

六月二十八日　神宮・諸社及び山陽・南海両道の諸名神に奉幣して、海賊追捕のことを祈る。（本朝世紀）

九月　十五日　馬の産事有り、又随身駄落胎等に依り、神御衣祭を延引す。（伊勢公卿勅使雑例）

是冬　醍醐天皇更衣・斎宮雅子内親王母源周子卒す。（北山抄・日本紀略）

十二月二十二日　斎王を卜定すべき由を陰陽寮勘申す。（北山抄）

是歳　大中臣全名を大宮司に任ず。（類聚大補任）

承平　六年（九三六）

正月二十九日　源正明を伊勢権守に任ず。（公卿補任）

三月　七日　斎宮雅子内親王母の喪に遭い御退出の由を太神宮に告ぐ。（日本

紀略）

四月　十八日　検非違使大原忠宗・若江善邦等をして前斎宮雅子内親王御帰京の道橋を巡検せしむ。（朝野群載）

五月　一日　正親正有忠王を伊勢に遣わして前斎宮雅子内親王を迎え奉らしむ。（日本紀略）

五月　三日　前斎宮雅子内親王帰京せらる。（玉類抄）

九月　十二日　徽子女王を伊勢斎宮に卜定す。（日本紀略・三十六人歌仙伝）

九月　十三日　徽子女王を斎王に卜定せし事を太神宮に告ぐ。（朝野群載）

十二月　十一日　月次祭使神祇伯忠望王を差し併せて御元服の由を太神宮に告ぐ。（西宮記）

承平　七年（九三七）

三月　七日　神事違例に依り、大宮司大中臣時用の釐務を二ヶ年停止せらる。（太神宮諸雑事記・類聚大補任）

三月　八日　伊勢権守源正明、紀伊権守に転任す。（公卿補任）

七月　十三　斎宮徽子女王、鴨河に禊し初斎院雅楽寮に入る。（日本紀略）

八月二十六日　伊勢幣帛使を発遣す。（本朝世紀）

九月　十七日　馬落胎の穢有るに依り、太神宮神嘗祭を延引す。（伊勢公卿勅使雑例）

天慶　元年（九三八）

九月二十七日　斎宮徽子女王、鴨河に禊して野宮に入る。（日本紀略）
十二月　十一日　伊勢臨時奉幣。（西宮記・政事要略）
六月　十一日　触穢に依り月次祭を延引す。（貞信公記抄）
六月　十四日　月次祭使を追行し、太神宮に臨時奉幣し、祢宜に位を授く。（貞信公記抄・西宮記）
七月　五日　斎宮司等を任ず。（貞信公記抄）
八月　五日　大中臣為相を権大宮司に任じ是日到来す。（類聚大補任）
八月　十六日　斎王御禊の日時及び長奉迎使・次第使等を定む。（本朝世紀）
八月二十三日　穢に依り、斎王御禊の日時を改定す。（本朝世紀）
同日　斎王来九月十五日伊勢太神宮に入るべきを以て来月を斎月と為し、左右京及び五畿内・近江・伊勢の北辰供燈・挙哀・改装等を禁ず。（類聚符宣抄）
八月　三十日　斎王徽子女王九月太神宮に向かうを以て今日大祓の事有るべきところ、八月八日木工頭藤原継邦頓滅するの穢に依り停止す。（本朝世紀）
九月　三日　今年斎王伊勢に向かうべきに依り、御燈を停止す。（本朝世紀）
同日　斎宮助源忠幹を従五位下に叙し斎宮頭に任ず。自余則ち斎宮寮被

官諸司官人以下なり。（本朝世紀）

九月　十一日　内裏に犬死穢有るに依り伊勢例幣使を停止す。（本朝世紀）

九月　十三日　神祇伯忠望王を伊勢使王に任ず。（本朝世紀）

九月　十四日　参議源是茂、頓病を煩うに依りて斎王御禊の陪従を辞す。（本朝世紀）

九月　十五日　斎宮徽子女王、禊を行い、伊勢に参向す。天皇御物忌に依り八省に御幸したまわず。（日本紀略・本朝世紀）

十二月　十一日　内裏の穢に依り、月次祭を延引す。十六日、追行す。（貞信公記）

十二月是月　大宮司大中臣時用に大祓を科し解任す。（類聚大補任は四月とす）

天慶　二年（九三九）

二月　九日　二所太神宮に種々の神宝等を進めて、平将門・藤原純友追討を祈祷せしむ。（太神宮諸雑事記）

二月二十二日　大中臣邦光を大宮司に任ず。（二所太神宮例文。類聚大補任は二十三日とす）

二月二十六日　大宮司大中臣邦光、父の喪に依り服解。（二所太神宮例文）

二月是月　甲冑を帯せし将卒、白馬に跨り二見浦の海上を東に向かって進軍せり。これ平将門討滅の御祈ありし神異なりと。（弘安参詣記）

三月　十七日　東寺寺主僧真演、川合・大国両庄沙汰の為下向の時、盗人に殺害

せられ、寺次第文書公験三分の一紛失す。（平安遺文一二九七号）

五月　十五日　伊勢以下の諸社に奉幣して、兵革消すべきの由を祈る。（日本紀略・本朝世紀）

六月　十一日　月次祭使忠望王に副えて、祈雨の由を祈る。（本朝世紀）

七月　五日　去る六月十二日伊勢使を闕くに依り、正親正忠綱王をして過状を進めしむ。（本朝世紀）

閏七月　二日　祭主神祇大副大中臣奥生卒す。（類聚大補任・二所太神宮例文）

九月　十一日　内裏に犬死穢有るに依り、伊勢例幣を延引す。（本朝世紀・貞信公記抄）

九月　十三日　伊勢例幣を追行す。（本朝世紀・貞信公記抄）

十月　七日　神祇少副大中臣頼基を祭主に任ず。（本朝世紀。類聚大補任は三日、二所太神宮例文は四月、中臣氏系図は天慶三年とす）

十二月　十一日　斎王御遙拝あらせらるべきの状を太神宮申すこと有り。（貞信公記抄）

十二月　十四日　明日諸社に奉幣すべき処、死穢有るに依り延引す。（本朝世紀）

十二月　十五日　天変に依り、斎主大中臣頼基をして、太神宮及び諸社に祈祷せしむ。（本朝世紀・貞信公記抄）

天慶　三年（九四〇）

正月　六日　東西の兵革に依り、斎主大中臣頼基をして、太神宮に奉幣し、五畿七道の諸神に各位一階を授く。（貞信公記抄・師守記・園太暦）

正月　七日　東西の兵革を禳わんが為、太神宮に奉幣使を発遣す。（日本紀略・貞信公記抄・西宮記）

正月二十一日　東西の兵革に依り、太神宮に奉幣使を発遣す。（貞信公記抄・小右記・師守記）

三月是月　大宮司大中臣邦光を改任す。（二所太神宮例文）

四月　十日　東西の兵乱に依り、太神宮以下諸社に奉幣使を発遣す。（貞信公記抄・兵範記・師守記）

八月　八日　大舎人番長大中臣茂光以下、伊勢造宮使を発遣す。（類聚符宣抄）

八月二十七日　平将門追討祈祷の為、太神宮に伊勢国員弁郡并びに尾張・三河・遠江国封戸各十戸を寄せ奉る。（神宮雑例集・扶桑略記・新抄格勅符抄・太神宮諸雑事記）

九月　十一日　伊勢例幣。（西宮記）

九月　十七日　凶賊并びに怪異の事に依り、伊勢以下の十三社に奉幣す。（師守記）

十月二十八日　伊勢以下の十二社に奉幣して、凶賊并びに種々の怪異を禳わしむ。（師守記）

天慶　四年（九四一）

二月　六日　凶賊に依り、伊勢以下の十三社に奉幣す。（師守記）
三月二十八日　源正明を伊勢権守に任ず。（公卿補任）
三月是月　大中臣祖守を少宮司に任ず。（類聚大補任）
五月　十二日　凶賊の事に依り、伊勢以下の十三社に奉幣す。（師守記）
六月　三日　大中臣元房を大宮司に任ず。（類聚大補任）
六月　十一日　触穢に依り、月次祭を延引す。七月二十九日、追行す。（本朝世紀）
七月二十五日　皇太神宮祢宜荒木田最世に替えて、同行真を任ず。（皇太神宮祢宜補任次第・類聚大補任）
八月　十三日　臨時祈年穀奉幣使を伊勢以下の十六社に発遣す。（本朝世紀）
九月　十一日　伊勢例幣。（本朝世紀）
九月二十二日　伊勢例幣使、豊受宮宝殿の開かざる由を奏す。（本朝世紀）

天慶　五年（九四二）

二月　五日　神祇官陰陽寮等を召して豊受宮宝殿の開かざる由を占申せしむ。（本朝世紀）
四月　十三日　将門追討の御祈祷の為、二宮祢宜に各一階を賜う。（本朝世紀）
四月　十四日　東国・南海の凶賊平定報賽に依り伊勢以下諸社に奉幣す。（日本紀略・本朝世紀）
六月　二十日　伊勢以下十七社に臨時奉幣使を発遣す。（本朝世紀）

天慶　六年（九四三）

十一月　五日　伊勢太神宮等に奉幣す。（日本紀略・西宮記）

六月　五日　伊勢太神宮以下十六社に祈年穀奉幣す。（日本紀略）

八月　二日　大宰府四天王寺の仏像堂舎鳴り響くに依り、伊勢太神宮に奉幣す。（日本紀略）

九月　十一日　伊勢例幣。（西宮記）

九月是月　皇太神宮御遷宮。但し、穢に依りて式日を延引す。（日本紀略）

十一月　十五日　太神宮司、伊賀山田前郡司伊賀良茂の私に神領宇太良手山の地子物を勘取することを禁ず。（光明寺文書）

天慶　七年（九四四）

正月　九日　豊受太神宮祢宜度会春彦卒す。（豊受太神宮禰宜補任次第）

三月　五日　大中臣本峯を権大宮司に任ず。（類聚大補任）

九月　六日　今月一日左近衛府に失火の穢有るに依り、伊勢例幣の日を改定す。（北山抄）

九月是月　太神宮及び諸社諸寺をして、晴を祈らしむ。（北山抄）

十月是月　太神宮及び諸社に奉幣す。（北山抄）

是歳　神宝を皇太神宮に奉る。（久志本年代記抜書）

天慶　八年（九四五）

正月　十八日　中務卿重明親王の室・斎宮徽子女王の母藤原寛子卒す。（日本紀略）

正月二十三日　母の喪に遭い斎宮退出せしむべき事を議す。（貞信公記抄）

正月二十七日　伊勢斎王を退出せしむる為、路次の国々に行宮を造らしむ。（貞信公記抄）

三月　十五日　斎宮徽子女王、近長谷寺に白玉一丸を施入す。（近長谷寺資財帳）

三月　十六日　斎宮及び斎院の用度闕乏の由を奏す。（貞信公記抄）

七月　　二日　旱魃に依り軒廊御卜を行う。（貞信公記抄・江家次第）

七月　十六日　斎王御退出に依り、奉迎使を大中臣頼基と定む。（本朝世紀）

八月　　五日　斎王御退出せしむべく、使神祇権少副大中臣頼基太神宮に参向すべき官符を山城・大和・伊賀・伊勢等の国に下す。（本朝世紀）

八月　十三日　奉迎使大中臣頼基を遣わして、斎王御退下の由を太神宮に奉告す。（本朝世紀）

八月　二十日　伊勢斎王奉迎使進発に依り、建礼門前に大祓事有り。（本朝世紀）

九月　十一日　伊勢例幣使を発遣し、豊受太神宮御遷宮延引の事を謝り申す。（本朝世紀）

十二月　　十日　豊受太神宮御遷宮の雑事を定む。（本朝世紀・貞信公記抄）

十二月　十三日　豊受太神宮に神宝使及び御装束使として神祇伯忠望王を発遣す。（日本紀略・貞信公記抄）

十二月　十六日　豊受太神宮、御遷宮。（本朝世紀）

天慶　九年（九四五）

二月　四日　祈年祭、穢に依り延引す。十九日、追行す。（日本紀略）

四月　七日　豊受太神宮祢宜等、神主徳世等の神宮四至内居住を禁ぜられんことを神祇官に請う。尋で、之を聴す。（皇字沙汰文）

四月二十二日　伊勢太神宮に奉幣して御即位の由を告ぐ。（貞信公記抄・即位部類記）

五月　十五日　太神宮及び諸社に奉幣して、雨を祈る。（貞信公記抄）

五月二十七日　英子内親王を斎宮に卜定す。（貞信公記抄・北山抄）

六月　二日　斎宮卜定の由并びに宮中物忌に依り、御幣使を伊勢并びに諸社に奉遣す。（貞信公記抄）

六月　十六日　神祇大祐大中臣頼行をして太神宮及び石清水・貴布祢社の祟を祈り申せしむ。（貞信公記抄）

六月　十八日　勅使を関白忠平の第に遣わして、太神宮等の事を定めしむ。（貞信公記抄）

八月　十三日　伊勢使を発遣す。（政事要略）

八月二十六日　伊賀神戸預等、公民を以て太神宮神領名張山預職に補するを停めんことを請う。尋で、之を聴す。（光明寺文書）

九月　十一日　伊勢例幣穢に依り延引す。（貞信公記抄）

九月　十六日　斎宮英子内親王薨ず。（貞信公記抄・一代要記）
十月　十三日　伊勢例幣を追行す。（貞信公記抄）
十月二十二日　太神宮に使を遣わして、斎内親王薨ずる由、並びに明春斎王を定むべき事等を告ぐ。（貞信公記抄）
十一月　六日　大嘗会を行うべきの状を太神宮に奉告し、又、皇太神宮仮殿御遷宮の事を申さしむ。（貞信公記抄）
十一月　十八日　皇太神宮正殿度々開かざるに依り、仮殿を造り奉遷す。斎王奉告の使惟時王、正殿開く由を奏す。（貞信公記抄）

天慶　十年（九四七）

二月　一日　藤原守義を伊勢守に任ず。（公卿補任）
二月二十六日　悦子女王を斎王に卜定す。（日本紀略・貞信公記抄）
二月二十八日　太神宮に奉幣して斎王卜定の由を告ぐ。（日本紀略）
三月　十四日　大中臣茂生を大宮司に任ず。（類聚大補任）
三月二十八日　大中臣当行を少宮司に任ず。（類聚大補任）
四月　二十日　太神宮并びに諸社に一代一度の大神宝及び大奉幣使を発遣す。（日本紀略・貞信公記抄）

天暦　元年（九四七）

六月　二十日　斎宮の初斎院を定めしむ。（日本紀略）
七月　九日　御祈に依り、伊勢以下十社に臨時幣帛を奉る。（日本紀略）

八月　五日　豊受太神宮祢宜度会晨晴辞職し、康平父の譲を請う。（豊受太神宮祢宜補任次第）

八月二十五日　斎王御禊の日時を定む。（日本紀略）

九月　八日　豊受太神宮祢宜度会康平を任ず。（豊受太神宮祢宜補任次第）

九月　十日　斎王初度御禊御前を定む。（日本紀略）

九月　十一日　伊勢例幣を延引す。（日本紀略）

九月　十五日　祭主大中臣頼基をして、天変并びに神託有りて兵革あらんとするに依り、太神宮に祈り申さしむ。（日本紀略）

九月二十五日　斎王鴨川に禊して初斎院主殿寮に入る。（日本紀略・貞信公記抄）

十月　三日　伊勢例幣を追行、併せて疱瘡・赤痢并びに御薬平安を祈り申さしむ。（日本紀略）

天暦　二年（九四八）

正月　十一日　伊勢守藤原守義、越前守に転任す。（公卿補任）此の後、橘惟風を伊勢守に任ず。（政事要略）

二月　三日　伊勢使符に内印を請う。（日本紀略）

三月　十五日　伊勢造宮使を補し、位禄文を奏す。（日本紀略）

五月　三日　太神宮及び諸社に奉幣して、雨を祈る。（日本紀略・貞信公記抄）

六月　十一日　月次祭奉幣。（日本紀略・貞信公記抄）

八月　七日　斎王野宮入御の料として絹四百三十余疋を賜う。（貞信公記抄）
八月　十五日　太神宮等十六社に幣を立て、秋霖を祈る。（日本紀略・西宮記）
九月　七日　斎王野宮御禊。（日本紀略）
九月　八日　斎宮禊次第司を任ず。（日本紀略）
同日　豊受太神宮祢宜神主康平を補す。（類聚符宣抄・二所太神宮例文）
九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略）
九月二十六日　斎王鴨川に禊し、野宮に入る。（日本紀略）
十二月　三十日　元斎王徽子女王、入内せらる。（源語秘訣）

天暦　三年（九四九）

正月二十四日　大江朝綱を伊勢権守に任ず。（公卿補任）
二月　十三日　伊勢以下十二社に使を遣わして、天変・恠異を祈祷せしむ。（日本紀略）
四月　七日　元斎王徽子女王を女御と為す。（日本紀略）
六月　十一日　月次祭、穢に依り延引す。七月二十二日、追行し、併せて年穀を祈り、疫癘を消す為、臨時奉幣を加う。（日本紀略）
六月二十三日　祭主大中臣頼基をして、炎旱を太神宮に祈らしむ。（日本紀略）
七月　十七日　伊勢斎王装束使を任ず。（日本紀略）
八月二十一日　斎宮群行の御前及び寮人等を定む。（日本紀略）

八月二十二日　斎宮群行に依り、来九月を以て斎月と為す。（類聚符宣抄）
九月　七日　斎宮群行に依り、朱雀院に於いて大祓す。（日本紀略）
九月　九日　斎宮群行の日を本日より二十三日と改む。（類聚符宣抄）
九月　十一日　伊勢例幣を停む。（類聚符宣抄）
九月　十九日　斎宮寮官人を任ず。（日本紀略）
九月二十二日　右大臣師輔、斎宮群行の次第を注進す。（九暦）
九月二十三日　斎宮悦子女王、桂川に禊して神宮に向かう。天皇八省院に御したまい発遣す。（日本紀略・九暦）

天暦　四年（九五〇）

三月是月　大中臣伊茂を権大宮司に任ず。（類聚大補任）
閏五月　十一日　豊受太神宮祢宜一員を加え、二員とす。度会雅風を任ず。（類聚大補任）
六月　十一日　伊勢以下諸社に奉幣す。（園太暦）
六月　十六日　伊勢以下諸社に奉幣す。（園太暦）
九月　十一日　伊勢例幣。上皇、御願の神宝を例幣使に付して奉らしめ給う。（西宮記）

天暦　五年（九五一）

七月　八日　伊勢幣有り。（西宮鈔）
十二月二十一日　豊受太神宮祢宜度会雅風を先労に依り一祢宜とす。（豊受太神宮

祢宜補任次第）

天暦　六年（九五二）　正月　十一日　藤原朝忠を伊勢権守に任ず。（公卿補任）

六月　十九日　伊勢以下五社に奉幣して、雨を祈る。（康当記）

七月　　八日　伊勢幣。（西宮鈔）

十二月　　七日　大中臣中理を大宮司に任ず。（類聚大補任）

天暦　七年（九五三）　正月二十八日　大宮司大中臣中理、神田三町を員弁郡に寄せ進る。（神宮雑例集・太神宮参詣記）

正月二十九日　伊勢権守藤原朝忠、備前守に転任す。（公卿補任）

二月　十一日　伊勢近長谷寺座主等、同寺資財流記帳を作成す。（近長谷寺資財帳）

三月　　二日　大中臣公頼を少宮司に任ず。（類聚大補任）

八月　三十日　穢に触れざる所司をして、伊勢例幣の事を行う。（西宮記）

九月　十一日　伊勢例幣。（西宮記・北山抄）

九月是月　神服・神麻績二機殿より神御衣奉持の節、五十鈴川洪水に依り往還通わず。三員宮司相共に二日間宇治山に逗留し、十六日船に乗り神御衣を渡り奉り奉納す。（太神宮諸雑事記）

天暦　八年（九五四）　五月　十七日　太神宮司、度会郡司をして、酒殿を造進せしむ。（太神宮諸雑事記）

七月　　八日　伊勢幣有り。（西宮鈔）

九月　十一日　伊勢例幣。（小右記）
九月　十四日　斎宮悦子女王の父・三品式部卿重明親王薨ず。（扶桑略記）
六月　十一日　月次祭を延引す。二十三日、追行し、併せて臨時奉幣を加う。（小右記）
七月　十七日　楽子内親王を斎宮に卜定す。（十三代要略）
閏九月　十一日　伊勢例幣を追行す。（北山抄）
四月　十九日　天変・旱炎に依り、太神宮等の諸社に奉幣す。（西宮記）
五月　十一日　大外記御船伝説をして、六位官人を以て祭主に補することを勘えしむ。（三十六人歌仙伝）
五月二十九日　神祇少副大中臣公節を祭主に補す。（中臣氏系図・帥記。祭主補任・類聚大補任・二所太神宮例文は天徳二年十二月とす）
是歳　祭主大中臣頼基卒す。（祭主補任・中臣氏系図。類聚大補任・二所太神宮例文は天徳二年とす）

天暦　九年（九五五）

天暦　十年（九五六）

天暦十一年（九五七）
三月二十五日　祈雨に依り、十六社に奉幣使を発遣す。二十六日、雨降。（日本紀略）
四月是月　大中臣藤世を権大宮司に任ず。（類聚大補任）
八月　二日　斎宮寮除目。（日本紀略）

八月二十九日　斎宮群行有るべきに依り、朱雀門に大祓す。（日本紀略）
同日　参議藤原朝忠を斎王長奉迎使と為す。（九暦）
九月　五日　斎宮楽子内親王、桂川に禊し、伊勢に向かう。天皇八省院に幸したまい発遣す。（日本紀略）
九月　十五日　斎宮下り侍りける時の御製あり。（拾遺和歌集）

天徳　二年（九五八）

四月二十七日　大中臣氏高を大宮司に任ず。（類聚大補任）
六月　十六日　霖雨に依り、伊勢・平野奉幣使を発遣す。（園太暦）
九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略）

天徳　三年（九五九）

十月二十九日　権大宮司大中臣藤世、母喪に遇い服解。（類聚大補任）
四月　十七日　新銭を太神宮以下十一社に奉る。（日本紀略）
五月　四日　太神宮以下十六社に奉幣す。（日本紀略）
七月是月　大中臣興種を少宮司に任ず。（類聚大補任）
九月　十一日　内裏の犬産穢に依り、伊勢例幣を延引す。（日本紀略）
九月二十五日　神嘗幣使を発遣す。（日本紀略）

天徳　四年（九六〇）

三月二十二日　伊勢以下十二社に奉幣す。（日本紀略）
五月　十四日　炎旱に依り重ねて御卜を行うに、太神宮并びに豊受宮御膳預人の穢有りとす。（祈雨記）

六月　十一日　内裏に死穢あるに依り、月次祭を停む。（日本紀略）
七月　　十日　伊勢臨時奉幣。（日本紀略）
九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略）
九月　十六日　豊受太神宮神嘗祭。西宝殿開かず、御鞍を外幣殿に奉納す。（伊勢公卿勅使雑例）
十月　　三日　祭主大中臣公節・宮司大中臣氏高、大中臣氏と異姓なるを以て、釐務を停止せらる。（太神宮諸雑事記）
十月　　四日　太神宮に奉幣す。（日本紀略）
十一月　　一日　伊勢以下六社に奉幣して、内裏焼亡を告ぐ。（日本紀略・西宮記）
十一月　十七日　諸卿をして、祭主大中臣公節異姓の理非を定む。（祭主補任）
十一月　十九日　伊勢等の諸社に奉幣して、造内裏の由を告ぐ。（日本紀略・西宮記）
十二月　十一日　月次・神今食祭。太神宮に御幣を漏らし忘れて副えず。（伊勢公卿勅使雑例）
十二月二十三日　大中臣茂生を大宮司に任ず。（二所太神宮例文）

応和　元年（九六一）

閏三月　十三日　太神宮に臨時奉幣し、去年十二月月次祭に御幣を進めざりしを祈謝す。（日本紀略）
六月　十一日　祈雨奉幣を太神宮月次祭使に付す。（祈雨記）

七月二十六日　太神宮以下十六社に奉幣して止雨を祈る。（日本紀略・西宮記）
九月　十一日　左近衛府の穢内裏に及ぶに依り、伊勢例幣を延引す。（日本紀略）
九月二十三日　延引の伊勢例幣を追行す。（日本紀略）
十月　十四日　新造内裏遷御御祈の為、太神宮以下十一社に奉幣使を発遣す。（日本紀略）
十月二十四日　太神宮祢宜一員を加え二員とす。荒木田興忠を任ず。（二所太神宮例文。皇太神宮祢宜補任次第は十二月二十二日とす）
是歳　大宮司大中臣中理の太神宮に寄進せる御常供田を停む。（神宮雑例集）

応和　二年（九六二）

正月二十六日　祭主大中臣公節を罷め、神祇権少副大中臣元房を之に替う。（祭主補任。公節の罷免、類聚大補任は天徳四年、中臣氏系図は本月二十一日とし、元房の任免、祭主補任裏書及び後文に本月二十二日などとし一定せず）
二月二十七日　太神宮に奉幣し、伊勢国三重郡を寄進し、二宮祢宜に一階を叙す。（日本紀略・延喜式）
五月二十六日　伊勢守源保衡をして、皇太神宮造営を催し行わしむ。（日本紀略）
六月　十一日　太神宮以下十六社に奉幣して、止雨を祈る。（日本紀略）

六月二十二日　斎宮寮の穢に依り、是日、斎王・宮司等参宮す。（太神宮諸雑事記）

七月二十三日　祭主大中臣元房、大宮司大中臣茂生等を召して、斎宮南門触穢のことを追問せしむ。（太神宮諸雑事記）

七月二十七日　造伊勢太神宮使大中臣善道、皇太神宮新宮心御柱建立の違例を奏す。（神宮雑例集）

八月　十六日　大宮司大中臣茂生、皇太神宮心御柱誤る由を申す。（神宮雑例集）

八月二十二日　内裏の穢に依りて、皇太神宮御遷宮延引等の例を勘申せしむ。（日本紀略）

同日　神事を穢すに依り、太神宮御厨案主秦茂興等に祓を科す。（類聚符宣抄）

八月二十六日　神祇権大祐大中臣理明、太神宮正殿心御柱実検して奏上し、左大臣実頼改造の可否を定む。（神宮雑例集）

八月二十六日　皇太神宮御造営の竣功を奏す。（日本紀略）

八月二十七日　左大臣実頼、皇太神宮心御柱を改め立つことは恐れありとす。（神宮雑例集）

八月二十八日　太神宮新宮心御柱例に違いて立てる祢宜・内人等に祓を科す。（日本紀略・西宮記）

九月　七日　皇太神宮諸遷宮に依り、神宝使を発遣す。（日本紀略・西宮記）
九月　十一日　内裏の穢に依り、伊勢例幣を延引す。（日本紀略）
九月　十三日　伊勢例幣を追行し、兼ねて新宮正殿の心御柱誤り立つるの由を祈謝せしむ。（日本紀略）
九月　十六日　皇太神宮、御遷宮。（二所太神宮例文）
十一月二十五日　太神宮及び石清水八幡宮に奉幣す。（日本紀略）

応和　三年（九六三）

三月二十二日　大宮司大中臣茂生を以て、造宮司を兼ねしむ。（西宮記）
五月二十一日　太神宮以下の諸社に奉幣神宝使を発遣す。（日本紀略）
六月　九日　炎旱に依り、太神宮以下十六社に奉幣して、年穀を祈る。（日本紀略・朝野群載）
七月　十五日　太神宮以下二十八社に奉幣して、雨を祈る。（日本紀略）
九月　十一日　穢に依り、伊勢例幣を延引す。（日本紀略・西宮記）
九月二十六日　伊勢例幣を追行す。（西宮記）
十一月　十七日　太神宮以下七社に奉幣す。（日本紀略）
是歳　豊受太神宮、仮殿御遷宮。（中右記）

応和　四年（九六四）

二月二十八日　太神宮以下七社に奉幣す。（日本紀略）
六月二十八日　太神宮以下十六社に奉幣す。（日本紀略）

応和年中

康保　元年（九六四）　九月　七日　度会郡沼木郷の惣刀祢の事、豊受太神宮二祢宜を以て刀祢職を定め置きて以来、小刀祢を補し、郷内の不浄を検察し、狼藉者を禁ぜしむ。（古老口実伝）

豊受太神宮御遷宮神宝使として左少弁紀文相を発遣す。（日本紀略・西宮記）

九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略）

康保　二年（九六五）　九月　十五日　豊受太神宮、御遷宮。（二所太神宮例文）

二月　十九日　大中臣中理を大宮司に任ず。（類聚符宣抄。二所太神宮例文は十月十二日とす）

三月　六日　斎宮楽子内親王に御著裳料装束等を賜う。（西宮記）

三月二十六日　太神宮以下五社に奉幣す。（日本紀略）

五月　十一日　源重光を伊勢権守に任ず。（公卿補任）

七月二十三日　太神宮以下十六社に奉幣す。（日本紀略）

九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略）

十一月　十日　兵庫寮火事に依り、太神宮以下七社に奉幣す。（日本紀略）

康保　三年（九六六）　五月二十五日　賀茂社鳴動するに依り、太神宮以下七社に奉幣す。（日本紀略）

七月二十五日　十六社に奉幣使を遣わし奉る。（日本紀略）

閏八月二十一日　止雨の為、太神宮以下十六社に奉幣す。（日本紀略・諸神記）
九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略）
十二月　十一日　月次祭。八社幣帛を加え奉らる。（日本紀略）

康保　四年（九六七）

四月二十六日　太神宮に奉幣す。（日本紀略）
五月　十三日　諸社に奉幣使を遣わし奉る。（日本紀略）
六月　十一日　先帝崩御に依り、月次祭を停む。（日本紀略）
六月是月　大宮司大中臣中理、母喪に依り服解す。（二所太神宮例文）
九月　十一日　穢に依り、伊勢例幣を延引す。（日本紀略・本朝世紀）
九月　十九日　天変御祈に依り、太神宮以下十四社に奉幣し、伊勢例幣を加う。（本朝世紀）
九月二十二日　使神祇伯懐古王を太神宮に遣わして奉幣し、御即位の由を告ぐ。（日本紀略）
十一月　十一日　斎王退出使として神祇少副大中臣能宣進発す。（日本紀略・本朝世紀）

康保　五年（九六八）

二月　二十日　大神宝使発遣等の日程を勘申せしむ。（本朝世紀）
七月　一日　輔子内親王を斎宮に卜定す。（日本紀略）
七月　七日　斎宮・斎院卜定に依り朱雀門に大祓し、太神宮・賀茂社に奉告す。

（日本紀略）

安和　元年（九六八）　八月是月　大宮司大中臣中理復任す。（二所太神宮例文）

九月　八日　十六社に奉幣す。（日本紀略）

九月　十日　神嘗祭奉幣使に斎部の官人無きに依り、散位斎部友則を奉幣使忌部に供奉せしむ。（類聚符宣抄）

十月　二十日　一代一度の大神宝使を太神宮及び諸社に発遣す。（日本紀略）

十一月　十四日　伊勢権守源重光、播磨権守に転任す。是月、源延光を伊勢権守に任ず。（公卿補任）

十一月二十一日　太神宮に奉幣使を遣わして、大嘗祭を行う由を告ぐ。（日本紀略・北山抄）

十二月　二日　斎宮初斎院御禊御前・次第使等を定む。（日本紀略）

十二月二十五日　斎宮輔子内親王御禊し、野宮右近衛府に入る。（日本紀略）

安和　二年（九六九）　二月　七日　東寺、大国庄司をして成願寺所領川合庄を免除せしむ。（平安遺文三〇一号）

三月二十九日　左大臣源高明謀反の成就を太神宮に祈祷するの嫌疑に依り、大宮司大中臣中理の職を停む。（太神宮諸雑事記）

五月是月　大中臣公頼を大宮司に任ず。（二所太神宮例文。大日本史料及び

神宮史年表、三月とす。今は群書類従本に従う）

九月　十一日　前斎院婉子内親王の薨去に依り、伊勢例幣を延引す。（日本紀略）

九月　二十日　伊勢例幣を追行し、併せて御即位の由を告ぐ。（日本紀略）

十一月　四日　斎宮輔子内親王、冷泉天皇御譲位に依り、初斎院左近衛府より退出す。（日本紀略・吉記）

十一月　十六日　隆子女王を斎宮に卜定す。（日本紀略）

十一月二十七日　太神宮に奉幣して、斎王を立てるの由を告ぐ。（日本紀略）

天禄　元年（九七〇）

三月　二十日　一代一度大神宝使を太神宮及び諸社に発遣す。（日本紀略・小右記）

四月　三日　斎宮隆子内親王の初斎院を定む。（園太暦）

六月　十一日　祈年祭を延引す。二十日、追行す。（日本紀略）

九月　二日　斎宮隆子内親王野宮に入る次第司御前定。（園太暦）

九月　八日　斎宮隆子内親王、鴨川に禊して、初斎院主水司に入る。（日本紀略）

九月　三十日　斎宮隆子内親王、野宮に入る。（日本紀略）

十月二十六日　豊受太神宮祢宜度会雅風、職を辞して広隣に譲る。（豊受太神宮祢宜補任次第）

十二月　七日　豊受太神宮禰宜度会広隣を任ず。（豊受太神宮祢宜補任次第）

十二月是月　豊受太神宮二祢宜度会康平、一祢宜雅風に替りて執印。（二所太

神宮正員祢宜転補次第記）

天禄　二年（九七一）

六月二十一日　祈雨、十六社に奉幣す。（日本紀略）

八月　十一日　斎宮寮除目。（日本紀略）

九月　　三日　斎王群行に依り、御燈を停む。（日本紀略）

九月　　九日　斎王群行に依り、重陽宴を停む。（日本紀略・年中行事秘抄）

九月　十一日　内裏の犬産の穢に依り、伊勢例幣を延引す。（日本紀略）

九月　十七日　伊勢例幣を追行す。（日本紀略）

九月二十一日　斎宮寮諸司除目。（日本紀略）

九月二十三日　斎宮群行。天皇大極殿に行幸あらせられ、発遣す。（日本紀略・年中行事秘抄・小右記）

十二月　十一日　月次祭・神今食。明年御元服に依り、伊勢奉幣を加えらる。（日本紀略・西宮記・愚昧記）

天禄　三年（九七二）

正月二十四日　藤原安親を伊勢守に任ず。（公卿補任）

閏二月　十九日　祭主大中臣元房卒す。（中臣氏系図。祭主補任は正月とす）

四月　　十日　神祇大副大中臣能宣を祭主に補す。（二所太神宮例文・中臣氏系図。大中臣氏系図は閏二月十九日、祭主補任は十一月とす）

九月　十一日　穢に依り、伊勢例幣を延引す。（日本紀略・親信卿記）

天禄　四年（九七三）

九月　十三日　伊勢例幣を追行す。（日本紀略・親信卿記）

正月是月　大宮司大中臣公頼を五位に叙す。（二所太神宮例文）

三月是月　氏人等の訴に依り大宮司大中臣公頼を停任さる。（二所太神宮例文）

四月　十七日　大中臣当行を大宮司に任ず。（二所太神宮例文）

五月二十三日　太神宮以下十六社に奉幣使を発遣す。（日本紀略・親信卿記）

九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略）

同日　伊勢国安濃郡を太神宮に寄せ奉る。（日本紀略・神宮雑例集・類聚符宣抄・延喜式）

十一月二十五日　皇太神宮祢宜荒木田行真に替えて、同茂忠を任ず。行真、是歳卒す。（大中臣氏系図・二所太神宮例文・皇太神宮祢宜補任次第）

天延　元年（九七三）　是歳　皇太神宮祢宜行真に替りて荒木田興忠執印。（皇太神宮祢宜補任次第）

天延　二年（九七四）　二月　五日　両宮祢宜三員に加え任ず。皇太神宮祢宜荒木田秋真・豊受太神宮祢宜度会安兼を任ず。（二所太神宮例文・皇太神宮祢宜補任次第・豊受太神宮祢宜補任次第）

五月二十一日　太神宮以下の諸社に奉幣す。（日本紀略）

六月　十一日　祈年祭、内裏の穢に依り延引す。七月九日、追行す。（日本紀略）

九月　八日　太神宮以下十六社に奉幣して、疱瘡の災を払い、又年穀を祈る。（日本紀略・親信卿記）

九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略）

閏十月　十七日　斎宮隆子女王、疱瘡の病に依り卒す。（日本紀略）

十一月二十一日　斎宮隆子女王卒去に依り、軒廊御卜を行い、太神宮に奉幣使を発遣す。（日本紀略・親信卿記）

天延　三年（九七五）

二月二十七日　規子内親王を斎宮に卜定す。（日本紀略。歴代編年集成は六月二十七日とす）

三月　五日　斎王卜定に依り、朱雀門に大祓す。（日本紀略）

三月二十二日　太神宮に奉幣し、斎内親王卜定の由を告ぐ。（日本紀略）

五月二十三日　太神宮以下十六社に奉幣す。（日本紀略）

六月　四日　太神宮に奉幣し、霖雨止むを請う。（日本紀略）

八月　九日　去月日蝕に依り、十三社に奉幣す。（日本紀略）

八月二十四日　豊受太神宮祢宜度会雅風卒す。（豊受太神宮禰宜補任次第）

九月　十二日　伊勢例幣。（日本紀略）

十二月　九日　朔平門火并びに変異に依り、十二社に奉幣す。（日本紀略）

十二月二十八日　本宮具わらざる由を申すに依り、斎宮規子内親王御禊を延引し、

大祓す。（日本紀略）

是歳　豊受太神宮祢宜度会安兼、前労の由を訴え申し、広隣の上に列し二祢宜となる。（豊受太神宮祢宜補任次第）

天延　四年（九七六）　正月　七日　前大宮司大中臣茂生卒す。（大中臣氏系図）

二月　十九日　桂芳坊犬死の穢に依り、斎内親王御禊を延引す。（日本紀略）

二月二十三日　斎内親王御禊延引に依り、建礼門に大祓す。（日本紀略）

二月二十六日　斎内親王御禊し、侍従厨家に遷座す。（日本紀略）

貞元　元年（九七六）　六月　一日　太神宮等の諸社に奉幣す。（日本紀略）

八月　九日　太神宮以下六社に奉幣して、造内裏事始を告ぐ。（日本紀略）

八月二十六日　斎宮規子内親王、初斎院侍従厨家にて庚申御遊。（源順集）

九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略）

九月二十一日　斎宮規子内親王、鴨川に禊して野宮に入る。（日本紀略）

十月二十七日　斎宮規子内親王野宮に於いて庚申御遊。（源順集）

貞元　二年（九七七）　二月　十五日　太神宮以下七社に奉幣す。（日本紀略）

六月二十五日　十六社に奉幣す。（日本紀略）

七月　六日　新造内裏遷御に依り、諸社に幣帛使を遣わし奉る。（日本紀略）

閏七月二十三日　太神宮以下十六社に奉幣して、止雨を祈る。（日本紀略）

九月　三日　斎王群行に依り、御燈を停む。（日本紀略）
九月　七日　斎宮寮除目。（日本紀略）
九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略）
九月　十五日　斎宮寮并びに十二司除目。（日本紀略）
九月　十六日　斎宮規子内親王、桂川に禊して群行。天皇小安殿に御したまい発遣す。（日本紀略）この時に資子内親王餞する歌あり。（斎宮女御集）
九月　十七日　斎内親王の母女御徽子女王相従い下向するを先例無きに依り留めしむ。（日本紀略）
是日　女御徽子女王の斎宮に具して下り侍る時の歌二首。（拾遺和歌集・新古今和歌集）
是歳　二宮祢宜に一階を加う。（二所太神宮例文）

貞元　三年（九七八）
二月　四日　祈年祭、内裏の穢に依り延引す。十八日、追行す。（日本紀略）
七月　九日　天変悪異太一厄霖旱等に依り、十六社に奉幣す。（日本紀略）
九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略）
九月二十八日　皇太神宮祢宜荒木田興忠に替えて、同氏長を任ず。（皇太神宮祢宜補任次第）

天元　元年（九七八）
是歳　皇太神宮祢宜荒木田神主茂忠、興忠に替り執印。（皇太神宮祢宜

補任次第）

天元　二年（九七九）　三月　　三日　大中臣理信を大宮司に任ず。（二所太神宮例文）

六月　十一日　皇后藤原媓子崩御に依り、月次祭を延引す。（日本紀略）

天元　三年（九八〇）　正月是月　大宮司大中臣当行を壱岐守に任ず。（二所太神宮例文）

二月二十六日　太神宮以下十六社に奉幣す。（日本紀略）

九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略）

十二月　十三日　内裏焼亡に依り、太神宮以下の諸社に奉幣使を発遣す。（日本紀略）

天元　四年（九八一）　正月　十三日　斎宮寮雑舎十三宇火有り。（日本紀略）

二月　十四日　来る二十日造宮の事に依り、伊勢以下諸社に幣使を発遣す。（日本紀略）

二月　十六日　伊勢以下五社に幣使を発遣す。（日本紀略）

閏二月二十二日　太神宮祢宜荒木田興忠卒す。（皇太神宮祢宜補任次第）

三月二十一日　皇太神宮式年遷宮上卿の事を仰す。（小記目録）

五月　十一日　兵部卿致平親王出家するに際し、徽子女王伊勢より歌を贈らる。（斎宮女御集）

六月　十一日　月次祭、内裏の穢に依り延引す。二十九日、追行す。（日本紀略）

八月　　三日　伊勢幣。（小記目録）

八月　四日　太神宮御託宣あり。（小記目録）
八月二十五日　皇太神宮御遷宮に依り、大祓す。（小記目録）
九月　九日　皇太神宮御遷宮に依り、神宝使を発遣す。（小記目録）
九月　十一日　伊勢例幣。（小記目録）
九月　十七日　皇太神宮、御遷宮。（太神宮諸雑事記）

天元　五年（九八二）

二月　四日　祈年祭、内裏の穢に依り延引す。十八日、追行す。（日本紀略）
六月　一日　伊勢守藤原奉高を兼斎宮権頭に任ず。（小右記）
六月　十一日　石清水行幸の時の御願に依り、太神宮に神宝・御装束・金銀幣帛等を奉る。（日本紀略）
七月　八日　太神宮以下の諸社に幣帛使を発遣し、雨を祈る。（日本紀略・小記目録）
九月　十一日　伊勢例幣。（小記目録）
九月　十七日　斎宮規子内親王唐崎御禊。（小記目録）
十二月　八日　内裏の火事に依り、伊勢以下の諸社に幣使を発遣す。（日本紀略）

天元　六年（九八三）

二月　十七日　大中臣宗幹を大宮司に任ず。（二所太神宮例文）

永観　元年（九八三）

六月　十二日　伊勢以下の十六社に幣帛使を遣わして、雨を祈る。（日本紀略）
九月　十日　豊受太神宮御遷宮に依り、神宝使を発遣す。（日本紀略）

九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略）
九月　十五日　豊受太神宮、御遷宮。（二所太神宮例文）
五月二十八日　雨下ること乏しくして年穀豊かならざる上、今年三合厄に当たるに依り、伊勢以下十四社に奉幣す。（日本紀略）
九月　五日　太神宮に奉幣して、御即位の由を告ぐ。（日本紀略）
九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略）
十一月　四日　章明親王女済子女王を斎宮に卜定す。（日本紀略）斎宮卜定に依り、武蔵勅旨駒牽を翌五日に延引す。（小右記）
十一月　十三日　天変怪異に依り、太神宮以下の十一社に奉幣し、併せて斎宮卜定の由を太神宮に告ぐ。（小右記）

永観　三年（九八五）
二月　十七日　太神宮以下十六社に祈年穀御幣使を立つ。（小右記・日本紀略）
三月　十一日　迎斎宮使として右中弁菅原資忠を発遣す。（日本紀略）
四月　三日　前斎宮規子内親王御帰京、河陽館に入る。（小右記）
寛和　元年（九八五）
六月是月　臨時奉幣。世俗銭貨を賤して通用せざるに依る。（外記局記）
八月二十七日　太神宮以下諸社に、祈雨奉幣使を発遣す。（日本紀略）
閏八月二十六日　斎宮野宮の地を点定す。（日本紀略）
九月　二日　斎宮済子女王、鴨川に於いて禊し、初斎院左近衛府に入御。（日

永観　二年（九八四）

本紀略）

九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略）

九月二十一日　斎宮御禊点地。（日本紀略）

九月二十六日　斎宮済子女王、野宮に入御。野宮未だ造畢せずと雖も入御あらせらる。（日本紀略）

九月二十八日　盗、野宮に入り、侍女の衣装を盗み取る。（日本紀略）

十一月　十五日　一代一度の大神宝使を発遣す。（小右記・日本紀略）

寛和　二年（九八六）

三月二十三日　太神宮以下十二社に、臨時奉幣使を発遣す。（日本紀略・本朝世紀）

六月　十九日　斎宮済子女王、野宮に於いて滝口武者平致光と密通するとの風聞あり、神祇官をして此事の実否を祈祷せしむ。（日本紀略・本朝世紀）

六月二十二日　斎宮済子女王、野宮より退出せらる。（歴代編年集成）

七月　二日　伊勢・石清水・賀茂三社に幣帛使を遣わして、即位の事を告ぐ。（日本紀略）

八月　八日　恭子女王を斎王に卜定す。（日本紀略）

九月　五日　大奉幣使を遣わし奉る。（日本紀略）

九月　七日　伊勢太神宮の神人数十人、榊を捧げて陽明門に参り、国司清邦

に訴う。（百練抄）

十一月　一日　伊勢・石清水・賀茂三社に奉幣使を発遣す。（日本紀略）

十二月　十日　斎王恭子女王鴨川に禊して初斎院宮内省に入る。（小右記）

永延　元年（九八七）

八月二十一日　太神宮以下十八社に奉幣す。（日本紀略）

九月　七日　太神宮神人、陽明門に参りて国司清邦を訴う。（百練抄）

九月　十三日　斎王恭子女王東河に禊して野宮に入る。（日本紀略）

十月　十日　豊受太神宮祢宜度会康平、職を辞し彦晴に譲る。（豊受太神宮祢宜補任次第）

十一月　一日　豊受太神宮祢宜度会彦晴を任ず。（二所太神宮例文・豊受太神宮祢宜補任次第）

十一月是月　豊受太神宮二祢宜度会安兼執印。（二所太神宮正員祢宜転補次第記

十二月　十二日　兵庫寮失火の事に依り、太神宮以下七社に奉幣す。（日本紀略）

十二月　十六日　豊受太神宮祢宜一員を加え、四員と為す。度会行兼を任ず。（二所太神宮例文。豊受太神宮祢宜補任次第は十一日とす）

永延　二年（九八八）

四月二十八日　大中臣宣茂を大宮司に任ず。（類聚符宣抄。二所太神宮例文は五月とす）

八月二十三日　斎王群行に依り、左右京職及び五畿内・近江・伊勢等をして、来

月を以て斎月と為さしむ。（類聚符宣抄）
八月　三十日　斎宮群行に依り、大祓す。（小右記）
九月　三日　斎宮群行に依り、御燈を停む。（日本紀略）
九月　十三日　皇太神宮祢宜荒木田神主秋真、敏忠に譲る。（皇太神宮祢宜補任次第）
九月　十四日　荒木田神主秋真卒す。（皇太神宮祢宜補任次第）
九月　十五日　斎宮寮除目。（日本紀略）
九月　二十日　斎宮群行。（日本紀略・小右記）
十月　一日　長奉迎使藤原道兼帰京して、斎王平安に著かせられ給う由奏上す。（小右記）

永延　三年（九八九）
六月　七日　太神宮以下十一社に奉幣す。（日本紀略・小右記）
六月二十五日　賀茂社の怪異に依り、軒廊御卜を行い、太神宮以下十五社御幣使を定む。（小右記）

永祚　元年（九八九）
八月　十七日　天災変異に依り、太神宮以下の諸社に奉幣す。（日本紀略・西宮記）
九月　七日　大風損に依り、太神宮等に奉幣す。（日本紀略）
九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略）
十二月二十五日　太神宮に奉幣して、天皇明年御元服の由を告ぐ。（日本紀略）

永祚　二年（九九〇）　三月是月　大中臣是忠を神宮権預に任ず。（中臣社司補任）
八月二十二日　祈年穀並びに天変怪異・御悩事等に依り、太神宮以下諸社に奉幣す。（日本紀略）
九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略・本朝世紀）
正暦　元年（九九〇）　十一月　十八日　天変怪異に依り、太神宮以下諸社に奉幣す。（本朝世紀・小右記）
十二月　十三日　太神宮祭使を発遣す。（本朝世紀）
正暦　二年（九九一）　四月　八日　太神宮使を発遣するに依り、灌仏を止む。（日本紀略）
六月二十四日　太神宮以下十九社に祈雨奉幣す。（日本紀略）
八月　九日　祭主大中臣能宣卒す。（祭主補任）
九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略）
十一月是月　大中臣永頼を祭主と為す。（二所太神宮例文）
正暦　三年（九九二）　六月　十一日　内膳司に馬斃るの穢に依り、月次祭を延引す。十七日、追行す。（日本紀略）
七月二十一日　諸社に奉幣す。（日本紀略）
閏七月是月　豊受太神宮二祢宜度会広隣、一祢宜安兼の目盲のため執印止めらるを訴う。依りて安兼を二祢宜、広隣を一祢宜と為す。（二宮祢宜補任至要集）

九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略）
十一月　五日　太神宮以下諸社に奉幣す。（日本紀略）
十二月　八日　太神宮以下諸社に奉幣す。（日本紀略）

正暦　四年（九九三）

正月　八日　神宮預中臣時理卒す。（中臣社司補任）
五月　七日　伊勢以下六社奉幣。臨時御祈に依る。（日本紀略）
六月　七日　諸社に奉幣す。（日本紀略）
九月　十一日　伊勢例幣。（西宮記）
十一月二十二日　大原野行幸有るべきに依り、太神宮以下諸社に奉幣す。（日本紀略・本朝世紀）

正暦　五年（九九四）

二月　十七日　伊勢并びに諸社に祈年穀奉幣。（日本紀略・小右記）
二月二十三日　大中臣公忠を大宮司に任ず。（二所太神宮例文）
三月二十五日　内裏の放火及び疾癘のことに依り、太神宮以下諸社に奉幣す。（日本紀略・本朝世紀）
四月二十七日　疾疫に依り、太神宮以下諸社に奉幣す。（日本紀略・本朝世紀）
五月　二十日　疾疫に依り、太神宮以下諸社に奉幣す。（日本紀略・本朝世紀）
七月　八日　豊受太神宮祢宜一員を加え、五員とす。度会滋兼を任ず。（豊受太神宮祢宜補任次第・二所太神宮例文）

八月二十一日　諸社に奉幣す。天変恠異霖雨疾病の事等に依る。（日本紀略）
九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略）
九月　十九日　豊受太神宮権祢宜度会有真に同宮一祢宜執印の宣旨あり。明年より執印す。（豊受太神宮祢宜補任次第）
十二月　十一日　皇太神宮祢宜一員を加え、四員とす。荒木田厚頼を任ず。（二所太神宮例文。皇太神宮祢宜補任次第は一日とす）
十二月　十七日　太神宮以下諸社に奉幣す。（日本紀略）
十二月二十二日　皇太神宮祢宜荒木田厚頼卒す。（皇太神宮祢宜補任次第）
是歳　伊勢洪水、豊受太神宮浸水す。（春記）

正暦　六年（九九五）
正月　十三日　源経房を伊勢権守に任ず。（公卿補任）
正暦年中　祭主大中臣永頼、霊夢に感じて蓮台寺を勢田村に創建す。（古事談）
正暦年中　此頃、多田満仲、宇治大橋を造立すと伝う。（内宮会合年寄宇治橋起源覚書）

長徳　元年（九九五）
二月二十九日　皇太神宮祢宜荒木田神主茂忠・同荒木田神主敏忠等卒去。（類聚符宣抄・二宮祢宜補任至要集）
四月　五日　皇太神宮祢宜荒木田近光を任ず。（皇太神宮祢宜補任次第）
四月二十五日　皇太神宮祢宜荒木田茂忠死闕に替え、同延利を任ず。（類聚符宣

抄・二所太神宮例文。皇太神宮祢宜補任次第は二十四日とす）

六月　十四日　皇太神宮祢宜荒木田厚頼死闕に替え、同宣頼を任ず。（皇太神宮祢宜補任次第・二宮祢宜補任至要集）

八月二十二日　皇太神宮祢宜荒木田敏忠に替え、同利方を任ず。（皇太神宮祢宜補任次第・二宮祢宜補任至要集）

九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略）

十月　十二日　石清水行幸に依り、太神宮等七社に奉幣す。（日本紀略）

十二月　八日　諸社に幣使を遣わし奉る。（日本紀略）

是歳　伊雑宮、御遷宮。（伊雑宮旧記＜東山御文庫記録　甲七十九＞）

是歳　内宮祢宜荒木田氏長、内城田郷宮寺村に田宮寺を創立す。（氏経神事記）

長徳　二年（九九六）

正月　五日　皇太神宮祢宜荒木田宣頼に替えて同行宣を任ず。（皇太神宮祢宜補任次第）

二月二十五日　太神宮以下諸社に奉幣す。（日本紀略）

閏七月　九日　太神宮以下諸社に祈年穀奉幣。（日本紀略）

八月二十三日　豊受太神宮祢宜度会行兼、男氏忠に譲る。是歳卒す。（豊受太神宮祢宜補任次第）

八月二十六日　前斎宮寮頭源為正、盗の為に殺さる。（日本紀略）
十二月　八日　豊受太神宮祢宜度会氏忠を任ず。（豊受太神宮祢宜補任次第）
是歳　中臣是忠を神宮預、同為助を権預に任ず。（大中臣氏系図）

長徳　三年（九九七）
三月　十五日　二十社に奉幣す。（日本紀略）
四月二十二日　太神宮以下諸社に奉幣す。（日本紀略・小右記）
七月　十九日　太神宮以下諸社に臨時祈年穀奉幣。（日本紀略・権記）
八月　九日　大中臣千枝を造伊勢太神宮使に任ず。（二所太神宮例文）
九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略）
同日　二宮祢宜御祈の賞に依り一階を叙す。（二所太神宮例文）
九月二十九日　二見郷刀祢服福時、二見郷の空閑地を僧長忠に与う。（平安遺文四九一九号）
十月　十三日　幣帛使を諸社に遣わし奉る。筑紫の騒動に依る。（日本紀略）
是歳　豊受太神宮祢宜度会安兼職を辞し、季光に譲る。（豊受太神宮祢宜補任次第）

長徳　四年（九九八）
五月　四日　太神宮以下諸社に奉幣す。（日本紀略）
五月　二十日　大宮司印の木笥を銅を以て改鋳す。（神宮雑例集・太神宮印印笥銘）
七月二十一日　太神宮以下諸社臨時奉幣。使神祇少副大中臣佐俊所労有るに依

り、豊前掾大中臣惟朝を代官に立つ。（伊勢公卿勅使雑例）

九月　十一日　上卿不参に依り、伊勢例幣を延引す。（日本紀略）

十一月　九日　伊勢例幣を追行す。（日本紀略）

十二月　十六日　斎宮寮除目。（権記）

十二月　十七日　豊受太神宮祢宜季光を任ず。（二宮祢宜補任至要集。豊受太神宮祢宜補任次第は二月とす）

長保　元年（九九九）

二月　二十日　太神宮以下諸社に祈年穀奉幣。（日本紀略・本朝世紀）

三月二十三日　大中臣千枝を大宮司に任ず。（二所太神宮例文）

閏三月　十七日　太神宮以下諸社に奉幣す。（日本紀略・本朝世紀）

六月二十八日　内裏焼亡の御卜に依り、太神宮以下九社に奉幣す。（日本紀略・本朝世紀）

七月　二十日　民部卿藤原懐忠を太神宮遷宮上卿に、右中弁源道方を同遷宮弁と為す。（権記）

八月　十日　奉幣使。（日本紀略）

九月　二日　大中臣佐国を造豊受太神宮使に補す。（二所太神宮例文）

九月　十一日　内裏穢に依り、伊勢例幣を延引す。（日本紀略）

十月　十一日　伊勢例幣を追行す。（日本紀略）

長保　二年（一〇〇〇）

十二月　十一日　月次祭停止。太皇太后昌子内親王崩ずるに依る。（日本紀略）

二月　七日　伊勢国多気郡の人、興福寺別当真喜寂す。（日本紀略・権記・興福寺別当次第。興福寺略年代記・元亨釈書は長保元年、興福寺三綱補任は同三年とす）

二月　十一日　神宮預中臣是忠死す。（中臣社司補任）

二月二十七日　祈年穀奉幣、祭主大中臣永頼使と為りて伊勢に下る。（日本紀略・権記）

三月　二日　中臣助延を神宮権預に任ず。（中臣社氏補任）

三月二十三日　造宮に依り太神宮以下六社に奉幣使を発遣す。（日本紀略）

五月　六日　二十一社に奉幣使を発遣す。招俊堂雷火に依る。（日本紀略）

七月　十三日　大神社宝殿鳴動するに依り、二十一社に奉幣す。（日本紀略）

八月　二十日　米三百石を太神宮行事所に給う。（権記）

九月　五日　神宝を献ずるに依り、大祓あり。（日本紀略）

同日　祭主大中臣永頼重病を煩うに依り、前美作介大中臣輔親を以て九月神嘗祭幣帛を奉納し、遷宮の事祭主行うべきことを奏す。（権記）

九月　七日　伊勢神宝使として神祇伯秀頼王を遣わす。（権記・小右記・日本紀略）

九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略）
九月　十六日　皇太神宮、御遷宮。祭主大中臣永頼病悩に依り供奉せず、前美作守大中臣輔親を代官とす。（権記・明月記・太神宮諸雑事記）
九月二十四日　祭主大中臣永頼卒す。（祭主補任・二所太神宮例文）
九月二十六日　内裏の犬死穢に依り、造宮事を太神宮并びに諸社に告ぐことを延引す。（権記）
十月二十七日　奉幣使を太神宮以下七社に発遣す。（日本紀略・権記）
十一月　七日　斎宮恭子女王御著裳。（更級日記所引小右記逸文）
十一月二十一日　疾災を攘う為、太神宮以下諸社に奉幣す。（日本紀略・権記）
是歳　中臣信清を神宮預に転任す。（中臣社司補任）
是歳　豊受太神宮祢宜度会広隣職を辞し、貞雄に譲る。彦晴替りて執印。（豊受太神宮祢宜補任次第）

長保　三年（一〇〇一）

二月二十八日　大中臣輔親を祭主に補す。（祭主補任・権記）
三月　七日　祭主大中臣輔親を使と為し、太神宮に御装束・神宝等を奉納す。（西宮記）
六月　十六日　月次祭使祭主輔親・宮司等、洪水に依り離宮院に坐し、参宮せず。大中臣良明を以て宮司に代り祭事に勤仕す。祭主等十七日に二宮

に参る。（太神宮諸雑事記・顕広王記）

七月　八日　大中臣佐国を大宮司に任ず。（二所太神宮例文）

八月　十九日　大宮司大中臣千枝を造宮使に補す。（二所太神宮例文）

九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略）

九月　十四日　豊受太神宮祢宜度会貞雄を任ず。（豊受太神宮祢宜補任次第）

九月　十五日　落胎の触穢に依り、二宮祭日を延引す。二十一日外宮御祭、二十二日内宮御祭。（伊勢公卿勅使雑例）

十二月　六日　皇太神宮祢宜荒木田神主氏長に替り、同延利執印、同延満を祢宜に任ず。（二所太神宮祢宜転補次第記）

十二月二十七日　太神宮以下六社に臨時奉幣使を発遣す。（日本紀略・権記）

長保　四年（一〇〇二）

二月　四日　祈年祭停止。（日本紀略）

六月　五日　皇太神宮祢宜荒木田氏長卒す。（皇太神宮祢宜補任次第）

六月　七日　二十一社奉幣使を発遣す。天変祈雨の事に依る。（日本紀略）

九月　六日　明日豊受太神宮遷宮神宝使発遣に依り、建礼門前に大祓す。（日本紀略）

九月　七日　豊受太神宮遷宮神宝使として弁代神祇伯秀頼王等を発遣す。（日本紀略・権記）

九月　十五日　豊受太神宮、御遷宮。（二所太神宮例文・権記）
九月二十六日　太神宮以下二十一社に奉幣す。（日本紀略・権記）
二月　十六日　石清水・賀茂両社行幸に依り、太神宮以下七社に奉幣す。（日本紀略）

長保　五年（一〇〇三）

三月　七日　御願に依り、太神宮に御幣使伊勢権守親兼王等を遣わして奉幣す。（日本紀略・本朝世紀）
八月二十八日　大風俄に起り、太神宮内外院、皆悉く顛倒破損す。（類聚符宣抄）
八月是月　皇太神宮祢宜荒木田行宣、所職を辞す。（皇太神宮祢宜補任次第）
九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略）
九月　十六日　内裏造営成るに依り、伊勢以下七社に奉幣す。（日本紀略）
十月　十四日　太神宮内外院等、大風の為に破損するに依り、縫殿助大中臣宣茂をして、之を修造せしむ。（類聚符宣抄）
十二月　十二日　宇佐宮・石清水の恠異に依り、二十一社に奉幣す。（日本紀略）

長保　六年（一〇〇四）

正月二十八日　皇太神宮祢宜荒木田行宣辞退に替え、同重頼を任ず。（皇太神宮祢宜補任次第）
五月　五日　御祈に依り、臨時奉幣使を発遣す。（日本紀略・小野宮年中行事）
七月　二日　祈雨奉幣。（日本紀略）

寛弘　元年（一〇〇四）　七月二十四日　臨時奉幣。祈雨に依る。（日本紀略）
八月　十六日　太神宮以下七社に臨時祈雨奉幣使を発遣す。（権記・石清水文書）
九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略）
十月　四日　九社に奉幣す。松尾・平野両社行幸御祈なり。（日本紀略）
十二月　七日　斎宮主神中臣職に大中臣惟理を補す。（大間成文抄）

寛弘　二年（一〇〇五）　二月　十五日　太神宮以下諸社に祈年穀奉幣。（日本紀略）
五月二十六日　太神宮以下二十一社に祈年穀奉幣。（小右記）
六月二十七日　斎宮九月御装束料の宣旨を下さる。（小右記）
九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略）
十二月　九日　明日伊勢使として参議源経房を発遣すべきところ、経房触穢に依り、参議藤原行成を使と定む。（小右記・権記）
十二月　十日　内裏焼亡の時、神鏡焼損に依り、参議藤原行成を太神宮に発遣す。十五日、豊受宮に参り、十八日復命。（日本紀略・神宮雑例集・権記）
十二月二十五日　臨時奉幣使として祭主大中臣輔親参向す。（太神宮諸雑事記）

寛弘　三年（一〇〇六）　二月　十日　先年御祈の功に依り、伊勢神宮内外祢宜九人に位記宣旨を下す。（御堂関白記）

三月　十三日　内裏造営に依り、太神宮以下六社に奉幣す。伊勢使秀頼王。（日本紀略・権記）

六月　十一日　皇太神宮祢宜二員を加え六員とす。荒木田頼光・同延親を任ず。（二所太神宮例文）

八月　十九日　諸社に奉幣す。客星の事に依る。（日本紀略）

八月二十五日　豊受太神宮祢宜一員を加え六員とす。度会連信を任ず。（二所太神宮例文）

九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略）

十二月　二日　諸社に奉幣す。造宮了るに依る。遷宮の由を祈り申さる。（日本紀略）

寛弘　四年（一〇〇七）閏五月　七日　諸社に奉幣す。（日本紀略）

六月二十一日　二十一社に奉幣す。今月四日流星の変に依る。（日本紀略）

九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略）

十二月二十五日　大中臣公枝を大宮司に補す。（二所太神宮例文）

寛弘　五年（一〇〇八）四月二十六日　伊勢以下諸社に奉幣す。（日本紀略）

九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略）

寛弘　六年（一〇〇九）　正月二十八日　藤原長能を伊勢守に任ず。（藤原長能集）

五月　十四日　二十社に奉幣す。（日本紀略）
九月　十一日　伊勢例幣。（権記）
九月　十三日　豊受太神宮祢宜度会滋兼に替り同常貴を任ず。（豊受太神宮祢宜補任次第）
十二月　十二日　臨時奉幣使を立つ。（日本紀略）

寛弘　七年（一〇一〇）閏二月　九日　二十一社に祈年穀奉幣使を発遣す。又明年三合厄に当るに依り、太神宮等十一社に神宝及び東遊を奉り、太神宮祢宜十三人（或は十二人）に叙位。（日本紀略・権記）
九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略）
十月　十日　二十一社に奉幣す。去る八・九月の間霖雨に依る。（日本紀略）
十一月二十七日　斎宮恭子女王、父為平親王の喪に遭い御帰京。（日本紀略）
是歳　大宮司大中臣公枝、爵を給う。（二所太神宮例文）

寛弘　八年（一〇一一）　三月二十七日　神祇権大副大中臣千枝を太神宮に遣わして、斎王帰京の由を告ぐ。（日本紀略）
四月二十一日　斎王御帰京に依り、大祓を行う。（日本紀略）
五月二十五日　斎宮恭子女王、帰京し給う。（日本紀略）
六月　十一日　天皇御悩に依り、祭主大中臣輔親を遣わして、太神宮に金銀御幣

神宝等を奉る。（日本紀略）
八月二十五日　伊勢奉幣に依り大祓を行う。（小右記）
八月二十七日　太神宮に奉幣して、来たる十月十六日御即位の由を告ぐ。（日本紀略）
九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略）
二月二十五日　祭主大中臣輔親の家人等、多く濫行をなすに至る。道長随身を遣わして案内を問わしめ、之を搦進めしむ。（御堂関白記）
九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略・小右記）
十二月　四日　当子内親王を斎宮に卜定す。（日本紀略）
十二月　十日　斎宮卜定の由を太神宮に告ぐ。（日本紀略）
十二月　十九日　大神宝使を伊勢以下五十一社に発遣す。（日本紀略）
十二月二十一日　豊受太神宮権祢宜度会康雄を任ず。（豊受太神宮祢宜補任次第）

長和　二年（一〇一三）
正月二十九日　源俊重を伊勢守に任ず。（作者部類）
五月二十五日　大宮司大中臣千枝卒す。（中臣氏系図）
八月　十日　伊勢初斎内親王御前を定む。（御堂関白記）
八月　十六日　大中臣為公を大宮司に任ず。（二所太神宮例文）
八月二十一日　斎宮当子内親王御禊して初斎院宮内省に入る。（日本紀略・御堂

関白記）

八月二十六日　斎宮野宮に入り給う御前等の事を定む。（小右記）

九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略）

九月　十五日　祭使神祇伯秀頼王等、離宮院に著き、大祓直会す。翌十六日朝、忌部斎部春光の宿所に駄の落胎の穢あり。これに依り、先例を勘案して王・忌部・卜部等参宮せず代りに太神宮司卜部行正を以て二所御川祓を行い、官幣を衛士、宣命奉読の時には二宮内人物忌父に捧げ持たしめて奉仕す。（太神宮諸雑事記）

長和　三年（一〇一四）

九月二十七日　斎宮当子内親王、東河に御禊して、野宮に入る。（日本紀略）

十月　一日　一代一度大神宝。（日本紀略）

十月二十八日　七社に奉幣す。石清水宮に行幸すべきに依る。（日本紀略）

十一月　四日　七社に奉幣す。石清水行幸御祈に依る。（日本紀略）

正月　三日　大中臣公範卒す。（中臣氏系図）

六月二十三日　斎宮装束司除目。（小右記）

六月是月　斎宮当子内親王、御託宣を皇后に啓す。（小右記）

八月　七日　二十二社に奉幣す。臨時。（日本紀略）

八月二十四日　斎宮寮官除目。（日本紀略）大中臣兼興を斎宮助に補す。（祭主補任）

八月　三十日　斎宮群行に依り、朱雀門に大祓す。（日本紀略）
九月　三日　斎宮群行に依り、御燈を止む。（日本紀略）
九月　九日　斎宮群行に依り、重陽節を止む。（日本紀略）
九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略）
九月　二十日　斎宮当子内親王群行。（日本紀略）長奉迎使藤原通任、十月三日帰京。（小右記）
十月　十七日　伊勢以下諸社に奉幣して、造内裏の平安を祈り申す。（日本紀略・小右記）
同日　蔵人木工助藤原永信を遣わして斎宮を労問せしめらる。（小右記）

長和　四年（一〇一五）

正月　九日　大宮司大中臣為公を従五位下に叙す。（二所太神宮例文）
閏六月　四日　是日を以て、御眼病平癒のため太神宮に使を遣わさんと為すも、左大臣藤原道長の奏に依り、之を延引す。（小右記）
閏六月二十五日　是日を以て、先に延引せる伊勢使を発遣せんとするも、使藤原公信触穢有るに依り、猶之を延引す。（小右記）
閏六月二十八日　是日を以て、先に延引せる伊勢使を発遣せんとするも、使藤原公信腫物を患う由を奏し、参議藤原通任の家に死穢有るに依り、猶之を延引す。（小右記）

八月　二日　是日を以て、先に延引せる伊勢使を発遣せんとするも、内裏の穢に依り、猶之を延引す。（小右記）

八月　十一日　是日を以て、先に延引せる伊勢使を発遣せんとするも、皇太后宮の穢に依り、猶之を延引す。（小右記）

九月　八日　是日を以て、先に延引せる伊勢使を発遣せんとするも、東宮の穢に依り、猶之を延引す。（小右記）

九月　十一日　伊勢例幣。（御堂関白記）

九月　十四日　御悩に依り、太神宮及び五社に奉幣使を発遣す。伊勢使は権中納言藤原懐平。（小右記）

九月二十三日　伊勢使懐平復命す。（小右記）

十月　二日　御目病に依り、神祇大副大中臣守孝をして太神宮に御祷を奉仕せしめんとす。（小右記）

十月二十一日　造宮叙位。藤原公信、伊勢使を奉仕せざるに依り加階に預からず。（御堂関白記）

十一月　八日　主計頭安倍吉平をして、斎宮当子内親王御著裳の日時を勘申せしむ。（小右記）

十一月　十四日　斎宮御著裳を明春に延引す。（小右記）

長和　五年（一〇一六）

是歳　豊受太神宮大内人に度会常範を任ず。（豊受太神宮祢宜補任次第）

二月　一日　奉幣使を発遣して、御即位の由を太神宮に告ぐ。（日本紀略）

二月　十九日　嫄子女王を斎宮に卜定す。（日本紀略）

二月二十二日　弾正弼源顕定を斎宮別当に定む。（日本紀略）

二月二十四日　明日伊勢幣帛に依り、朱雀門に於いて大祓を行う。（日本紀略）

二月二十五日　使昭章王を遣わして、太神宮に斎宮卜定のことを告ぐ。（日本紀略）

三月　八日　奉幣使を五畿・七道諸国の諸社に遣わして、御即位の由を告ぐ。（日本紀略）

四月　七日　神祇官東院に於いて初斎宮行事所始。（御堂関白記）

五月二十一日　伊勢以下二十一社に祈年穀奉幣使を発遣す。（日本紀略）

八月　九日　太神宮に奉幣使中納言頼宗等を遣わして、前斎宮当子内親王退出の由を告ぐ。（日本紀略）

八月　十日　前斎宮当子内親王奉迎使として、権左中弁藤原重尹を遣す。（御堂関白記）

九月　四日　摂政藤原道長、是日より十六日まで、太神宮等の諸神に祈願す。（御堂関白記）

九月　五日　前斎宮当子内親王帰京。（日本紀略。御堂関白記は五日とす）

九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略）
九月　十五日　斎宮嬉子女王、鴨川に禊し、初斎院宮内省に入る。（日本紀略）
十一月　四日　奉幣使を太神宮以下三社に遣わして、大嘗会を行うべき由を告ぐ。（日本紀略）

長和　六年（一〇一七）
寛仁　元年（一〇一七）

二月二十三日　七社に奉幣す。行幸御祈に依る。（日本紀略）
六月　十一日　月次祭を停む。太皇太后藤原遵子崩ずるに依る。（日本紀略）
七月　十一日　後一条天皇代始賞に依り、太神宮祢宜等に一階を叙す。（日本紀略）代始加階の始めなり。
八月　四日　太神宮別宮等損色文を上る。（小右記）
八月　七日　山城・丹波を始め伊勢等の国々に蝗虫の災害を被るに依り、伊勢以下二十一社に奉幣使を発遣す。（小右記）
九月　十一日　伊勢例幣。祢宜・内人等の位記を使大中臣輔親に付して下し給う。（御堂関白記）
九月　十七日　大中臣公兼を造皇太神宮使に任ず。（二所太神宮例文）
九月二十一日　斎宮嬉子女王、鴨川に禊して野宮に入る。（日本紀略）
十月　二日　大神宝使を発遣す。（日本紀略。左経記に神宝幣帛の細目記載あり）
十月二十九日　太神宮別宮等損色文を注進す。（小右記）

十一月　九日　賀茂社行幸の無事を祈り、太神宮以下七社に奉幣す。（日本紀略）
同日　御願に依り、伊勢国朝明郡を太神宮に寄す。（類聚符宣抄）
十二月　九日　皇太神宮神人等、民部卿藤原懐忠の第に濫入したる由の風聞あり。（小右記）
十二月　十一日　月次祭使に付して、皇太神宮に明年御元服あらせらるべき由を告ぐ。（日本紀略）

寛仁　二年（一〇一八）

二月　二十日　二十一社に奉幣す。祈年穀に依る。（日本紀略）
四月　十六日　新造内裏に遷御あらせらるべきに依り、太神宮以下の八社に奉幣使を発遣す。（日本紀略）
閏四月　十日　神祇少副大中臣佐俊卒す。（中臣氏系図）
六月　十一日　月次祭延引。内裏の穢に依る。二十一日、追行す。（日本紀略）
六月　十四日　太神宮以下の二十一社に奉幣して、雨を祈る。（日本紀略）
八月　十九日　斎宮嬉子女王群行の雑事并びに供奉の次第司等を定め、又、斎宮寮主神司一人・助允各一人を任ず。（御堂関白記）装束司に祭主大中臣輔親を任ず。（祭主補任）
九月　二日　斎宮寮官除目。（日本紀略）
九月　三日　斎宮群行に依り、御燈を停止す。（日本紀略）

九月　八日　斎宮嫥子女王群行。天皇八省院に御したまい発遣せらる。伊勢例幣をこれに付す。（日本紀略）斎宮長奉迎使藤原能信、十八日帰京す。（御堂関白記）

寛仁　三年（一〇一九）

十二月二十一日　豊受太神宮玉串大内人を任ず。（豊受太神宮祢宜補任次第）

二月二十一日　豊受太神宮造宮司等の宣旨を下す。（御堂関白記）

四月二十一日　刀伊国の賊徒の事に依り、太神宮以下の十社に奉幣す。（日本紀略）

七月二十五日　造伊勢神宝行事所に鷲羽五十枚を進め送る。（小右記）

九月　五日　皇太神宮御遷宮神宝使として秀頼王等を発遣す。（日本紀略）神宝使等、十五日帰京。（左経記）

九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略）

九月　十六日　大雨に依り、皇太神宮御遷宮を翌朝に延引。（太神宮諸雑事記）

九月　十七日　皇太神宮、御遷宮。（太神宮諸雑事記）当度の御遷宮御用材は伊勢国一志郡川上・志摩国答志郡に得る。以来、神路山・高倉山の外にも材を求む。（中院一品記）

十一月二十一日　大中臣為清を大宮司に任ず。（二所太神宮例文。或いは寛仁二年十一月二十二日とす）

十二月二十一日　藤原正忠を伊勢権守に任ず。（小右記）

寛仁　四年（一〇二〇）　二月　十四日　祈年穀奉幣。辞別に今年三合の由を載す。（日本紀略）
　　九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略）
寛仁　五年（一〇二一）　正月　二十日　受領功過定。造豊受宮新物等未進の国の功過を定めず。（小右記）
治安　元年（一〇二一）　二月二十五日　天下疾疫に依り、二十一社に奉幣す。（日本紀略）
　　三月二十二日　皇太神宮祢宜荒木田頼光卒す。（皇太神宮祢宜補任次第）
　　四月二十三日　二十一社に奉幣す。祈雨并びに疾疫の難を消すに依る。（日本紀略）
　　八月　十六日　二十一社に奉幣す。年穀を祈るに依る。（日本紀略）
　　九月　　八日　豊受太神宮御遷宮神宝使を発遣す。（日本紀略）
　　九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略）
　　九月　十五日　豊受太神宮、御遷宮。（太神宮諸雑事記）
　　九月二十三日　皇太神宮祢宜荒木田頼親を任ず。（皇太神宮祢宜補任次第）
　　九月二十八日　春日行幸御祈に依り、二十一社に奉幣す。（日本紀略）
治安　二年（一〇二二）　九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略）
　　十月　十九日　平野・大原野行幸御祈に依り、伊勢以下の八社に奉幣す。（日本紀略）
治安　三年（一〇二三）　三月二十八日　祈年穀奉幣。（日本紀略）
　　九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略）

万寿　元年（一〇二四）　九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略）
十一月　八日　松尾・北野両社行幸御祈に依り、伊勢以下の八社に奉幣す。（日本紀略）
十二月　九日　大中臣公兼を大宮司に任ず。翌二年二月十四日着任。（二所太神宮例文）

万寿　二年（一〇二五）　二月　十九日　祈年穀奉幣。（日本紀略）
四月　四日　興福寺別当大僧都林懐寂す。林懐、神祇少副大中臣頼行孫、斎宮助興身男。（僧綱補任）
六月　十日　大中臣惟理を権大宮司に任ず。（類聚符宣抄）
九月　十一日　穢に依り伊勢例幣を延引し、建礼門前に大祓を行う。（日本紀略）
九月二十五日　伊勢例幣を追行す。（日本紀略）
十一月　二十日　斎宮御装束使として蔵人源資通を発遣す。（小右記）

万寿　三年（一〇二六）　四月是月　豊受太神宮祢宜度会常貴卒す。（豊受太神宮祢宜補任次第）
五月　七日　大宮司大中臣公枝卒す。（中臣氏系図）
閏五月二十一日　豊受太神宮祢宜度会氏頼を任ず。（豊受太神宮祢宜補任次第）
閏五月二十八日　中宮の御懐妊に依り、太神宮以下の諸社諸寺等に於いて御祈を行う。（左経記）

九月　十日　藤原実資、左中弁をして伊勢斎宮の損色を奏聞せしむ。（小右記）
九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略）
万寿　四年（一〇二七）　二月　十七日　祈年穀奉幣。（小右記）
六月　十日　造斎宮要須舎等の事に就き、宣旨を下す。（小右記）
八月　十三日　豊受太神宮祢宜度会彦晴、職を辞し通雅に譲る。氏忠替りて執印。（豊受太神宮祢宜補任次第）
九月　二日　豊受太神宮祢宜度会彦晴卒す。（豊受太神宮祢宜補任次第）
九月　十一日　伊勢例幣。（小右記）
十二月　十一日　月次祭、前太政大臣藤原道長薨ずるに依り停止せらる。（日本紀略）
万寿　五年（一〇二八）　六月　七日　祈年穀及び疾癘に依り、伊勢以下二十一社に奉幣使を発遣す。（左経記）
六月　十九日　中宮の御懐妊に依り、太神宮以下の諸社等に於いて御祈を行う。（左経記）
七月二十三日　豊受太神宮祢宜度会常親を任ず。父季光の譲。（豊受太神宮祢宜補任次第）
長元　元年（一〇二八）　九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略）
十月　十九日　御祈に依り、参議藤原経通を太神宮に遣わす。（小右記）

十二月　十一日　月次祭停止。内裏の穢に依る。（日本紀略）
十二月　十三日　皇太神宮祢宜荒木田頼親、病に依り職を荒木田延基に譲る。（皇太神宮祢宜補任次第）

長元　二年（一〇二九）

二月二十五日　祈年穀奉幣。（日本紀略）
二月二十六日　豊受太神宮祢宜度会通雅を任ず。祖父彦晴の譲。（豊受太神宮祢宜補任次第）
閏二月二十九日　二十二社に奉幣す。（日本紀略）
五月　二日　伊勢臨時奉幣使を発遣す。（日本紀略）
七月　十五日　祈年穀奉幣。（小右記）
七月　十八日　太神宮の伊賀神民、怨文を上り、伊賀守源光清の非法を訴え、光清また申文を上るに依り、検非違使を差し遣わして之を糺問せしむ。（小右記）
八月二十七日　二十一社に奉幣す。御祈に依る。（日本紀略）
九月　二日　太神宮神民、検非違使伊賀国司の嘱託に依り糺問を怠る事を訴う。（小右記）
九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略）
十一月　十七日　石清水行幸に依り、七社に奉幣す。（日本紀略）

十二月二十九日　元大宮司・神祇権大副大中臣宣茂卒す。（大中臣氏系図）

長元　三年（一〇三〇）

二月　十七日　祈年穀奉幣。（日本紀略）

五月　八日　二十二社に奉幣して、降雨并びに世間の静謐を祈る。（日本紀略）

六月　十八日　皇太神宮祢宜荒木田延利卒す。是歳、延利に替えて利方執印。（皇太神宮祢宜補任次第）

七月二十八日　二十一社に奉幣す。（日本紀略）

九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略）

九月二十三日　天変怪異の御祈に依り、太神宮に奉幣す。（日本紀略）

十二月二十九日　伊勢神戸神民を殺すの過に依り、伊賀守源光清を伊豆国に配流。（日本紀略）

長元　四年（一〇三一）

正月是月　権大宮司大中臣守孝卒す。（大中臣氏系図）

二月　十一日　祈年穀奉幣、依りて、列見を延引す。（左経記）

二月二十二日　大中臣永政を大宮司に任ず。三月二日着任。（二所太神宮例文）

五月　十九日　祈年穀奉幣を停む。（左経記）

六月　十七日　太神宮月次祭。荒祭宮、斎宮頭藤原相通夫妻の罪科に就き御託宣あり。（太神宮諸雑事記・小右記）

七月　三日　太神宮の御託宣に依り、祭主大中臣輔親を召さる。（小右記）

七月　六日　祭主大中臣輔親の下文に依り、斎宮頭藤原相通の宅内に造立せる宝殿禿倉二宇を焼き払う。（太神宮諸雑事記）

七月　十五日　祈年穀奉幣。（日本紀略）

八月　四日　太神宮託宣の事に依り、密議あり。（小右記）

八月　五日　祭主大中臣輔親に荒祭宮託宣のことを召し問い、斎宮寮頭藤原相通夫妻の罪を議す。（日本紀略）

八月　八日　斎宮寮権頭藤原相通を佐渡国に、妻藤原小忌古曽を隠岐国に流す。（日本紀略）

八月　十七日　祈年穀奉幣使を二十一社に発遣す。（日本紀略）

八月二十三日　荒祭宮の託宣に依り、藤原相通を改めて伊豆国に流す。（日本紀略）

八月二十五日　参議源経頼を太神宮に遣わして、幣帛・神宝等を献ず。（日本紀略）

経頼、九月三日帰京。（小右記）　是日、両宮祢宜等に叙位。（皇太神宮祢宜補任次第・豊受太神宮祢宜補任次第）

八月是月　祭主大中臣輔親を斎宮寮大別当に補す。（太神宮諸雑事記）

九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略）

九月　十六日　二所太神宮祢宜等に加階す。（太神宮諸雑事記）

同日　関白藤原頼通、太神宮酒米の事を実資に問う。（小右記）

十二月二十六日　実行を斎宮寮頭に任ず。（左経記）

長元　五年（一〇三二）　三月二十九日　太神宮に奉幣し、流人前伊賀守源光清・前斎宮権頭藤原相通等を召返す由を告ぐ。（日本紀略）

四月二十八日　流人光清・相通等を召返す。（小右記）

五月　七日　祈年穀奉幣。（日本紀略）

六月　二日　太神宮に奉幣して、雨を祈る。（日本紀略）

八月　八日　大宮司大中臣兼任の遭喪に依り、替任の事を卜す。（左経記）

八月　九日　祈年穀奉幣。（日本紀略）

九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略）

長元　六年（一〇三三）　正月　五日　豊受太神宮祢宜度会氏忠職を辞して輔頼に譲る。替りて貞雄執印。（豊受太神宮祢宜補任次第）

正月　六日　豊受太神宮祢宜度会氏忠卒す。（豊受太神宮祢宜補任次第）

四月二十一日　祈年穀奉幣。（兵範記）

五月二十五日　豊受太神宮祢宜度会輔頼を任ず。（豊受太神宮祢宜補任次第）

七月二十六日　皇太神宮祢宜荒木田宮真を任ず。（皇太神宮祢宜補任次第）

八月　十日　二十一社に奉幣す。（日本紀略）

九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略）

十二月　十五日　皇太神宮祢宜荒木田延親、病に依り職を氏範に譲る。（皇太神宮祢宜補任次第）

長元　七年（一〇三四）　二月　九日　祈年穀奉幣。（日本紀略）

六月　二日　元皇太神宮祢宜荒木田延親卒す。（皇太神宮祢宜補任次第）

六月　十四日　皇太神宮祢宜荒木田氏範を任ず。（皇太神宮祢宜補任次第）

六月　十五日　祈年穀奉幣。（日本紀略）

七月二十一日　祈年穀奉幣。（日本紀略）

八月二十八日　祭主大中臣輔親を伊勢奉幣使と為し、幣帛・神宝等を奉り、輔親、少宮司大中臣氏房と共に七日間祈り申す。祈請の間、碧珠を得る。（左経記・太神宮諸雑事記）

九月　十一日　伊勢例幣。（日本紀略）

九月　三十日　祭主大中臣輔親、先に得たる碧珠を献ず。（左経記・太神宮諸雑事記）

十月　五日　祭主大中臣輔親の献上したる碧珠を御覧、輔親に大褂一領を給う。（左経記）

十月　十一日　伊勢碧珠安置すべき処を御卜し、御在所に安置すべきとす。（左経記）

十月二十九日　内裏犬の死穢に依り、伊勢奉幣を延引す。（左経記）
十一月　五日　神玉の慶に依り、伊勢臨時幣を奉る。御祈願使祭主大中臣輔親を三位に叙す。少宮司大中臣氏房を従五位下に叙す。（左経記）
十一月　十九日　采女備後、伊勢御神託宣と称し、三箇日の間禁中に火災有るべしと奏す。依りて、諸陣をして警備せしむ。（左経記）
十二月是月　月次祭に少宮司大中臣氏房五品の由を号して、大宮司大中臣永政と座次を争う。大少の次第に依り供奉す。（太神宮諸雑事記）

長元　八年（一〇三五）
二月　四日　神祇官の穢に依り、祈年祭奉幣を延引し、大祓を行う。三月七日、追行す。（日本紀略）
二月　十五日　祈年穀奉幣。（日本紀略）
六月　三日　二十一社に奉幣して雨を祈る。（日本紀略）
六月　十一日　月次祭延引。内裏の犬死穢に依る。七月十一日、追行す。（日本紀略）
六月　十二日　豊受太神宮祢宜度会貞雄卒す。連信替りて執印。（豊受太神宮祢宜補任次第）
六月　二十日　祭主大中臣輔親をして、皇子の降誕を太神宮に祈らしむ。（左経記）
八月　九日　二十一社に奉幣す。（日本紀略）

九月二十一日　神嘗祭、斎宮嬉子女王度会川洪水に依り離宮院に帰着、是日参宮す。但し、祭使の祭主宮司は式日に参宮し了る。（太神宮諸雑事記）

九月二十三日　天変に依り二十一社に奉幣す。（日本紀略）

九月是月　豊受太神宮祢宜度会氏守を任ず。貞雄の替。（豊受太神宮祢宜補任次第）

十月　二日　大中臣為政、父実光死後遺財物のことにつき言上し検非違使庁の裁を請う。（九条家本延喜式紙背文書）

十月　四日　大中臣為信を造太神宮使に補す。（類聚符宣抄）

長元　九年（一〇三六）

四月　十三日　天皇不予平癒すべきを祈り、太神宮并びに十一社に奉幣す。（日本紀略）

四月　十六日　天皇不予に依り、御馬を十一社に献ず。（日本紀略）

六月二十六日　御即位に依り、伊勢奉幣使を発遣す。（範国記）

八月　十一日　前斎宮嬉子女王御帰京の由を太神宮に告ぐ。（範国記）

八月　十五日　祈年穀奉幣使を発遣す。昼御座に出御あらせられ、太神宮を遙拝し給う。（範国記）

十一月　十一日　大嘗会御祈に依り、伊勢・石清水・賀茂に奉幣使を発遣す。（範国記）

十一月二十八日　皇女良子女王を斎宮に卜定す。（一代要記）
十二月　五日　斎宮良子女王を内親王と為す。（範国記）
十二月　二十日　斎宮良子内親王、始めて神殿に入御あらせらる。（範国記）
十二月二十二日　斎宮良子内親王に封三百戸を賜う。（範国記）

長元　十年（一〇三七）　正月二十六日　大中臣兼任を大宮司に任ず。二月二日着任。（二所太神宮例文）
二月　八日　禎子内親王、斎宮に渡御し給う。（行親記）
四月　三日　斎宮良子内親王御禊し、初斎院に入る。（行親記）

長元年中　此頃、源頼信・頼義、宇治橋を造立すと伝う。（内宮会合年寄宇治橋起源覚書）

長暦　元年（一〇三七）　五月　一日　大宮司大中臣兼任に、御杣に非ざる材木を以て東西宝殿を造進せしむべき宣旨を下す。（師守記）
六月　五日　大宮司大中臣兼任を伊勢斎宮造宮使に補す。（類聚符宣抄）
六月　十二日　後朱雀天皇代始賞に依り、両宮祢宜等に叙位。（二所太神宮例文）
六月　十八日　宣旨を下して、東西宝殿は正殿と異ならず御杣の材木を以て造進すべきと仰す。（師守記）
八月　三日　七社に奉幣して、摂津国の貢銅を献じ奉る。（扶桑略記）
九月　十三日　八省に行幸あらせられ、太神宮及び二十一社に奉幣使を発遣し、

星変を祈禳せしむ。（伊勢公卿勅使雑例）

九月　十七日　斎宮良子内親王、御禊して野宮に入る。（行親記）

十一月是月　太神宮に封戸百烟を奉る。（扶桑略記）

是歳　太神宮の正殿及び月読・伊佐奈岐宮等を修造せしむ。（太神宮諸雑事記）

長暦　二年（一〇三八）

三月　十七日　斎宮良子内親王、野宮にて小弓・蹴鞠・和歌・管弦の興を催す。（古今著聞集）

六月　十五日　月次祭使祭主大中臣輔親、所労に依り神祇権大副大中臣頼宣を具して代官と為す。（伊勢勅使部類記）

六月　二十日　祭主大中臣輔親出家す。（祭主補任）

六月二十二日　祭主神祇伯大中臣輔親薨ず。（太神宮諸雑事記・中臣氏系図）

七月是月　太神宮に封百戸を奉る。封は近江・美濃・三河・上野国各二十五戸。又二宮祢宜等に一階を賜う。（太神宮諸雑事記）

八月二十五日　斎宮良子内親王、太神宮に参入するに依り、諸国に大祓の使を発遣し、又、九月中近江・伊勢両国の挙哀改葬を停む。（類聚符宣抄）

八月二十九日　前大宮司大中臣佐国を祭主に任ず。（祭主補任）

九月　七日　皇太神宮御遷宮に依り、神宝使を発遣す。（内宮長暦送官符）

九月　十一日　斎宮良子内親王群行。（扶桑略記）斎宮長奉迎使藤原資平等、十月三日帰京。（春記）

同日　内裏の穢に依り伊勢例幣を停む。祭主大中臣佐国、遷宮の事を行うに依り、下向す。（太神宮諸雑事記）

九月　十六日　皇太神宮御遷宮。内裏の穢に依り官幣を立てざるに依り、祭主補任の官符到らず、然るに祭主供奉せんとするに依り、大宮司等供奉せず。祭主、大中臣頼経を宮司代官として遷宮の事を申し行わる。（太神宮諸雑事記）

九月　十九日　伊勢奉幣使を発遣す。（春記）

十月二十五日　祭主大中臣佐国、太神宮遷宮違例の雑事、并びに供御田蝗虫浪損する事、触穢の事を奏す。常供田蝗虫喰損の事につき御卜あり、祢宜等神事懈怠に在るとして、上祓を科す。（春記）

十一月　二日　天変に依り、諸社に奉幣す。（春記）

十一月　十七日　豊受宮権祢宜度会季頼、二宮祢宜等の申文を持ち来り、祢宜一度に皆此の祓を科さば朝夕の神事に勤仕すべき人あらざる事を訴う。（春記）

十一月是月　大中臣明輔を造豊受宮使に補す。（二所太神宮例文）

長暦　三年（一〇三九）

十二月　八日　春日行幸に依り、諸社に奉幣す。（春記）

二月　十五日　太神宮の祢宜等、神民を率いて上京し、雑事十三箇条を奏請す。これを裁許す。（太神宮諸雑事記）

二月是月　祈年穀奉幣。（玉葉）

三月　十二日　去年御遷宮の際昇殿に乱入し愁訴せる二十一人の内、豊受太神宮大物忌父度会貞晴以下の十人に大祓を科して見任を解却し、前大宮司大中臣永政以下十一人に大祓を科す。（太神宮諸雑事記）

三月　十三日　太神宮祢宜等の入京するを禁ず。（太神宮諸雑事記）

三月二十四日　伊勢奉幣。（平戸記）

三月二十七日　去年御遷宮の夜昇殿乱入の輩を糺問せしめ、三員司の釐務を停止す。（太神宮諸雑事記）

四月　一日　荒祭宮、祭主大中臣佐国解任の事を託宣し給う。（太神宮諸雑事記。古今著聞集は二日とす）

四月　三十日　荒祭宮の託宣に依り、祭主大中臣佐国の任を停め、配流す。（百練抄・太神宮諸雑事記）

五月　十二日　太神宮の幣物は、自今東宝殿に奉納せしむ。（太神宮諸雑事記）

五月　十九日　伊勢奉幣。宸筆の宣命を捧げ給い、祭主大中臣佐国解任の事を告

ぐ。（平戸記）

五月二十二日　太神宮祢宜の奏状に依り、九月祭并びに勅使参宮の時は正殿の門戸を開き御所の湿損を拝見するを聴す。（太神宮諸雑事記）

六月二十三日　神祇大副大中臣兼興を祭主に任ず。（太神宮諸雑事記・祭主補任）

六月二十六日　前祭主大中臣佐国を伊豆国に配流す。（太神宮諸雑事記・百練抄）

七月　十四日　勅使内膳長致通王等参宮し、内裏焼亡の事を祈祷せしむ。（太神宮諸雑事記）

七月　十九日　太神宮の託宣に依り、流人前祭主大中臣佐国を召返す。（太神宮諸雑事記・扶桑略記）

八月　　七日　太神宮の託宣に依り、祭主大中臣兼興を停め、若狭守に転任す。（太神宮諸雑事記・扶桑略記）

八月　十八日　祈年穀奉幣。官幣の社に日吉を加え、二十二社と為す。（建内記）

前祭主佐国を召還し、祭主兼興の職を停止せることを告ぐ。（太神宮諸雑事記）

九月　十一日　宮中触穢に依り、例幣使発遣を延引す。十月二十八日、追行す。（伊勢勅使部類記）

十月二十八日　臨時奉幣使を諸社に発遣す。（春記）

十一月　十日　太神宮正殿の上に小松生じ、依りて軒廊御卜を行う。（春記）
十二月　九日　伊勢以下二十一社に奉幣し、太神宮に金銀神宝并びに御幣を奉る。（春記）
十二月二十六日　神祇大祐大中臣永輔を祭主に任ず。（太神宮諸雑事記・春記）
十二月二十八日　前祭主大中臣兼興を造斎宮寮の功に依り従四位下に叙す。（祭主補任）

長暦　四年（一〇四〇）

二月　十五日　二十二社に祈年穀奉幣。（建内記）
四月　五日　二十一社に奉幣して、旱魃を祈禳す。（春記）
四月二十七日　太神宮の怪異を祭主大中臣永輔奏するに依り、軒廊御卜を行う。（春記）
五月是月　斎宮良子内親王の御所に歌合あり。（夫木和歌抄）
六月　十日　伊勢奉幣使を発遣す。（春記）
六月二十一日　斎宮御調度進の事を議す。（春記）
六月二十八日　祈年穀奉幣使を二十一社に発遣す。（春記）
六月是月　祭主大中臣永輔、斎宮寮の官人と闘争し、大宮司大中臣兼任これを和解す。（太神宮諸雑事記）
七月二十六日　大風、豊受太神宮の正殿・宝殿・瑞垣等倒る。依りて、太神宮の

神体を御饌殿に奉遷す。（太神宮諸雑事記・春記・百練抄）

七月二十七日　豊受太神宮、仮殿御遷宮。（百練抄）

八月　五日　奉幣使触穢に依り、重ねて奉幣使のことを議す。（春記）

八月　八日　伊勢両宮の破損に依り、仮殿奉遷の例文を奏す。（春記）

八月　十二日　権中納言藤原経通、穢に依りて豊受太神宮遷宮行事を辞す。（春記）

八月　十三日　豊受太神宮金銀御幣の事を議す。（春記）

八月　十五日　伊勢託宣の事に依り、奉幣使を延引し、宸筆の宣命を捧げて御遙拝あらせらる。豊受太神宮仮殿遷宮日時定。（春記）

八月　二十日　斎宮主神司清佐、蔵人頭藤原資房に就きて、伊勢託宣の事を奏す。（春記）

八月二十四日　関白藤原頼通、蔵人頭藤原資房をして伊勢託宣及び豊受太神宮奉幣延引等の事を奏せしむ。（春記）

八月二十五日　豊受太神宮、仮殿御遷宮。（太神宮諸雑事記・春記）

九月　七日　豊受太神宮遷宮神宝使として大中臣輔宣を発遣す。（春記）

九月　十一日　内裏焼亡に依り、伊勢例幣を停む。（春記）

九月　十五日　豊受太神宮御遷宮。（太神宮諸雑事記・春記）

九月　十七日　豊受太神宮御遷宮に依り、神宝を奉送す。（春記）

九月二十一日　伊勢奉幣使を発遣す。御遙拝あらせらる。（春記）
九月二十七日　豊受太神宮顛倒・内裏焼亡等の事に依り、奉幣使参議藤原良頼を発遣す。（春記）
長久　元年（一〇四〇）十一月二十九日　是より先、斎宮寮蔵部司倉一宇焼亡す。（春記）
十二月　十日　斎宮寮の倉庫焼亡に依り、蔵人頼資を伊勢に発遣し、絹布を斎宮良子内親王に賜う。（春記）
長久　二年（一〇四一）二月　十一日　豊受太神宮祢宜度会連頼を任ず。連信の替。（豊受太神宮祢宜補任次第）
二月二十二日　豊受太神宮祢宜度会連信卒す。氏守替りて執印。（豊受太神宮祢宜補任次第）
二月二十七日　祈年穀奉幣。（台記）
三月二十八日　二十一社に奉幣す。（春記）
長久　三年（一〇四二）六月二十三日　斎宮良子内親王、御着裳。（更級日記裏書）
六月二十四日　斎宮良子内親王を一品に叙す。（一代要記）
閏九月　十二日　重服に依り、大宮司大中臣兼任を停任す。（太神宮諸雑事記・殿暦）
長久　四年（一〇四三）二月二十二日　大中臣明輔を大宮司に任ず。（太神宮諸雑事記）
四月　三日　皇太神宮、仮殿遷宮。祭主大中臣永輔、公家に上奏せずして私物

を以て修理を奉仕す。（太神宮諸雑事記）

六月　十七日　月次祭、斎宮良子内親王洪水の難に依り離宮院に帰御、是日二宮に参入す。（太神宮諸雑事記）

八月　八日　前祭主大中臣兼興を斎宮寮頭に任ず。（祭主補任）

十一月二十六日　御祈賞に依り、二宮正権祢宜等に一階を叙す。（二所太神宮例文）

長久　五年（一〇四四）　二月二十三日　二所太神宮祢宜等加階栄爵の位記の使として致通王等を遣わす。（太神宮諸雑事記）

八月二十七日　旱疫に依り、二十二社に奉幣す。（扶桑略記）

十一月　六日　臨時勅使正親長信清王等参宮、参向の途次触穢に依り、官幣奉納の節雷電大雨。（太神宮諸雑事記）

寛徳　二年（一〇四五）　正月　十四日　斎宮良子内親王を三宮に准ず。（栄華物語・一代要記）

正月　十六日　斎宮良子内親王、退下あらせらる。（一代要記）

正月　十八日　後朱雀上皇不予に依り奉幣使正親長致通王等参宮し豊受太神宮の御塩所にして御幣を開封の処、皇太神宮の御幣を取り違えて持来る。衛士を尋ね返して豊受太神宮の御幣を取りて供奉す。（太神宮諸雑事記）

四月二十八日　前斎宮良子内親王帰京。（太神宮諸雑事記）

七月是月　皇太神宮祢宜荒木田重頼、職を重経に譲る。（皇太神宮祢宜補任次第）

八月　七日　皇太神宮祢宜荒木田利方卒す。（皇太神宮祢宜補任次第）

十一月　七日　皇太神宮祢宜荒木田重経を任ず。（皇太神宮祢宜補任次第）

十一月二十三日　皇太神宮祢宜荒木田延長を任ず。（皇太神宮祢宜補任次第）

是歳　皇太神宮祢宜荒木田延満執印。（皇太神宮祢宜補任次第）

寛徳　三年（一〇四六）　三月　十日　嘉子内親王を斎宮に卜定す。（一代要記）

是春　豊受太神宮御饌殿に貂参入して朝夕御膳物を喰い散らす。宮司、非例の事と雖も、天井を造り奉り件の貂を防ぐ。（太神宮諸雑事記）

永承　元年（一〇四六）　五月　一日　二十一社に奉幣す。（永昌記）

五月二十八日　前皇太神宮祢宜荒木田重頼卒す。（皇太神宮祢宜補任次第）

十月　十五日　諸社に奉幣して、章子内親王立后の事を告ぐ。（中右記）

永承　二年（一〇四七）　三月二十七日　神祇大副大中臣輔宣卒す。（大中臣氏系図）

五月　五日　二十一社に奉幣す。（年中行事秘抄）

九月　十四日　斎宮嘉子内親王、野宮に入る。（公卿補任）

十一月　十五日　後冷泉天皇代始賞に依り、二宮祢宜に一階を叙す。（二所太神宮

是歳　例文）元祭主大中臣兼興卒す。（大中臣氏系図）

永承　三年（一〇四八）　六月是月　太神宮祢宜等に栄爵を賜う。（太神宮諸雑事記）

七月　十九日　二十一社に奉幣して雨を祈る。（諸院宮御移徙部類記）

九月　八日　斎宮嘉子内親王群行。群行の間、非常の事甚だ多し。（太神宮諸雑事記）

十月二十八日　太神宮二祢宜荒木田宮真、強盗に殺害せらる。（太神宮諸雑事記）

永承　四年（一〇四九）　六月二十三日　大中臣義任を大宮司に任ず。（二所太神宮例文）

十二月　三十日　六月御祭、斎内親王御参宮の時、荒祭神拝所に数多の内人物忌等出で来りて敢訴し、寮官と争う。祭主大中臣永輔、犯人を追捕せしむ。（太神宮諸雑事記）

永承　五年（一〇五〇）　正月　二十日　左少弁藤原泰憲をして、太神宮祢宜等の濫行を糺問せしむ。（太神宮諸雑事記）

九月　十三日　太神宮一祢宜荒木田延満等、大少内人・祝部・神民七百余人を引率して上京し、去年六月斎内親王御参宮の間乱行沙汰の条、勅使右少弁藤原師家祭主と同心と成りて神主申文を官に進めざるを訴う。（太神宮諸雑事記）

二月　七日　皇太神宮権祢宜荒木田某、志摩国坂崎御厨の事に就き、本宮の裁許を仰ぐ。（徴古文府）

二月是月　正月二十日祢宜等の訴に依り、是月の祈年祭以後、祭主大中臣永輔下し遣わされず、五ヶ年に及ぶ。（祭主補任）

五月　五日　祈年穀奉幣。（兵範記）

六月　十一日　大物忌父等、朝御饌持参の間、汚穢し奉り、仍りて上奏す。（太神宮諸雑事記）

六月是月　月次祭使神祇少祐大中臣公輔参向す。祭主大中臣永輔、神宮の訴に依り下されず。（太神宮諸雑事記）

七月　一日　神事違例を注進せしむ。（太神宮諸雑事記）

八月　十七日　勅使正親正成清王等参宮、去る六月御饌を誤り奉るの由、及び去年六月御祭に斎王参宮の間神民乱行の由等を御祈す。（太神宮諸雑事記）

九月二十五日　平野行幸の御祈に依り、勅使孝資王等を伊勢に発遣す。大雨に依り小田橋流れ浮き、宇治河水岸を洗う。勅使、外宮に一宿し、明二十六日内宮参宮す。（太神宮諸雑事記）

九月是月　伊勢例幣。祭使孝資王・神祇権少副大中臣元範等参向す。祭主大

十月是月　中臣永輔上奏の沙汰に依り下されず。（太神宮諸雑事記）
皇太神宮権祢宜荒木田言頼、大小内人・神民四十余人を随身して京上、祭主大中臣永輔の非法を訴う。神民を返し下して、言頼一人留む。（太神宮諸雑事記）

十一月二十一日　山城守藤原為輔、伊勢に赴き、斎宮寮の寮務を執行す。（太神宮諸雑事記）

十二月是月　祭使神祇権少副大中臣元範等参向す。祭主大中臣永輔、同前の沙汰に依り下されず。（太神宮諸雑事記）

永承　六年（一〇五一）　正月　八日　斎宮嘉子内親王、退下せらる。（伊勢斎宮部類）

九月　十四日　豊受太神宮祢宜度会氏頼卒す。（豊受太神宮祢宜補任次第）

九月是月　伊勢例幣。祭使致資王・神祇権少副大中臣元範等。祭主大中臣永輔、同前の沙汰に依り下されず。十三日より雨降りて、十四日大雨洪水、十五日離宮大祓来会せず、仍りて宮司例に依りて勤仕す。十六日勅使離宮院に到着、宮司等勅使を相待たずして、早々豊受太神宮の御祭事了る。二十二日を以て、豊受太神宮に参入して玉串供奉、官幣を奉納す。（太神宮諸雑事記）

十月　七日　敬子女王を斎宮に卜定す。（十三代要略）

十一月　四日　豊受太神宮祢宜度会輔頼卒す。（豊受太神宮祢宜補任次第）

十一月　七日　斎王卜定の由を奉告せらる為、幣帛使を発遣するの処、頻りに触穢有りて屢々延引す。卜食せしむるに、神宮神事違例の上、斎宮寮中の不浄に依り致す所とす。依りて責問す。（太神宮諸雑事記）

十一月　十二日　豊受太神宮祢宜度会氏守、目盲を訴うに依り停任。（豊受太神宮祢宜補任次第）

十一月　二十日　是月七日の宣旨に依り、太神宮の祢宜等、奏状を上りて、祭主大中臣永輔の非法を訴う。（太神宮諸雑事記）

十二月是月　祭主大中臣永輔、内宮神主の注申并びに前斎宮嘉子内親王参宮乱交沙汰、未だ決せざるに依り、月次祭に参向せず。御祭使神祇権大祐大中臣惟経参下す。（太神宮諸雑事記）

是歳　豊受太神宮祢宜度会常親、一祢宜氏守停任、二祢宜氏頼・三祢宜輔頼卒去に依り、官長に至る。（豊受太神宮祢宜補任次第）

永承　七年（一〇五二）　二月是月

祈年祭使神祇権少祐大中臣元範参下す。祭主大中臣永輔、同前の沙汰に依り参向せず。（太神宮諸雑事記）

三月二十七日　太神宮一祢宜荒木田延満等、大小内人・祝部・神民八百余人を引率して重ねて上京、祭主の沙汰を請う。（太神宮諸雑事記）

四月二十五日　斎宮敬子女王御禊して、初斎院大膳職に入る。（春記）
五月　五日　疫病に依り、奉幣使を二十一社に発遣す。（春記）
六月是月　月次祭使前駿河守大中臣頼宣参下す。祭主大中臣永輔、同前の沙汰に依り下されず。（太神宮諸雑事記）
八月　二日　皇太神宮祢宜等、神人五百余人を率いて入京し、祭主大中臣永輔、去る五月六日大赦に会うも、有罪の人・会赦の者は神事に供すべからざるを訴う。（春記）
八月　七日　伊勢以下五社に奉幣す。（春記）
八月　十四日　太神宮祢宜等の訴訟の事を議す。（春記）
八月　十六日　斎宮御禊前駆定。（春記）
九月是月　伊勢例幣。祭使成清王・神祇少祐大中臣公輔等参向す。祭主大中臣永輔、大赦に会うと雖も、太神宮神主等の愁に依り下されず。（太神宮諸雑事記）
九月二十八日　斎宮敬子女王、野宮に入る。（春記）
十一月二十九日　太神宮及び二十一社に奉幣す。十二月五日、勅使参議源経成等参宮し、神宝御馬等を奉る。（太神宮諸雑事記）
十二月是月　月次祭使神祇大祐大中臣惟経等参下す。祭主大中臣永輔、同前の

永承　八年（一〇五三）　正月　　六日　大宮司大中臣義任の第焼亡す。太神宮神郡神戸の文図・田籍等悉く灰燼と為る。（太神宮諸雑事記）

永承年中　此頃より、多気郡内の地をめぐる東寺と成願寺の相論起こる。（平安遺文）

天喜　元年（一〇五三）　四月二十八日　豊受太神宮、仮殿遷宮。祭主大中臣永輔、全五ヶ年免じ下されざる所、今度免じ下さる。（太神宮諸雑事記）

四月是月　大宮司大中臣義任、叙爵。（二所太神宮例文）

五月　　四日　皇太神宮祢宜荒木田延満、職を満経に譲る。替りて、荒木田延基執印。（皇太神宮祢宜補任次第）

五月二十四日　元皇太神宮祢宜荒木田宣頼卒す。（皇太神宮祢宜補任次第）

九月　十四日　斎宮敬子女王群行、天皇八省院に御したまい発遣せらる。（十三代要略）其日、鎰奏・名謁・警蹕等、停止す。（北山抄）

十一月二十一日　皇太神宮祢宜荒木田満経を任ず。（皇太神宮祢宜補任次第）豊受太神宮祢宜度会康雄・同常季・同頼元を任ず。（豊受太神宮祢宜補任次第）

十一月二十二日　皇太神宮祢宜荒木田宮常を任ず。（皇太神宮祢宜補任次第）

是歳　太神宮正員祢宜・大小内人物忌等、落胎の事に依り、祓を科す。（伊勢勅使部類記）

天喜　二年（一〇五四）　二月二十八日　大中臣兼任を大宮司に任ず。（二所太神宮例文）

四月　十六日　斎宮寮、式例に依りて御馬一疋斃亡の替を渡送せられんことを請う。（壬生家文書）

七月是月　斎宮敬子女王、伯父の喪に遭う。忌服は日を以て月に易えるの例に依り、八月御禊・九月御祭参宮し給う。（太神宮諸雑事記）

天喜　三年（一〇五五）　六月　七日　前大宮司大中臣義任、去る二年十二月及び三年六月の両度、伊勢国飯高神戸検田を行い御神酒供進を闕怠するに依り、左大史惟宗資行・伴成道等を差し使わして、是日義任と神戸預河内惟清を追問せしむ。（太神宮諸雑事記）

七月二十七日　伊勢国飯高神戸預河内惟清の職掌を停止し、大祓を科す。（太神宮諸雑事記）

十月二十八日　石見守大中臣為信卒す。（大中臣氏系図）

天喜　四年（一〇五六）　二月是月　大宮司大中臣兼任に造太神宮使を兼ねしむ。（二所太神宮例文）

六月　十九日　太神宮伊佐奈岐宮の物忌父宇羽西員成、昇殿して御衾を窃む。（太神宮諸雑事記）

七月是月　太神宮造宮に依り、地鎮祭を祭り行う。（中右記）

九月　十五日　洪水に依り式日に遅れて是日神御衣を進納す。（太神宮諸雑事記）

同日　神嘗祭使祭主大中臣永輔、離宮院に到着し大祓の前に大宮司大中臣兼任と口論す。（太神宮諸雑事記）

九月二十一日　祭主・宮司、各上京し、神嘗祭時の口論を公家に上奏す。（太神宮諸雑事記）

九月　三十日　大宮司大中臣兼任、釐務を停止せらる。（太神宮諸雑事記）

十一月是月　祭主・宮司口論に成りて上奏の間、大宮司兼任の造宮使を停め、神祇少祐大中臣公輔を任ず。（太神宮諸雑事記）

天喜　五年（一〇五七）　正月是月　造宮使大中臣公輔、伯父卒去するに依りて造宮使を停止す。（太神宮諸雑事記）

二月　三日　散位大中臣永清を造太神宮使に任ず。（太神宮諸雑事記）

二月　十三日　祈年祭使を発遣す。大宮司大中臣兼任、祭主大中臣永輔の訴に依り下されず。（太神宮諸雑事記）

四月　十三日　大宮司大中臣兼任、祭主大中臣永輔去る二月に下向して恣に諸郡納米・出挙稲を検封し、太神宮造料・工夫等の食料を下し用いること等を訴う。（太神宮諸雑事記）

六月是月　月次祭使神祇権少副大中臣公輔参下す。祭主大中臣永輔、去る四月の宮司の奏状に依り、其の沙汰の間下されず。（太神宮諸雑事記）

七月　十五日　太神宮御遷宮近づくに依り、祭主大中臣永輔下向す。（太神宮諸雑事記）

八月　二十日　遷宮の勤に依り、大宮司大中臣兼任下向す。（太神宮諸雑事記）

九月　五日　祭主大中臣永輔、例幣使として下向す。（太神宮諸雑事記）

九月　十三日　宮荘覆勘使を太神宮に発遣す。（太神宮諸雑事記）

九月　十四日　太神宮神衣祭、式日闕怠して供奉せず。和妙は十五日夕を以て奉納す。（太神宮諸雑事記）

九月　十六日　皇太神宮、御遷宮。（二所太神宮例文）

十二月　十四日　勅使致資王等参宮。二十二日を以て、荒妙の神衣を奉る。（太神宮諸雑事記）

天喜　六年（一〇五八）

三月　十三日　内裏焼亡に依り、太神宮に奉幣す。（玉葉）

四月　十五日　祈年穀奉幣。（兵範記）

六月　五日　去年九月神衣祭日荒妙神服闕怠の事に依り、祭主大中臣永輔を召問す。（百練抄）

六月　十一日　前皇太神宮祢宜荒木田延満卒す。（皇太神宮祢宜補任次第）

六月　二十日　大宮司大中臣永政卒す。（大中臣氏系図）

八月　二日　検非違使河内重澄を伊勢国飯高神戸預に改め補す。（太神宮諸雑事記）

康平　元年（一〇五八）　八月二十九日　祭主大中臣永輔・大宮司大中臣兼任の罪名を勘申せしむ。後、祭主・大宮司に贖銅三十斤、大少神部二人に大祓を科し見任を解却す。（太神宮諸雑事記）

九月是月　伊勢例幣。祭使成清王・神祇少副大中臣元範等。祭主大中臣永輔は罪名を勘せしめらる所に依り下されず。幣馬一疋鈴河駅家に於いて病煩う。先例に依り、郡司に預け飼養せしむ。（太神宮諸雑事記）

十一月　十八日　豊受太神宮造替遷宮心柱を立つ。（神宮雑例集。或は十月とす）

十一月二十八日　牛入り来たり、豊受太神宮新造心柱の榊葉を喰損す。（神宮雑例集。太神宮諸雑事記は十月二十八日とす）

十一月二十八日　参議藤原経季を発遣して宸筆の宣命を太神宮に奉り、天変地妖を祈禳す。（扶桑略記）

十二月　五日　勅使参議藤原経季等参宮。大宮司大中臣兼任、御衣の沙汰に依り下されず。仍りて権大宮司等供奉す。（太神宮諸雑事記）

康平　二年（一〇五九）　二月是月　豊受太神宮の怪異に依り、軒廊御卜を行う。（勘仲記）

閏十二月　七日　祈年祭使祭主大中臣永輔参下す。祭主・大宮司、赦に会う後、祭主に上祓、大宮司に中祓を科して、祓い清めるの後、免じ下さる所なり。（太神宮諸雑事記）

三月　十九日　造豊受太神宮使大中臣元範、造宮役夫溺死の事を奏す。（太神宮諸雑事記）

五月　十五日　豊受太神宮祢宜度会通雅卒す。（豊受太神宮祢宜補任次第）

六月二十四日　造豊受太神宮使大中臣元範の請に依り、太神宮の例に准じて豊受太神宮正殿の御金物の寸法を注する為、造物所の長上下向す。（太神宮諸雑事記）

七月　二十日　豊受太神宮の心柱、放牛の為にまた喰損せらる。（太神宮諸雑事記）

九月　七日　豊受太神宮祢宜度会常範を任ず。通雅の替。（豊受太神宮祢宜補任次第）

九月　十二日　宮荘使参宮、皇太神宮に准じて豊受太神宮正殿に御金物を装す。（太神宮諸雑事記）

九月　十四日　神御衣麻続大神部重友・少神部兼友等、本位に復任す。（太神宮諸雑事記）

九月　十五日　豊受太神宮、御遷宮。（遷宮事略）

十月二十三日　度会宮時、荒祭宮の託宣と称して祭主大中臣永輔年来神事違例を狂言するに依り、祭主宅別当大中臣頼経、検非違使を放ちて殺害す。これに依り、頼経左衛門弓場に籠めらる。（太神宮諸雑事記）

康平　三年（一〇六〇）

十二月　五日　大中臣頼経の罪名を議す。（太神宮諸雑事記）

二月　十七日　相模守大中臣明輔卒す。（大中臣氏系図）

三月　十九日　皇太神宮祢宜荒木田延基等を召し、度会宮時の託宣并びに殺害等につき、太神宮の宮司神主等を対問せしむ。（太神宮諸雑事記）

六月　十一日　伊勢守藤原義孝が太神宮御厨を焼亡せしこと、并びに祭主目代大中臣頼経の度会守時を殺害せし事を議す。（百練抄）

六月　十二日　太神宮の御前の松、俄に折れ落つ。二十三日を以て、卜食せしむ。（太神宮諸雑事記）

六月是月　月次祭使神祇少副大中臣元範参下す。（太神宮諸雑事記）

七月　十四日　朝夕御饌の内二杯を失うに依り、卜食せしむ。（太神宮諸雑事記）

八月　三日　豊受太神宮御領阿射加御厨の家を焼くに依り、伊勢守藤原義孝の官爵を除き、土佐国に配流す。（太神宮諸雑事記・扶桑略記）

九月是月　伊勢例幣、祭使延清王等参向。（太神宮諸雑事記）

十二月　十三日　豊受太神宮の御饌の内六杯を失うに依り、御卜を行う。（太神宮諸雑事記）

十二月二十六日　伊勢神人の服仮を隠して神衣祭及び七月十日の御饌に供奉することを議す。（百練抄）

康平　四年（一〇六一）

正月二十二日　大中臣宣衡を大宮司に任ず。（二所太神宮例文）

六月　十九日　大中臣頼経の禁錮を免ず。（百練抄）

六月　三十日　祭主大中臣永輔の宅伐ち払わる。（太神宮諸雑事記）

七月　九日　豊受太神宮祢宜度会常親、病に依り停任せらる。（豊受太神宮祢宜補任次第）

七月　十五日　豊受太神宮御殿の下に燕が卵を産むにつき軒廊御卜を行う。（中右記）

七月二十一日　大中臣頼経赦免。（太神宮諸雑事記）

八月　十五日　豊受太神宮祢宜度会常親に替り康雄執印。（豊受太神宮祢宜補任次第）

九月　十一日　伊勢例幣、天皇神祇官に行幸あらせらる。（定家朝臣記）

十月　九日　豊受太神宮祢宜度会常親、疾に依り神事に供奉するを停止せらる。（太神宮諸雑事記）

康平　五年（一〇六二）　六月　十六日　月次祭の間、神宮の坤方、川合淵に溺死者有るに依り、是日祓を行う。（太神宮諸雑事記）

康平　六年（一〇六三）　二月是月　祈年祭使神祇少副大中臣元範参下。高宮内人、御幣焼損せしむことを申す。（太神宮諸雑事記）

五月二十六日　斎宮敬子女王御兄修学院阿闍梨入滅、本服五月に依り御匣殿に五箇日御坐せらる。（太神宮諸雑事記）

六月是月　月次祭使神祇少祐大中臣輔長参下。斎宮五月晦日御禊を今月十日奉仕す。（太神宮諸雑事記）

康平　八年（一〇六五）　四月　十四日　奉幣使参議源隆俊を発遣す。（伊勢公卿勅使雑例）

五月　六日　是日より七月まで、大旱魃して豊受太神宮の御饌の御井水失う。（太神宮諸雑事記）

五月　十七日　二十一社に奉幣して、災厄を祈禳す。（扶桑略記）

治暦　元年（一〇六五）　八月　十一日　去年正月一日の二所太神宮御饌の白散闕怠に依り、太神宮司鎰取秦宗常・高橋瀧成等に大祓を科し解任す。（太神宮諸雑事記）

八月二十八日　太神宮の怪異に依り、軒廊御卜を行う。（中右記）

九月二十四日　河内維清、伊勢国飯高神戸預職に復任す。（太神宮諸雑事記）

治暦　二年（一〇六六）　五月　十三日　太神宮及び斎宮寮に雹降る。（太神宮諸雑事記）

八月二十五日　皇太神宮、仮殿遷宮。（太神宮諸雑事記）

九月　五日　豊受太神宮祢宜度会為頼を任ず。常親の替。（豊受太神宮祢宜補任次第）

九月是月　伊勢例幣、祭使致資王等参向す。祭主大中臣永輔、御遷宮の間違例沙汰有るに依り差下されず。（太神宮諸雑事記）

十一月　二十日　勅使参議藤原泰憲等を太神宮に発遣して、仮殿御遷宮の違例を祈謝す。（伊勢公卿勅使雑例。太神宮諸雑事記は二十一日とす）

十二月　十五日　月次祭使神祇権少副大中臣公輔参向の途中、執幣衛士、騎兵等と合戦し死者あり。（太神宮諸雑事記）

十二月二十六日　宣旨を下し、使を遣わして合戦乱行につき勘問す。（太神宮諸雑事記）

治暦　三年（一〇六七）

二月　十日　祈年祭使、去年十二月祭使共々参向、十二月御幣の詔刀申す後、今度祈年祭御幣宣命申す。（太神宮諸雑事記）

九月是月　伊勢例幣、祭使信清王等参向。（太神宮諸雑事記）

十二月　十二日　天皇不予に依り、二十二社に奉幣す。（扶桑略記）

十二月　十七日　勅使神祇少祐大中臣輔長を太神宮に遣わして、明年正月一日の日蝕を祈申せしむ。（太神宮諸雑事記）

治暦　四年（一〇六八）

正月二十五日　大中臣公義を大宮司に任ず。（二所太神宮例文）

二月　八日　祈年穀奉幣。神祇少副大中臣元範参下。（本朝世紀・太神宮諸雑事記）

四月　十四日　太神宮以下十三社に奉幣して、御平癒を祈る。（本朝世紀）

四月二十三日　斎宮敬子女王、退下。（太神宮諸雑事記）

四月是月　大宮司宣衡秩満なるも、官符に依り一年延長。（二所太神宮例文）

六月二十一日　神祇官に行幸あらせられ、御即位の由奉幣、太神宮に告ぐ。（本朝世紀）

同日　大中臣元範を祭主に任ず。（祭主補任）

七月　一日　始めて祭主の務を行う。太神宮大内人荒木田友延・豊受太神宮大内人度会則雅等を補任す。（太神宮諸雑事記）

七月二十一日　御即位に依り、太神宮を始め諸社の祢宜祝等に位一階を給う。（後三条院御即位記）

八月　三日　伊勢以下の九社に奉幣使を発遣す。（本朝世紀）

八月　二十日　祈年穀奉幣。（本朝世紀）

八月二十四日　伊勢使を立て、前斎宮敬子女王帰京の由を告ぐ。（本朝世紀）

九月　十一日　伊勢例幣。（本朝世紀）

九月二十九日　前斎宮帰京奉迎使左少弁藤原正家等を発遣す。（本朝世紀）
十一月　十三日　伊勢以下三社に奉幣使を発遣す。（本朝世紀）
十二月　十一日　月次祭使祭主大中臣元範等を発遣す。（本朝世紀）
十二月　十五日　月次祭使祭主大中臣元範、触穢の疑いに依り、御卜を行い、召帰さる。（本朝世紀）

治暦　五年（一〇六九）　二月　二日　皇太神宮祢宜荒木田延長頓死す。（皇太神宮祢宜補任次第）
二月　九日　俊子内親王を斎宮に卜定す。（一代要記）
二月二十一日　伊勢奉幣、去年十二月御幣猶離宮に在り、相副え奉る。（園太暦）

延久　元年（一〇六九）　六月　二日　皇太神宮祢宜荒木田延清を任ず。延長の替。（皇太神宮祢宜補任次第）
六月　五日　三月石清水行幸の節、乗輿破損に依り、二十一社に奉幣す。（百練抄）
六月　十九日　斎宮俊子内親王を二品に叙す。（扶桑略記）
六月是月　月次祭使散位大中臣永清参下る。祭主大中臣元範、去年十二月死人の沙汰に依り下されず。（太神宮諸雑事記）
九月　十六日　神嘗祭、豊受太神宮正殿の扉開かず、官幣を東宝殿に納む。（太神宮諸雑事記）

十月　七日　大神宝使を発遣す。豊受太神宮正殿の扉なお開かず、官幣を東宝殿に納む。（太神宮諸雑事記）

閏十月　七日　勅使兼長王等を発遣し、豊受太神宮正殿の扉開かざる由を祈申す。（太神宮諸雑事記）

十一月　八日　勅使参議藤原良基等を発遣し、豊受太神宮正殿の扉を修補せしむ。（太神宮諸雑事記）

十一月二十六日　斎宮俊子内親王に別封二百戸を加賜す。（扶桑略記）

十二月　十七日　豊受太神宮祢宜度会頼房を任ず。常範の替。（豊受太神宮祢宜補任次第）

是歳　豊受太神宮祢宜度会常範卒す。（豊受太神宮祢宜補任次第）

延久　二年（一〇七〇）　六月　八日　二十一社に奉幣して、天変怪異を祈禳す。（年中行事秘抄）

九月　十二日　伊雑宮の御扉渋固に依り修理せしむ。（朝野群載）

是歳　斎宮俊子内親王、野宮に入る。（斎宮記）

延久　三年（一〇七一）　二月　八日　豊受太神宮祢宜度会連頼、禁河を越え上洛するに依り解任せらる。（豊受太神宮祢宜補任次第）

三月　十三日　祈年穀奉幣。（柱史抄）

五月　二日　印并びに文書等を私館に置くことを禁ずるなど六ヶ条に就き、宣

旨を下さる。（神宮雑例集）

八月　四日　祭主大中臣元範卒す。（祭主補任）

八月　六日　前祭主大中臣永輔卒す。（祭主補任）

八月二十三日　皇太神宮正殿の扉渋固に依り修造せしむ。（朝野群載）

八月二十四日　大中臣輔経を祭主に任ず。（祭主補任）

八月是月　太神宮破損す。（長秋記）

九月二十三日　斎宮俊子内親王群行、天皇大極殿に御したまい発遣せらる。（十三代要略）

十二月　八日　後三条天皇代始賞に依り、両宮祢宜等に各一階を昇叙。（二所太神宮例文）

延久　四年（一〇七二）

二月　二十日　東庭に出御して、太神宮を遙拝あらせらる。（百練抄）

二月二十五日　祈年穀奉幣。（伊勢公卿勅使雑例）

二月是月　斎宮俊子内親王御悩に依り、御卜を行い、太神宮に奉幣す。（為房卿記）

三月　十九日　伊勢気多宮に歌合あり。（気多宮歌合）

五月　十九日　豊受太神宮祢宜度会康政を任ず。連頼の替。同広雅を任ず。康雄の譲。（豊受太神宮祢宜補任次第）

六月　二日　豊受太神宮祢宜度会雅行を任ず。為頼の譲。（豊受太神宮祢宜補任次第）

六月　十九日　豊受太神宮祢宜度会常季、康雄に替りて執印。（豊受太神宮祢宜補任次第）

六月是月　皇太神宮宮掌・玉串大内人等叙爵。（二所太神宮例文）

七月　二日　豊受太神宮祢宜度会康雄出家す。（豊受太神宮祢宜補任次第）

十二月　七日　斎宮の辺りに於いて白霊狐を射殺するに依り、藤原仲季を土佐国に配流す。（扶桑略記・古事談）

十二月　十七日　建礼門に行幸あらせられ、奉幣使を太神宮に発遣し、御即位の状を告ぐ。（扶桑略記）

十二月　三十日　斎宮俊子内親王、御退下。（一代要記）

是歳　大宮司大中臣公義叙爵。（二所太神宮例文）

延久　五年（一〇七三）　二月　十六日　淳子女王を斎宮と為す。（十三代要略）

延久　六年（一〇七四）　正月二十六日　前豊受太神宮祢宜度会康雄卒す。（豊受太神宮祢宜補任次第）

二月　十九日　祈年穀奉幣。（建内記）

四月　十日　二十一社に奉幣す。（建内記）

六月二十八日　参議源経信を伊勢に発遣し、宸筆の宣命を太神宮に奉り、災厄を

祈禳す。（公卿勅使記）

承保　元年（一〇七四）　九月　九日　斎宮主神司大中臣範任卒す。（大中臣氏系図）

是歳　斎宮淳子女王、野宮に入る。（水左記）

是歳　白河天皇、宇治橋御造替すと伝う。（内宮会合年寄宇治橋起源覚書）

承保　二年（一〇七五）　三月　八日　天変・地震に依り、八省院に行幸あらせられ勅使権中納言藤原実季を発遣せらる。（伊勢公卿勅使雑例）

春頃　東寺、大国庄長任執行別当として公文上座円順を下向せしむ。（平安遺文一二一二号）以後、応徳二年六月頃まで、積極的な荘園経営を推し進む。

八月　八日　斎宮除目。（水左記）

九月　二十日　斎宮淳子内親王群行。大極殿に出御あらせられ、発遣せらる。（水左記）

十一月　八日　御代始賞に依り、両宮祢宜等各位一級を昇叙。（水左記）

十一月　九日　皇太神宮祢宜荒木田重経卒す。（皇太神宮祢宜補任次第）

十一月　十六日　皇太神宮祢宜荒木田延平を任ず。重経の替。（皇太神宮祢宜補任次第）

十一月二十六日　春日社行幸に依り、伊勢以下二十二社に奉幣使を発遣す。（年中

行事秘抄）

承保　三年（一〇七六）　四月　九日　太神宮の百枝松倒るるに依り、是日、軒廊御卜を行う。（水左記）

七月　二日　伊勢造宮使過失の事を議す。（百練抄）

九月　十六日　太神宮、御遷宮。（二所太神宮例文）

十二月　九日　太神宮に奉幣す。（吉田家日次記）

承保　四年（一〇七七）　正月是月　祭主大中臣輔経両機殿造進の功に依り叙位。（祭主補任）

四月二十一日　権中納言源資綱を奉幣使と為し、太神宮に発遣す。（伊勢公卿勅使雑例）

七月　八日　伊勢以下諸社に奉幣す。（中右記）

八月　十七日　斎宮淳子女王、父式部卿敦賢親王薨ずるに依り、退下せらる。（水左記）

同日　火災に依り奉幣使権中納言源資綱を発遣す。（伊勢公卿勅使雑例）

八月　十九日　天皇不予及び疱瘡流行に依り、二十二社に奉幣す。（水左記）

九月　三日　諸社に奉幣して、敦文親王の御平癒を祈る。（水左記）

九月　十一日　触穢に依り伊勢例幣を延引す。（永昌記）

十月　十八日　伊勢例幣を追行す。（水左記）

十月　三十日　祈年穀奉幣。（水左記）

十一月　九日　稲荷・祇園両社行幸に依り、伊勢以下十社に奉幣す。（水左記）
十一月　十二日　前斎宮淳子女王御退下に依り、太神宮に奉幣す。（水左記）

承暦　元年（一〇七七）十一月二十三日　前斎宮淳子女王の御帰京を迎うるが為、左少弁藤原季仲を発遣す。（水左記）
十二月　九日　前斎宮淳子女王、御帰京。（水左記）

承暦　二年（一〇七八）三月　八日　勅使中納言藤原実季を太神宮に発遣す。（伊勢公卿勅使雑例）
五月　十七日　皇太神宮祢宜荒木田延基卒去。氏範替りて執印。（皇太神宮祢宜補任次第）
五月　十九日　荒木田忠元、祭主大中臣輔経の挙奏に依り官符未到のまま先例に任せて神事に従う。六月十三日、官符。（皇太神宮祢宜補任次第）
六月　二日　二十一社に奉幣す。（園太暦）
六月是月　勅して神郡内貢祭物を弁済せざる寺田並びに王臣家の位田の領主を注進せしむ。（皇代記付年代記）
八月　二日　媞子内親王を斎宮に卜定す。（中右記）
八月　十九日　斎宮卜定の由を太神宮に告ぐ。（中右記）
九月　一日　斎宮媞子内親王東河に禊して初斎院に入る。（栄華物語）
九月　十五日　豊受太神宮、御遷宮。（二所太神宮例文）

承暦　三年（一〇七九）

十二月是月　斎宮媞子内親王初度禊を行わる。（栄華物語）

正月是月　是月以降三箇年、勅願に依り毎日両宮一祢宜に御幣を付して供進せらる。（豊受太神宮祢宜補任次第）

二月　一日　二十一社に奉幣す。（為房卿記）

二月　十八日　太神宮の外院七十余宇焼亡し、累代の文書・鎰印灰燼に帰す。（為房卿記）

二月二十五日　右大弁藤原通俊を伊勢に発遣す。（為房卿記）三月五日帰京。（為房卿記）

三月　一日　奉幣使藤原通俊皇太神宮に参向し外印焼亡の状を実検す。（皇代記付年代記）

三月　六日　大宮司、新調の御鎰等を奉納す。（皇代記付年代記）

三月　八日　八省院に行幸あらせられ、参議藤原伊房を伊勢に発遣して、外院焼亡を祈謝せしむ。（為房卿記）

三月　十六日　祈年穀奉幣使を発遣す。（為房卿記）

五月二十九日　八省院に行幸あらせられ、参議藤原実季を伊勢に発遣し、皇子の御誕生を太神宮に祈らしむ。（為房卿記）

六月　六日　豊受太神宮別宮高宮神拝所に於いて、狐小児を咋う。（為房卿記）

六月二十七日　伊勢洪水、皇太神宮外院の屋舎五宇漂流す。（扶桑略記。百練抄は五月二十七日とす）

七月二十三日　皇太神宮の印鑰を改鋳す。（神宮雑例集）

八月　十三日　祈年穀奉幣。（為房卿記）

九月　　八日　斎宮媞子内親王、東河に御禊して野宮に入る。（為房卿記）

九月　十一日　八省院に行幸あらせられ、伊勢奉幣使を発遣せらる。（為房卿記）

十一月　十二日　伊勢離宮院を移造す。（神宮雑例集）

十二月　　四日　神祇少輔大中臣公輔卒す。（大中臣氏系図）

承暦　四年（一〇八〇）

正月二十四日　八省院に行幸あらせられ、権大納言源顕房を伊勢奉幣使として発遣せらる。（伊勢公卿勅使雑例）

四月　　四日　大中臣範祐を大宮司に補す。（二所太神宮例文）

五月　　三日　中宮、野宮に行啓あらせらる。（十三代要略）

五月　　八日　皇太神宮外院焼亡の節、御鞍鐙も焼失するに依り、新造すべきや否やに就き軒廊御卜を行う。（帥記）

八月　　六日　盗、太神宮の神衣を窃むに依り、奉幣使を伊勢に発遣して之を祈謝せしむ。この奉幣使参向中、一志駅家にて触穢あり。（帥記）

八月　十八日　祈年穀奉幣。去る六日奉幣使触穢を祈謝す。（水左記）

八月二十七日　中宮、野宮より堀河第に還啓あらせらる。（帥記）
閏八月　五日　豊受太神宮祢宜等の訴訟の事を議す。（帥記）
閏八月二十六日　中宮、野宮に行啓あらせらる。（帥記）
閏八月二十八日　中宮、野宮より堀河第に還啓あらせらる。（帥記）
九月　十一日　伊勢例幣。（中右記）
九月　十五日　斎宮媞子内親王群行、天皇大極殿に出御し之を発遣せらる。（帥記）
十月　十七日　皇太神宮祢宜荒木田延清卒す。（皇太神宮祢宜補任次第）
十二月　二十日　皇太神宮祢宜荒木田定平を任ず。延清の替。（皇太神宮祢宜補任次第）

承暦　五年（一〇八一）　二月　一日　権中納言源師忠を奉幣使として太神宮に発遣す。（伊勢公卿勅使雑例）

永保　元年（一〇八一）　二月二十八日　瀧原並宮造宮せざる事を議す。（帥記）
三月二十三日　祭主大中臣輔経卒す。（祭主補任。二所太神宮例文は十三日とす）
六月　一日　大中臣頼宣を祭主に補す。（祭主補任）
六月　十二日　二十一社に奉幣して、改元及び延暦・園城両寺争闘の事を告ぐ。（年中行事秘抄）
七月二十一日　八省院に行幸あらせられ、辛酉御慎のため奉幣使を発遣せらる。

（水左記）

九月　十一日　伊勢例幣。（為房卿記）

九月　二十日　九社に奉幣して、僧徒擾乱の事を告ぐ。（水左記）

十月二十七日　七社に奉幣す。（水左記）

十一月　十八日　春日社行幸に依り、二十二社に奉幣す。（帥記）

十二月　十三日　殿上人・諸大夫等、斎宮に参向す。（水左記）

永保　二年（一〇八二）　二月　十日　御祈賞に依り両宮一祢宜等各位一階昇叙。（二所太神宮例文）

二月是月　慈善卒す。慈善は、伊勢国度会郡人、大中臣氏。（僧綱補任）

三月　十四日　賀茂・石清水両社行幸に依り、七社に奉幣す。（年中行事秘抄）

五月　十四日　諸社に奉幣す。（為房卿記）

九月二十八日　伊勢例幣を追行す。（伊勢公卿勅使雑例）

十二月　十日　明年三合大凶に依り、権中納言源俊明を奉幣使として太神宮に発遣す。（伊勢公卿勅使雑例）

永保　三年（一〇八三）　正月　十八日　七社に奉幣す。（後二条師通記）

二月二十五日　祈年穀奉幣。（後二条師通記）

六月　八日　伊勢国度会郡二見郷常□□房、大乗理趣六波羅密多経を書す。（新版点本書目）

七月　三日　太神宮及び春日社近辺田畠等、永く寄せ奉らる。（百練抄）
十月二十二日　触穢に依り、諸社奉幣を延引す。（後二条師通記）

応徳　元年（一〇八四）
二月二十八日　祈年穀奉幣。（後二条師通記）
四月　十日　甲子革令御慎に依り、伊勢奉幣使権中納言源雅実を発遣す。（伊勢公卿勅使雑例）
九月　一日　左大臣源俊房を伊勢例幣の上卿と為す。（後二条師通記）
九月二十二日　中宮の崩御に依り、斎宮媞子内親王退下。（中右記）
十二月　四日　前斎宮媞子内親王、御帰京。（中右記）

応徳　二年（一〇八五）
九月　三日　皇太神宮祢宜荒木田氏範卒す。宮常替りて執印。（皇太神宮祢宜補任次第）
九月　十一日　伊勢例幣。（為房卿記）

応徳　三年（一〇八六）
二月　三日　祭主大中臣頼宣所帯の神祇大副を辞し、其の姪家成を神祇大祐に任ず。（祭主補任）
二月二十五日　祈年穀奉幣を延引す。（後二条師通記）
閏二月　三日　祈年穀奉幣使を発遣す。（後二条師通記）
同日　幣馬斃るに依り、祈謝使を発遣し、内外宮に御馬各一匹を進めらる。（伊勢公卿勅使雑例）

閏二月　十四日　皇太神宮祢宜荒木田延泰を任ず。氏範の替。（皇太神宮祢宜補任次第）

三月　二十日　祭主本官を兼ねざるべからざるの由を忽ち訴え出で来たるに依り、家成の神祇大祐を停止し、祭主を権大副に任ず。（祭主補任）

五月　四日　二十二社に奉幣す。（玉葉）

七月　三日　豊受太神宮祢宜度会彦常を任ず。父常季の譲。（豊受太神宮祢宜補任次第）

九月　十一日　伊勢例幣。（後二条師通記）

十一月　七日　伊勢臨時奉幣。（後二条師通記）

十一月二十三日　伊勢奉幣を停む。（後二条師通記）

応徳　四年（一〇八七）　二月　十一日　皇姉善子内親王を斎宮に卜定す。（中右記）

二月　十三日　二十二社に奉幣使を発遣す。（為房卿記）

二月　十六日　祈年穀奉幣。（中右記）

二月　二十日　斎王卜定の由、伊勢奉幣。（中右記）

三月　六日　豊受太神宮正殿并びに高宮御鎖修造の事を勘申す。（朝野群載）

寛治　元年（一〇八七）　五月　五日　不静に依る二十二社奉幣を延引す。（為房卿記）

五月　十三日　二十二社奉幣を追行す。（為房卿記）

七月　三日　斎宮善子内親王御悩。（為房卿記）
七月　九日　白河上皇の御夢想に依り、神祇少副大中臣親定を神祇官に遣わして、太神宮に祈らしむ。（為房卿記）
八月　五日　二十二社に祈年穀奉幣。（本朝世紀）
八月　七日　炎旱を軒廊に卜するに、巽坤大神祟を成すとあり。（為房卿記）
八月　九日　伊勢以下五社に奉幣す。（本朝世紀）
九月　十一日　伊勢例幣。豊受太神宮正殿及び高宮の御鑁等修造の事を告ぐ。（本朝世紀）
九月二十一日　斎宮善子内親王御禊して、初斎院左近衛府に入る。（為房卿記）
十一月　二日　豊受太神宮正殿の葺萱桧皮等、鳥咋抜くに依り、先例を勘えしむ。（本朝世紀）
十一月　八日　大嘗会御祈三社奉幣。（本朝世紀）

寛治　二年（一〇八八）

二月　十六日　祈年穀奉幣。（後二条師通記）
七月是月　神祇権少副大中臣輔長卒す。（大中臣氏系図）
八月　十七日　散位大中臣俊輔卒す。（大中臣系図）
九月　十一日　伊勢例幣。（後二条師通記）
九月　十三日　斎宮善子内親王御禊して、野宮に入る。（中右記）

寛治　三年（一〇八九）

十月　八日　大神宝使を発遣す。（帥記）
十月　十九日　祈年穀奉幣。（中右記）
十二月　七日　御元服奉幣使を太神宮に発遣す。（後二条師通記）
二月　十七日　祈年穀奉幣。（後二条師通記）
五月　十九日　二十二社に奉幣して、雨を祈る。（中右記）
七月　十三日　豊受太神宮祢宜度会頼房卒す。（豊受太神宮祢宜補任次第）
七月二十八日　祈年穀奉幣。（後二条師通記）
七月是月　大宮司大中臣国房に重任の宣旨を下す。（二所太神宮例文）
九月　一日　斎宮群行の事に依り、御燈御祓を停む。（後二条師通記）
九月　九日　伊勢祝部・祭主相違の事を議す。（後二条師通記）
九月　十一日　伊勢例幣。（後二条師通記）
九月　十五日　斎宮善子内親王群行、天皇大極殿に出御し発遣せらる。（後二条師通記）
同日　斎宮女官を任ず。（朝野群載）
十一月　一日　日蝕、斎宮相嘗祭を延引す。（中右記）
十一月　十三日　斎宮相嘗祭を追行す。（中右記）
十二月　十六日　代始賞に依り、両宮正権祢宜に位一階を加う。（二所太神宮例文）

十二月二十四日　宣旨を下して、豊受太神宮に同宮心柱榊葉を喰損せられしことを祈謝せしむ。（神宮雑例集）

十二月是月　皇太神宮祢宜荒木田貞任を任ず。（二所太神宮例文）

寛治　四年（一〇九〇）　二月　五日　平野・大原野両社行幸に依り、伊勢以下の諸社に奉幣す。（玉葉）

二月二十五日　祈年穀奉幣。（中右記）

四月二十六日　豊受太神宮祢宜度会康政卒す。（豊受太神宮祢宜補任次第）

六月　五日　豊受太神宮祢宜度会高房を任ず。康政の替。（豊受太神宮祢宜補任次第）

九月　十一日　伊勢例幣。（京都御所東山御文庫記録）

十月　七日　伊勢奉幣使の幣馬殪れし由を奏す。（後二条師通記）

十月二十二日　皇太神宮、仮殿遷宮。（二所太神宮例文）

十一月　四日　権大納言源雅実を伊勢に発遣して、宸筆の宣命を太神宮に奉らしむ。二十三日帰京。（江記）

十二月二十四日　豊受太神宮、仮殿遷宮。（二所太神宮例文）

十二月二十五日　臨時伊勢奉幣使を発遣す。（後二条師通記）

寛治　五年（一〇九一）　正月二十九日　伊勢神人四十人、神領を押奪せらるを愁訴するも裁許なきに依り、権中納言源家賢の第を囲む。（江記逸文集成）

五月　九日　太神宮以下の七社に奉幣す。（後二条師通記）
六月　四日　皇太神宮祢宜荒木田定平卒す。（皇太神宮祢宜補任次第）
六月二十六日　成願寺別当能算、同寺領伊勢川合庄并びに東寺領大国庄内の成願寺領に、大国庄司円俊の非理を訴え、是日、官宣旨を東寺別当に下して、其の子細を弁申せしむ。（平安遺文一二九六号）
七月　十四日　皇太神宮祢宜荒木田延綱を任ず。定平の替。（皇太神宮祢宜補任次第）
七月二十七日　祭主神祇大副大中臣頼宣卒す。（祭主補任）
八月　四日　斎王善子内親王不例に依り、臨時伊勢奉幣。（中右記）
八月　六日　神祇少副大中臣親定を祭主に補す。（祭主補任）
同日　藤原知家を斎宮頭に任ず。（後二条師通記）
九月　十一日　伊勢例幣。（為房卿記）
十二月　八日　豊受太神宮祢宜度会広雅卒す。（豊受太神宮祢宜補任次第）
十二月　十日　太神宮に臨時奉幣し、九月例幣使の式日に参会せざることを謝す。（中右記）

寛治　六年（一〇九二）
二月二十四日　二十二社に祈年穀奉幣。（中右記）
四月二十五日　豊受太神宮祢宜度会康晴を任ず。広雅の替。（豊受太神宮祢宜補

任次第）

七月　十八日　祈年穀奉幣。（中右記）

七月是月　斎宮母女御藤原道子重悩の由を伊勢国より奏す。（中右記）

八月　四日　大風、両宮の宝殿等顛倒す。（百練抄）

八月二十一日　豊受太神宮顛倒の事に依り、勅使権大納言源雅実を発遣す。二十五日参宮、五ヶ日御拝あり、二十九日帰京。（中右記）

八月二十九日　陣定を行い、太神宮西宝殿修造の事并びに大宮司大中臣国房の罪名の事を議す。（後二条師通記）

九月　十一日　伊勢例幣。（中右記）

九月二十六日　臨時奉幣使を太神宮に発遣す。（中右記）

十月　九日　伊勢奉幣使参議大江匡房を発遣す。（後二条師通記）

十月　十八日　御修理違例に依り大宮司大中臣国房を罷め、大中臣公房を任ず。（二所太神宮例文）

十月二十一日　大風雨に依り、皇太神宮仮殿遷宮を延引す。（中右記）

十月二十二日　皇太神宮、仮殿遷宮。及び皇太神宮正遷宮山口祭并びに木本祭。（中右記）

十一月　十五日　豊受太神宮、仮殿遷宮。（勘仲記）

十一月二十一日　臨時伊勢奉幣使を発遣し、皇太神宮仮殿遷宮の延引を謝す。（中右記）

十二月　十一日　月次祭使、祭主大中臣親定勤仕する例なるも、沙汰する事有るの間、権神祇大副大中臣惟経勤仕す。（中右記）

十二月　三十日　太神宮遷宮行事、藤原師実服喪に依り、源師忠に替る。（中右記）

寛治　七年（一〇九三）　二月　二日　太神宮仮殿遷宮の延引等に依り、祭主大中臣親定・大宮司大中臣公房・前大宮司大中臣国房等を大膳職に召して対問せしむ。（百練抄）

三月　十二日　陣定を行い、太神宮仮殿遷宮延引の事を議す。（中右記）

三月二十四日　明法博士をして、仮殿遷宮闕怠并びに豊受太神宮柱及び瀧原宮樹を折る前大宮司大中臣国房の罪名を勘申せしむ。（百練抄）

三月二十九日　太神宮に臨時奉幣使を発遣す。（後二条師通記）

七月　十九日　二十一社に祈年穀奉幣。（後二条師通記）

七月　二十日　明法博士惟宗国任をして、東寺成願寺の相論せる伊勢多気・飯野両郡田地の理非を勘申せしめ、是日、国任、勘文を上る。（平安遺文一三一八号）

九月　十一日　伊勢例幣を延引す。（後二条師通記）

十月　八日　伊勢例幣を追行す。（後二条師通記）
十月二十九日　臨時伊勢奉幣使権中納言源師忠を発遣す。十一月八日勅使帰京。（後二条師通記）
十一月　十五日　前薩摩守大中臣親長を造伊勢太神宮使に補す。（中右記）
十二月　六日　賀茂社の穢に依り、臨時二十二社奉幣を延引す。（中右記）
十二月　十二日　延引の二十二社奉幣を追行す。（中右記）
是歳　太神宮諸雑事記を官に召し上げらる。（太神宮諸雑事記）

寛治　八年（一〇九四）

二月　一日　前大宮司大中臣公義卒す。（大中臣氏系図）
二月二十二日　藤原俊重を権伊勢守に任ず。（除目大間書）
三月　六日　陣定を行い、大宮司大中臣公房の事を議す。（中右記）
三月　十四日　祈年穀奉幣。（中右記）
四月　七日　軒廊御卜を行いて猪矢の太神宮に在ることを卜す。（中右記）
六月二十二日　伊勢遷宮行事等を定む。（中右記）
七月　八日　文殊会に依り祈年穀奉幣を延引す。（中右記）
七月　十三日　源長俊を伊勢守に任ず。（中右記）
七月　二十日　祈年穀奉幣を追行す。（中右記）
七月二十八日　皇太神宮式年遷宮地鎮祭。（中右記）

八月　十日　大風、豊受太神宮并びに別宮の殿舎等、破損顛倒す。（勘仲記）
八月　十四日　皇太神宮正殿立柱祭・上棟祭。（中右記）
九月　十一日　右大臣源顕房薨ずるに依り、伊勢例幣を延引す。（中右記）
九月　十五日　権中納言藤原通俊を皇太神宮仮殿遷宮上卿并びに豊受宮遷宮上卿に任じ、神祇権少副大中臣資清を造宮使に任ず。（中右記）
十一月　二十日　延引の伊勢例幣を追行、并びに臨時二十二社奉幣。（中右記）
此頃、源義家、宇治大橋を造立すと伝う。（内宮会合年寄宇治橋起源覚書）

寛治年中
皇太神宮、仮殿遷宮。（伊勢二所皇太神宮遷宮次第記）
祈年穀奉幣。太神宮奉幣使大中臣輔弘をして、皇太神宮遷宮造作の懈怠を検察せしむ。（中右記）

嘉保　元年（一〇九四）是歳
石清水社行幸に依り、太神宮以下の七社に奉幣す。（中右記）

嘉保　二年（一〇九五）　二月二十二日
三月　十一日　石清水社行幸に依り、太神宮以下の七社に奉幣す。（中右記）
三月二十九日　石清水社行幸、右中弁宗忠を召して太神宮遷宮行事の賞を仰す。（兵範記）
四月　十一日　賀茂社行幸に依り、太神宮以下の七社に奉幣す。（中右記）
五月　八日　服仮に依り、権中納言藤原通俊の太神宮遷宮上卿を罷め、権中納言大江匡房を任ず。（中右記）

嘉保　三年（一〇九六）　正月　五日　大中臣親長の造太神宮使を罷め、大中臣親仲を任ず。（中右記）
五月　十日　造太神宮使改補に依り、判官主典を改む。（中右記）
五月二十八日　皇太神宮遷宮行事所始。（中右記）
七月　一日　前大和守源公綱を斎宮寮頭に任ず。（為房卿記）
七月　五日　祈年穀奉幣。（中右記）
七月　十九日　宣旨を下して、大宮司大中臣公房をして豊受太神宮正殿を修造せしむ。御体を御饌殿に渡し奉らしむ。（勘仲記）
八月　十四日　皇太神宮遷宮神宝使を発遣す。（中右記）
九月　七日　伊勢例幣。（中右記）
九月　十一日　皇太神宮、式年遷宮。（中右記）
九月　十六日　天皇不予に依り、二十二社に奉幣す。（中右記）
九月　二十日　臨時奉幣使右近衛大将源雅実を太神宮に遣わして、宸筆の宣命を奉らしむ。又、皇嗣御祈として、皇太神宮別宮荒祭宮に神宝等を加え奉らしむ。（中右記）
十月　十八日　皇太神宮祢宜荒木田宮常、師平に譲る。（皇太神宮祢宜補任次第）
十二月　八日　荒祭宮を除く太神宮五所別宮遷宮。（中右記）
十二月是月　造太神宮賞に依り祭主大中臣親定・造太神宮使大中臣親仲に叙位。

（中右記）

正月　十九日　斎宮頭源公綱、伊勢守源長俊と対問する為に上洛す。（後二条師通記）

二月　十四日　皇太神宮祢宜荒木田延泰卒す。（皇太神宮祢宜補任次第）

二月　十六日　賚米に就き濫行の事有るに依り、斎宮頭源公綱・伊勢守源長俊を対問せしむ。（後二条師通記）

二月二十六日　祈年穀奉幣。（中右記）

四月　九日　皇太神宮祢宜荒木田師平を任ず。父宮常の譲。（皇太神宮祢宜補任次第）

四月　二十日　臨時二十二社奉幣。（中右記）

五月　五日　権中納言大江匡房、母の病に依り太神宮遷宮上卿を辞し、是日還補す。（中右記）

六月　三日　皇太神宮祢宜荒木田延範を任ず。延泰の替。（皇太神宮祢宜補任次第）

六月　十五日　炎旱及び天下疾病に依り、臨時二十二社奉幣。（中右記）

同日　皇太神宮祢宜荒木田宮常に替りて満経執印。（皇太神宮祢宜補任次第）

七月　五日　太神宮以下八社に奉幣して、御慎・天変・炎旱等を祈らしむ。（中右記）

七月　二十日　豊受太神宮式年遷宮地鎮祭。（中右記）

七月二十八日　穢に依り、豊受太神宮心柱の造立を延引す。（中右記）

七月二十九日　斎宮善子内親王不例に依り、軒廊御卜を行う。（中右記）

八月　七日　右中弁藤原宗忠を豊受太神宮遷宮行事に補す。（中右記）

九月　十一日　触穢に依り、伊勢例幣を延引す。（中右記）

九月　十四日　或は二十四日　皇太神宮祢宜荒木田宮常卒す。（皇太神宮祢宜補任次第。二所太神宮正員祢宜転補次第記は嘉保二年十二月十四日とす）

十月　五日　内裏の穢に依り、伊勢例幣及び臨時奉幣を延引す。（後二条師通記）

十月　十一日　伊勢例幣を追行す。斎宮善子内親王の御悩に依り、太神宮に奉幣す。（中右記）

十一月　五日　臨時二十二社奉幣。（中右記）

十一月二十九日　豊受太神宮心柱造立の延引せるを軒廊にトす。（中右記）

十二月　五日　地震に依り、臨時二十二社奉幣。（後二条師通記）

永長　二年（一〇九七）

正月二十三日　権中納言大江匡房、病に依り皇太神宮遷宮上卿を辞す。（中右記）

正月　三十日　権中納言源俊実を皇太神宮遷宮上卿に任ず。（中右記）
閏正月　二十日　大中臣信房をして、太神宮離宮院殿舎・築垣等を造営せしむ。（朝野群載）
閏正月　三十日　左少史中原惟兼、是月二十八日右大史伴広親を傷くに依り、遷宮行事史を罷め、右少史国貞を任ず。（中右記）
二月　十四日　祈年穀奉幣。（中右記）
二月二十一日　春日社行幸御祈に依り、伊勢以下二十二社に奉幣す。（中右記）
三月　十九日　春日社行幸延引に依り、再度二十二社奉幣。（中右記）
四月　十七日　祇園社行幸御祈に依り、伊勢以下十社に奉幣す。（中右記）
八月二十三日　豊受太神宮遷宮上卿源俊実、病悩に依り辞退するに替り、権大納言源雅実を任ずるものの、触穢に依り辞す。（中右記）
八月二十五日　権中納言藤原公実を豊受太神宮遷宮上卿に任ず。（中右記）
九月　五日　豊受太神宮遷宮神宝使を発遣す。（中右記）
九月　十一日　伊勢例幣。正殿開かざるに依り、東宝殿に奉納す。（中右記）
九月　十五日　豊受太神宮、式年遷宮。（二所太神宮例文）
十月　五日　天変に依り、二十二社に奉幣す。（中右記）
十月二十三日　臨時伊勢奉幣し、例幣の時、内宮の正殿開かざる由を祈申す。（中

右記）

十月二十四日　御祈賞に依り、両宮正権祢宜等に各一階を叙す。（皇太神宮祢宜補任次第・豊受太神宮祢宜補任次第）

十一月　五日　権大納言源師忠を勅使として、太神宮に奉幣せしむ。（中右記）

承徳　元年（一〇九七）十二月　十一日　臨時伊勢奉幣。（中右記）

十二月二十一日　伊勢の事に依り、軒廊御卜。（中右記）

承徳　二年（一〇九八）二月二十七日　祈年穀奉幣。（中右記）

三月二十七日　内裏造宮に依り、八社に奉幣す。（中右記）

五月　二日　疾疫に依り、臨時二十二社奉幣。（中右記）

七月二十六日　祈年穀奉幣。（中右記）

九月　十一日　伊勢例幣。甚雨に依り、行幸を停む。（中右記）

十月二十九日　離宮院造宮の功に依り、大中臣宣孝を大宮司に補す。（中右記）

十一月　十八日　宣旨を下して、豊受太神宮政印銅笥を改鋳せしむ。（神宮雑例集）

十二月二十六日奉造の銘あり。（豊受宮印印笥銘）

十二月二十五日　豊受太神宮の怪異を軒廊に卜す。（中右記）

承徳　三年（一〇九九）正月二十四日　権大納言源俊明をして太神宮に奉幣せしめ、皇子の御誕生を祈らしむ。（後二条師通記）

二月二十七日　祈年穀奉幣。（本朝世紀）
四月　十五日　皇太神宮祢宜荒木田忠俊を任ず。父延平病に伏すの替。（皇太神宮祢宜補任次第）
五月　　六日　二十二社に奉幣使を発遣して、疾疫を祈る。（後二条師通記）
八月二十三日　二十二社奉幣。（長秋記）
九月　　十日　皇太神宮祢宜荒木田元親を任ず。延範の譲。（皇太神宮祢宜補任次第）
九月　十一日　伊勢例幣。（本朝世紀）
九月　十九日　左衛門少志中原資清、勅旨に依りて東寺・成願寺相論の伊勢多気・飯野両郡内川合庄田地の理非を勘申す。（平安遺文一四一〇号）
閏九月　十一日　明法博士中原範政、勘文を上りて中原資清の勘申を駁す。（平安遺文一四一二号）

康和　元年（一〇九九）

十月　　二日　中宮職、御悩に依り、八社に奉幣使を立つ。（本朝世紀）
十月　十一日　中原資清、再び勘文を上る。（平安遺文一四一七号）
十月　二十日　斎宮善子内親王を三宮に准ず。（本朝世紀）

康和　二年（一一〇〇）

三月二十五日　祈年穀奉幣。（中右記）
四月　十七日　内裏造営御祈に依り、八社奉幣。（中右記）

八月　十三日　祈年穀奉幣。（中右記）
八月二十八日　太神宮神人を凌礫せる罪に依り、甲斐守藤原惟信等に贖銅を科し、左近衛府生秦武忠を禁獄す。（為房卿記）
九月　九日　二十二社奉幣。（中右記）
九月　十四日　例幣使神祇権大副大中臣輔弘、途中所労有るに依り、男清能を代官に立つ。（伊勢公卿勅使雑例）
十一月　二日　二十二社奉幣。（中右記）
是歳　前造太神宮使大中臣親長卒す。（大中臣氏系図）

康和　三年（一一〇一）

三月二十四日　祈年穀奉幣。（中右記）
四月　七日　伊勢の怪異に依り、軒廊御卜を行う。（中右記）
四月二十五日　皇太神宮祢宜荒木田俊経を任ず。父満経の替。（皇太神宮祢宜補任次第）
五月　四日　日蝕御慎に依り、二十二社奉幣。（殿暦）
七月　三十日　皇太神宮祢宜荒木田忠元、満経に替りて執印。（皇太神宮祢宜補任次第）
八月　一日　皇太神宮祢宜荒木田忠俊を任ず。父延平の譲を得る。（皇太神宮祢宜補任次第）

八月　十九日　豊受太神宮井水の事を軒廊に卜す。（中右記）
八月二十五日　伊勢太神宮祢宜等、内外宮旧宮心柱損失の事を解す。（勘仲記）
九月　十一日　伊勢例幣。（殿暦）
十月　　十日　大納言源俊明を伊勢に遣わして、太神宮に奉幣せしむ。（殿暦）
十月　十六日　公卿勅使参宮、正殿を開き神宝を納め奉るの間、御所御装束御宝等の湿損を見付く。十二月十一日、宮司に修造すべき宣旨を下す。（少外記清原重憲記）

康和　四年（一一〇二）

二月二十四日　祈年穀奉幣、太神宮奉幣使をして、皇太神宮旧殿心柱の紛失、及び豊受太神宮御装束湿損の事を告ぐ。（中右記）
三月　　二日　白河法皇五十御賀に依り、伊勢以下の三社に奉幣す。（中右記）
七月　　九日　皇太神宮祢宜荒木田延綱、旧殿心柱失損に依り見任を解却せらる。（皇太神宮祢宜補任次第。延綱、或は宣綱とす、以下同）
七月　十六日　前皇太神宮祢宜荒木田延綱、離宮院官舎に放火す。（中右記）
七月　十七日　祈年穀奉幣。（中右記）
七月　二十日　前皇太神宮祢宜荒木田延綱、豊受太神宮祢宜宿館に放火す。（中右記）
八月　十二日　太神宮に奉幣して、太神宮放火の事を祈謝せしむ。（中右記）

九月　十一日　例幣使発遣、伊勢太神宮祢宜宿館に犬産穢、斎宮寺家に流産穢有るに依り、九月神事延引す。（中右記）

十月　八日　臨時伊勢奉幣。（殿暦）

十二月　三十日　皇太神宮祢宜荒木田氏経を任ず。延綱解却の替。（皇太神宮祢宜補任次第）

康和　五年（一一〇三）

二月　三十日　紀保遠を伊勢権守に任ず。（本朝世紀）

三月　十三日　去る二月女御の事に依り延引せる祈年祭を追行し、太神宮に湿損御装束代を奉る。（中右記）

三月　十四日　皇太神宮仮殿遷宮日時定。（殿暦）是歳、皇太神宮仮殿遷宮。（伊勢二所皇太神宮遷宮次第記）

三月二十五日　豊受太神宮祢宜の触穢に依り、祈年穀奉幣を延引す。（少外記清原重憲記）

四月　十二日　祈年穀奉幣を追行す。（中右記）

四月　十六日　御慎及び神宮違例に依り、権大納言藤原家忠を公卿勅使として、太神宮に奉幣せしむ。（公卿勅使雑例）二十六日帰京。（中右記）

六月二十四日　前皇太神宮祢宜荒木田延綱の従類左獄の囚徒十八人脱走す。（本朝世紀）

八月　十三日　離宮院放火并びに度々落書の事に依り、神祇権大副大中臣輔弘を佐渡に、前皇太神宮祢宜荒木田延綱を伊豆に流し、延綱の田宅・資財・奴婢等を没官す。其の罪科従類に及ぶ。（本朝世紀）

八月二十四日　祈年穀奉幣。（殿暦）

九月　五日　前皇太神宮祢宜荒木田延綱、伊賀国に卒去す。（二所太神宮例文。但し本朝世紀、十月二十二日に前日宣綱訴え申す十七ヶ条を議す、とす）

九月　六日　前皇太神宮祢宜荒木田延綱流罪の事に依り、参議源基綱を奉幣使として伊勢に発遣す。（殿暦）

九月　七日　東寺領大国庄田堵等、損田坪付の事を注進す。（平安遺文一五二七号）

九月　十一日　伊勢例幣使を発遣す。途次、例幣神馬一疋斃れ参着遅る。（中右記）

九月　二十日　伊勢神民を凌せるに依り禁獄せらる秦武忠、禁獄を免ぜらる。（本朝世紀）

十月　十八日　行幸御祈として伊勢以下七社に奉幣す。（少外記清原重憲記）

十月二十二日　太神宮の事三ヶ条、遷宮の間、前伊勢守大中臣親仲猥りに昇殿せる事、棟持柱顛倒の間、夫一人、宮中に打ち殺さる事、前祢宜荒

木田延綱の田宅資財没官の事、につき陣定あり。（中右記）

十一月　七日　霖雨に依り伊勢以下の五社に奉幣し、又、太神宮に例幣神馬の替を進る。（少外記清原重憲記）

十一月　十九日　賀茂行幸停止に依り七社に奉幣し、神御衣祭洪水に依り式日延引の事を太神宮宣命辞別に載す。（殿暦）

十一月　十八日　去月太神宮神御衣祭洪水に依り式日延引、斎宮善子内親王参宮し給わず、又託宣あり。是日、伊勢大宮司大中臣宣孝を主税寮に勘問す。（本朝世紀）

十一月二十七日　陣定を行い、豊受太神宮御鉤の日時を議定す。（中右記）

十二月二十四日　前皇太神宮祢宜荒木田満経卒す。（皇太神宮祢宜補任次第）

是歳　前皇太神宮祢宜荒木田延平出家す。（皇太神宮祢宜補任次第）

康和　六年（一一〇四）　正月二十六日　是より先、大宮司大中臣宣孝を罷免し、是日、陣定を行い、大宮司の補任を議す。（中右記）

長治　元年（一一〇四）　二月　十二日　祈年穀奉幣。（中右記）

二月　十六日　賀茂社行幸に依り、七社奉幣。（中右記）

二月二十一日　前皇太神宮祢宜荒木田延平卒す。（皇太神宮祢宜補任次第）

四月　七日　大中臣定祐を大宮司に任ず。（二所太神宮例文）

五月　十二日　皇太神宮祢宜荒木田氏経卒す。（皇太神宮祢宜補任次第）
七月　　六日　二十二社に奉幣して、雨を祈る。（中右記）
七月　十八日　仗座に於て、太神宮御封を弁済せざる国々のことを定め、又斎宮善子内親王度々参宮せざる事に依る祟を軒廊に卜す。（中右記）
七月　二十日　去年託宣の事に依り、左中弁藤原長忠を斎宮に参向せしむ。（百練抄）
八月　　一日　太神宮の怪異に依り、御物忌。（殿暦）
八月二十八日　祈年穀奉幣。（殿暦）
九月　十一日　伊勢例幣。（殿暦）
十月　　三日　豊受太神宮小鎰出土の事を軒廊に卜す。（中右記）
十月　　七日　荒祭宮御衾鼠損に依り伊勢臨時奉幣。（中右記）
十一月二十五日　諸国衆徒・神民の濫行に依り、伊勢以下の七社に奉幣す。（中右記）
十二月　　八日　皇太神宮祢宜荒木田延能を任ず。氏経の替。（皇太神宮祢宜補任次第）
十二月　十六日　権中納言源国信を伊勢に発遣して、太神宮に奉幣せしむ。（殿暦）

長治　二年（一一〇五）

二月二十四日　祈年穀奉幣。（殿暦）
三月二十三日　御悩に依り、伊勢以下の二十二社に奉幣す。（中右記）

五月二十九日　太神宮に奉幣して、公卿勅使発遣の延引を祈謝す。（殿暦）
八月　二日　去る六月豊受太神宮の古木俄に顛倒するに依り、軒廊御卜を行い、天皇不予の由を卜す。（中右記）
同日　斎宮寮近日顛倒、斎宮移御の御所を議す。（中右記）
八月　八日　天皇不予に依り、太神宮以下九社に奉幣す。（殿暦）
八月　十三日　天変及び御悩に依り、内大臣源雅実をして、太神宮に奉幣せしむ。是日、御祈賞に依り太神宮祢宜等に悉く一階を給う。（雅実公記）
九月　五日　斎宮寮の修理に依り、斎宮御匣殿に移御のことを沙汰す。（殿暦）
九月　七日　祈年穀奉幣。（殿暦）
九月　十一日　伊勢例幣。宣命辞別に豊受太神宮の怪異并びに大宮司定祐修理を加えざることを載す。（殿暦）
十一月　十五日　延暦寺衆徒及び石清水八幡宮神人等の濫行に依り、太神宮以下七社に奉幣す。（殿暦）
十二月　十四日　造斎宮寮の功に依り、大中臣公長を神祇少祐に任ず。（祭主補任次第記）

長治　三年（一一〇六）

正月二十七日　荒祭宮湿損御装束を調進せしむ。（中右記）
二月　三日　皇太神宮祢宜荒木田延範卒す。（皇太神宮祢宜補任次第）

二月　四日　祈年祭使に明日発遣の伊勢幣を付す。（殿暦）
三月　十九日　祈年穀奉幣。（中右記）
嘉承　元年（一一〇六）　六月　五日　大宮司大中臣定祐過怠に処せられ、早く神宮を修理すべき由を仰せらる。（永昌記）
六月　二十日　疾疫に依り、二十二社に奉幣す。（殿暦）
七月二十三日　旱魃に依り、太神宮以下九社に奉幣す。（殿暦）
八月二十一日　祈年穀奉幣。（殿暦）
九月　十一日　伊勢例幣。（殿暦）
十月　三日　御悩に依り、伊勢以下十社に奉幣す。（中右記）
十二月二十六日　豊受太神宮祢宜度会雅頼を任ず。養父康晴の譲。（豊受太神宮祢宜補任次第）
是歳　某知明を伊勢守に任ず。（魚魯愚抄）
嘉承　二年（一一〇七）　正月二十八日　触穢に依り、伊勢奉幣使発遣を延引す。（雅実公記）
二月　十一日　臨時御祈に依り、内大臣源雅実を伊勢に発遣して、太神宮に奉幣せしむ。（雅実公記）
二月　十五日　祈年穀奉幣。（殿暦）
二月二十三日　前豊受太神宮祢宜度会康晴、出家す。（豊受太神宮祢宜補任次第）

四月　八日　東寺、祭主衙に牒して、東寺領大国庄前下司等を庄内より追却せられん事を請う。（平安遺文一六七六号）

五月　十一日　疫病の流行に依り、二十二社に奉幣す。（殿暦）

七月　十九日　鳥羽天皇崩御あらせられ、斎宮善子内親王御退下。二十一日、内侍宿所に入る。（中右記）

七月二十六日　白河法皇、摂政藤原忠実をして前斎宮御帰京の事等を沙汰せしむ。（殿暦）

八月　十七日　豊受太神宮祢宜度会頼元卒す。替りて雅行執印。（豊受太神宮祢宜補任次第）

九月　十一日　坎日に依り、伊勢例幣を延引す。（中右記）

十一月　七日　御即位由奉幣。（殿暦）

十一月　十三日　太神宮に奉幣して、例幣の延引を謝し、朔旦冬至の日、日食出現せざりし由を告ぐ。（殿暦）

十二月　四日　前斎宮善子内親王御帰京に依り、路次の舗設及び供給等を諸国に課す。（朝野群載）

十二月　十一日　豊受太神宮祢宜度会忠房を任ず。頼元の替。（豊受太神宮祢宜補任次第）

十二月　十六日　前斎宮善子内親王御迎の為、勅使中納言源基綱等を発遣す。（殿暦）
十二月　三十日　前斎宮善子内親王御帰京、故因幡守藤原隆時の中御門富小路宅に入る。（中右記）

嘉承　三年（一一〇八）　二月　十五日　祈年穀奉幣。（殿暦）
三月　五日　陣定を行い、太神宮祢宜宮司濫行の事等を議定す。（中右記）
三月二十九日　一代一度大奉幣使を発遣す。（殿暦）
三月　三十日　諸社の怪異に依り、二十二社に奉幣す。（殿暦）
四月二十四日　豊受太神宮等諸社の怪異を軒廊に卜す。（中右記）
四月二十八日　諸社の怪異に依り、太神宮以下六社に奉幣す。（中右記）

天仁　元年（一一〇八）　八月　七日　祈年穀奉幣。（殿暦）
九月　十一日　伊勢例幣。（殿暦）
十月二十八日　白河法皇皇女姸子女王を内親王と為し、斎宮に卜定す。（殿暦）
十一月　三日　太神宮に奉幣して、斎宮卜定の由を告ぐ。（中右記）
十一月　十五日　大嘗会三社由奉幣。（中右記）

天仁　二年（一一〇九）　二月　七日　祈年穀奉幣。（殿暦）
三月　八日　権中納言藤原宗通を公卿勅使として、太神宮に奉幣せしむ。（殿暦）
四月　三日　石清水・賀茂両社行幸に依り、伊勢以下七社に奉幣す。（年中行

事秘抄）

四月　十四日　斎宮姰子内親王、御禊して初斎院に入る。（殿暦）
五月二十一日　度会郡柑子御園相論の事につき陣定あり。（中右記）
七月　三日　太神宮に奉幣して、月次祭使の触穢を祈謝す。（殿暦）
七月二十二日　賀茂社行幸に依り、太神宮に奉幣す。（殿暦）
八月二十四日　祈年穀奉幣。（殿暦）
九月　十一日　伊勢例幣。（殿暦）
九月　十五日　斎宮姰子内親王、御禊して野宮に入る。（殿暦）
十月二十三日　賀茂社の穢に依り、一代一度大神宝使を延引す。（殿暦）
十月二十九日　一代一度大神宝使を発遣す。（殿暦）
十二月　十四日　豊受太神宮正殿損破を実検するの処、心柱顛倒を発見す。（殿暦）

天仁　三年（一一一〇）

正月　七日　大中臣公盛を大宮司に任ず。（二所太神宮例文）
正月　三十日　陣定を行い、豊受太神宮心柱顛倒の事を議す。（神宮雑例集）
二月　二日　権中納言藤原宗通を遣わして太神宮に奉幣せしめ、三合厄及び豊受太神宮心柱顛倒の事を祈らしむ。（殿暦）
三月　十五日　祈年穀奉幣。（殿暦）
三月是月　大宮司大中臣公盛叙爵。（二所太神宮例文）

四月二十三日　代始賞に依り、二宮正権祢宜に位一階を加う。（皇太神宮祢宜補任次第・豊受太神宮祢宜補任次第）

五月二十六日　豊受太神宮心柱顛倒に依り、太神宮に奉幣す。（殿暦）

六月　一日　天変に依り、二十二社に奉幣す。（殿暦）

七月二十八日　太神宮に奉幣して、豊受太神宮心柱改立の由を告ぐ。（殿暦）

天永　元年（一一一〇）

閏七月二十四日　祈年穀奉幣。（殿暦）

八月　二十日　豊受太神宮心柱改立の日時延引に依り、太神宮に奉幣す。（殿暦）

九月　一日　斎宮群行に依り、御燈御祓を停む。（殿暦）

九月　四日　斎宮野宮の中に流産穢あり。（殿暦）

九月　五日　斎宮寮頭以下十二司除目。（殿暦）

九月　八日　斎宮姻子内親王群行。伊勢例幣を群行に付す。（殿暦）

九月　十六日　前上総守大中臣永実卒す。（大中臣氏系図）

九月　十七日　太神宮外院の触穢に依り、皇太神宮神嘗祭を延引す。（殿暦）

十一月　一日　皇太神宮心柱顛倒す。（殿暦）

十一月　十八日　太神宮の心柱顛倒及び怪異に依り、太神宮に奉幣す。（殿暦）

十一月二十七日　皇太神宮仮殿遷宮。（神宮雑例集）

十二月　七日　大納言源俊明を伊勢に発遣して太神宮に奉幣せしめ、心柱顛倒を

祈謝せしむ。（殿暦）

十二月二十一日　豊受太神宮心柱の事に依り、遙拝あらせらる。（殿暦）

十二月二十四日　豊受太神宮仮殿遷宮。（神宮雑例集）

天永　二年（一一一一）

正月　十八日　前大宮司大中臣公房卒す。（大中臣氏系図）

正月二十九日　春日社行幸に依り、二十二社に奉幣す。（中右記）

二月二十六日　祈年穀奉幣。（殿暦）

四月　九日　大風、豊受太神宮蕃垣御門顛倒す。（殿暦）

五月　九日　豊受太神宮蕃垣御門顛倒の事に依り、二十二社に奉幣す。（殿暦）

五月二十五日　太神宮御衾の事等を軒廊にトす。（中右記）

六月　五日　太神宮怪異に依り、伊勢に奉幣す。（中右記）

六月　八日　皇太神宮祢宜荒木田経仲を任ず。俊経の譲。（皇太神宮祢宜補任次第）

八月　二日　大中臣親定を造太神宮使に補す。（殿暦）

八月　五日　内裏の穢に依り、祈年穀奉幣を延引す。（中右記）

八月　十日　祈年穀奉幣を追行す。荒祭宮御衣を奉幣使に付す。（殿暦）

八月是月　祭主大中臣親定、堂舎を建て仏事を修す。（江都督納言願文集）

九月　十一日　伊勢例幣。（殿暦）

十月　十五日　父の喪に依り大宮司大中臣公盛を停任せらる。（殿暦）
十月　十八日　皇太神宮式年遷宮山口祭。（中右記）
是歳　志摩坂手御厨国崎神戸其他諸国神戸御厨立券年紀并びに四至・田畠本数及び供祭物の事、宣旨次第に依りて両官より下知す。（神宮旧記）

天永　三年（一一一二）

正月二十四日　皇太神宮祢宜荒木田延能卒す。（皇太神宮祢宜補任次第）
正月二十六日　大宮司大中臣公盛復任の可否を軒廊に卜す。（中右記）
二月　四日　大原野祭神供の猪斃るの穢に依り、祈年祭并びに祈年穀奉幣を延引す。（中右記）
二月二十九日　祈年祭を追行す。（殿暦）
二月　三十日　白河法皇六十御賀御祈に依り、伊勢以下三社に奉幣す。（殿暦）
三月　十日　皇太神宮祢宜荒木田元定を任ず。延能の替。（皇太神宮祢宜補任次第）
三月二十五日　大納言藤原経実太神宮遷宮上卿を辞退せらるの替に藤原宗忠を擬するも承引せず。（中右記）
三月二十八日　祈年穀奉幣を追行す。（殿暦）
四月二十四日　太神宮の怪異を軒廊に卜す。（中右記）

五月　三日　治部卿源基綱を太神宮遷宮上卿に補す。（中右記）
五月　七日　大中臣公衡を大宮司に任ず。（二所太神宮例文）
七月　十日　二十二社に奉幣して雨を祈る。（殿暦）
七月　十一日　豊受太神宮祢宜度会雅高を任ず。兄貞任の譲。（豊受太神宮祢宜補任次第）
七月二十二日　太神宮千木折損の事を軒廊にトす。（中右記）
九月　五日　祈年穀奉幣。（殿暦）
九月　十一日　伊勢例幣。（殿暦）
十月　十三日　太神宮以下八社に奉幣して、新造大炊殿の遷幸を祈る。（中右記）
十月　十五日　白河法皇、摂政藤原忠実をして太神宮怪異の事を沙汰せしめ給う。（殿暦）
十一月　二日　豊受太神宮の怪異を軒廊にトす。（中右記）
十一月二十七日　正法寺十一面観音像。（同像光背銘）
十二月　十六日　太神宮に奉幣して、御元服の由を告ぐ。（中右記）

天永　四年（一一一三）　二月　十五日　豊受太神宮祢宜度会彦忠を任ず。父彦常の譲。（豊受太神宮祢宜補任次第）
閏三月　九日　太政官をして、天仁二年以往の太神宮御厨停止の子細を勘注せし

む。（長秋記）

閏三月　十六日　天変・怪異・疾疫の流行に依り、権大納言藤原宗通を伊勢に遣わして太神宮に奉幣せしむ。（殿暦）

閏三月二十七日　天下静ならざるに依り、二十二社に奉幣す。（殿暦）

四月　十五日　興福・延暦両寺大衆の発向に依り、太神宮以下七社に奉幣す。（殿暦）

六月　二日　是より先、服に依り造皇太神宮使大中臣親能を罷む。（殿暦）

永久　元年（一一一三）

八月　四日　大風雨に依り皇太神宮瑞垣御門等顛倒す。（長秋記）

九月　六日　造豊受宮使資清男某を任ず。（殿暦）

九月　七日　御悩に依り、伊勢に神宝を献ず。（長秋記）

九月　十一日　伊勢例幣。（殿暦）

九月二十五日　祈年穀奉幣。（殿暦）

十月　十三日　公卿勅使頻りに延引の事に依り、祭主大中臣親定をして太神宮に奉幣せしむ。（殿暦）

十一月　四日　豊受太神宮祢宜度会貞任卒す。（豊受太神宮祢宜補任次第）

十一月　十四日　御卜を行い、年内の公卿勅使の発遣を停む。（殿暦）

十一月二十四日　皇太神宮瑞垣御門修理の事に依り、伊勢に奉幣す。（殿暦）

十一月二十九日　豊受太神宮祢宜度会彦常出家す。（豊受太神宮祢宜補任次第）

永久　二年（一一一四）

正月二十七日　権中納言藤原宗忠を伊勢に発遣して、太神宮に奉幣せしむ。二月八日復命。（殿暦）

二月　十三日　右衛門督源顕通、太神宮遷宮上卿を辞す。（中右記）

二月　十四日　春日社の触穢に依り、祈年穀奉幣を延引す。（殿暦）

二月　十五日　左衛門督藤原能実を太神宮遷宮上卿に補す。（中右記）

二月二十二日　祈年穀奉幣を追行す。（中右記）

二月二十七日　左衛門督藤原能実、服仮に依り太神宮遷宮上卿を辞す。（殿暦）

二月二十九日　民部卿源俊明を太神宮遷宮上卿に補す。（中右記）

三月　十六日　斎宮寮頭藤原保俊を停任し、藤原季実を任ず。（中右記）

三月　十九日　是より先、太神宮祈年穀奉幣使大中臣公長、喪に遭いて幣物を離宮院に留め置く。是日、太神宮に奉幣使を発遣し、後幣先幣を一度に奉納す。（中右記）

五月二十七日　豊受太神宮祢宜度会雅行卒す。高房替りて執印。（豊受太神宮祢宜補任次第）

六月　十二日　皇太神宮遷宮行事所始。（中右記）

六月　十七日　豊受太神宮祢宜度会貞康を任ず。雅行の替。（豊受太神宮祢宜補任次第）

七月二十三日　太神宮御竈破損の事を軒廊に卜す。（殿暦）
七月二十六日　祈年穀奉幣。（殿暦）
八月　一日　豊受太神宮正殿及び宝殿の千木折損し、瑞垣御門顛倒す。（中右記）
八月　二日　荒祭宮の千木折損す。（中右記）
八月二十二日　太神宮の怪異及び皇居炎上の事に依り、太神宮以下八社に奉幣す。（殿暦）
九月　七日　皇太神宮遷宮神宝使を発遣す。（殿暦）
九月　十一日　伊勢例幣。（殿暦）
九月　十三日　石清水・賀茂両社行幸御祈奉幣、宣命辞別に豊受太神宮の瑞垣御門顛倒并びに千木の事を載す。（殿暦）
同日　民部卿源俊明、触穢に依りて豊受太神宮遷宮上卿を辞す。（中右記）
九月　十六日　皇太神宮式年遷宮。（殿暦）
十月　十七日　祭主大中臣親定、太神宮検非違使等の祭庭に於いて闘乱する由を言上す。依りて、見任を解却し祓を課す。（中右記）
十月二十四日　前皇太后宮進末正、伊勢国に於いて殺害せられ、斎宮御服随身の間皆盗難せらる。（中右記）
十一月　五日　権中納言源能俊を公卿勅使として、太神宮に奉幣せしむ。（殿暦）

十一月　八日　石清水・賀茂両社行幸御祈七社奉幣。（中右記）
是歳　皇太神宮仮殿遷宮。（伊勢二所皇太神宮遷宮次第記）
是歳　太神宮祢宜歌合。（夫木和歌抄）

永久　三年（一一一五）　二月二十七日　太神宮に奉幣す。（殿暦）
五月　十三日　遷宮座形・御衾文相違の事に依り、太神宮に奉幣す。（殿暦）
六月　六日　是より先、豊受太神宮西宝殿千木折損す。依りて、是日、太神宮に奉幣す。（殿暦）
八月　八日　祈年穀奉幣。（殿暦）
八月二十三日　太神宮以下七社に奉幣す。（殿暦）
十二月二十五日　伊勢に奉幣して、去る十一日、月次祭使大中臣親定軽服に依り代官をして奉幣せしめたるを謝す。（殿暦）
是歳　五月・十一月・十二月、皇太神宮祢宜歌合。（夫木和歌抄）
藤原成房を伊勢守に任ず。（大間成文抄）

永久　四年（一一一六）　正月是月　祈年穀奉幣。（殿暦）
二月二十四日　権中納言源能俊を豊受太神宮遷宮上卿と為す。（殿暦）
四月　十七日　祭主大中臣親定、豊受太神宮正殿傾側を言上す。（伊勢勅使部類記）
六月　六日　豊受太神宮遷宮行事所始。（中右記部類）
六月　十三日

六月　十八日　豊受太神宮正殿の傾側に依り、奉幣使を発遣す。（殿暦）
八月二十八日　豊受太神宮遷宮神宝使を発遣す。（殿暦）
九月　十一日　伊勢例幣。（殿暦）
九月　十五日　豊受太神宮式年遷宮。（二所太神宮例文）
九月二十四日　豊受太神宮神主、当月十五日由貴御料供物を宮川に流没せし事を注進す。（神宮雑例集）
十二月是月　藤原信遠を伊勢権守に任ず。（大間成文抄）
是歳　太神宮祢宜歌合。（夫木和歌抄）

永久　五年（一一一七）

二月　四日　石清水八幡宮の穢に依り、祈年穀奉幣を延引す。（殿暦）
二月二十四日　祈年穀奉幣を追行す。（殿暦）
三月　六日　石清水八幡宮の穢に依り、公卿勅使発遣を延引す。（殿暦）
三月　十五日　右大臣源雅実を伊勢に遣わして、宸筆宣命を太神宮に奉る。二十三日復命。（殿暦）
三月二十三日　祈年穀奉幣。（殿暦）
七月二十九日　石清水・賀茂両社行幸御祈に依り、七社に奉幣す。（殿暦）
八月二十四日　石清水・賀茂両社行幸延引に依り、太神宮以下七社に奉幣す。（殿暦）

九月　十一日　太神宮の穢に依り、伊勢例幣を延引す。（殿暦）
九月　十二日　太神宮の穢に依り、祈年穀奉幣を停む。（殿暦）
九月二十五日　伊勢例幣を追行す。（殿暦）
十月　三十日　新皇居土御門殿御移徙に依り、太神宮以下八社に奉幣す。（殿暦）

永久　六年（一一一八）
三月　六日　祈年穀奉幣。（中右記）

元永　元年（一一一八）
四月　九日　中納言源顕通を伊勢に遣わして、宸筆宣命を太神宮に奉る。（中右記）
六月　八日　大中臣公隆を大宮司に任ず。（朝野群載）
同日　前壱岐守大中臣敦清、斎宮寮内一院を造進す。（朝野群載）
六月　十一日　豊受太神宮忌火屋殿に虫出で来たる怪異あり。（中右記）
六月　十六日　臨時伊勢奉幣。（中右記）
七月　十四日　豊受太神宮忌火屋殿に再び虫出で来たる怪異あり。（中右記）
八月　二日　関白藤原忠実、女泰子の為に前大宮司大中臣親仲をして太神宮に祈らしむ。（殿暦）
八月　十四日　祈年穀奉幣。（殿暦）
八月二十七日　豊受太神宮の怪異に依り、太神宮に奉幣す。（殿暦）
九月　十一日　伊勢例幣。是より先、月読・伊佐奈岐宮御装束湿損するに依り、

新調御装束を同使に付して奉る。（中右記。殿暦、月読宮倉鼠に損ぜらるとす）

九月二十二日　臨時伊勢奉幣。（殿暦）

十一月　十五日　前壱岐守大中臣敦清卒す。（大中臣氏系図）

元永　二年（一一一九）　二月　四日　太神宮の穢に依り祈年祭を延引す。十六日、参宮。（中右記・伊勢勅使部類記）

三月　十三日　祈年穀奉幣。（法性寺殿御記）

四月　一日　豊受太神宮の御臼殿・忌屋殿に虫出するの怪異あり。（中右記）

四月　十九日　豊受太神宮御膳料御井水に異臭あり。（中右記）

五月　九日　前皇太神宮祢宜荒木田俊経卒す。（皇太神宮祢宜補任次第）

七月　十九日　神宮二宮朝夕御饌御井水減失す。（師守記）

八月　十日　祈年穀奉幣。（中右記）

十月是月　太神宮に犬死穢あり。（中右記）

元永　三年（一一二〇）　正月二十八日　大江通景を伊勢守に任ず。（中右記）

二月　九日　石清水行幸御祈に依り、七社に奉幣す。（中右記）

二月二十八日　祈年穀奉幣。（中右記）

保安　元年（一一二〇）　四月二十一日　改元に依り、大納言藤原家忠を伊勢に発遣し、宸筆宣命を太神宮

に奉る。（中右記）

四月二十七日　勅使参宮の折、豊受太神宮正殿の御帳帷を雀汚損するを見付く。（中右記）

六月　八日　伊勢以下の九社に臨時奉幣す。（中右記）

六月　十六日　豊受太神宮正殿の怪異に依り、伊勢に奉幣して金銀御幣を奉り、又、月次祭御馬途中に斃るるに依り、御馬の替を進む。（中右記）

六月二十三日　斎宮姸子内親王不予の事あり。（中右記）

七月　十五日　斎宮姸子内親王不例の事に依り、軒廊御卜を行い、太神宮に祈り申す由祭主大中臣親定に消息す。（中右記）

七月二十七日　斎宮姸子内親王不例の事に依り、太神宮に奉幣す。（中右記）

八月　十二日　祈年穀奉幣。（中右記）

九月　十一日　伊勢例幣。（中右記）

十一月　七日　太神宮に死穢出来、是日、軒踏御卜あり。（中右記）

保安　二年（一一二一）

正月　十六日　皇太神宮祢宜荒木田師平卒す。（皇太神宮祢宜補任次第）

二月是月　神祇大副大中臣輔清卒す。（中臣氏系図）

三月　十日　賀茂社行幸御祈に依り、七社奉幣。（八幡并賀茂行幸記）

三月　十八日　去月式日穢に依り延引、是日、祈年祭。（師守記）

四月二十五日　御慎并びに天変に依り、九社奉幣使を立つ。（陰陽博士安倍孝重勘進記）

閏五月二十三日　皇太神宮祢宜荒木田忠延を任ず。師平死闕の替。（皇太神宮祢宜補任次第）

八月二十五日　伊勢・伊賀洪水、豊受太神宮正殿に浸水し、正殿の天の平賀流損す。（神宮雑例集）伊勢国大国庄、多気河洪水のため田畠流失又は埋没す。（平安遺文一九二三号）

八月二十九日　権中納言源能俊を伊勢に遣わして太神宮に奉幣せしむ。（伊勢公卿勅使雑例）

九月　八日　祈年穀奉幣。（兼仲卿記）

九月　十一日　伊勢例幣。（兼仲卿記）

十月　十六日　太神宮に奉幣し、豊受太神宮正殿の天の平賀破損の事を謝す。（神宮雑例集）

十一月　一日　皇太神宮に鳥害に依る怪異あり。（神宮雑例集）

十二月　九日　勅して、皇太神宮の神事不浄を注進せしめ、机・畳を改調せしむ。（神宮雑例集）

十二月　十日　皇太神宮の怪異に依り、太神宮に奉幣す。（兼仲卿記）

保安　三年（一一二二）　正月二十八日　祭主大中臣親定薨ず。（祭主補任）
二月二十九日　豊受太神宮祢宜度会貞康卒す。（豊受太神宮祢宜補任次第）
五月二十八日　神祇権大副大中臣公長を祭主に補す。（祭主補任）
九月　六日　宣旨を太神宮に下して、天の平賀の破損せるを改造せしむ。（神宮雑例集）
十月　三十日　豊受太神宮祢宜度会兼高を任ず。貞康の替。（豊受太神宮祢宜補任次第）
十二月　六日　参議藤原実行を伊勢に発遣して、宸筆宣命を奉らしむ。（上卿故実）

保安　四年（一一二三）　正月二十八日　鳥羽天皇御譲位に依り、斎宮姸子内親王退下あらせらる。（百練抄）
三月　九日　豊受太神宮祢宜度会雅高卒す。（豊受太神宮祢宜補任次第）
四月　八日　豊受太神宮祢宜度会守康を任ず。舎弟雅高の替。（豊受太神宮祢宜補任次第）
六月　九日　守子内親王を斎宮に卜定す。（十三代要略）
八月　十四日　皇太神宮に流産の穢あり。二十九日、外宮祢宜に触送す。（伊勢勅使部類記）
八月二十二日　大風洪水、豊受太神宮正殿の下の天の平賀、瑞垣の辺に流出す。

（神宮雑例集）

九月　二日　官宣旨を下して、太神宮司をして、流損せる豊受太神宮の天平賀并びに荒垣等を修造せしむ。（神宮雑例集）

九月　十日　豊受太神宮一祢宜宿館に犬産の穢あり。（伊勢勅使部類記）

九月　十一日　太神宮の穢に依り、伊勢例幣を延引す。（伊勢勅使部類記）

九月　十七日　伊勢例幣を追行す。（伊勢勅使部類記）

十一月　六日　左中弁藤原実光を斎宮行事と為す。（兵範記）

保安　五年（一一二四）　二月　十六日　祈年穀奉幣。（後京極摂政殿記）

天治　元年（一一二四）　四月二十三日　斎宮守子内親王御禊して初斎院に入る。（永昌記）

五月　一日　権大納言藤原宗忠を斎宮上卿と為す。（中右記目録）

五月　四日　去年西宝殿に狐矢を見付くるの事に依り、伊勢奉幣。（永昌記）

五月　六日　斎宮事沙汰始。（中右記目録）

六月　九日　斎宮御所に牛入る。（中右記目録）

七月　十六日　斎宮野宮上棟。（中右記目録）

七月　十七日　権大納言藤原宗忠、穢に依りて斎宮上卿を辞し、治部卿源能俊替りて奉行す。（中右記目録）

七月二十四日　祈年穀奉幣。（中右記目録）

七月二十七日　大中臣仲房を大宮司に任ず。（二所太神宮例文）
八月　六日　豊受太神宮祢宜度会守康卒す。（豊受太神宮祢宜補任次第）
八月二十三日　太神宮蜂房作の怪を軒廊に卜す。（中右記目録）
八月二十八日　造機殿賞に依り、祭主大中臣公長に叙位。（祭主補任）
九月二十七日　斎宮守子内親王御禊して野宮に入る。（中右記目録）
十月　十四日　斎宮寮中臣某卒す。（中右記目録）
十月　十五日　一代大神宝使を発遣す。（中右記目録）
十月是月　豊受太神宮浸水す。（中右記目録）
十一月　十三日　豊受太神宮祢宜度会高行を任ず。守康の替。（豊受太神宮祢宜補任次第）
十二月二十九日　権中納言源雅定を斎宮上卿と為す。（中右記目録）

天治　二年（一一二五）

正月　十六日　御代始賞に依り、二宮正権祢宜等に一階を叙す。（二所太神宮例文）
同日　豊受太神宮祢宜度会高房卒す。忠房替りて執印。（豊受太神宮祢宜補任次第）
二月　三日　豊受太神宮祢宜度会重房を任ず。高房の替。（豊受太神宮祢宜補任次第）
二月二十七日　祈年穀奉幣。（中右記目録）

六月二十二日　散位藤原忠隆を斎宮勅別当と為す。（中右記目録）
六月二十八日　九社に奉幣して雨を祈る。（中右記目録）
七月　十日　野宮大風に依り修理せしむ。（中右記目録）
七月二十五日　祈年穀奉幣。（中右記目録）
八月二十三日　斎宮十二司除目。（中右記目録）
九月　十一日　伊勢例幣。（中右記目録）
九月　十四日　斎宮守子内親王葛野河に御禊して、群行せらる。（法性寺殿御記）
二十三日、長奉迎使帰洛。（中右記目録）
十月　二日　行幸奉幣。（中右記目録）
十一月　十一日　大中臣公光卒す。（大中臣氏系図）
十二月　九日　太神宮奉幣。（中右記目録）
十二月　十七日・十八日　斎宮守子内親王、初めて参宮あらせらる。（中右記目録）

大治　元年（一一二六）

二月二十四日　藤原佐実を伊勢守に任ず。（二中歴）
二月二十七日　祈年穀奉幣。破損せし正殿高棟上白玉黒玉各々一顆を改作せらる。（永昌記）
四月　十一日　豊受太神宮仮殿遷宮。（中右記目録）
六月　一日　皇太神宮祢宜荒木田忠良を任ず。忠俊の譲。（皇太神宮祢宜補任

次第）

六月　五日　外宮行事所始。（中右記目録）

七月　三日　祈年穀奉幣。外宮御被鼠損。（中右記目録）

九月　十一日　例幣。（中右記目録）

十月　十一日　豊受太神宮祢宜度会忠房卒す。替りて彦忠執印。（豊受太神宮祢宜補任次第）

閏十月二十二日　皇太神宮祢宜荒木田忠元卒す。十一月、元親替りて執印。（皇太神宮祢宜補任次第）

閏十月二十三日　皇太神宮祢宜荒木田隆範を任ず。父忠元の替。（皇太神宮祢宜補任次第）

十二月　八日　祭主大中臣公長、伊勢国内神戸庄園の鷹を献ず。白河法皇、之を叡覧し放たる。（百練抄）

十二月　十一日　豊受太神宮祢宜度会親晴を任ず。忠房の替。（豊受太神宮祢宜補任次第）

十二月二十一日　皇太神宮仮殿遷宮。（中右記目録）

十二月二十二日　太神宮に奉幣す。（玉葉）

十二月二十七日　豊受太神宮仮殿遷宮。（中右記目録）

十二月是月　皇太神宮仮殿遷宮の間、心柱立て奉り了るの後、榊を鹿の為に喰損せらる。日時限り有るに依り、奏聞を経ずして先例を尋ねて榊葉を替え奉る。（神宮雑例集）

大治　二年（一一二七）

二月　十日　大中臣公盛卒す。（大中臣氏系図）

二月　十六日　神祇官焼亡に依り、祈年穀奉幣を延引す。（中右記）

三月　五日　本宮の穢に依り、祈年穀奉幣を延引す。（中右記）

三月二十三日　祈年穀奉幣。（中右記）

五月　七日　斎宮寮に蛇出で来り、女房従者打殺す由解状を進む。（中右記）

六月　三日　祭主大中臣公長、斎宮寮大別当を兼任す。皇太神宮祢宜荒木田延明を大助職に補す。（皇太神宮祢宜補任次第）

七月　十七日　祈年穀奉幣。（中右記）

九月　十一日　例幣。（中右記）

九月　十三日　神嘗祭幣馬、甲賀駅家北路に於いて斃る。十月十二日、軒廊御卜を行う。（中右記）

十一月　六日　霖雨に依り、伊勢以下五社に奉幣す。（中右記）

十二月　十五日　祭主大中臣公長、豊受太神宮御膳所の虫害を上奏す。（中右記）

同日　祭主大中臣公長、斎宮大別当を兼任す。（祭主補任次第）

大治　三年（一一二八）

二月　二日　宮河堤賞に依り、祭主大中臣公長に叙位。（中右記目録）
二月　十七日　祈年穀奉幣。（中右記目録）
五月二十八日　前皇太神宮祢宜荒木田忠俊卒す。（皇太神宮祢宜補任次第）
六月　五日　宮川防河守護に依り、勅して、土御祖社を土宮と称せしめ、祈年・月次・神嘗三祭の幣に与らしむ。（類聚神祇本源）
六月　十日　宮川防河守護に依り、豊受太神宮摂社志止見社・大河内社・同宮末社打懸社に従四位下を授く。（類聚神祇本源）
七月　七日　九社奉幣。（中右記目録）
七月二十五日　豊受太神宮の木折るる事二箇度あり、是日、軒廊御卜を行う。（中右記目録）
七月二十六日　祈年穀奉幣。（中右記目録）
九月　十一日　例幣。（中右記目録）
十月　十五日　大宮司大中臣仲房を服仮隠蔽に依り解却す。（二所太神宮例文）
十一月　六日　大中臣公賢を大宮司と為す。（中右記目録）
十二月　十一日　月次祭使を発遣し、併せて天皇御元服由奉幣を副進す。（中右記目録）
十二月二十四日　御井社中に蛇なおれる(注)事を見付く。二十七日、宣旨を下して、大

宮司公賢をして公家御慎・天下口舌病の事を祈謝せしめ、併せて御井社の不浄の違例を注申せしむ。（神宮雑例集）

大治　四年（一一二九）　二月　十四日　祈年穀奉幣。（中右記）
六月　十二日　太神宮及び石清水八幡宮に奉幣す。（中右記）
七月　六日　祈年穀奉幣。太神宮宣命辞別に度々穢有る由を載す。（中右記）
九月　十一日　例幣。（中右記）
十月　四日　平野社行幸に依り、太神宮以下に奉幣す。十三日、奉幣使太神宮に参るに、内宮東宝殿の戸開かずして、幣を外座に置く。（中右記）
十二月　八日　皇太神宮東宝殿御鑰御修理。（中右記）
十二月　十一日　皇太神宮東宝殿鎖作替らるに依り、臨時伊勢奉幣あり。（中右記）
同日　内大臣源有仁、祭主大中臣公長に斎宮の事執行すべきの由を仰せらる。（長秋記）

大治　五年（一一三〇）　正月二十八日　源清雅を伊勢守に任ず。（中右記）
二月　十五日　小除目、伊勢守源清雅を斎宮寮頭に任ず。（中右記）
二月　十八日　祈年穀奉幣。（中右記）
三月二十八日　院中の犬死穢に依り、行幸奉幣を延引す。（中右記）
四月　八日　松尾・北野両社行幸に依り、伊勢以下九社に奉幣す。（中右記）

六月二十六日　二十二社に奉幣して、雨を祈る。（中右記）
七月　十七日　祈年穀奉幣。（中右記）
九月　十一日　例幣。十四日、豊受太神宮外院に犬産穢ありて内外宮祭延引、十七日祓い清め、同日外宮御祭、十八日内宮御祭を追行す。（中右記）
九月　十六日　高宮御衾修理行事所始。（中右記）
九月二十八日　権大納言藤原宗忠を太神宮遷宮上卿と為す。（中右記）
十月二十二日　皇太神宮式年遷宮山口祭・木本祭。（中右記）
同日　二十二社に奉幣して、日吉社行幸を祈る。（中右記）
十一月　十一日　度会郡少社村住人流産の穢に依り、伊勢奉幣を延引す。（中右記）
十一月二十二日　流産の穢に依り、豊受太神宮金物落失及び高宮御衾鼠損の仮殿遷宮を延引す。（中右記）
十一月二十五日　伊勢一社奉幣。（中右記）
十二月　五日　内宮犬産穢有るに依り、豊受太神宮仮殿遷宮を延引す。（中右記）
十二月　十六日　太神宮に奉幣して、豊受太神宮仮殿遷宮二ヶ度延引の事を謝す。（中右記）

天承　元年（一一三一）　二月二十一日　権中納言藤原実能を遣わして太神宮に奉幣せしむ。（二所太神宮

例文）

四月　七日　皇太神宮千木朽折の事を卜す。（長秋記）
五月　十四日　荒祭宮の怪異を軒廊に卜す。（重憲記）
八月　六日　祈年穀奉幣、太神宮に穢れありて奉幣せず。（長秋記）
九月　十一日　例幣。（時信記）
九月　十六日　由貴大御饌供奉の後、権祢宜荒木田隆元宿館に犬産穢有るに依りて内宮御祭延引し、二十日勤仕す。（伊勢勅使部類記）

天承　二年（一一三二）　二月二十一日　祈年穀奉幣。（中右記）
四月　十日　鳥羽上皇、中納言源雅兼を伊勢に遣わして、宸筆告文及び神宝を太神宮に奉り給う。祭主大中臣公長、是に従うに依り、昇殿を聴さる。（中右記）
四月　十七日　伊勢怪の事につき軒廊御卜あり。（中右記）
四月二十七日　伊勢以下三社奉幣を延引す。（中右記）
閏四月　十八日　豊受太神宮虫出で来る怪異につき卜す。（中右記）
五月　九日　臨時二十二社奉幣。（中右記）
六月二十五日　三社奉幣。（中右記）

長承　元年（一一三二）　八月二十八日　荒祭宮・伊佐奈岐宮千木損壊の事を卜す。（中右記）

九月　三日　鳥羽上皇の仰せに依り、内大臣藤原宗忠太神宮文書に子細を注し蔵人頭弁に付す。（中右記）

九月　六日　軽服に依り遷宮上卿源師頼に替え、大納言藤原実行奉行す。（中右記）

九月　十一日　伊勢例幣。宣命辞別に彗星及び地震の事を載す。（中右記）

九月　三十日　神祇権大副大中臣親仲を外宮造宮使に補し、又、内宮造宮使大中臣清親軽服に依り子清宣を補す。（中右記）

十月　十七日　伊勢に奉幣して、千木折事を申す。（中右記）

十月二十九日　豊受太神宮式年遷宮山口祭・木本祭。（中右記）

長承　二年（一一三三）

二月　九日　鹿髭の穢に依り祈年祭延引す。（中右記）

二月　十二日　祈年祭を追行す。（中右記）

二月二十一日　祈年穀奉幣。（中右記）

三月　三日　豊受太神宮供米少々失う。（中右記）

四月是月　皇太神宮楠木一枝折落す。（中右記）

五月　六日　大中臣師親を伊勢守に任ず。（中右記）

五月二十一日　皇太神宮祢宜等、御輿宿屋を増築し、又、御厩屋内院に在るを火事有るを恐れ外院に立てらるべきことを申請す。（中右記）

六月　八日　臨時伊勢奉幣、豊受太神宮並に斎宮寮の木顛倒せることを告げ、又、辞別に瀧原宮御装束湿損し新調せることを載す。（中右記）

七月　十三日　皇太神宮権祢宜能基宿舘に死穢あり。（中右記）

八月　二日　祈年穀奉幣。（中右記）

八月二十一日　遷宮行事右中弁藤原公行軽服に依り、右少弁源俊雅を任ず。（中右記）

八月二十五日　皇太神宮の死穢に依り、臨時伊勢奉幣。（中右記）

九月　七日　伊勢遷宮神宝使を発遣す。（中右記）

九月　十一日　伊勢例幣。（中右記）

九月　十六日　皇太神宮式年遷宮。（中右記）

二月　八日　祈年穀奉幣。（中右記）

長承　三年（一一三四）

三月二十七日　皇后八社奉幣。（中右記）

六月　十四日　伊勢以下五社に奉幣して、止雨を祈る。（中右記）

六月　十五日　皇太神宮祢宜荒木田実定を任ず。父元定の譲。（皇太神宮祢宜補任次第）

六月二十一日　土宮を以て、七所別宮に准ずること等につき、陣定あり。（長秋記）

六月二十四日　土宮幣殿造営の事等につき、陣定あり。（長秋記）

九月　十一日　例幣。（中右記）
　同日　斎宮寮官等除目。（中右記）
長承　四年（一一三五）二月　四日　太神宮の穢に依り、祈年祭を延引す。十二日、追行す。（中右記）
二月二十一日　太神宮の穢に依り、祈年穀奉幣を延引す。此春、祈年穀奉幣無し。（中右記）
三月　八日　某友貞、伊勢守を辞す。（長秋記）
四月　一日　平盛国を伊勢守に任ず。（中右記）
四月　五日　祈年穀奉幣。（中右記）
四月二十一日　二十二社に奉幣して、疫を禳い、晴を祈る。（中右記）
保延　元年（一一三五）六月　八日　祭主大中臣公長の請に依り、両宮祢宜一員を加え七員と為す。（中右記）皇太神宮祢宜荒木田氏実を任ず。（皇太神宮祢宜補任次第）豊受太神宮祢宜度会雅彦を任ず。（豊受太神宮祢宜補任次第）
六月二十六日　伊雑宮御帯鼠損に依り、五社に奉幣す。（中右記）
七月　十七日　祈年穀奉幣。（中右記）
八月　六日　豊受太神宮東宝殿千木折落并びに新宮瑞垣御門の穢に依り、軒廊御卜を行う。（中右記）
八月　十二日　十二社に奉幣して、晴を祈る。（中右記）

九月　五日　豊受太神宮遷宮神宝使を発遣す。（中右記）
九月　十一日　例幣。（中右記）
九月　十五日　豊受太神宮正遷宮。（中右記）

保延　二年（一一三六）

二月　十三日　祈年穀奉幣。（中右記）
三月二十三日　太神宮麻続機殿焼亡す。（百練抄）
八月二十一日　天災に依り、中納言源雅定を伊勢に遣わし、宸筆宣命を太神宮に奉らしむ。（中右記）
九月　十一日　例幣。（中右記）

保延　三年（一一三七）

正月　三十日　卜部兼弘を伊勢守に任ず。（中右記）
二月　十三日　祈年穀奉幣。（中右記）
四月　十七日　天皇不予に依り、臨時九社奉幣。（中右記）
九月　十一日　例幣。（中右記）
閏九月二十九日　太神宮の御戸開かざるに依り、軒廊御卜を行う。（中右記）
十一月二十六日　近日太神宮正権祢宜・神人等十人上洛して前主殿助平季盛の罪科につき訴え申す事あり。十二月十二日、季盛を佐渡国に配流す。（十三代要略・中右記）
十二月二十二日　太神宮に奉幣す。（中右記）

保延　四年（一一三八）　正月　二十日　太神宮外院焼亡の事につき、軒廊御卜あり。（中右記）
五月二十五日　祭主大中臣公長、人を殺害せるに依り、釐務を停む。（百練抄）
六月　十七日　藤原中納言亭に穢有るも皇太神宮外院四祢宜荒木田隆範宿館に来たる穢に依り、六月御祭延引し、是日朝外宮御祭を追行す。（伊勢勅使部類記）
八月　十四日　伊佐奈岐宮堅魚木を修造せしむ。（勘仲記）
九月　十四日　祭主大中臣公長薨ず。（祭主補任）
十月二十六日　皇太神宮祢宜荒木田隆範卒す。（皇太神宮祢宜補任次第）
十一月　十一日　臨時奉幣使神祇少祐大中臣親隆、途中外姑の忌に依り大中臣家能を以て代官に立つ。（伊勢勅使部類記）
十二月二十九日　大中臣清親を祭主に補す。（祭主補任）

保延　五年（一一三九）　正月　四日　豊受太神宮祢宜度会高行卒す。（豊受太神宮祢宜補任次第）
二月二十一日　権大納言藤原実能を伊勢に遣わして、神宝及び宸筆宣命を太神宮に奉らしむ。（公卿勅使雑例）
二月二十三日　豊受太神宮祢宜度会高弘を任ず。高行の替。（豊受太神宮祢宜補任次第）
三月　二日　皇太神宮祢宜荒木田忠成を任ず。隆範の替。（皇太神宮祢宜補任

次第）

九月　十七日　御祈賞に依り、両宮祢宜十四人に位一階を叙す。（皇太神宮祢宜補任次第・豊受太神宮祢宜補任次第）

九月二十九日　大中臣親仲卒す。（大中臣氏系図）

十月　二十日　皇太神宮祢宜荒木田忠延卒す。（皇太神宮祢宜補任次第）

十月二十九日　是より先、皇太神宮古殿地の心柱顛倒につき、軒廊御卜を行う。（神宮雑例集）

十一月　一日　皇太神宮祢宜荒木田俊定を任ず。忠延の替。（皇太神宮祢宜補任次第）

十二月　十一日　祭主大中臣清親を斎宮寮大別当に任ず。（祭主補任）

十二月二十一日　豊受太神宮祢宜度会高弘卒す。（豊受太神宮祢宜補任次第）

是歳　大中臣頼忠、譜第を以て小俣村総刀祢職を祭主に請う。（公文筆海抄）

保延　六年（一一四〇）　二月　二日　豊受太神宮祢宜度会兼光を任ず。高弘の替。（豊受太神宮祢宜補任次第）

九月　十一日　例幣、病の幣馬の替を奉進す。（伊勢勅使部類記）

保延　七年（一一四一）　二月　十三日　大中臣公宗を大宮司に補す。（二所太神宮例文）

三月　八日　参議藤原公能を伊勢に遣わして、宸筆宣命を太神宮に奉らしむ。（二所太神宮例文）

三月二十三日　皇太神宮祢宜荒木田元親卒す。替りて経仲執印。（皇太神宮祢宜補任次第）

三月二十五日　祈年穀奉幣。（薩戒記）

五月　一日　大中臣親康卒す。（大中臣氏系図）

五月二十七日　豊受太神宮祢宜度会兼高卒す。（豊受太神宮祢宜補任次第）

六月　六日　皇太神宮祢宜荒木田延明を任ず。元親の替。（皇太神宮祢宜補任次第）

六月　十五日　伊勢以下六社に奉幣す。（革命）

保延年中　僧円位、二見安養山及び宇治西行谷に草庵を結びて隠棲し、宮川歌合・御裳濯川歌合を撰す。（神都名勝誌）

永治　元年（一一四一）　八月　四日　豊受太神宮祢宜度会高平を任ず。弟兼高の替。（豊受太神宮祢宜補任次第）

十二月　七日　天皇御譲位に依り、斎宮守子内親王御退下。（百練抄）

十二月　十九日　高宮御饌料御贄荷前鮑不慮の外鼠の為に喫損せらる。（本朝世紀）

永治　二年（一一四二）　正月　五日　造太神宮功に依り、祭主大中臣清親を正四位上に叙す。（本朝世紀）

正月　九日　七社に奉幣して、立后の由を告ぐ。（本朝世紀）
二月　十七日　祈年穀奉幣。（本朝世紀）
二月二十六日　鳥羽法皇皇女妍子内親王を斎宮に卜定す。又、権大納言藤原実行を初斎宮上卿に補す。（本朝世紀）
三月　一日　太神宮及び賀茂社に奉幣して、斎宮卜定・斎院不替の事を告ぐ。（本朝世紀）
三月二十八日　権大納言藤原実能をして一代一度天神地祇大奉幣使に立たせらる。（本朝世紀）
四月　十五日　祈年穀奉幣。（兵範記）

康治　元年（一一四二）

六月　九日　伊勢二所太神宮祢宜以下二百余人に加階す。（本朝世紀）
八月　十三日　斎宮帰京由伊勢奉幣使を立たせらる。（本朝世紀）
八月　十四日　前斎宮御帰京奉迎使左少弁源師能以下、下向す。（本朝世紀）
八月二十八日　祈年穀奉幣。（本朝世紀）
九月　十一日　伊勢例幣。（本朝世紀）
十一月　三日　伊勢以下三社に奉幣使を立て、大嘗会由を告げらる。（本朝世紀）
十二月　九日　神祇権大副大中臣定長卒す。（大中臣氏系図）

康治　二年（一一四三）

正月二十七日　源顕重を伊勢守に任ず。（本朝世紀）

二月二十二日　斎宮妍子内親王鴨川に禊して初斎院に入る。（本朝世紀）
二月二十四日　祈年穀奉幣。（本朝世紀）
閏二月　二日　流人平季盛等を赦す。（本朝世紀）
四月二十四日　太神宮解状を外記に下して、先例を勘申せしむ。（本朝世紀）
六月　六日　臨時二十二社奉幣。（台記）
六月二十七日　土宮御床上細布鼠損に依り、御装束御調進日時定。（本朝世紀）
八月二十八日　太神宮御装束調進。（本朝世紀）
同日　斎宮御禊前次第司長官式部少輔藤原茂明服忌に依り、中務少輔藤原教良を補す。（本朝世紀）
九月　五日　祈年穀奉幣。（本朝世紀）
九月　十一日　伊勢例幣。（本朝世紀）
九月二十七日　斎宮妍子内親王鴨川に御禊して野宮に入る。（本朝世紀）
十一月　九日　一代一度大神宝使を発遣す。（本朝世紀）
十一月　十九日　太神宮解状を外記に下して勘申せしむ。（本朝世紀）
十二月　九日　権中納言藤原成通を伊勢に遣わして、宸筆宣命を太神宮に奉り、甲子革命を祷らしむ。（本朝世紀）
十二月　十一日　月次祭使を発遣し、併せて太神宮御装束を副進す。（本朝世紀）

十二月二十六日　豊受太神宮祢宜度会雅頼卒す。（豊受太神宮祢宜補任次第）

康治　三年（一一四四）　二月　三日　豊受太神宮祢宜度会常行を任ず。雅頼の替。（豊受太神宮祢宜補任次第）

二月　七日　造伊勢斎宮寮内院神殿日時定。（清原重憲記）

二月　十九日　祈年穀奉幣。（清原重憲記）

天養　元年（一一四四）　三月　四日　伊勢斎宮寮官符請印。（本朝世紀）

三月二十四日　太神宮条々訴に依り仗議あり。（清原重憲記）

四月　十日　皇太神宮祢宜荒木田元満を任ず。父氏実の譲。（皇太神宮祢宜補任次第）

八月　十一日　斎宮寮除目。（本朝世紀）

八月二十九日　太神宮以下九社に奉幣して、御不予を祈る。（台記）

九月　一日　土佐守高階盛章・散位季通・師国を群行陪従勅使に勤仕せしむ。（本朝世紀）

九月　三日　斎宮群行に依り御燈を停む。（本朝世紀）

九月　八日　斎宮妍子内親王群行。十一日例幣を停め、群行陪従の中臣に付す。（本朝世紀）

十月　十五日　大外記をして、太神宮の怪異を勘申せしむ。（清原重憲記）

十二月　九日　豊受太神宮祢宜度会貞綱を任ず。高平の替。（豊受太神宮祢宜補任次第）

是歳　豊受太神宮祢宜度会高平卒す。（豊受太神宮祢宜補任次第）

天養　二年（一一四五）　二月　四日　祈年祭使を発遣し、太神宮装束を副進す。（本朝世紀）

二月　六日　権大納言藤原雅定をして、宸筆宣命を太神宮に奉らしむ。（台記）

二月二十四日　使の故障に依り祈年穀奉幣を延引す。（本朝世紀）

三月　二日　祈年穀奉幣を追行す。（本朝世紀）

三月二十三日　鳥羽法皇、権侍医丹波知康を伊勢斎宮に参向せしめ、斎王の御悩を治し奉らしむ。（本朝世紀）

四月二十五日　彗星出現及び明年三合厄に依り二十二社奉幣。（本朝世紀）

五月二十五日　太神宮の怪異につき御卜を行う。（本朝世紀）

久安　元年（一一四五）　八月　十六日　祈年穀奉幣。（本朝世紀）

九月　九日　太神宮外院子良宿館南方に鹿斃るを見付く。（本朝世紀）

九月　十一日　例幣。（本朝世紀）

閏十月二十三日　石清水・賀茂行幸に依り七社奉幣。（清原重憲記）

十一月　十五日　豊受太神宮仮殿遷宮諸祭日時定。又、太神宮御所南御河の往反の橋東西岸に立つ棒等度々洪水大風に依り顛倒し其の根地頽損の事

につき外記に勘申せしむ。（本朝世紀）

十一月二十四日　太神宮外院御厨北の樋の木枯朽ち、高木顛倒に依り、御卜を行う。（本朝世紀）

十二月　十三日　瀧原宮瑞垣御門南面葺萱悉く垂れ落つるを見付く。（本朝世紀）

十二月二十一日　伊勢勅使権大納言源雅定発向の処、服仮に依り延引す。（清原重憲記）

是歳　明星寺薬師如来坐像胎内銘、願主荒木田時経・度会氏云々。（明星寺薬師如来坐像胎内銘）

久安　二年（一一四六）

二月　五日　伊勢奉幣。（台記）

四月　五日　祈年穀奉幣。（本朝世紀）

四月　十七日　三合御祈に依り、二十二社奉幣。（本朝世紀）

六月　八日　太神宮御輿宿西方の楠枝一支折落つ。（本朝世紀）

七月　十六日　豊受太神宮御饌殿内に烏二翼参入し御板敷の上に居る。（本朝世紀）

八月　十九日　祈年穀奉幣。（本朝世紀）

九月　十一日　伊勢例幣。（台記）

九月　十七日　高宮の天井生絹帷・生絹蚊屋湿損并びに御産上の土代細布帳に鼠巣を造り喰損するを見付く。（本朝世紀）

九月　十九日　月読宮の帛御被一条鼠損せるを見付く。（本朝世紀）
九月二十二日　三日間烏十羽群集し豊受太神宮正殿・東西宝殿・御饌殿・幣帛殿・瑞垣御門・第四御門等の葺萱を咋い抜く。（本朝世紀）
十一月　十六日　皇太神宮仮殿遷宮。（本朝世紀）
十二月　九日　二十二社奉幣。（本朝世紀）
十二月二十四日　豊受太神宮御井社の水底に直れる蝦（注「直るは死ぬの忌詞」）・生蛭浮行するを見付く。（本朝世紀）

久安　三年（一一四七）

正月二十八日　大中臣季兼を伊勢権守に任ず。（本朝世紀）
二月　六日　春日社行幸に依り二十二社奉幣。（本朝世紀）
二月　十四日　月読宮・伊佐奈岐宮仮殿遷宮。月読宮の御装束等鼠損し伊佐奈岐宮の蚊屋の御帳湿損せるを見付く。（本朝世紀）
三月　二十日　祈年穀奉幣。（本朝世紀）
五月　十八日　豊受太神宮御器御倉の御鎰折損につき修造日時定。（本朝世紀）
六月　十一日　豊受太神宮御器御倉の御鎰折損す。（本朝世紀）
八月　十七日　祈年穀奉幣。併せて月読・伊佐奈岐宮の帛御被・御蚊屋の帳等を奉献す。（本朝世紀）
八月二十八日　豊受太神宮幣帛殿の千木一枝折損し、是日、軒廊御卜を行う。（本

朝世紀）

九月　十一日　伊勢例幣。（本朝世紀）

九月　十四日　荒祭宮覆帛御被湿損并びに御殿棟差檜皮葺萱等破損を見付く。（本朝世紀）

九月二十五日　伊雑宮土代帷并びに床敷緋帷湿損を見付く。（本朝世紀）

十月　十四日　摂政藤原忠通服仮に依り奉幣を延引す。（本朝世紀）

十一月　十一日　豊受太神宮正殿の西妻南方の鞭懸一枚抜け落つ。（本朝世紀）

十二月　十一日　月次祭、臨時伊勢幣の事あり。（本朝世紀）

同日　皇太神宮正殿の北西西方第二御柱に立副束柱一本の根朽損し天平賀の上に倒れ懸り三口を打損せるを見付く。（本朝世紀）

十二月　十五日　豊受太神宮由貴御饌料御比奈志獣類に依り穢され他の籾を以て供用に調備す。（本朝世紀）

久安　四年（一一四八）

二月　一日　藤原惟兼を伊勢守に任ず。（本朝世紀）

三月　十九日　祈年穀奉幣。（本朝世紀）

四月二十八日　権中納言藤原公教を伊勢に遣わし、宸筆宣命を太神宮に奉り、久安元年以来使発遣度々延引の事を載す。（本朝世紀）

十二月　六日　御元服の由を太神宮に告ぐ。（台記）

久安　五年（一一四九）

二月二十四日　賀茂別雷社の触穢に依り、祈年穀奉幣を延引す。（本朝世紀）
二月二十六日　祈年穀奉幣を追行す。（本朝世紀）
四月　四日　豊受太神宮祢宜度会兼光卒す。（豊受太神宮祢宜補任次第）
四月　十六日　豊受太神宮祢宜度会光仲を任ず。父親晴の譲。（豊受太神宮祢宜補任次第）
四月二十三日　豊受太神宮祢宜度会雅明を任ず。兼光の替。（豊受太神宮祢宜補任次第）
五月二十三日　豊受太神宮御饌御飯の上并びに御座の下に蟻を見付く。（本朝世紀）
六月二十三日　大風に依り豊受太神宮内外院殿舎・御門・御垣・別宮御垣・離宮院の門・鳥居等顛倒・破損す。（園太暦）
七月二十四日　太神宮酒殿の匙折立ち破損し、是日、御卜を行う。（本朝世紀）
七月二十九日　松尾・北野行幸御祈九社奉幣使を発遣す。（本朝世紀）
八月　十八日　祈年穀奉幣。宣命別辞に正月御元服の儀延引并びに豊受宮宝殿高欄の玉一顆落損に依り改造の由を載す。（本朝世紀）
九月　十一日　例幣。（本朝世紀）
十月　十九日　皇太神宮造宮山口祭。心御柱巻布破損す。（神宮雑例集）
十一月　十六日　祇園・稲荷両社行幸御祈として九社奉幣。（本朝世紀）

十一月是月　太神宮遷宮料として取り置く心柱顛倒す。（百練抄）

十二月　十六日　明年正月四日御元服の由を太神宮に奉幣す。（本朝世紀）

久安　六年（一一五〇）　二月　二十日　藤原多子立后御祈として内外宮に各々沙金五両を進む。（台記）

二月二十二日　祈年穀奉幣。（台記）

三月　二十日　斎宮妍子内親王疾病の事を占す。（台記）

三月二十九日　斎宮妍子内親王、病に依り寮を避け給う。（台記）

四月　九日　太神宮遷宮山口祭を再度勤行し心柱を奉採す。（神宮雑例集）

五月　十日　斎宮妍子内親王、病に依り御退下。斎宮退下并びに心柱奉替に依り、中納言藤原公教を伊勢に遣わし、宸筆宣命を太神宮に奉らしむ。（二所太神宮例文）

七月　六日　伊勢守・元大宮司大中臣公隆卒す。（大中臣氏系図）

七月　十二日　前斎宮妍子内親王御帰京。（本朝世紀）

七月二十二日　祈年穀奉幣。（本朝世紀）

九月　十一日　例幣。（本朝世紀）

十月　十六日　大中臣永信を伊勢造宮使に補す。（本朝世紀）

十一月二十二日　二十二社奉幣。（本朝世紀）

久安　七年（一一五一）　正月　七日　豊受太神宮正殿泥障板端朽破等を見付く。（本朝世紀）

久安年中

仁平　元年（一一五一）

正月此頃　豊受太神宮内院の松木に烏宿り朝夕群れ飛び鳴く。（本朝世紀）

此頃、源義朝、宇治大橋を造立すと伝う。（内宮会合年寄宇治橋起源覚書）

二月　八日　豊受太神宮瑞垣御門傾倚し柱根朽損せるを見付く。（本朝世紀）

二月　十二日　豊受太神宮調御倉窃盗人の為に破損せしめ、供神物を盗まるを見付く。（本朝世紀）

二月　十九日　祈年穀奉幣。（本朝世紀）

三月　二日　堀河天皇皇女喜子女王を内親王と為し、斎内親王に卜定す。（台記）

三月　九日　右大臣源雅定を伊勢に遣わし、宸筆宣命を太神宮に奉らしむ。臨時に両宮正権祢宜以下に各一階を賜う。十八日、雅定帰京す。（本朝世紀）

三月　二十日　太神宮に奉幣し、斎宮卜定の由を告ぐ。是日、大風、外宮内外院・高宮・土宮の殿舎門垣等破損す。（本朝世紀）

四月二十三日　飢饉に依り、太神宮以下九社に奉幣す。（本朝世紀）

五月　十一日　土宮調度鼠浪湿損、是日、御卜事を行う。（本朝世紀）

五月二十九日　枯木顛倒に依り瀧原宮正殿・御門・御垣等破損す。（本朝世紀）

五月是月　臨時御祈賞に依り、二宮正権祢宜等に一階を叙す。（皇太神宮祢

宜補任次第・豊受太神宮祢宜補任次第）

六月二十二日　太神宮以下五社に奉幣して、皇居の罹災を告ぐ。（本朝世紀）

六月二十四日　豊受太神宮御所東北方荒垣外の榎木一本、大風に依り顛倒、御門屏二宇顛倒す。（本朝世紀）

七月　十日　祈年穀奉幣。（本朝世紀）

七月　十八日　豊受太神宮外幣殿棟木・左右泥障板・鞭懸木朽損、御輿宿殿傾倚し、是日、軒廊御卜を行う。（本朝世紀）

七月二十三日　豊受太神宮二宮朝夕御饌井の内に直れる蝦一隻を見付く。（本朝世紀）

八月　二日　石清水・賀茂行幸御祈七社奉幣。（本朝世紀）

八月二十六日　検非違使を大納言藤原伊通・参議藤原教長の第に遣わし、斎宮斎院の召使を凌辱せる少監物藤原仲盛・縫殿大夫某行康を譴責す。（本朝世紀）

九月　十一日　例幣。（本朝世紀）

九月　十九日　斎宮喜子内親王、御禊して野宮に入る。（本朝世紀）

九月二十五日　造太神宮使官符請印。（本朝世紀）

同日　伊雑宮帛御被・生絁御被鼠損せるを見付く。（本朝世紀）

十月　十九日　豊受太神宮仮殿遷宮。（宇塊記抄）
十一月　四日　太神宮に奉幣して、皇居罹災を告ぐ。（本朝世紀）
十一月　二十日　豊受太神宮二宮朝夕御饌料御井の内に直れる蝦一隻を見付く。（本朝世紀）
十二月　十九日　太神宮御稲御倉の内に直鵐一羽を見付く。（本朝世紀）
十二月是月　瀧原宮御祭恒例御饌料御籾を納むる櫃并びに御堝に烏の不浄物落ち懸るに依り新たに備進む。（本朝世紀）
是歳　大中臣助景を伊勢権守に任ず。（大間成文抄）

仁平　二年（一一五二）　正月二十二日

天変に依り、権中納言藤原清隆を伊勢に遣わし、宸筆宣命を太神宮に奉る。（本朝世紀）
二月　一日　豊受太神宮忌屋殿板敷の下に狐の産あり。（本朝世紀）
二月　五日　祈年穀奉幣。（本朝世紀）
二月　七日　豊受太神宮内院に烏群集飛び鳴き、又、土宮忌屋殿垂木二枝朽損折れ落ち御竈並びに蓋破損、是日、軒廊御卜を行う。（本朝世紀）
二月　九日　大江泰基を伊勢守に任ず。（山槐記）
二月　十七日　豊受太神宮祢宜度会彦忠卒す。重房替りて執印。（豊受太神宮祢宜補任次第）

二月　十八日　鳥羽上皇五十御賀の由三社奉幣。（兵範記）
二月　二十日　豊受太神宮心柱垣内に死蛇あり。（本朝世紀）
二月二十八日　暴風雷雨、豊受太神宮の九門桧皮葺・九丈殿倒る。（兵範記）
三月　十日　豊受太神宮祢宜度会雅明卒す。（豊受太神宮祢宜補任次第）
三月　十八日　石清水・賀茂行幸御祈六社奉幣。（本朝世紀）
六月　十五日　豊受太神宮祢宜度会政忠を任ず。雅明の替。（豊受太神宮祢宜補任次第）
七月二十六日　祈年穀奉幣。（本朝世紀）
八月是月　権祢宜度会延政夢想を奏するに依り、度会郡東宮に神社を建てて瓊々杵命を祭る。（志摩国民部省図帳）
九月　八日　伊勢遷宮神宝使を発遣す。（本朝世紀）
九月　十一日　例幣。（本朝世紀）
九月　十二日　豊受太神宮祢宜度会高康を任ず。彦忠の替。（豊受太神宮祢宜補任次第）
九月　十六日　皇太神宮式年遷宮。（二所太神宮例文）
九月二十一日　斎宮喜子内親王御禊大祓。（本朝世紀）
九月　三十日　斎宮喜子内親王御禊して野宮に入る。（本朝世紀）

十二月　八日　大中臣家親を造豊受宮使に卜す。（本朝世紀）
十二月二十九日　皇太神宮古厩東棟下並びに一殿北方に鹿頭・大骨を見付く。翌三十日、二鳥居西南方に鹿足を見付く。（本朝世紀）

仁平　三年（一一五三）　正月　十二日　皇太神宮祢宜荒木田延重を任ず。父延明の譲。（皇太神宮祢宜補任次第）
二月　十四日　祈年穀奉幣。（本朝世紀）
三月　二日　荒木田元定を伊勢守に任ず。（兵範記。本朝世紀・皇太神宮祢宜補任次第は五日とす）
三月二十七日　豊受太神宮朝夕御饌料御井の内に直れる蝦一隻を見付く。（本朝世紀）
四月　四日　川合社に怪異あり。（本朝世紀）
四月　六日　斎宮群行行事所始。（兵範記）
五月　十九日　皇太神宮外院御馬屋前に祭れる四至神東方の槻木折れ落つ。（本朝世紀）
七月　二日　皇太神宮内院西門北方荒垣際の大松顛倒す。（本朝世紀）
七月　五日　前皇太神宮祢宜荒木田延明卒す。（皇太神宮祢宜補任次第）
八月　十四日　祈年穀奉幣。（本朝世紀）

八月　十九日　斎宮群行行禊次第司・同陪従・長奉迎使等を定む。（本朝世紀）
八月　二十日　斎宮寮頭を卜す。（本朝世紀）
八月二十一日　散位藤原忠房を斎宮勅別当に補す。（本朝世紀）
八月二十三日　皇太神宮祢宜荒木田経仲、祢宜職を公俊に譲る。（皇太神宮祢宜補任次第）
八月二十八日　斎宮寮官除目。（本朝世紀）
九月　三日　斎宮群行に依り御燈を停む。（本朝世紀）
九月　十日　内裏の穢に依り斎宮群行を延引す。（本朝世紀）
同日　皇太神宮一祢宜荒木田経仲職を去るに依り、二祢宜荒木田俊定執印。（伊勢天照皇太神宮祢宜譜図帳）
九月　十一日　伊勢例幣。（本朝世紀）
九月　十八日　斎宮門部司除目。天皇不予に依り来る二十日斎王群行の出御の儀を停止す。（本朝世紀）
九月　十八日　前皇太神宮祢宜荒木田経仲出家す。（皇太神宮祢宜補任次第）
九月　二十日　大風、斎宮野宮倒る。依りて、斎宮群行を延引す。（本朝世紀）
九月二十一日　斎宮喜子内親王群行。（本朝世紀）
十月　二十日　前皇太神宮祢宜荒木田経仲卒す。（皇太神宮祢宜補任次第）

十一月　十八日　皇太神宮祢宜荒木田成長を任ず。父忠成の譲。（皇太神宮祢宜補任次第）

閏十二月二十五日　内宮御殿高欄・東西宝殿・正殿・瑞垣御門等破損し檜皮葺萱抜け落ち、是日、軒廊御卜を行う。（本朝世紀）

閏十二月是月　大中臣公清を大宮司に補す。（二所太神宮例文）

仁平　四年（一一五四）　正月　五日　造斎宮寮功に依り、大中臣親章・清宣・公宣に加階。（台記）

四月　二日　伊勢守荒木田元定卒す。（皇太神宮祢宜補任次第）

七月　十六日　祈年穀奉幣。（台記）

九月　五日　豊受太神宮遷宮神宝使を発遣す。（台記）

九月　十一日　例幣。（台記）

九月　十五日　豊受太神宮式年遷宮。（二所太神宮例文）

久寿　元年（一一五四）十一月　七日　左衛門督藤原重通を伊勢に遣わし、宸筆宣命を太神宮に奉る。（台記）

久寿　二年（一一五五）　正月二十八日　中原業俊を伊勢守に任ず。（兵範記）

二月　五日　祈年穀奉幣。（山槐記）

七月二十三日　近衛天皇崩御あらせらる。斎宮喜子内親王退下。（台記）

九月　十一日　例幣。（台記）

十月　十一日　御即位由奉幣。（兵範記）
十二月二十五日　橘則盛を伊勢権守に任ず。（山槐記）

久寿　三年（一一五六）　二月　十日　祈年穀奉幣。（兵範記）
三月　九日　大中臣清宣卒す。（大中臣氏系図）
四月　十九日　皇女亮子内親王を斎宮に卜定す。（兵範記裏書）

保元　元年（一一五六）　六月二十九日　朝熊山十号・同二十二号・蓮台寺滝ノ口経塚陶製経筒銘（三重県古銘集成）
九月是月　斎宮亮子内親王御禊して初斎院大膳職に入る。（兵範記）
十月　十一日　御即位由奉幣。（兵範記）
十一月　四日　前斎宮喜子内親王帰京。（兵範記）
十二月　三日　後白河院代始賞に依り、二宮正権祢宜に一階を叙す。（皇太神宮祢宜補任次第・豊受太神宮祢宜補任次第）
十二月二十九日　中原業俊、伊勢守に還任す。（兵範記）

保元　二年（一一五七）　三月　六日　触穢に依り、八社奉幣を停む。（兵範記）
三月二十三日　大内裏造営に依り、八社に奉幣す。（兵範記）
七月　十八日　二十二社に奉幣して、雨を祈る。（兵範記）
八月　七日　祭主大中臣清親薨ず。（祭主補任）

八月　十三日　神祇権大副大中臣親章を祭主に任ず。（祭主補任）
九月　十一日　例幣。（兵範記）
九月　十五日　斎宮亮子内親王御禊して野宮に入る。（兵範記）
保元　三年（一一五八）　二月二十一日　平正時を伊勢守に任ず。（兵範記）
三月　十九日　権大納言藤原経宗を伊勢に遣わして、太神宮に奉幣せしむ。（二所太神宮例文）
六月二十三日　二十一社に奉幣して、雨を祈る。（兵範記）
八月　十一日　天皇御譲位あらせらる。斎宮亮子内親王退下。（山槐記）
九月　十七日　御即位由奉幣。（兵範記）
十二月二十二日　豊受太神宮祢宜度会彦章を任ず。舅高康の譲。（豊受太神宮祢宜補任次第）
十二月二十五日　後白河上皇皇女好子内親王を斎宮に卜定す。（一代要記）
保元　四年（一一五九）　正月二十九日　源雅頼を伊勢権守に任ず。（大間書）
二月二十七日　祈年穀奉幣。（山槐記）
四月　十五日　豊受太神宮祢宜度会雅彦卒す。（豊受太神宮祢宜補任次第）
平治　元年（一一五九）　五月　二十日　前豊受太神宮祢宜度会高康卒す。（豊受太神宮祢宜補任次第）
五月是月　豊受太神宮祢宜度会忠倫を任ず。雅彦の替。（豊受太神宮祢宜補

任次第）

八月　十四日　比丘尼真妙勧進となり、常勝寺に於いて如法経を書写し、翌十五日勝峰山に埋納す。（東京国立博物館紀要　第十五号「経塚遺物の紀年銘集成」）

八月　十五日　朝熊山十九号経塚銅製経筒銘。（三重県古銘集成）

十二月二十七日　伊藤景綱を伊勢守に任ず。（古活字本平治物語。平治物語に平教盛を伊勢守になぞられけるとあり、この時越中守に任ぜらる）

永暦　元年（一一六〇）　二月　十一日　臨時伊勢奉幣。（師守記）

二月　十八日　祈年穀奉幣。（師守記）

五月　十九日　皇太神宮祢宜荒木田延重、子重章に職を譲る。（皇太神宮祢宜補任次第）

七月　一日　伊勢・日吉両社奉幣。（山槐記・上卿故実）

八月是月　豊受太神宮祢宜度会政忠卒す。替りて、同宗房を任ず。（豊受太神宮祢宜補任次第）

九月　二日　斎宮寮除目。（山槐記）

九月　八日　斎宮好子内親王群行、例幣を陪従の中臣に付す。（園太暦）十四日、寮に就く。（山槐記）

九月是月　二条院代始賞に依り、二宮正権祢宜に一階を叙す。（二所太神宮例文）

十月　六日　豊受太神宮祢宜度会常行卒す。（豊受太神宮祢宜補任次第）

十一月　十一日　大神宝使を発遣す。十五日、大神宝奉納の時、正殿御扉開かずして東宝殿に納む。（山槐記）

十二月　十四日　豊受太神宮祢宜度会俊光を任ずる祭主下文あり。常行の替。（豊受太神宮祢宜補任次第）

永暦　二年（一一六一）　正月二十五日　祭主大中臣親章薨ず。（祭主補任。大中臣系図は二十九日とす）

正月　三十日　神祇権少副大中臣為仲を祭主に補す。（祭主補任）

四月　一日　奉幣使神宝始。（山槐記）

四月　十三日　平正時、伊勢守に還着す。（山槐記）

四月　十八日　伊勢幣を発遣せられ、去年大神宝を東宝殿に納むるを祈謝す。（山槐記）

四月二十二日　参議平清盛を伊勢に遣わして、太神宮に奉幣せしむ。（山槐記）

七月二十五日　祈年穀奉幣。（山槐記）

七月二十八日　平野・大原野行幸御祈九社奉幣。（山槐記）

応保　元年（一一六一）　九月　十一日　例幣。（山槐記）

九月　十九日　大中臣為仲、労浅く仁に当たらざるに依り、祭主職を停め、大中臣師親を任ず。（祭主補任・山槐記）

九月　二十日　天皇不予に依り太神宮に奉幣す。（山槐記）

十二月　五日　権大納言藤原光頼を伊勢に遣わして、太神宮に奉幣せしむ。（山槐記）

応保　二年（一一六二）　三月　一日　八幡・賀茂両社行幸に依り、諸社に奉幣す。（山槐記）

三月　十四日　三条内裏遷御に依り、八社に奉幣す。（上卿故実）

応保　三年（一一六三）　二月二十二日　斎宮聖霊会御覧。（顕広王記）

二月二十七日　祈年穀奉幣。（顕広王記）

三月　七日　賀茂・石清水行幸に依り、二十二社に奉幣す。（顕広王記）

三月　六日　皇太神宮摂社小朝熊社の御鏡等紛失せるを見付け、十一日奏上す。（小朝熊社神鏡沙汰文）

長寛　元年（一一六三）　五月　六日　伊勢奉幣、皇太神宮摂社小朝熊社神鏡紛失の事を祈謝す。（小朝熊社神鏡沙汰文）

五月　十日　臨時二十二社奉幣。（二十二社註式）

六月　八日　権中納言平清盛を伊勢に遣わして、太神宮に奉幣せしむ。（二所太神宮例文）

七月是月　御祈賞に依り、二宮祢宜に一階を叙す。（二所太神宮例文）

八月二十一日　祈年穀奉幣、皇太神宮摂社小朝熊社神宝等を調進せらる。（小朝熊社神鏡沙汰文）

九月　一日　豊受太神宮祢宜・官使右史生等宮中の穢物を実検し四至四十丈の内に人宅七宇ありて神事の違例・不信不浄の祟りに触れる為、禁制すべきを言上す。（神宮雑例集）

十一月　十日　権中納言平清盛を伊勢に遣わして、太神宮に奉幣せしむ。（二所太神宮例文）

十二月二十九日　豊受太神宮祢宜度会重房卒す。貞綱替りて執印。（豊受太神宮祢宜補任次第）

是歳　皇太神宮仮殿遷宮。（建久九年内宮遷宮沙汰文）

是歳　高宮御装束を調進す。（山槐記）

長寛　二年（一一六四）　二月　十七日　祈年穀奉幣。（山槐記）

四月　十八日　豊受太神宮祢宜度会光仲卒す。（豊受太神宮祢宜補任次第）

五月是月　豊受太神宮祢宜度会雅言を任ず。重房の替。（豊受太神宮祢宜補任次第）

六月二十九日　二十二社奉幣定。（山槐記）

長寛　三年（一一六五）

十二月是月　豊受太神宮近辺の権祢宜宅焼亡しその炎同宮に迫る。（神宮雑例集）

二月　三日　豊受太神宮大垣外の内人宅焼亡しその炎同宮に迫る。（神宮雑例集）

二月　十八日　豊受太神宮近辺の人民の住宅は火災の恐れに依り撤退せしむ。（神宮雑例集）

二月二十六日　祈年穀奉幣。（山槐記）

三月　十日　賀茂・石清水両社行幸に依り奉幣使を発遣す。（山槐記）

四月　三十日　御不予に依り、十社に奉幣す。（山槐記）

五月　四日　祭主大中臣師親、長寛元年六月穢中月次祭を奉仕せし為、その職を停めらる。（百練抄）

五月　六日　大宮司大中臣公清、殿舎の傾壊を修理せざるに依り停任せられ、替りて大中臣有長を大宮司に補す。（二所太神宮例文）

同日　神祇少副大中臣親隆を祭主に補す。（祭主補任）

五月　十三日　御不予に依り、伊勢一社奉幣す。（顕広王記）

五月二十九日　参議平重盛を伊勢に遣わして、太神宮に奉幣せしむ。（顕広王記）

同日　二宮正権祢宜等に一階を叙す。（二所太神宮例文）

五月是月　豊受太神宮祢宜度会晴兼を任ず。光仲の替。（豊受太神宮祢宜補任次第）

永万　元年（一一六五）　六月　十一日　月次祭使を発遣す。祭主親隆服仮に遇うに依り、代官を以て官幣を奉納す。（顕広王記）

七月　十一日　摂政藤原基実の脚病に依り御即位由奉幣を延引す。（顕広王記）

七月　十七日　御即位由奉幣を追行す。（山槐記）

十二月　一日　諒闇に依り延引せる例幣を追行す。（顕広王記）

十二月　七日　豊受太神宮仮殿遷宮。（顕広王記）

十二月　十九日　前斎宮好子内親王、御帰京の為伊勢を発す。（顕広王記）

仁安　元年（一一六六）　九月　十九日　祈年穀奉幣。（上卿故実）

十二月　十八日　後白河上皇皇女休子内親王を斎宮に卜定す。（一代要記）

仁安　二年（一一六七）　正月上旬　豊受太神宮正殿・東西宝殿・瑞垣内の葺萱烏咋い抜く。（山槐記）

正月二十四日　太神宮に奉幣して、斎宮卜定の由を告ぐ。（顕広王記）

二月二十八日　祈年穀奉幣。（山槐記）

四月　三十日　初斎院行事所に蛇出来たる。（山槐記）

五月　二十日　皇太神宮祢宜荒木田延重卒す。（皇太神宮祢宜補任次第）

五月二十七日　蚯蚓、斎宮に聚る。（顕広王記）

六月　四日　皇太神宮祢宜荒木田範宗を任ず。公俊の替。（皇太神宮祢宜補任次第）

六月　十九日　二十二社に奉幣して、斎宮の怪異を祈禳す。（顕広王記）
六月二十八日　斎宮休子内親王、東河に禊し初斎院に入る。（一代要記）
閏七月　四日　祈年穀奉幣。（兵範記）
閏七月二十五日　内大臣藤原忠雅、児女の死去に依り太神宮上卿を辞す。（兵範記）
八月　十日　大納言源雅通に太神宮奉行を命ず。（兵範記）
八月　十一日　外宮祢宜度会貞光等、清大宗市を殺すに依り、宣旨を下さる。（愚昧記）
八月　十九日　太神宮祢宜等叙位の事を宣下せらる。（兵範記）
八月二十一日　一代一度大神宝事始。（兵範記）
九月　十一日　例幣。（顕広王記）
九月　十三日　五社奉幣。（兵範記）
九月二十一日　斎宮休子内親王、東河に禊し野宮に入る。（一代要記）
十月　十五日　上皇、七条殿より法住寺殿に遷御し、十二社に奉幣あらせらる。（玉葉）
十月　三十日　豊受太神宮祢宜度会雅言出家す。（豊受太神宮祢宜補任次第）
十一月　五日　豊受太神宮祢宜度会雅言卒す。（豊受太神宮祢宜補任次第）
十一月　十一日　一代一度大神宝使を発遣す。（兵範記）

十一月　二十日　皇太神宮焼亡す。（興福寺略年代記）
十二月　八日　二所太神宮祢宜以下三百余人、一代一度恩賞として位一級を加う。（兵範記）
十二月　十八日　豊受太神宮祢宜度会光忠を任ず。雅言の替。（豊受太神宮祢宜補任次第）

仁安　三年（一一六八）

正月　十一日　清原頼業を伊勢権守に任ず。（山槐記）
二月　四日　太神宮の穢に依り、祈年祭を延引し、大祓を行う。（兵範記）
二月　十九日　六条天皇御譲位あらせられ、斎宮休子内親王退下す。（一代要記）
二月二十八日　高倉天皇、石灰壇に於いて神宮を遙拝せらる。（兵範記）
三月　八日　御即位由奉幣。（玉葉）
三月二十三日　八社奉幣。（兵範記）
三月二十六日　八社奉幣。（兵範記）
四月　二十日　祈年穀奉幣。（愚昧記）
五月　十六日　御即位大奉幣使を発遣す。（兵範記）
六月　四日　天変・疫病に依り、二十二社奉幣。（兵範記）
七月　十七日　祈年穀奉幣。（兵範記）
八月二十七日　後白河上皇皇女淳子を内親王と為し、斎宮に卜定す。（兵範記）

九月　七日　一代一度大奉幣使を発遣す。（兵範記）

九月　十一日　例幣。（兵範記）

九月　十三日　斎宮卜定由奉幣。（兵範記）

九月二十九日　権大納言源定房等四人をして、造太神宮の事を行わしむ。（兵範記）

十月　三日　二十二社に奉幣して、天変地妖諸怪異を祈禳す。（兵範記）

十月二十六日　藤原師光を初斎宮勅別当と為す。（愚昧記）

十月二十七日　皇太神宮式年遷宮山口祭。（兵範記）

十一月　八日　大嘗会由三社奉幣。（兵範記）

十二月二十一日　皇太神宮権祢宜師朝宿館より猛火出来り、正殿・東西宝殿・中外院殿舎・御垣門鳥居・祢宜内人等宿館等焼失。依りて、御正体を忌火屋殿に仮殿遷御。二十四日、祭主大中臣親隆、此の事を奏す。（兵範記）

十二月二十五日　皇太神宮炎上の触穢に依り、伊雑宮御祭を延引す。（兵範記）

十二月二十九日　皇太神宮焼亡の事を卜せしめ、参議源雅頼を伊勢に遣わして太神宮に奉幣せしむ。翌正月六日、帰京。（兵範記）

十二月　三十日　太神宮司等、解状を上り、太神宮殿舎以下焼亡の員数を奏す。（兵範記）

仁安　四年（一一六九）

正月　一日　皇太神宮焼亡に依り、四方拝・小朝拝を停め、節会に歌笛を奏するを停む。（玉葉）

正月　十一日　平正時を伊勢守に任ず。（兵範記）

正月　十二日　皇太神宮祢宜荒木田忠良等率い来り、祭主大中臣親隆・造宮司大中臣有長等と太神宮造営の事を後白河上皇に奏上す。（兵範記）

正月　十四日　伊賀・伊勢・美濃・尾張・三河等の国司に仰せて、太神宮を造営せしむ。（兵範記）

正月　十九日　散位大中臣公宣を造太神宮使と為す。（兵範記）

正月二十六日　太神宮火事及び地震に依り、検非違使別当平時忠を伊勢に遣わして、太神宮に神宝を奉らしむ。（兵範記）

二月二十四日　祈年穀奉幣。（兵範記）

三月　十五日　太神宮の心柱を立つ。（兵範記）

同日　御器長兼下有尓村刀祢敢貞元、御遷宮の時天平賀役に勤仕するは敢氏相伝の職にして、先例に依り勤進すべきを陳情す。（神宮雑例集）

四月　五日　神宮上卿藤原師長、心柱勘文を上る。（兵範記）

四月　六日　太神宮心柱本の土掻き散るの間、鎮祭物等紛失につき、御卜を行

う。（兵範記）

四月　七日　石清水行幸御祈七社奉幣。（兵範記）

嘉応　元年（一一六九）

五月　九日　斎宮惇子内親王、御禊して初斎院に入る。（一代要記）

六月　九日　太神宮臨時造宮に依り、装束神宝等を発遣す。（兵範記）

六月　十七日　皇太神宮仮殿遷宮。（百練抄）

八月　十三日　賀茂行幸御祈七社奉幣。（兵範記）

八月二十五日　豊受太神宮触穢。（園太暦）

九月　十一日　例幣。（兵範記）

九月二十七日　斎宮惇子内親王、東河に禊して野宮に入る。（兵範記）

十月二十三日　右中弁藤原長方、触穢に依り、左少弁藤原為親に初斎宮奉行を命ず。（兵範記）

十月二十六日　大神宝使を発遣す。（兵範記）

十一月　一日　豊受太神宮に牝鶏雄鳴せる怪異あり。（兵範記）

十一月　十三日　皇太神宮祢宜荒木田実定卒す。（皇太神宮祢宜補任次第）

十二月　八日　豊受太神宮の怪異に依り、二十二社奉幣。（兵範記）

同日　皇太神宮祢宜荒木田忠満を任ず。俊定の替。（皇太神宮祢宜補任次第）

十二月　十六日　皇太神宮臨時遷宮。（皇代記）
十二月　十九日　豊受太神宮仮殿遷宮。（兵範記）
十二月是月　僧裕円・賢永、金剛証寺に経筒を奉る。（朝熊山十八号経筒銅製経筒銘）

嘉応　二年（一一七〇）　二月　十五日　祈年穀奉幣。（玉葉）
七月二十七日　祈年穀奉幣。（玉葉）
八月　二十日　斎宮寮官除目。（玉葉）
九月　五日　皇太神宮祢宜荒木田俊定卒す。替りて忠良執印。（皇太神宮祢宜補任次第）
九月　十日　斎宮惇子内親王群行。（玉葉）
九月　十一日　例幣。（園太暦）
十月　九日　二十二社奉幣。（玉葉）
十二月　十日　御慎御祈祷に依り、中納言藤原邦綱を伊勢に遣わして、太神宮に奉幣せしむ。（玉葉）
十二月二十七日　高宮帳帷奉奠の違例及び内宮火事の時不参の祢宜等の罪科に就き仗議。（玉葉）

嘉応　三年（一一七一）　二月是月　二宮正権祢宜等に一階を叙す。（二所太神宮例文）

承安　元年（一一七一）　六月　十日　右大臣藤原兼実、伊勢遷宮神宝用途料鷲羽を進納す。（玉葉）
七月二十二日　太神宮宮司大中臣有長・豊受太神宮祢宜度会彦章等を大膳職に召し、外宮瑞垣御門傾く事を対問す。（百練抄）
七月二十三日　大膳職に於いて、高宮御装束違例の事を問注す。（百練抄）
七月二十七日　祈年穀奉幣。（玉葉）
七月二十八日　殿舎屏柱縮めらるに就き、太神宮司等を問注す。（百練抄）
九月　十一日　例幣。（玉葉）
九月　十六日　皇太神宮式年遷宮。（二所太神宮例文）
九月　十七日　斎宮惇子内親王不例に依り、御母伊勢に下向す。（玉葉）
十一月　一日　太神宮別宮森内に鹿斃れ、是日、軒廊御卜を行う。（玉葉）
十一月　十二日　造豊受宮使大宮司大中臣有長、豊受太神宮修理不法の事に依り停任せらる。（百練抄）
十二月　十三日　大中臣公俊を大宮司に任ず。（玉葉）
是歳　豊受太神宮仮殿遷宮。（遷宮事略）
承安　二年（一一七二）　二月　四日　皇太神宮祢宜荒木田元満出家す。（皇太神宮祢宜補任次第）
二月　八日　皇太神宮祢宜荒木田元満卒す。（皇太神宮祢宜補任次第）
二月二十一日　祈年穀奉幣。（玉葉）

二月二十三日　豊受太神宮仮殿遷宮。（伊勢二所皇太神宮遷宮次第記）
四月　十日　去る仁安三年神宮炎上の時不参の輩の罪科に就き、仗議。（玉葉）
五月　五日　斎宮惇子内親王、伊勢に薨ず。（玉葉）
五月　十日　斎宮薨去に依り、廃朝三日。（玉葉）
五月二十八日　斎王の御事に依り奉幣使を発遣し、天皇石灰壇にて御拝あらせらる。（玉葉）
六月　七日　明年三合災厄・天変及び諸社怪異に依り、内大臣源雅通を伊勢に遣わして、太神宮に奉幣せしむ。（玉葉）
九月　十四日　右大臣藤原兼実を神宮上卿と為す。（玉葉）
十月　八日　神宮怪異三ヶ条、外宮内院直会殿北方の松木顛倒の事、同宮正殿葺萱の上に茸生えたる事、同宮正殿東方棟持柱并びに壁柱朽損低下の事に就き、軒廊御卜を行う。（玉葉）
十月　二十日　祇園・稲荷行幸御祈奉幣。（玉葉）
十月　三十日　豊受太神宮扶木の事に依り、官使を伊勢に発遣す。（玉葉）
十一月　二日　右大臣藤原兼実、神宮に剣二腰を献ず。（玉葉）
十一月二十二日　神宮上卿右大臣藤原兼実の第触穢に依り、神宮上卿を辞す。（玉葉）
十二月　八日　太神宮桧皮を烏の抜きし事、豊受太神宮犬死の穢、月宮牝鶏晨を

告ぐるの怪異を軒廊に卜す。（玉葉）
同日　御服機殿修造使を補す。（玉葉）
十二月　十六日　豊受太神宮正殿棟持柱・壁柱等朽損低下せるに依り宣旨を下して是日修理せしめらる。（玉葉）
閏十二月十二日　天皇不予に依り十二社奉幣。（玉葉）

承安　三年（一一七三）

二月　十八日　平野社触穢に依り、祈年穀奉幣を延引す。（玉葉）
三月　八日　皇太神宮祢宜荒木田忠定を任ず。元満の替。（皇太神宮祢宜補任次第）
三月　十一日　祈年穀奉幣。（玉葉）
三月　十三日　右大臣藤原兼実、神宮上卿を辞し、大納言源定房之に代る。（玉葉）
六月　三十日　炎旱に依り、二十二社に奉幣す。（玉葉）
七月二十五日　祈年穀奉幣。（玉葉）
七月二十九日　右大臣藤原兼実、鷲羽八枚を伊勢神宝行事所に送る。（玉葉）
八月　十一日　皇太神宮権祢宜荒木田時盛等、如法経を奉納す。（朝熊山一号経塚陶製経筒銘）
八月二十五日　皇太神宮仮殿遷宮。（二所太神宮例文）
八月二十八日　豊受太神宮式年遷宮神宝使を発遣す。（玉葉）

九月　十五日　豊受太神宮式年遷宮。（二所太神宮例文）
是歳　狂男、外宮宝殿簀子を踏む。（玉葉）

承安　四年（一一七四）　二月　十四日　祈年穀奉幣。（玉葉）
二月　十七日　神宮上卿源定房を罷め、右大臣藤原兼実を以て之に補すも、兼実病に依り之を辞す。（玉葉）
五月　七日　豊受太神宮修造失錯の事に依り、宮司大中臣公俊を免ず。（玉葉）
六月　五日　臨時二十二社奉幣。（顕広王記）
六月二十七日　五社に奉幣して、雨を祈る。（玉葉）
八月　九日　瀧原宮御装束湿損の事、外宮御井水減ずる事、同宮正殿千木の上に鴟居る事等を伝奏す。（吉記）
八月　十八日　祈年穀奉幣。（吉記）
九月　十一日　例幣。（玉葉）
十一月　十一日　地震に依り、権大納言藤原実国を伊勢に遣わして、太神宮に奉幣せしむ。（玉葉）
是歳　豊受太神宮仮殿遷宮。（遷宮事略）
是歳　小町経塚瓦経・陶製光背銘。

承安　五年（一一七五）　二月　十一日　祈年穀奉幣。（玉葉）

二月　十八日　蔵人平親宗、右大臣藤原兼実に謁見して太神宮正殿造替・宮司重任の事を議す。（玉葉）

五月　二日　右大臣藤原兼実を神宮上卿と為す。（玉葉）

六月二十八日　院宣を下して、宮司大中臣公俊をして豊受太神宮正殿簀子を造替せしむ。（玉葉）

七月　四日　神宮上卿藤原兼実に、神宮穢気の事につき宣旨三通を下す。（玉葉）

七月　十七日　右大臣藤原兼実、触穢に依り神宮上卿を罷む。（玉葉）

安元　元年（一一七五）　七月是月　祈年穀奉幣。（山槐記）

八月是月　宮川の水勢逆流し、沿岸の住民被害を被る。（顕広王記）

九月　十日　右大臣藤原兼実を神宮上卿と為す。（玉葉）

閏九月　十日　右大臣藤原兼実に、神宮仮殿遷宮奉行を命ず。（玉葉）

閏九月　十六日　神宮行事所始。（玉葉）

十月　五日　安楽寺梓の事に依り、七社奉幣定。（玉葉）

十月　十七日　豊受太神宮仮殿遷宮。（玉葉）

十二月　八日　平章綱を伊勢権守に任ず。（玉葉）

安元　二年（一一七六）　正月二十九日　荒木田明家を文章生に任ず。（玉葉）

二月　十七日　後白河法皇五十御賀三社奉幣。（顕広王記）

二月二十二日　権大宮司大中臣祐光に、重任の宣旨を下す。（玉葉）
二月二十四日　豊受太神宮御井干事の神宮解状を神宮上卿右大臣藤原兼実に下す。（玉葉）
三月　十日　祈年穀奉幣。（玉葉）
四月　二日　本宮糺断濫行人罪過、常供田に於いて焼損の事等、宣旨一枚を右大臣藤原兼実に下す。（玉葉）
五月　十二日　天下不静御祈に依り、二十二社奉幣。（吉記）
五月　十五日　是より先、小朝熊社の鎰焼損するに依り、是日、軒廊に卜す。（玉葉）
九月　一日　右大臣藤原兼実、神宮上卿を辞す。（玉葉）
九月　十一日　例幣。（玉葉）
九月二十三日　祈年穀奉幣。（玉葉）
十一月　九日　豊受太神宮祢宜度会俊光卒す。（豊受太神宮祢宜補任次第）
十二月　二日　豊受太神宮祢宜度会雅元を任ず。俊光の替。（豊受太神宮祢宜補任次第）
十二月　九日　伊勢臨時奉幣。（玉葉）

安元　三年（一一七七）

正月　五日　左大臣藤原経宗を神宮上卿と為す。（玉葉）
正月二十四日　豊受太神宮祢宜度会忠倫卒す。（豊受太神宮祢宜補任次第）

二月　二日　豊受太神宮祢宜度会貞雅を任ず。忠倫の替。（豊受太神宮祢宜補任次第）

三月　八日　右大臣藤原兼実を神宮上卿と為す。（玉葉）

三月　十一日　祈年穀奉幣。（玉葉）

三月二十四日　右大臣藤原兼実、神宮上卿を辞す。大納言藤原実定を以て、之に補す。（玉葉）

三月二十九日　是より先、前大宮司大中臣有長、大宮司大中臣公俊の触穢・殺害の事二ヶ条を訴う。有長の奏事の虚偽たる事判明し、是日、公俊を重任し、某則貞（則員）・某鷹石丸を獄に下す。（玉葉）

治承　元年（一一七七）

六月　十五日　伊勢以下九社に奉幣して、大極殿の災を告ぐ。（顕広王記）

八月二十一日　祈年穀奉幣。（顕広王記）

九月　十日　天変・怪異に依り、権大納言藤原実房を伊勢に遣わして、宸筆宣命を太神宮に奉る。（玉葉）

九月　十一日　例幣。（顕広王記）

九月　十六日　石清水行幸御祈七社奉幣。（顕広王記）

九月　二十日　斎宮卜定所立始。（顕広王記）

十月二十一日　神宮十二箇条解文を裁可す。（愚昧記）

十月二十七日　従五位下大中臣元成卒す。（大中臣氏系図）
十月二十八日　皇女功子内親王を斎宮に卜定す。（顕広王記）
十一月　九日　斎王卜定由奉幣。（玉葉）
十一月二十四日　地震に依り、伊勢以下九社に奉幣す。（玉葉）
十一月二十七日　権大納言藤原実房に神宮訴訟条々の事を問わしむ。（愚昧記）

治承　二年（一一七八）

五月　十二日　斎宮大番武者瀧口競郎等、霊狐を斎宮御在所一本御書所近辺に於いて射殺す。（玉葉）
六月二十七日　豊受太神宮祢宜度会宗房卒す。（豊受太神宮祢宜補任次第）
閏六月　七日　豊受太神宮祢宜度会高倫を任ず。宗房の替。（豊受太神宮祢宜補任次第）
閏六月二十四日　初斎院近辺にて狐を射殺す者を佐渡国に配す。（山槐記）
七月　十一日　入道前大宮司大中臣公宗卒す。（顕広王記）
七月　十二日　僧寛喜、如法経筒一口を施入す。（世義寺所蔵陶製経筒銘）
八月　十二日　祈年穀奉幣。（玉葉）
八月二十四日　中宮御産御祈に依り、権大納言藤原邦綱を伊勢に遣わして、宸筆宣命を太神宮に奉る。（玉葉）
九月　十一日　例幣。（顕広王記）

九月　十四日　斎宮功子内親王、東河に禊して野宮に入る。（顕広王記）
九月是月　太神宮に怪異あり。（顕広王記）
九月是月　臨時奉幣使を発遣す。（山槐記）
十一月　十二日　内大臣平清盛、中宮平徳子御産御祈のため両宮に神馬各一疋を奉る。（山槐記）

治承　三年（一一七九）

正月　十日　斎宮功子内親王母儀輔局卒す。（山槐記）
正月　十一日　斎宮功子内親王、母の喪に依り野宮より退下す。（山槐記）
正月　十九日　惟宗重能を伊勢権守に任ず。（玉葉）
二月　四日　太神宮の穢に依り、祈年祭を延引す。二十一日、追行す。（玉葉）
二月　五日　皇太神宮祢宜荒木田元雅を任ず。父忠良の譲。（皇太神宮祢宜補任次第）
二月二十九日　祈年穀奉幣。（玉葉）
三月　一日　平野社行幸御祈九社奉幣。（玉葉）
三月　九日　大中臣祐成を太神宮大司に任ず。（玉葉）
五月　三日　太神宮の訴に触るる者六人を流す。（玉葉）
七月　六日　大納言源定房、太神宮心柱巻布落つる事の文書を右大臣藤原兼実に送る。（玉葉）

八月　十七日　皇太神宮仮殿遷宮。（玉葉）
八月二十二日　祈年穀奉幣。（玉葉）
九月二十二日　権大納言藤原実国を伊勢に遣わして、宸筆宣命を太神宮に奉らしむ。（玉葉）
九月二十四日　前祭主大中臣師親卒す。（二所太神宮例文）
十一月　七日　七社に奉幣して、延暦寺僧徒鎮静の事を祈る。（玉葉）
十一月　十九日　伊勢守大中臣忠清を停任し、藤原清綱を任ず。（玉葉）
是歳　後白河法皇鳥羽殿に御籠居、毎夜皇太神宮に祈らる。（平家物語）

治承　四年（一一八〇）　二月是月　前大宮司大中臣公俊卒す。（二所太神宮例文）

四月　三日　御即位由奉幣。（玉葉）
四月　八日　後白河上皇厳島御幸賞に依り、神主以下加階。（山槐記）
五月　三日　祈年穀奉幣。（親経卿記）
五月　十四日　太神宮高欄金物失う事につき、軒廊御卜を行う。（山槐記）
七月二十五日　十三社に奉幣して、雨を祈る。（玉葉）
八月　十八日　元祭主・山城守大中臣為仲卒す。（祭主補任）
八月二十三日　一代一度大神宝使を発遣す。（山槐記）
九月　十一日　例幣。（園太暦）

九月二十八日　諸国料米・幣料等未済に依り祈年穀奉幣を延引す。（玉葉）
十月二十七日　祈年穀奉幣。（山槐記）
十二月　二日　乱逆御祈に依り、太神宮以下十七社に奉幣す。（山槐記）

治承　五年（一一八一）

正月　四日　熊野山の僧徒等、伊勢志摩の海浜を襲う。（玉葉）
正月　八日　前右近衛大将平宗盛を五畿内・伊賀・伊勢・近江・丹波等の惣管と為す。（玉葉）
正月　十七日　前斎宮功子内親王、摂津より御帰京。（明月記）
正月　十九日　熊野山僧徒、伊雑宮に濫入。皇太神宮祢宜荒木田成長、伊雑宮御神体を皇太神宮に奉遷す。（吾妻鏡）
正月二十一日　熊野山僧徒、二見浦人家を焼き払い、四瀬河を攻むるの処、関信兼等、度会郡船江に逆撃して之を破る。（吾妻鏡）
正月二十六日　熊野山僧徒、宇治山田両郷を襲い、人家を焼き、資財を掠む。（吾妻鏡）
三月　六日　大中臣能親、書を中八維平に送り、熊野僧徒の伊雑宮に狼藉するを訴う。（吾妻鏡）
三月二十七日　豊受太神宮の触穢に依り、朝夕の供進を停む。（吉記）
三月是月　御祈賞に依り、祭主宮司二宮祢宜等に一階を賜う。（二所太神宮

例文）

四月　二十日　祈年穀奉幣。（吉記）
五月　　二日　後白河法皇、伊勢以下九社に銀剣・唐錦等を奉る。（玉葉）
五月　十九日　明年三合厄に依り、二十二社に奉幣す。（吉記）
　　同日　源行家、告文及び幣帛を両宮に奉り、平家追討を祈る。（吾妻鏡）
六月　十六日　太神宮に怪異あり。（玉葉）

養和　元年（一一八一）

七月二十八日　大中臣隆頼卒す。（大中臣氏系図）
八月　　二日　大中臣親光卒す。（大中臣氏系図）
八月　十六日　祈年穀奉幣。（吉記）
九月　十一日　例幣。（玉葉）
九月　十六日　太神宮に怪異あり。（吉記）
九月　十九日　金銅の鎧を太神宮に奉る。勅使大中臣定隆、参向の途中卒去するに依り、散位大中臣在定之を進む。（玉葉）
九月二十四日　大中臣有定卒す。（大中臣氏系図）
十月　　二日　伊勢に行幸して、兵革を太神宮に祈らしめんとし、摂政及び左右大臣をして之を議せしむ。例なきに依り、果し給わず。（玉葉）

養和　二年（一一八二）

正月二十八日　源頼朝、太神宮に奉らるべき神馬砂金等を諸士に献ず。（吾妻鏡）

二月　八日　源頼朝、神馬砂金を太神宮に奉る。奉幣使、二十日鎌倉に帰る。（吾妻鏡）

四月　六日　皇太神宮祢宜荒木田範定、職を成良に譲る。（皇太神宮祢宜補任次第）

四月　二十日　飢饉に依り、二十二社に奉幣す。（平家物語）

四月二十五日　皇太神宮祢宜荒木田光定を任ず。父忠定の譲。（皇太神宮祢宜補任次第）

寿永　元年（一一八二）

六月　八日　太神宮に穢あり、是日、明法博士兼武兼倫等これを勘申す。（吉記）

六月　三十日　幣料闕如に依り、祈年穀奉幣を延引す。（吉記）

七月　五日　盗、豊受太神宮外幣殿の神宝を窃む。（類聚大補任）

七月　十三日　大中臣永親卒す。（大中臣氏系図）

八月　十七日　豊受太神宮祢宜度会貞綱卒す。彦章替りて執印。（豊受太神宮祢宜補任次第）

八月　三十日　幣料闕如に依り、祈年穀奉幣を延引す。（吉記）

九月　二日　祈年穀奉幣。（吉記）

九月　十一日　例幣。（吉記）

九月　二十日　輔仁親王御孫中納言法眼円暁、皇太神宮に参籠し御産を祈る。（吾

妻鏡）

九月二十六日　豊受太神宮祢宜度会頼行を任ず。貞綱の替。（豊受太神宮祢宜補任次第）

九月是月　大中臣隆時を大宮司に補す。（類聚大補任）

十一月　十三日　太神宮司大中臣有長卒す。（大中臣氏系図）

十一月　十七日　後白河法皇、伊勢神宮祢宜等の源頼朝と通ずるを疑い、其の処罰の可否を右大臣藤原兼実に問わせ給う。（玉葉）

十一月二十八日　祭主大中臣親隆を罷む。（祭主補任。公卿補任・類聚大補任は十二月三日とす）

十一月是月　大中臣忠国を権大司に補す。（類聚大補任）

十二月　二日　源頼朝、書を太神宮祢宜等に寄せ、平家嫌疑の非理を慰諭す。（吾妻鏡）

十二月　六日　大中臣親俊を祭主に補す。（祭主補任）

寿永　二年（一一八三）　二月　七日　豊受太神宮祢宜度会晴兼卒す。（豊受太神宮祢宜補任次第）

二月二十八日　祈年穀奉幣。（山槐記）

三月是月　豊受太神宮祢宜度会雅雄を任ず。晴兼の替。（豊受太神宮祢宜補任次第）

四月　九日　神祇官人をして、五日を限り、伊勢太神宮以下十六社に参籠して、兵禍を祷らしむ。（玉葉）

四月二十六日　参議源通親を遣わし、宸筆宣命を伊勢太神宮に奉り、天変兵革を祈祷せしむ。五月四日、帰京復命。（玉葉）

五月二十四日　豊受太神宮祢宜度会彦章卒す。替りて光忠執印。（類聚大補任）

六月　二日　後白河法皇、御剣を諸社に奉りて、兵革を祈禳し給う。（吉記）

六月　三日　太神宮以下十社に奉幣して、兵革を祈禳せしむ。（吉記）

六月　十日　豊受太神宮祢宜度会忠行を任ず。彦章の替。（豊受太神宮祢宜補任次第）

六月　十一日　月次祭使を発遣し、祭主大中臣親俊をして、乱を鎮めんことを太神宮に祷らしむ。（吉記）

六月二十二日　祭主大中臣親俊、神託に依りて神宮の銀剣を後白河法皇に奉る。（吉記）

六月二十三日　仗座に於いて、両宮修造遅怠の事を議す。（吉記）

七月　九日　神宮の訴訟を院に議す。（百練抄）

七月　十七日　太神宮に怪異あり。（玉葉）

八月　七日　右大臣藤原兼実、両宮に鏡箱を奉献す。（玉葉）

九月　二日　後白河法皇、参議藤原修範を伊勢に遣わし、太神宮に奉幣あらせらる。（玉葉）

九月　十一日　例幣。（園太暦）

十一月　十八日　源義経、源義仲を追討し、伊勢神郡に着く。（吉記）

寿永　三年（一一八四）　正月　一日　太神宮に怪異あり。（玉葉）

二月　三十日　前祭主大中臣親隆出家す。（一代要記）

三月二十三日　祈年穀奉幣。（百練抄）

元暦　元年（一一八四）　四月二十七日　後白河法皇、太神宮修造の功成らざるを以て、大宮司大中臣祐成重任の可否を右大臣藤原兼実に議せしむ。（玉葉）

四月是月　大中臣親宣卒す。（大中臣氏系図）

五月二十三日　大宮司大中臣祐成、神事違例并びに両宮・離宮院修造致さざるに依り之を罷む。（山槐記）

五月二十五日　大中臣盛家を大宮司に補す。（山槐記）

六月二十三日　二十二社に奉幣して、神器の還京を祈る。（百練抄）

七月　十七日　後鳥羽天皇御即位由奉幣。（山槐記）

九月　十一日　例幣。（山槐記）

十月　九日　御即位大奉幣。（百練抄）

十月　十五日　大嘗会大奉幣使を発遣す。（百練抄）
十一月　九日　大嘗会由三社奉幣。（吉記）
十二月　三日　院宣を下して、両宮祢宜等に位一階を進む。（類聚大補任）

元暦　二年（一一八五）

正月　一日　権大宮司忠国、母喪に依り解任し、大中臣祐家を之に補す。（類聚大補任）
正月　十四日　三社奉幣して、平家追討并びに三種神器事故なく都へ返入せ給うべきを祈る。（平家物語）
二月　四日　太神宮の穢に依り、祈年祭を延引す。二十六日、追行す。（百練抄）
三月　八日　祈年穀奉幣。（師守記）
三月二十四日　安徳天皇崩御され、神宝海中に流失す。（玉葉）
三月二十八日　観歳、度会郡箕曲宿房に於いて一字頂輪王儀軌を書写す。（平安遺文）
四月　八日　平家追討御祈に依り十二社奉幣のところ、平家伏誅の報至りて之を延引す。（玉葉）
四月二十一日　豊受太神宮仮殿遷宮。（遷宮事略）
四月二十八日　去る寿永元年七月五日豊受太神宮外幣殿神宝盗難の時番直祢宜等三名の停任を解除す。（類聚大補任）

文治　元年（一一八五）

五月　六日　二十二社に奉幣して、平家追討の由を報賽し、宝剣の出で来たるべきを祈る。（玉葉）

八月　十三日　地震御祈に依り、九社に奉幣す。（百練抄）

九月　九日　太神宮に飯高郡一郡并びに封戸を加え奉る。（類聚大補任）

九月　十一日　伊勢例幣。（山槐記）

九月　十九日　祈年穀奉幣。（山槐記）

十月　十五日　院宣を源頼朝に下して、斎宮用途を進納せしめ、并びに太神宮御領伊雑神戸・鈴母御厨・沼田御牧・員部神戸・田公御厨等に散在の武士故なく押領するを禁ぜしむ。（吾妻鏡）

十一月　九日　祭主大中臣親俊薨ず。（一代要記）

十一月　十五日　高倉天皇皇女潔子内親王を斎宮に卜定す。（玉葉）

十一月二十五日　大中臣能隆を祭主に補す。（玉葉）

史料影印

史料影印

皇大神宮儀式帳

（神宮文庫蔵）

※史料影印は、版権上の都合により収録しておりません

史料影印

等由氣大神宮儀式帳（神宮文庫蔵）

※史料影印は、版権上の都合により収録しておりません

史料影印

延喜式

巻第四　伊勢大神宮（一條家旧蔵）

※史料影印は、版権上の都合により収録しておりません

附、影印史料解題

○皇大神宮儀式帳・等由氣大神宮儀式帳

この両書は現在別々の典籍の如く扱われているが、本来は長文ながら一通の文書である。両書の書き始め文言、書き止め文言、年月日、位署書等からみて、本書は両宮祢宜からそれぞれの宮社の儀式並年中行事の由緒と現状を報告したものを、大神宮司が一つに合わせ、それを神祇官をへて太政官に上申した解状（ゲ）である。すなわち、「伊勢大神宮解（ゲ）（延暦二十三年）」とでもいうべき律令制下の公式様文書である。『中右記』永久二年（一一一四）九月六日条に「大神宮儀式帳」、『勘仲記』弘安十年（一二八七）七月十三日条に「神宮儀式帳」とみえ、また『本朝書籍目録』には「伊勢太神宮儀式二巻　皇大神宮一巻　豊受宮一巻、延暦廿三年注進」とみえるので、少なくとも平安時代末以降は一つの典籍の如く扱われている。延暦二十三年（八〇四）注進の原本は存せず、管見に及ぶかぎりでも百数十本余の写本が伝来している。

その書名は、先の「大神宮儀式帳」・「神宮儀式帳」・「伊勢大神宮儀式」の他、「延暦儀式帳」・「皇大神宮儀式帳」・「豊受宮（等由氣宮・止由氣宮）儀式帳」・「豊受大神宮（等由氣大神宮・止由氣大神宮）儀式帳」・「内宮儀式帳」・「外宮儀式帳」など多様であり、また「大神宮」の「大」は「太」

とあるものも多いが一定しない。近世、塙保己一編纂の「群書類従」には、その巻第一に「皇太神宮儀式帳」、巻第二に「止由氣宮儀式帳」としてその校訂本が上梓されて以来、「皇太神宮儀式帳」・「止由氣宮儀式帳」という書名が定着している。

写本の多くは近世以降所写のいわゆる近写本であるが、古写本としては、尊経閣文庫に平安期末葉の筆かとみられる「止由氣宮儀式帳」（表題　太神宮儀式　一名外宮儀式帳、一―六―書）があり、神宮文庫に「皇太神宮儀式帳　残巻」（一帖、八一三五―一）、「等由氣太神宮儀式帳」（一巻、七二四―一）の二本があり、前者は鎌倉時代初期、後者は鎌倉時代末期から吉野時代初期の所写と判定されている。（これらのうち神宮文庫本は、昭和五十八年、『神宮古典籍影印叢刊』3に田中卓博士の解題を付して影印されている。）しかしいずれも、あるいは巻首部分のみであったり、あるいは巻首と途中を欠き、完本ではない。

ここに影印する「**皇大神宮儀式帳**」（神宮文庫蔵、一―七九八六―一、タテ二八、〇センチメートル・ヨコ一九、五センチメートル、墨付一一六丁・前後に遊紙各一丁）は、薗田守宣旧蔵本、祢宜荒木田定綱（明和三年―一七六六―任祢宜、寛政九年―一七九七―一祢宜）の所写本。表紙に粘付された紙片、及び巻末の識語によれば、藤波氏式神主家蔵（荒木田氏経所携）の古本を書写したもので、それに経盛卿之本、経晃卿之本以下諸家所伝の数本を以て校合したとある。室町時代の荒木田氏経（応永九年、一四〇二～長享元年、一四八七）の所携の古本の系統が

注目される。ここに影印するゆえんである。

「**等由氣大神宮儀式帳**」（神宮文庫蔵、一―七八八一―一、タテ二八、〇センチメートル・ヨコ一九、五センチメートル、墨付四八丁、前後に遊紙各一丁）は度会神主足代弘訓（天明四年、一七八四～安政三年、一八五六）の旧蔵本。正徳三年（一七一三）五月十一日、中村氏衆永が書写校合したもの。その識語によれば承久四年（一二二二）、嘉禎元年（一二三五）、延文二年（一三五七）度会神主實相の本奥書に続いて、天和元年（一六八一）十月十一日の度会（出口）延経の奥書、その延経本を直後の天和元年十月二十五日に度会（黒瀬）益弘が書写したものに依ったとある。その中村本を足代弘訓が入手し、文化七年（一八一〇）十月、上田百樹本を以て、訓点を写し加えている。天和元年（一六八一）の度会（出口）延経本の系統が注目され、ここに影印するゆえんである。

○延喜式

『延喜式』（全五十巻）は、延喜五年（九〇五）八月その編集が命ぜられ、延長五年（九二七）十二月二十六日に撰進され、康保四年（九六七）十月九日に施行された、平安時代の三代格式の棹尾をかざる古代法典であり、律令格の施行細則である式の集成である。

その巻第一～巻第十は神祇関係であり、特にその巻第四は、伊勢大神宮に関する式の集

成（巻第五は斎宮）である。

原本は存せず、写本のかたちで今日に伝えられているが、本書の写本の中、近世以前の古写本は少なく、全巻を具備するものは一部も現存していない。巻九・十二・十四・十六の四巻を存する金剛寺本は平安時代の所写。巻一・二・四・六・七・八～十三・十五・十六・二十～二十二・二十六～三十二・三十六・三十八・三十九・四十二の二十七巻分を存する九條家本も一部鎌倉初期かと考えられるが大半は平安時代のものと考えられている。

この金剛寺本・九條家本に並ぶものが、**一條家本**である。巻第一（四時祭上）・巻第二（四時祭下）・巻第三（臨時祭）・巻第四（伊勢大神宮）・巻第五（斎宮）の五巻を存する、前記二本と同じく平安時代の所写と考えられる古写本である。特に巻第四・巻第五は伊勢神宮の金科玉条、根本史料として重視され、昭和三年『延喜式伊勢大神宮斎宮』として影印された（和装本、本文全五十一丁、昭和三年、神宮司庁）。ところが、この一條家本（全五巻）は、昭和二十年三月の東京大空襲によって焼失、原像を伝えるものは全五巻分の二巻分、前記神宮司庁影印本のみとなった。ところが神宮司庁影印本も刊行部数少なく、現在入手はほとんど不可能である。伊勢市史古代編刊行にあたり、特にその**巻第四（伊勢大神宮）**を影印に付し一條家本延喜式の原型を伝えたい。

あとがき

伊勢市史古代編は、渡辺寛（平成十二年二月～）のもと、橋倉雄二（平成十二年五月～平成二十一年四月）、芝崎俊也（平成十二年五月～平成十五年三月）、大平和典（平成十五年七月～）よりなる伊勢市史編集専門部会古代部会が担当した。部会の作業は終始、伊勢市関係の古代史料の蒐集とその読解整理であったが、『伊勢市史　第一巻　古代編』として一書と成すにあたっては、大きくこれを論説・年表・史料影印の三部構成とし、論説・史料影印は渡辺寛が担当し、年表は大平和典が担当した。伊勢市の古代史は終始するところ伊勢神宮の古代史であるので、論説は伊勢神宮関係に特化し（尚、論説四篇のうち、三、四は筆者が嘗て『皇學館大学紀要』『式内社調査報告』で報告したものに若干の補訂を加えて収録した）、年表は伊勢神宮関係の事項を細大もらさず採録すると共に、古代伊勢市の通史的理解に役立つ配慮を加えた。史料影印は神宮の根本史料三種（皇大神宮儀式帳・止由氣大神宮儀式帳・延喜大神宮式）を採録した。御高配いただいた一條實昭氏並に神宮司庁・神宮文庫に謝意を呈します。

平成二十三年三月

伊勢市史編集専門部会　古代部会長　渡辺　寛

伊勢市史古代編協力者

【組織・団体】（順不同）

神宮司庁　神宮文庫　皇學館大学

【個人】（敬称略）

一條　實昭

伊勢市史編さん関係者

平成二十三年三月一日現在。（　）内は平成年、在任期間。

【伊勢市史編さん委員会】（敬称略、順不同）

委員長

上野　秀治　皇學館大学文学部教授

副委員長

松下　裕　伊勢市副市長

委員（学識経験者）

吉川　竜実　神宮司庁文教部神宮文庫主幹

岡田　登　皇學館大学文学部教授

濱口　主一　伊勢市文化財保護審議会会長・伊勢郷土会会長

石井　昭郎　伊勢郷土会副会長

委員（地域団体代表）

山本　一雄　伊勢商工会議所副会頭

小寺　留男　伊勢市総連合自治会会長

委員（市職員）

宮崎　吉博　伊勢市教育委員会教育長

佐々木昭人　伊勢市教育委員会教育部長
森井　啓　伊勢市情報戦略局長

【伊勢市史編集専門委員会】（五十音順）

上野　秀治（近世）皇學館大学文学部教授
岡田　照子（民俗）岐阜女子大学名誉教授（～21・11・16）
岡田　登（考古）皇學館大学文学部教授
岡野　友彦（中世）皇學館大学文学部教授
田浦　雅徳（近代）皇學館大學文学部教授
辻村　修一（現代）元御薗村教育長
間宮　忠夫（文化財）元伊勢市文化財調査会会長（～19・3・31）
渡辺　寛（古代）皇學館大学名誉教授

【伊勢市史編集専門部会　古代部会】

部会長
渡辺　寛　皇學館大学名誉教授
専門部会委員
大平　和典　皇學館大学助教

【伊勢市史編さん担当職員】

藤本　亨　総務部長
北　一晃　総務課長

（総務課市史編さん係）

椿　秀樹　副参事兼市史編さん係長
大道　弦　市史編さん係
井上　有希　嘱託職員
中谷　真弓　嘱託職員
中橋　未帆　嘱託職員
山田　歩　嘱託職員
木平ゆづ紀　臨時職員

伊勢市史　第一巻　古代編
（第四回配本　全八巻）

平成二十三年三月三十一日　発行

編集・発行　伊　勢　市
伊勢市岩渕一丁目七番二九号

印刷・製本　文化印刷有限会社
伊勢市御薗町高向七〇九